

# 鬼北町地域防災計画

令和4年10月

鬼北町防災会議

# 鬼北町地域防災計画目次

<b>風水害等対策編</b> .....	<b>1</b>
<b>第1編 総論</b> .....	<b>3</b>
第1章 計画の主旨 .....	3
第1節 計画の目的 .....	3
第2節 計画の性格 .....	3
第3節 計画の構成 .....	3
第4節 基本方針 .....	3
第5節 国土強靱化の基本目標を踏まえた鬼北町地域防災計画の作成等 .....	4
第6節 用語 .....	4
第7節 法律番号等 .....	5
第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 .....	7
第3章 鬼北町の地形及び災害の概要 .....	12
<b>第2編 災害予防対策</b> .....	<b>13</b>
第1章 防災気象情報の伝達 .....	13
第1節 定義 .....	13
第2節 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達系統 .....	14
第3節 気象情報の種類及び伝達系統 .....	15
第4節 特別警報 .....	16
第5節 土砂災害警戒情報の発表・伝達 .....	18
第6節 洪水予報、水防警報及び水位到達情報の発表・伝達 .....	18
第7節 火災気象通報及び火災警報の発表・伝達 .....	18
第8節 伝達体制 .....	18
第9節 非常時の伝達体制 .....	19
第2章 防災思想・知識の普及 .....	20
第3章 住民の防災対策 .....	24
第1節 住民の果たすべき役割 .....	24
第2節 町の活動 .....	25
第4章 自主防災組織の防災対策 .....	26
第1節 自主防災組織の育成強化 .....	26
第2節 地域における自主防災組織の果たすべき役割 .....	27
第3節 町の活動 .....	29
第4節 自主防災組織と消防団等との連携 .....	29
第5節 事業所等における自主防災活動 .....	29
第6節 地域における自主防災活動の推進 .....	30
第5章 事業者の防災対策 .....	31
第1節 事業者の果たすべき役割 .....	31
第6章 ボランティアの防災対策 .....	33
第7章 防災訓練の実施 .....	35
第8章 業務継続計画の策定 .....	37
第9章 避難対策 .....	39
第1節 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 .....	39
第2節 避難路の指定 .....	40
第3節 住民等への周知のための措置 .....	41
第4節 指定避難所の設備及び資機材の配備 .....	41
第5節 町等の避難計画 .....	41
第6節 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策 .....	44

第7節	広域避難者への配慮	45
第10章	緊急物資確保対策	46
第1節	食料及び生活必需品等の確保	46
第2節	飲料水等の確保	47
第3節	物資供給体制の整備	47
第11章	医療救護対策	49
第12章	防疫・保健衛生体制の整備	51
第13章	孤立地区対策	52
第14章	要配慮者の支援対策	53
第15章	広域的な応援体制の整備	56
第16章	資材・機材等の点検整備対策	59
第17章	情報通信システムの整備	61
第1節	情報収集・連絡体制の整備	61
第2節	通信施設の整備	63
第3節	防災情報システムの拡充整備	63
第4節	河川等情報システムの活用	64
第5節	各種情報システムデータのバックアップ保管	64
第18章	ライフライン災害予防対策	65
第1節	水道施設	65
第2節	電力施設	65
第3節	ガス施設	66
第4節	電信電話施設	66
第19章	道路災害予防対策	68
第20章	建築物災害予防対策	69
第21章	農地・農林業用施設災害予防対策	69
第22章	水害予防対策	70
第1節	災害危険区域の指定	70
第2節	防災事業計画	70
第3節	異常降雨災害予防計画	72
第4節	台風災害予防計画	72
第23章	地盤災害予防対策	74
第1節	地すべり等防止施設の整備	74
第2節	農地保全	75
第3節	治山	75
第24章	鉄道施設災害予防対策	75
第25章	危険物等災害予防対策	76
第26章	火災予防対策	77
第27章	林野火災予防対策	80
第28章	災害復旧・復興への備え	82
<b>第3編</b>	<b>災害応急対策</b>	<b>84</b>
第1章	応急措置の概要	84
第2章	防災組織及び編成	86
第3章	通信連絡	98
第4章	情報活動	100
第5章	広報活動	104
第6章	避難活動	106
第7章	緊急輸送活動	124
第8章	交通応急対策	126
第9章	孤立地区に対する支援活動	129
第10章	消防活動	130

第11章	水防活動	134
第12章	人命救助活動	137
第13章	遺体の捜索・措置・埋葬	140
第14章	災害救助法の適用	142
第15章	食料及び生活必需品等の確保・供給	145
第16章	飲料水の確保・供給	148
第17章	医療救護活動	149
第18章	防疫・衛生活動	152
第19章	保健衛生活動	153
第20章	食品衛生活動	154
第21章	廃棄物等の処理	155
第22章	障害物の除去	157
第23章	動物の管理	158
第24章	応急住宅対策	159
第25章	応急教育活動	161
第26章	要配慮者に対する支援	163
第27章	ボランティア等への支援	164
第28章	応援協力活動	166
第29章	自衛隊の活動	168
第30章	ライフラインの確保	171
第31章	郵便事業の運営維持	175
第32章	豪雪災害防止活動	176
第33章	鉄道施設災害の応急活動	178
第34章	危険物施設等の安全確保	179
第35章	林野火災応急活動	180
<b>第4編</b>	<b>災害復旧・復興対策</b>	<b>181</b>
第1章	公共施設災害復旧対策	181
第2章	復興計画	183
第3章	災害復旧資金	186
第4章	被災者等に対する支援	187
<b>地震災害対策編</b>		<b>193</b>
<b>第1編</b>	<b>総論</b>	<b>195</b>
第1章	計画の主旨	195
第1節	計画の目的	195
第2節	計画の性格	195
第3節	計画の構成	195
第4節	基本方針	195
第5節	国土強靱化の基本目標を踏まえた鬼北町地域防災計画の作成等	195
第6節	用語	195
第7節	法律番号等	196
第2章	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	196
第3章	地震発生の条件	197
第1節	地形・地質	197
第2節	中央構造線断層帯	197
第3節	南海トラフ	198
第4節	安芸灘～伊予灘～豊後水道	200
第5節	地震想定	200
<b>第2編</b>	<b>災害予防対策</b>	<b>207</b>

第1章	防災思想・知識の普及	207
第2章	住民の防災対策	210
第3章	自主防災組織の防災対策	210
第4章	事業者の防災対策	210
第5章	ボランティアの防災対策	210
第6章	地震防災訓練の実施	210
第7章	業務継続計画の策定	210
第8章	地震災害予防対策	211
第9章	水害予防対策	215
第10章	地盤災害予防対策	216
第11章	孤立地区対策	217
第12章	住民生活の確保対策	218
第13章	要配慮者の支援対策	218
第14章	広域的な応援体制の整備	219
第15章	情報通信システムの整備	219
第16章	ライフラインの耐震対策	220
第17章	公共土木施設等の耐震対策等	223
第18章	危険物施設等の耐震対策	228
第19章	災害復旧・復興への備え	230
<b>第3編</b>	<b>災害応急対策</b>	<b>232</b>
第1章	防災関係機関の活動	232
第2章	情報活動	233
第3章	広報活動	240
第4章	避難活動	240
第5章	緊急輸送活動	240
第6章	交通応急対策活動	241
第7章	災害拡大防止活動	243
第8章	災害救助法の適用	246
第9章	地域への救助活動	247
第10章	応急教育活動	249
第11章	要配慮者に対する支援活動	249
第12章	孤立地区に対する支援活動	249
第13章	応援協力活動・ボランティア等への支援	249
第14章	通信放送施設の確保	250
第15章	ライフラインの確保	250
第16章	公共土木施設等の確保	251
第17章	危険物施設等の安全確保	252
第18章	社会秩序維持活動	253
<b>第4編</b>	<b>災害復旧・復興対策</b>	<b>254</b>
第1章	災害復旧対策	254
第2章	復興計画	256
第3章	被災者の生活再建支援	258
<b>第5編</b>	<b>南海トラフ地震防災対策推進計画</b>	<b>259</b>
第1章	総則	259
第2章	南海トラフ地震に関する情報の種類	260
第3章	南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ	262
第4章	南海トラフ地震に関連する情報発表時の対策体制及び活動	263
第5章	地域防災力の向上に関する計画	264

第6章	関係者との連携協力の確保 .....	266
第7章	円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 .....	267
第8章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 .....	269
第9章	防災訓練計画 .....	269
第10章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 .....	270
第11章	支援・受援体制の整備 .....	273
第12章	広域避難対策 .....	274
<b>原子力災害対策編 .....</b>		<b>275</b>
<b>第1編 原子力災害事前対策 .....</b>		<b>277</b>
第1章	本町の役割 .....	277
第2章	災害応急体制の整備 .....	278
第3章	防災知識の普及 .....	279
第4章	原子力防災訓練の実施 .....	280
第5章	広域避難者受入れ体制の整備 .....	280
<b>第2編 緊急事態応急対策 .....</b>		<b>281</b>
第1章	応急措置の概要 .....	281
第2章	情報収集活動 .....	281
第3章	広報・広聴活動 .....	281
第4章	緊急時モニタリング等の実施 .....	282
第5章	住民避難等の実施 .....	282
第6章	被災地への応援協力活動 .....	283
<b>第3編 原子力災害中長期対策 .....</b>		<b>284</b>
第1章	汚染の除去等 .....	284
第2章	風評被害等の影響の軽減 .....	284



# 風水害等対策編





# 第1編 総論

## 第1章 計画の主旨

### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、鬼北町の地域に係るあらゆる災害から人的・経済的被害を軽減するための施策として、次の事項について定め、これを推進することにより、防災機関はもとより自主防災組織等の活動などと合わせ住民運動を展開し、もって防災の万全を期する。

特に、愛媛県全域が、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下本節において「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、同法第5条第2項の規定に基づき、同地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、その実現のための計画を策定する。

- (1) 鬼北町の区域を管轄する指定地方行政機関、県、町、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 災害発生の未然防止と被害の軽減を図るため、防災施設の新設又は改良、平常からの訓練、自主防災組織の育成強化及び一般住民への防災知識普及等に関する災害予防計画
- (3) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するための災害応急対策に関する計画
- (4) 災害復旧に関する計画
- (5) その他必要な事項

### 第2節 計画の性格

この計画は、町及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者並びに住民が、防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行うものである。

### 第3節 計画の構成

この計画は、計画編と資料編で構成する。

計画編のなか、風水害等対策編の構成は、次の4編による。

- (1) 第1編 総論  
この計画の主旨、防災関係機関の業務、地形・気象災害の概要など計画の基本となる事項を示す。
- (2) 第2編 災害予防対策  
平常時の教育、訓練、施設の災害予防対策、住民生活の確保方策などの予防対策を示す。
- (3) 第3編 災害応急対策  
災害が発生した場合の応急対策を示す。
- (4) 第4編 災害復旧・復興対策  
災害発生後の復旧・復興対策を示す。

なお、鬼北町地域防災計画は、この「風水害等対策編」によるもののほか、地震災害、原子力災害に対応するため、「地震災害対策編」、「原子力災害対策編」をそれぞれ定める。

### 第4節 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小化し、

被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済への影響を最小限にとどめる。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず災害対策の改善を図ることが必要である。

また、防災対策は、住民が自らの安全は自らで守る「自助」を実践したうえで、地域において互いに助け合う「共助」に努めるとともに、町及び県がこれらを補完しつつ「公助」を行うことを基本とし、住民、自主防災組織、事業者、町及び県がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に防災活動を実施していくことが重要である。

特にいつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による防災対策の充実はもとより、住民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠であることから、この計画に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「住民運動」を展開し、これら多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するため、時期に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等との連携を図る。

また、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震への対策については、南海トラフ地震特別措置法第3条第1項の規定に基づき、本県全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、円滑な避難の確保、迅速な救助、防災訓練に関する事項、防災関係者の連携協力の確保に関する事項及び時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項等を定め、地震防災対策の一層の推進を図る。

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等については、その具体的な整備目標及びその達成の期間を定め、計画的な整備を図る。

近年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

## 第5節 国土強靱化の基本目標を踏まえた鬼北町地域防災計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条に基づき作成された「鬼北町国土強靱化地域計画」は、鬼北町国土強靱化地域計画以外の町計画の指針となるべきものとして定められている。

このため、町は、鬼北町国土強靱化地域計画の基本目標である、

- ア 人命の保護が最大限図られる
  - イ 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
  - ウ 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
  - エ 迅速な復旧・復興
- を踏まえ、鬼北町地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

## 第6節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害とは、次により生ずる被害をいう。

- ア 暴風、大雨、大雪、洪水、地震その他の異常な自然現象
- イ 大規模な火事又は爆発
- ウ 放射性物質の大量の放出
- エ その他大規模な事故

(2) 鬼北町災害対策本部

災対法第23条の2の規定に基づき設置される鬼北町災害対策本部（以下「町本部」という。）を

いう。

- (3) 鬼北町水防本部  
水防法に基づく鬼北町水防本部（以下「町水防本部」という。）をいう。
- (4) 鬼北町水防計画  
水防法第 33 条に基づき定められた鬼北町水防計画（以下「水防計画」という。）をいう。
- (5) 鬼北町消防計画  
消防組織法第 4 条第 2 項第 15 号に基づき定められた鬼北町消防計画（以下「消防計画」という。）をいう。
- (6) 愛媛県災害対策本部  
災対法第 23 条の規定に基づき設置される愛媛県災害対策本部（以下「県本部」という。）をいう。
- (7) 土砂災害警戒区域  
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（以下「土砂災害防止法施行令」という。）第 2 条の規定に基づき知事が指定する区域で、土砂災害のおそれがある区域をいう。
- (8) 土砂災害特別警戒区域  
土砂災害防止法施行令第 3 条の規定に基づき知事が指定する区域で、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域をいう。
- (9) 浸水想定区域  
水防法第 14 条の規定に基づき、国土交通大臣又知事が指定する区域で、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。
- (10) 要配慮者利用施設  
社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。

## 第 7 節 法律番号等

この計画に掲載している法令等の法律番号等は下記のとおりである。また、略称規定を記載した法令等は、以下略称規定の名称を記載する。

法令等	略称規定	法律番号等
砂防法		明治 30 年法律第 29 号
災害救助法		昭和 22 年法律第 118 号
消防組織法		昭和 22 年法律第 226 号
地方自治法		昭和 22 年法律第 67 号
教科書の発行に関する臨時措置法		昭和 23 年法律第 132 号
消防法		昭和 23 年法律第 186 号
水防法		昭和 24 年法律第 193 号
土地改良法		昭和 24 年法律第 195 号
電波法		昭和 25 年法律第 131 号
生活保護法		昭和 25 年法律第 144 号
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律		昭和 25 年法律第 169 号
建築基準法		昭和 25 年法律第 201 号
地方税法		昭和 25 年法律第 226 号
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法		昭和 26 年法律第 97 号
火薬類取締法		昭和 26 年法律第 149 号
公営住宅法		昭和 26 年法律第 193 号
高圧ガス保安法		昭和 26 年法律第 204 号
森林法		昭和 26 年法律第 249 号

法令等	略称規定	法律番号等
気象業務法		昭和 27 年法律第 165 号
公立学校施設災害復旧費国庫負担法		昭和 28 年法律第 247 号
ガス事業法		昭和 29 年法律第 51 号
自衛隊法		昭和 29 年法律第 165 号
地すべり等防止法		昭和 33 年法律第 30 号
宅地造成等規制法		昭和 36 年法律第 191 号
災害対策基本法	災対法	昭和 36 年法律第 223 号
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律		昭和 37 年法律 150 号
災害対策基本法施行令		昭和 37 年政令第 288 号
災害対策基本法施行規則		昭和 37 年総理府令第 52 号
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律		昭和 42 年法律第 149 号
大気汚染防止法		昭和 43 年法律第 97 号
都市計画法		昭和 43 年法律第 100 号
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律		昭和 44 年法律第 57 号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		昭和 45 年法律第 137 号
災害弔慰金の支給等に関する法律		昭和 48 年法律第 82 号
上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助金交付要綱		昭和 49 年厚生省環第 121 号
電気通信事業法		昭和 59 年法律第 86 号
電気通信事業法施行規則		昭和 60 年郵政省令第 25 号
被災市街地復興特別措置法		平成 7 年法律第 14 号
建築物の耐震改修の促進に関する法律		平成 7 年法律第 123 号
介護保険法		平成 9 年法律第 123 号
被災者生活再建支援法		平成 10 年法律第 66 号
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		平成 10 年法律第 114 号
原子力災害対策特別措置法		平成 11 年法律第 156 号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害防止法	平成 12 年法律第 57 号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令	土砂災害防止法施行令	平成 13 年政令第 84 号
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法		平成 14 年法律第 92 号
大規模災害からの復興に関する法律		平成 25 年法律第 55 号
強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法		平成 25 年法律第 95 号
消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律		平成 25 年法律第 110 号
「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」(第 2 版)について		令和 2 年 6 月 10 日府政防第 1262 号等
新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント		令和 2 年 6 月 15 日府政防第 1274 号等

## 第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 鬼北町

- (1) 鬼北町地域防災計画の作成
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及
- (4) 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- (5) 自主防災組織の育成指導その他住民の災害対策の促進
- (6) 防災訓練の実施
- (7) 防災のための施設等の整備
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (9) 被災者の救出、救護等の措置
- (10) 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人（旅行者を含む。）その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策の促進
- (11) 高齢者等避難、避難指示の発令、屋内での待避等の緊急安全確保の指示及び指定避難所の開設
- (12) 消防、水防その他の応急措置
- (13) 被災児童生徒の応急教育の実施
- (14) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (15) 災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (16) 災害時における町有施設及び設備の点検・整備
- (17) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (18) 緊急輸送の確保
- (19) 災害復旧の実施
- (20) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置

### 2 愛媛県

- (1) 県地域防災計画の作成
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及
- (4) 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- (5) 自主防災組織の育成指導その他住民の災害対策の促進
- (6) 防災訓練の実施
- (7) 防災のための装備・施設等の整備
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (9) 被災者の救出、救護等の措置
- (10) 避難行動要支援者の避難支援対策の促進
- (11) 避難指示又は屋内での待避等の緊急安全確保の指示に関する事項
- (12) 水防その他の応急措置
- (13) 被災児童生徒の応急教育の実施
- (14) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (15) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (16) 災害時における県有施設及び設備の点検・整備
- (17) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保

- (18) 緊急輸送の確保
- (19) 災害復旧の実施
- (20) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の災害応急対策の連絡調整
- (21) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置

### 3 指定地方行政機関

- (1) 中国四国農政局
  - ア 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関する事。
  - イ 自ら管理又は運営する施設・設備の保全に関する事。
  - ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関する事。
  - エ 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る施設等の整備に関する事。
  - オ 防災に関する情報の収集及び報告に関する事。
  - カ 災害時の食料の供給に関する事。
  - キ 災害時の食料の緊急引渡措置に関する事。
- (2) 四国森林管理局愛媛森林管理署
  - ア 森林治水事業の実施及び林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施
  - イ 国有保有林の整備保全
  - ウ 災害応急対策用木材（国有林）の供給
  - エ 民有林における災害時の応急対策等
- (3) 四国経済産業局
  - ア 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。
  - イ 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保に関する事。
  - ウ 災害時における電気、ガス、石油製品事業に関する応急対策等に関する事。
- (4) 中国四国産業保安監督部（四国支部）
  - ア 電気、ガス事業に関する災害予防、保安の確保及び復旧促進等の対策に関する事。
  - イ 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する災害予防、保安の確保、災害の応急対応に関する事。
  - ウ 鉱山等における災害予防、災害応急対策、災害復旧等の指導に関する事。
- (5) 四国地方整備局（緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）・リエゾン）  
管轄する河川、道路等についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう務める。
  - ア 災害予防
    - (ア) 所管施設の耐震性の確保
    - (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進
    - (ウ) 機動力を活かした実践的な方法による防災訓練の実施
    - (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
  - イ 応急・復旧
    - (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
    - (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
    - (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
    - (エ) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
    - (オ) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣
  - ウ 所掌に係る災害復旧事業に関する事。
- (6) 四国運輸局（愛媛運輸支局）
  - ア 輸送機関その他関係機関との連絡調整に関する事。
  - イ 自動車運送事業者、鉄軌道事業者に対する輸送のあっせんに関する事。

- (7) 大阪管区气象台（松山地方气象台）
  - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
  - イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
  - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
  - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
  - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及・啓発
- (8) 中国四国地方環境事務所
  - ア 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
  - イ 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達
  - ウ 家庭動物の保護等に係る支援に関すること。
- (9) 中国四国防衛局
  - 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整

#### 4 自衛隊（陸上自衛隊中部方面特科隊、航空自衛隊西部航空方面隊）

- (1) 被害状況の把握に関すること。
- (2) 避難の救助及び遭難者等の捜索に関すること。
- (3) 水防活動、消防活動、道路等の啓開に関すること。
- (4) 応急医療、救護及び防疫に関すること。
- (5) 通信支援、人員物資の緊急輸送に関すること。
- (6) 炊飯・給水及び宿泊支援等に関すること。
- (7) 危険物の保安及び除去に関すること。

#### 5 指定公共機関

- (1) 日本郵便株式会社（四国支社、町内郵便局（広見・清水・下大野・泉・日吉・父野川郵便局、三島簡易郵便局））
  - ア 郵便業務の運営の確保に関すること。
  - イ 郵便局の窓口業務の維持に関すること。
- (2) 日本赤十字社（愛媛県支部）
  - ア 応援救護班の派遣又は派遣準備に関すること。
  - イ 被災者に対する救援物資の配付に関すること。
  - ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置に関すること。
  - エ 赤十字奉仕団等に対する救急法の講習等の指導に関すること。
- (3) 日本放送協会（松山放送局）
  - ア 県民に対する防災知識の普及に関すること。
  - イ 風水害、地震情報及びその他地震等に関する情報の正確迅速な提供による県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
  - ウ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。
  - エ 社会福祉事業団体義捐金品の募集、配分に関すること。
- (4) 四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社（松山営業所）
  - ア 鉄道施設等の保全に関すること。
  - イ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。
  - ウ 災害時における旅客の安全確保に関すること。
  - エ 災害発生後に備えた資機材及び人員等の配備手配に関すること。
- (5) 西日本電信電話株式会社（愛媛支店）、株式会社NTTドコモ（四国支社）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
  - ア 電気通信施設の整備に関すること。



- イ 災害時における通信の確保に関すること。
- ウ 災害時における通信疎通状況等の広報に関すること。
- エ 警報の伝達及び非常緊急電話に関すること。
- オ 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく人員等の手配に関すること。
- (6) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社  
災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。
- (7) 四国電力株式会社（宇和島営業所）、四国電力送配電株式会社（宇和島支社）
  - ア 電力施設等の保全に関すること。
  - イ 電力供給確保に関すること。
  - ウ 被害施設の応急対策及び復旧用資機材の確保に関すること。
  - エ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
- (8) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社  
重要な通信を確保するための必要な措置に関すること。

## 6 指定地方公共機関

- (1) 輸送機関（宇和島自動車株式会社（バス））
  - ア 安全輸送の確保に関すること。
  - イ 災害対策用物資等の輸送に関すること。
  - ウ 災害応急活動のための車両借上要請に対する即応体制の整備に関すること。
- (2) 一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会  
救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること。
- (3) 一般社団法人愛媛県歯科医師会
  - ア 検案時の協力に関すること。
  - イ 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施に関すること。
- (4) 南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、宇和島ケーブルテレビ株式会社、株式会社愛媛新聞社
  - ア 防災に関するキャンペーン番組、防災メモのスポット、ニュース番組等による住民に対する防災知識の普及に関すること。
  - イ 災害に関する情報の正確、迅速な提供に関すること。
  - ウ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
  - エ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること。
  - オ 報道機関の施設、機器類等の点検と災害予防のための設備の整備に関すること。
- (5) 一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会
  - ア 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保に関すること。
  - イ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。
- (6) 愛媛県社会福祉協議会
  - ア 災害ボランティア活動体制の整備に関すること。
  - イ 被災者の自立的生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること。

## 7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) JAえひめ南、南予森林組合・鬼北町農業公社・日吉農林公社、森の三角ぼうし・日吉夢産地
  - ア 共同利用施設等の保全に関すること。
  - イ 被災組合員の援護に関すること。
  - ウ 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。
- (2) 鬼北町商工会、商店等
  - ア 被災商工業者の援護に関すること。
  - イ 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。

- (3) 病院等経営者
  - ア 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事。
  - イ 被災時の病人等の収容、保護に関する事。
  - ウ 災害時における負傷等の医療、助産、救護に関する事。
- (4) 危険物施設管理者、プロパンガス取扱機関
  - ア 危険物施設等の保全に関する事。
  - イ プロパンガス等の供給の確保に関する事。
- (5) 鬼北町社会福祉協議会
  - ア 災害ボランティア活動体制の整備に関する事。
  - イ 被災者の自立的生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関する事。
- (6) 社会福祉施設等管理者
  - ア 施設利用者等の安全確保に関する事。
  - イ 福祉施設職員等の応援体制に関する事。
- (7) 愛媛県警備業協会
  - 災害時の道路交差点での交通整理支援に関する事。
- (8) 愛媛県建設業協会宇和島地方支部鬼北分会等
  - 災害時の応急復旧に係る協力、支援に関する事。
- (9) その他
  - それぞれの業務に関する防災管理及び応急対策、災害復旧に関する事。

## 8 住民・事業者

- (1) 住民
  - ア 自助の実践に関する事。
  - イ 地域における自主防災組織等の防災活動への参加に関する事。
  - ウ 食料、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄に関する事。
- (2) 自主防災組織
  - ア 災害及び防災に関する知識の普及・啓発に関する事。
  - イ 地域における安全点検、防災訓練その他の災害応急対策の実施に関する事。
  - ウ 避難、救助、初期消火その他の災害応急対策の実施に関する事。
  - エ 町又は県が実施する防災対策への協力に関する事。
- (3) 事業者
  - ア 来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保に関する事。
  - イ 災害時において事業を継続することができる体制の整備に関する事。
  - ウ 地域における自主防災組織等の防災活動への協力に関する事。
  - エ 災害応急対策の実施に関する事。
  - オ 町又は県が実施する防災対策への協力に関する事。

資料編 < 1 - 2 - 1 > 防災関係機関一覧表

< 2 - 4 - 1 > 鬼北町自主防災組織名簿

## 第3章 鬼北町の地形及び災害の概要

### 1 地勢

鬼北町は、愛媛県の西南部に位置し、南は松野町、西は宇和島市、北は西予市、東は高知県梶原町、四万十町に接し、内陸部鬼北盆地の中央にあつて東経 132 度 41 分の位置にある。

面積は、241.88 k m<sup>2</sup>で、地目別では森林 84.8%、農用地 7.3%、宅地 1.3%、その他 6.6%となっている。

本地域は、1,000m級の山地に囲まれた典型的な中山間地域であり、町中央部を貫流する広見川は、日本でも屈指の美しい自然を残すといわれる四万十川の最大級の支流で、周囲の山岳部とともに優れた自然景観や貴重な生態系が残っている。

### 2 気候

気候は、太平洋側の気候帯に属し、夏は高温多湿で雨量が多く、内陸的な気候の特徴がみられ、冬は強い季節風と寒気に見まわれる。また、地形と河川の関係から、しばしば濃霧が発生する。

年平均温度は 15.5 度、年間降雨量は 2,152.2 mm で、初霜は 11 月中旬、終霜は 4 月中旬まであり、緯度標高の割には盆地地形のため、大雪の年には約 40 cm～100cm の積雪をみることがあるが、市街地の積雪も 2～3 日で溶けるところから概ね温暖な多雨地帯といえる。

### 3 災害の記録

鬼北町は、台風の常襲地帯で台風による災害、又は梅雨、秋雨前線等での大雨による災害が多数ある。

資料編 < 1 - 3 - 1 > 鬼北町の火災発生状況

< 1 - 3 - 2 > 鬼北町の主な気象災害

## 第2編 災害予防対策

災害の発生を未然に防止するためには、防災に関する施設の整備・点検、防災に関する物資・資材の備蓄整備や防災訓練等のほか、住民の防災意識の高揚が重要であるため、本編では、災害の予防活動及び対策について定める。

### 第1章 防災気象情報の伝達

気象、地象、水象、火災に関する予報・警報及び情報の発表基準並びに伝達は、本計画の定めるところによる。

なお、地震に関する情報の発表、伝達は、地震災害対策編の定めるところによる。

#### 第1節 定義

##### 1 特別警報

特別警報とは、大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報をいう。

##### 2 警報

警報とは、大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報をいう。

##### 3 注意報

注意報とは、大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報をいう。

##### 4 早期注意情報（警報級の可能性）

早期注意情報とは、5日先までの警報級の現象の可能性を〔高〕、〔中〕の2段階で発表するものをいう。

##### 5 気象情報

気象情報とは、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表するものをいう。

##### 6 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、県と松山地方気象台から共同で発表するものをいう。

##### 7 洪水予報

洪水予報とは、水防法第10条第2項及び第11条第1項の規定に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事が気象庁長官と共同してその状況を周知させるため水位又は流量等の現況及び予想を示して行う発表をいう。

## 8 水防警報

水防警報とは、水防法第 16 条の規定に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川、湖沼又は海岸において、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、国土交通大臣又は知事が、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

## 9 水位到達情報

水位到達情報とは、水防法第 13 条の規定に基づき、洪水予報河川以外で国土交通大臣又は知事が洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、避難判断水位に達したことを国土交通大臣又は知事が発表する水位の情報をいう。

## 10 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法第 22 条の規定に基づき、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに松山地方気象台が知事に対して通報し、県を通じて市町や消防本部に伝達されるものをいう。

## 11 火災警報

火災警報とは、消防法第 22 条第 3 項の規定に基づき、市町長が知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であるとき、必要に応じ発表するものをいう。

## 12 5段階の警戒レベル及び警戒レベル相当情報

### (1) 警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて住民等がとるべき行動と当該行動を住民等に促す情報とを関連付けるものをいい、警戒レベルに対応した防災気象情報や住民のとるべき行動等の関係については、風水害等対策編第 3 編第 6 章「避難活動」を準用する。

### (2) 警戒レベル相当情報

警戒レベル相当情報とは、警戒レベルに対応して、住民等が行動をとる際の判断に参考となる情報をいう。

## 第 2 節 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達系統

### 1 種類及び発表基準

資料編 < 2 - 1 - 1 > 松山地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

### 2 細分区域等

災害が起こると予想される地域を技術的に特定することができ、それが防災上必要と考えられる場合には、警報・注意報を市町単位で発表する。

警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮した地域でも発表する。

この場合、区域名は、警報・注意報のタイトルの前に付して表示する。

東予	東予東部	～	四国中央市、新居浜市、西条市の地域
	東予西部	～	今治市、上島町の地域
中予		～	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町の地域
南予	南予北部	～	大洲市、八幡浜市、西予市、内子町、伊方町の地域
	南予南部	～	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町の地域

### 3 伝達系統

資料編 < 2 - 1 - 2 > 特別警報・警報・注意報の伝達系統

## 第3節 気象情報の種類及び伝達系統

### 1 気象情報の種類

(1) 気象情報は、対象とする地域によって次の種類に分けられる。

- ア 全国を対象として気象庁が発表する「全般気象情報」
- イ 四国地方を対象として高松地方気象台が発表する「地方気象情報」
- ウ 愛媛県を対象として松山地方気象台が発表する「府県気象情報」

(2) 気象情報は、目的によって次の種類に分けられる。

- ア 特別警報、警報、注意報に先立って注意を喚起するためのもの。
- イ 特別警報、警報、注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意点を解説するもの。
- ウ 記録的な短時間の大雨を観測したとき、また、線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想されたときに、より一層の警戒を呼びかけるもの。
- エ 少雨、長雨、低温など平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間以上続き、社会的に影響の大きな天候について注意を喚起又は解説するためのもの。

(3) 気象情報の対象となる現象別の種類

台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、少雨に関する情報、黄砂に関する情報、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報、顕著な大雨に関する情報などがある。

記録的短時間大雨情報	県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（1時間降水量が100mm以上）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表する。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東予・中予・南予の区域単位で発表する。この情報の有効期限は、発表から1時間である。
顕著な大雨に関する情報	大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って発表する。

### 2 伝達系統

気象情報の伝達系統は、第2節の特別警報・警報・注意報の伝達系統に準ずる。

## 第4節 特別警報

「数十年に一度」規模の大規模災害が発生する可能性がある場合、「特別警報」が発表される。

現象	特別警報の基準		指標の種類
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		雨を要因とする特別警報の指標 (発表条件)
暴風	数十年に一度の強度の	暴風が吹くと予想される場合	台風等を要因とする特別警報の 指標 (発表条件)
高潮	台風や同程度の温帯低	高潮になると予想される場合	
波浪	気圧により	高波になると予想される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		雪を要因とする特別警報の指標 (発表条件)
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		

※発表にあたっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標（発表条件）を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断される。

### 1 雨を要因とする特別警報の指標（発表条件）

#### (1) 大雨特別警報（浸水害）の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）が発表される。

※激しい雨：1時間に概ね30mm以上の雨

- ① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。
- ② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。

※1 表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかをタンクモデルを用いて数値化したもの。タンクモデルによる流出量に地形補正係数を乗じて、1km四方の格子（メッシュ）に分けて算出する。

※2 流域雨量指数：降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の格子（メッシュ）に分けて算出する。

#### (2) 大雨特別警報（土砂災害）の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数※1の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※2がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（土砂災害）が発表される。

※1 土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に溜まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の格子（メッシュ）に分けて算出する。

※2 激しい雨：1時間に概ね30mm以上の雨

### 2 台風等を要因とする特別警報の指標（発表条件）

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合

台風については、指標（発表条件）の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表される。

温帯低気圧については、指標（発表条件）の最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表される。

### 3 雪を要因とする特別警報の指標（発表条件）

府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

愛媛県内観測地点の「50 年に一度の積雪深」は以下のとおり。

府県予報区	地点名	50 年に一度の積雪深(cm)	備 考
愛媛県	松山	7	積雪深ゼロの年もあり、50 年に一度の値の信頼性が低いので、参考値として扱う

### 4 伝達系統

特別警報の伝達系統は、第 2 節の気象等警報・注意報の伝達系統に準ずる。

### 5 気象警報等発表時における町や住民の対応例

町の対応	住民の行動	気象警報等の種類				
		大雨		暴風	大雪	暴風雪
		(土砂災害)	(浸水害)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>担当職員の連絡態勢確立</li> <li>気象情報や雨量の状況を収集</li> <li>注意呼び掛け</li> <li>警戒すべき区域の巡回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象情報に気をつける</li> <li>テレビ、ラジオ、気象庁HPなどから最新の気象情報を入手</li> <li>窓や雨戸など家の外の点検</li> <li>避難所の確認</li> <li>非常持出品の点検</li> </ul>	大雨注意報		強風注意報	大雪注意報	風雪注意報
<ul style="list-style-type: none"> <li>警報の住民への周知</li> <li>避難所の準備、開設</li> <li>必要地域に高齢者等避難</li> <li>応急対応態勢確立</li> <li>必要地域に避難指示</li> <li>避難の呼び掛け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難の準備をする</li> <li>危険な場所に近づかない</li> <li>日頃と異なったことがあれば、役場などへ通報</li> <li>暴風警報については、安全な場所に退避</li> </ul>	土砂災害警戒情報 大雨警報(土砂災害)	大雨警報(浸水害)	暴風警報	大雪警報	暴風雪警報
<ul style="list-style-type: none"> <li>特別警報が発表され非常に危険な状況であることの住民への周知</li> <li>必要地域に緊急安全確保</li> <li>直ちに最善をつくして身を守るよう住民に呼び掛け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直ちに命を守る行動をとる(近くの安全な場所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる)</li> </ul>	大雨特別警報(土砂災害)	大雨特別警報(浸水害)	暴風特別警報	大雪特別警報	暴風雪特別警報



## 第5節 土砂災害警戒情報の発表・伝達

土砂災害警戒情報の発表は、次の基準に達したとき県と松山地方気象台が協議して行い、関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため、必要な措置を講じる。その伝達系統は第2節の特別警報・警報・注意報の伝達系統に準ずる。

### (1) 発表基準

大雨警報（土砂災害）発表中において、降雨の実況と重ね概ね2時間先までの気象庁の降雨予測を合わせた指標が基準に達したとき、市町ごとに発表する。

### (2) 解除基準

降雨の実況に基づく指標が基準を下回り、かつ降雨予測を合わせた指標が短時間で再び超過しないと予想されるとき、市町ごとに解除する。

## 第6節 洪水予報、水防警報及び水位到達情報の発表・伝達

洪水予報、水防警報及び水位到達情報の発表及び伝達系統は、水防計画及び第2節の特別警報・警報・注意報の伝達系統に準ずる。

## 第7節 火災気象通報及び火災警報の発表・伝達

### 1 火災気象通報

火災気象通報は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」のどちらか若しくは同時に発表又は発表される見込みのときに県から町に伝達される。

伝達は、本編第26章「火災予防対策」を準用する。

### 2 火災警報

町長は、火災警報を発表したとき又は解除したときは、鬼北町地域防災計画の定めるところにより、住民及び関係機関に周知徹底を図るとともに、県（消防防災安全課）に連絡する。

## 第8節 伝達体制

町、県及びその他の防災関係機関は、相互に協力し、災害に関する予警報等の伝達、周知徹底に努めるものとし、このため伝達体制を確立しておく。

また、様々な環境下にある住民等及び職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、インターネット（ホームページ、SNS等）、登録制メール、IP告知システム、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

町は、県等から伝達を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民及び関係機関へ周知徹底する。

なお、気象警報、避難情報を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、特別警報が発表された際には、迅速かつ確実な伝達がなされるよう、特に留意する。

## 第9節 非常時の伝達体制

町は、災害等により、防災行政無線、IP告知システム及び公衆通信回線等が不通となった場合は、広報車による伝達及び消防団員等による伝達体制の確保を行う。また、県との通常の伝達系統が途絶した場合は、愛媛県非常通信協議会※に加盟する各機関の協力を得て、最寄りの無線局等を通じ非常無線通信により伝達するなど、伝達系統の確保に努める。

### ※ 「愛媛県非常通信協議会」

非常通信の円滑な運用を図ることを目的に、昭和29年に設立され、非常通信に係る機関が連携し、非常通信訓練の実施、各関係機関間の意見調整、その他非常通信に関する周知、啓発に取り組んでいる協議会。

## 第2章 防災思想・知識の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、県、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、町は、各所属職員のほか、住民等に対し、自主防災思想をはじめとした災害予防又は災害応急措置等防災に関する知識の普及・啓発に努める。

### 1 町職員に対する教育

町職員としての確かつ円滑な防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修等を通じ教育を行う。

- (1) 気象災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特性
- (3) 鬼北町地域防災計画と防災対策に関する知識
- (4) 警戒レベル等の内容及び発令された場合に住民等がとるべき行動に関する知識
- (5) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (7) 家庭及び地域における防災対策
- (8) 自主防災組織の育成強化対策
- (9) 防災対策の課題その他必要な事項

なお、上記（5）及び（6）については、毎年度、各課において、所属職員に対し、十分に周知する。

また、各課は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

さらに、専門的知識を有する防災担当職員の育成に努める。

### 2 教職員及び児童生徒等に対する教育

町教育委員会及び学校長は、町職員に準じて教職員（臨時職員等を含む。）への教育を行うとともに、学校における体系的な防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材の充実を図るなど、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、思考力、判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育の徹底を指導する。また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、学校安全に関する手引き（文部科学省作成ほか）等をもとに、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織・分担等）を定めたマニュアルを策定する。

- (1) 関連する教科、特別活動等において、児童生徒等の発達の段階を考慮しながら教育活動全体を通じて、風水害等に関する基礎的知識を修得させるとともに、警戒レベル等の内容及び発令又は発表された場合にとるべき行動、災害発生時の対策（避難場所、避難経路、避難方法の確認等）の周知徹底を図る。
- (2) 住んでいる地域の特徴や過去の風水害等について継続的な防災教育に努める。

- (3) 中学校、高等学校の生徒を対象に、応急処置の実習を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。高等学校段階の生徒には、地域の防災活動や災害発生時のボランティア活動にも参加できるような防災意識を育てる。
- (4) 学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、自然災害と防災に関する理解向上に努める。
- (5) 水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

### 3 地域住民に対する防災知識の普及

町は、災害発生時に住民が的確な判断に基づき行動ができるよう、防災に関する知識の普及・啓発を図る。

その際には、要配慮者への対応や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分に配慮する。

#### (1) 一般啓発

##### ア 啓発の内容

- ・ 気象災害に関する基礎知識
- ・ 警戒レベル等が発令された場合にとるべき行動に関する知識
- ・ 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- ・ 防災関係機関等が講じる防災対策等に関する知識
- ・ 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- ・ 山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識
- ・ 避難場所、避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- ・ 住宅の補強、火災予防、非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油等、家庭における防災対策に関する知識
- ・ 応急手当等看護に関する知識
- ・ 避難生活に関する知識
- ・ 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識
- ・ コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- ・ 早期自主避難の重要性に関する知識
- ・ 防災士の活動等に関する知識
- ・ 災害時の家庭内の連絡体制の確保

##### イ 啓発の方法

- ・ テレビ、ラジオ及び新聞の活用
- ・ 防災行政無線、IP告知システムの利用
- ・ ホームページ等の利用
- ・ 広報紙、パンフレット、ポスター、防災グッズ等の利用
- ・ 防災マップの利用
- ・ 映画、DVD等の利用
- ・ 講演会、講習会の実施

- ・広報車の巡回
- ・防災訓練の実施
- ・各種ハザードマップの利用

## (2) 社会教育を通じての啓発

町及び町教育委員会は、老人クラブ、婦人会、女性団体、PTA、青年団（以下「社会教育団体」という。）を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

### ア 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

### イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

また、文化財を災害から守り、後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施などの諸活動を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

## (3) 各種団体を通じた啓発

町は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料映像等の貸出し等を通じて防災知識の普及に努め、防災知識の普及を促進させる。

## (4) 「鬼北町防災の日」及び「えひめ防災週間」における啓発

町は、「えひめ防災の日（12月21日）」を含む「えひめ防災週間（12月17日～12月23日までの1週間）」において、その趣旨にふさわしい事業の実施に努める。

## 4 普及の際の留意点

### (1) 防災マップ等の活用

浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形でとりまとめた防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布する。

防災マップ等については、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。また、防災マップ等が安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。

なお、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

防災マップ等の配布・活用に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

### (2) 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大

規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

(3) 防災地理情報の整備等

町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

(4) 防災と福祉の連携

町は、防災担当部局と福祉担当部局等が連携し、高齢者や障がい者等の要配慮者に対し、適切な避難行動等に関する理解の促進を図る。

## 第3章 住民の防災対策

災害による被害を軽減するためには、住民一人ひとりが災害や防災に関する正しい知識を持ち、家庭、地域、職場等で自ら防災対策を実践するとともに、地域における自主防災組織等の防災活動に積極的に参加することが重要である。

このため、町及び県は、防災意識の啓発及び防災情報の提供等に努める。

### 第1節 住民の果たすべき役割

住民は、災害から自らを守る「自助」とともに、お互いに助け合う「共助」という意識と行動の基に、平常時及び災害発生時において、概ね次のような防災対策を実践する。

#### 1 平常時の実施事項

- (1) 防災に関する知識の習得に努める。
- (2) 警戒レベル等の内容及び発令された場合にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- (3) 地域の危険箇所や避難場所、避難所、避難経路、避難方法及び、家族等との連絡方法を確認する。
- (4) 分散避難の観点から、安全な親戚や友人の家など、様々な避難先の検討を事前に行っておく。
- (5) 土砂災害や洪水等地域の危険箇所の把握に努める。
- (6) 家屋の補強を行う。
- (7) 家具の固定やブロック塀の転倒防止等落下倒壊危険物の対策を講じる。
- (8) 飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、日用品や医薬品等生活必需品を備蓄するとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備をしておく。（飲料水、食料については最低7日分、うち3日分は非常用持出し。）また、自動車へのこまめな満タン給油を行い、動物飼養者にあつては飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について準備をしておく。
- (9) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (10) 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。
- (11) ラジオ等の情報収集の手段を確保する。
- (12) 隣近所と災害時の協力について話し合う。
- (13) 消火器その他の必要な資機材を備えるよう努める。
- (14) 避難行動要支援者は、町、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者及びNPO・ボランティア等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

#### 2 災害発生時の実施事項

- (1) まず我が身の安全を図る。
- (2) 適時、適切な早めの避難を実施するとともに、近隣住民への呼び掛けを行う。
- (3) 地域における相互扶助による被災者の救出活動を行う。
- (4) 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護に努める。

- (5) 自力による生活手段の確保を行う。
- (6) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (7) 秩序を守り、衛生に注意する。
- (8) 自動車、電話の利用を自粛する。
- (9) 避難所では、相互に協力して自主的に共同生活を営み、避難所が円滑に運営するよう努める。

## **第2節 町の活動**

### **1 防災意識の啓発**

町は、住民への災害及び防災に関する知識の普及に努める。

### **2 防災情報の提供**

町は、災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、住民に提供する。



## 第4章 自主防災組織の防災対策

災害による被害を軽減するためには、住民が相互に協力し、地域や職場において自発的活動することが、より効果的である。

このため、町は、自主防災組織の育成強化に努め、住民による自発的な防災活動を促進する。

### 第1節 自主防災組織の育成強化

住民の自主的な防災活動は、組織的に行動することがより効果的であり、自治会等を中心とした自主防災組織の結成及び活動が極めて重要である。

このため、町は自主防災組織の結成を積極的に促進するとともに、要配慮者への支援にも配慮しながら、その育成強化を図る。

また、町は、鬼北町地域防災計画に自主防災組織の育成について定め、その役割及び活動のほか、町が行う指導方針等を具体的に明らかにするとともに、各種の助成事業等を活用して、必要な資機材の充実を図る。

#### 1 組織の編成単位

自主防災組織がその機能を十分に発揮するため、組織の編成単位については、地域の実情に応じ次の点に留意する。

- (1) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感をもてるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- (2) 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。
- (3) 地域内の事業所と協議のうえ、事業所の自衛消防組織等も自主防災組織に位置づける。

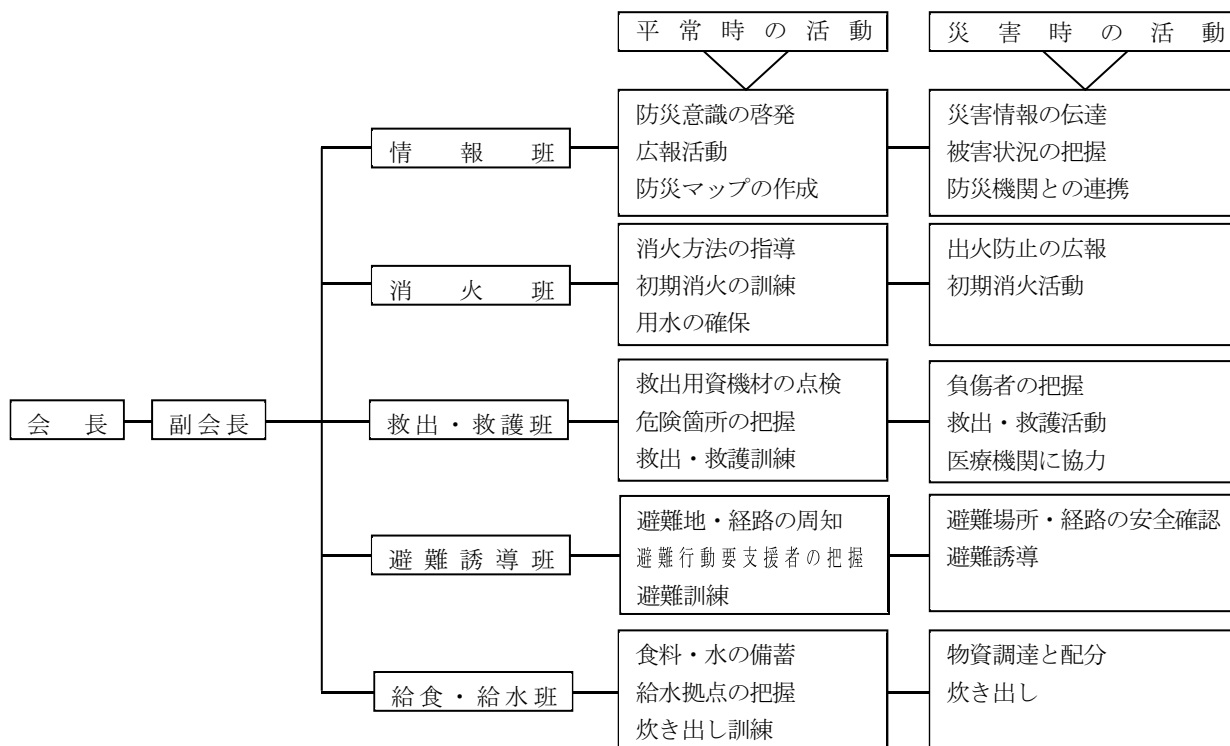
#### 2 組織づくり

既存の、自治会や社会教育団体等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを行う。

- (1) 各区長等を対象にリーダー養成のための研修会等を開催するとともに、防災士の資格取得を促進し、組織の核となる人材を育成する。その際、女性の参画促進に努める。
- (2) 自治会等の自治組織や社会教育団体が、活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
- (3) 社会教育団体等、地域で活動している組織を活用することにより、自主防災組織として育成する。
- (4) 自主防災組織が、災害時に最も効果的に活動するためには、性別による役割の固定や偏りがおきないよう配慮したうえで、誰が何を受け持つかをしっかり決めて、お互いの役割や関係を体系づけておく。

また、自主防災組織の編成については、それぞれの規約で定めることによるが、一般的には、次のような組織編成が考えられる。

## 【自主防災組織と役割】



## 第2節 地域における自主防災組織の果たすべき役割

自主防災組織は、町と連携し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、災害発生に備えて、平常時において次の活動を行う。

### 1 防災知識の普及

災害等の発生及び拡大を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備えと災害時の的確な行動が重要であるため、防災講座、講習会、研究会、訓練その他集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

また、要配慮者や女性を含む住民の参加による定期的な防災訓練の実施などにより、防災意識の普及に努める。

主な啓発事項：平常時における防災対策

災害時の心得

自主防災組織が活動すべき内容

自主防災組織の構成員の役割等

### 2 「自主防災マップ」の作成

自主防災組織は、町が作成する防災マップ等を基に身近に内在する危険や、指定避難所等災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成し、掲示、あるいは各戸に配布することにより、住民一人ひとりの防災意識の高揚と災害時の避難行動の的確化を図る。

### 3 「自主防災組織の地区防災計画」の作成

地域を守るために必要な対策や自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ地区防災計画に定めておく。

#### 4 「自主防災組織の台帳」の作成

自主防災組織は、的確な防災活動に必要な組織の人員構成や活動体制、資機材等装備の現況、災害等発生時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。なお、作成にあたっては、個人情報の取扱いに十分留意する。

- (1) 世帯台帳（基礎となる個票）
- (2) 避難行動要支援者台帳
- (3) 人材、資機材台帳

#### 5 「防災点検の日」の設置

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び備蓄物資の整備・点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。

#### 6 「防災訓練」の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時の対応に関し次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、防災士、学校や関係機関等と有機的な連携を図る。

- (1) 情報の収集及び伝達の訓練
- (2) 出火防止及び初期消火の訓練
- (3) 避難訓練
- (4) 救出及び救護の訓練
- (5) 炊き出し訓練

#### 7 地域内の他組織との連携

地域内事業所の自主防災組織や地域におけるコミュニティ組織と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

#### 8 情報の収集・伝達体制の整備

自主防災組織は、災害発生時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関から提供される情報を住民に迅速に伝達し、不安の解消や的確な応急活動を実施する必要があるため、あらかじめ次の事項を決めておく。

- (1) 防災関係機関の連絡先
- (2) 防災関係機関との連絡手段
- (3) 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

#### 9 避難行動要支援者の援護体制の整備

自主防災組織は、町及び関係機関等と連携しながら、避難行動要支援者の避難等の援護を円滑に行うため、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するよう努める。

#### 10 資機材等の備蓄

自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護その他の応急的な措置に必要な資機材及び物資を備蓄するよう努める。

## 第3節 町の活動

### 1 自主防災組織づくりの推進及び自主防災に関する意識の高揚

町は、自主防災組織づくりを推進するとともに、住民の自主防災に関する認識を深めるため、講座や研修会等を開催する。

また、消防署は、消防の分野に係る知識・技能研修の実施や企業等が行う研修に対する講師の派遣などの協力を行う。

### 2 組織活動の促進

町は、消防団等と有機的な連携を図りながら、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実強化を促進する。

また、町は、外部の専門家の活用を図るなど、自主防災組織が行う防災活動が効果的に実施されるよう、防災リーダー（自主防災組織が行う防災活動において指導者的役割を担う者）について、女性の参画促進にも配慮しながら育成に努める。

## 第4節 自主防災組織と消防団等との連携

消防団は、地域住民によって構成される消防機関であることから、自主防災組織の訓練に積極的に参加し、消防・防災に関する啓発活動や資機材の取扱指導を行う。また、消防団、警察、自衛隊のOBや防災士などに自主防災組織活動への積極的な支援を求めるとともに、女性の参画の促進に努め、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図りながら、組織間の連携を密に相互の協力体制を確立する。

## 第5節 事業所等における自主防災活動

### 1 自主防災活動

町内に立地する事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に被害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。

特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐうえで重要である。

このため、事業所等においては、自衛の消防組織等を編成するとともに、町や地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全の確保に積極的に努める。

事業所等における自主防災活動は、それぞれ事業所等の実情に応じて概ね次の事項について、実施する。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 飲料水、食料、生活必需品、医薬品など災害時に必要な物資の確保

## 2 浸水想定区域内の活動

河川氾濫による浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のため、水防法第 15 条の規定により鬼北町地域防災計画に名称及び所在地を定められた事業者等は、以下の活動を行う。

- (1) 鬼北町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成するとともに、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

## 第 6 節 地域における自主防災活動の推進

### 1 地区防災計画

町内の一定の地区内の住民及び町内に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町に提案する。

町は、鬼北町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるように提案を受けた場合、必要があると認めるときは鬼北町地域防災計画に当該地区防災計画を定める。

### 2 地域防災力の充実強化に関する計画

町は、地区防災計画を定めた地区について、地区住民等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるほか、鬼北町地域防災計画において、各地域の地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。

## 第5章 事業者の防災対策

災害による被害を軽減するためには、企業などの事業者が、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保をはじめ、災害時において事業を継続することができる体制を整備するとともに、地域の防災活動に協力することが重要である。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、国及び地方公共団体が実施する事業者との協定締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

町は事業者が行う防災対策への支援に努める。

### 第1節 事業者の果たすべき役割

事業者は、災害から身を守る「自助」とともにお互いを助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び災害発生時において、概ね次のような防災措置を行う。

#### 1 平常時の実施事項

- (1) 災害時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び災害時に重要事業を継続するための計画（以下「事業継続計画」という。）の作成に努める。
- (2) 防災訓練及び研修等の実施に努める。
- (3) 事業継続計画に基づき、災害時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努める。
- (4) 所有、占有又は管理する建築物及び工作物等の耐震化、耐火性の確保に努める。
- (5) 災害時に交通網が途絶した際などに、来所者、従業員等が一定期間事業所等内に留まることができるようにするため、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努める。
- (6) 所有、占有又は管理する施設の避難場所としての提供に努める。
- (7) 地域の防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努める。
- (8) 事業所及び従業員の消防団への加入及び消防団の円滑な活動について協力するよう努める。
- (9) 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努める。
- (10) 予想災害に対する復旧計画の策定に努める。
- (11) 事業継続計画や復旧計画等の点検、見直しに努める。
- (12) 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して計画の策定に努める。
- (13) 危険物等関係施設を保有する事業者においては、当該施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

#### 2 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に所在する要配慮者施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

河川氾濫による浸水想定区域及び土砂災害警戒区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水・土

砂流入等の防止のため、水防法第15条及び土砂災害防止法第8条の2の規定に基づき鬼北町地域防災計画（資料編）に登載された要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の事項を行う。

- (1) 防災体制、情報収集及び伝達、避難誘導、避難確保を図るための施設整備、防災教育及び訓練等について定めた避難確保計画を策定すること。
- (2) (1)の避難確保計画を策定した場合にはその計画内容を、自衛水防組織を設置した場合にはその構成員等を町へ報告すること
- (3) 避難確保計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施すること。  
上記の(1)から(3)に関して、町からの指示に従わなかった場合は、その旨を公表されることがある。

資料編 <2-4-2>要配慮者利用施設

### 3 災害発生時の実施事項

- (1) 来所者、従業員等の安全の確保に努める。特に、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講じるよう努める。
- (2) 地域住民及び自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行い、地域住民の安全を確保するよう努める。
- (3) 帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。
- (4) 要配慮者に配慮した情報提供、避難誘導に努める。
- (5) 事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるほか、自らの社会的責任を自覚して、町、県等が行う復旧及び復興対策へ積極的に協力するとともに、地域経済の復興に貢献するよう努める。

### 4 町の活動

町は、事業者への災害及び防災に関する知識の普及に努めるとともに、事業継続計画策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、環境整備に取り組む。

また、町は、災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、事業者に提供する。

町は、商工会と連携して、中小企業等の事業継続力強化計画の策定を支援する。

## 第6章 ボランティアの防災対策

大規模な災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、NPO・ボランティア等の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、平常時から、ボランティアコーディネーター等の養成や地域のNPO・ボランティア等とのネットワーク化など幅広いボランティア等の体制の整備に努める。

### 1 災害救援ボランティアの養成等

町は、社会福祉協議会が行うボランティアセンター事業等を通じ、次のことを行う。

- (1) 情報誌の発行等を通じ、住民のボランティアに関する意識啓発や知識の普及に努める。
- (2) 災害が発生した場合に被災地において救援活動を行う災害救援ボランティア等の養成等を行う。併せて、そのボランティア登録者について、個人及びグループ別に区分するとともに、手話通訳、介護福祉士等の専門技能の有無、あるいは希望する活動内容等について調査する。
- (3) ボランティア活動を組織的に行うことができるよう、その中核となるボランティアリーダーや災害発生時にボランティアのあっせん等を行うボランティアコーディネーターの養成等を行う。その際、女性の参画促進に努める。
- (4) ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、NPO・ボランティア等及び中間支援組織相互間の連絡体制の構築を図るとともに、活動環境の整備を図る。
- (5) ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

### 2 災害救援ボランティアの活動環境の整備

町は、災害救援ボランティアの活動拠点の確保、活動の受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について配慮する。

### 3 ボランティアの果たすべき役割

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 被害情報、安否情報、生活情報の収集・伝達
- (2) 要配慮者の介護及び看護補助（同性による介助や被介助者を尊重した対応等に配慮）
- (3) 外国人、災害の発生により帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）、旅行者等土地不案内者への支援
- (4) 清掃
- (5) 炊き出し
- (6) 救援物資の仕分け及び配布
- (7) 消火・救助・救護活動
- (8) 保健医療活動
- (9) 通訳等の外国人支援活動
- (10) ボランティアのコーディネート



#### **4 県警察の活動**

県警察は、町と協力して、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を行うボランティア関係組織・団体との連携を図るとともに、必要に応じて、これらの活動の中核となる防犯協会等の自主防犯組織に対し、訓練の実施や資機材の整備等に関し助成その他の支援を行う。

## 第7章 防災訓練の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、鬼北町地域防災計画に定める災害応急対策について、職員の安全確保を図りつつ、迅速かつ適切に実施できるよう、職員の知識・技能の向上と住民に対する防災意識の啓発を図るため、図上又は実地で、総合的かつ効果的な訓練を実施する。

その際、自衛隊など国の機関の協力を得るとともに、水防協力団体、学校、自主防災組織、非常通信連絡協議会、民間企業、NPO・ボランティア等及び必要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施する。

また、孤立地区の発生を想定するなど、地域の実情も考慮しながら、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも努めるほか、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

なお、訓練後に評価を行い、必要に応じて改善を行い、次回からの訓練に反映させる。

### 1 防災訓練の実施責務又は協力

- (1) 町は、単独又は他の災害予防責任者※と共同して、必要な防災訓練を行う。
- (2) 災害予防責任者の機関に属する職員、従業員、使用人は、防災計画の定めるところにより、防災訓練に参加する。
- (3) 住民その他関係ある団体は、災害予防責任者が行う防災訓練に協力する。

### 2 防災訓練の種別

訓練種別	場所	時期	参加対象	訓練内容
防災訓練	各地区	年1回	関係消防機関 住民 自主防災組織 防災士	風水害、火災、南海トラフ地震等大規模災害を想定した防災訓練
県・市町災害対策本部合同運営訓練	鬼北町役場	年1回	県 市町 防災関係機関	大規模災害を想定した災害対策本部運営に関する図上訓練
災害情報システム訓練	鬼北町役場	年1回	県 市町 防災関係機関	災害情報システムによる県被害情報のとりまとめに関する訓練
広域消防訓練	町内	随時	関係市町消防職団員	大規模な火災を想定しての応援、消火訓練
通信連絡訓練	鬼北町役場	随時	消防団 町職員 アマチュア無線クラブ	予警報の伝達、各種災害報告、感度交換、伝達、送達、非常用電源設備を用いた訓練
非常招集訓練	鬼北町役場	随時	町職員	災害を想定した職員の招集訓練
水防訓練	奈良川河川敷	6～7月	鬼北消防署 消防団員	水防工法の習得 人命救助

訓練種別	場所	時期	参加対象	訓練内容
水防演習	各地区	随時	国、県、県警、市町、自衛隊、消防機関、防災関係機関	各種水防工法、救助活動等の実施訓練
教養訓練	鬼北町役場	随時	町職員	防災活動上必要な教養訓練
消防団教育訓練	各地区	随時	宇和島警察署 鬼北消防署 消防団員	一般教養、水防法、消防法、災対法、実技、ポンプ操法、予防、火災防御
避難訓練	各保育所 各学校 各事業所	随時	園児・児童生徒・教員 鬼北消防署	学校、事業所計画による避難訓練
災害救助訓練	各福祉医療施設	随時	鬼北消防署 消防団員 入所者	避難行動要支援者の避難救助訓練
震災訓練	各学校	随時	児童生徒・教員 鬼北消防署 消防団員	地震を想定した避難誘導訓練

### 3 訓練の時期

えひめ防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施することを基本とし、訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

### 4 訓練の方法

町は、関係機関と相互に連絡をとりながら、単独に若しくは他の機関と共同して、上記の訓練を個別に又はいくつかの訓練を合わせて最も効果のある方法で訓練を行う。

なお、訓練の実施にあたっては、広報等による周知に努め、住民等の積極的参加を求めるほか、訓練に伴う混乱防止に努める。また、要配慮者に対する救出・救助・自主防災組織と事業所等との連携、非常用電源設備を用いた通信連絡手段の確保など、地域の特性等による災害の態様等を十分に考慮し、実情に合ったものとする。

特に、避難訓練については、あらかじめ策定した避難計画に基づき実践的な訓練を行う。

### 5 「防災・危機管理セルフチェックシステム」の活用

町は、消防庁が作成した「防災・危機管理セルフチェックシステム」を活用し、日々防災体制の自己点検を実施し、災害対応能力の向上に努める。

#### ※ 「災害予防責任者」

災対法第 47 条第 1 項に定める指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者。

## 第8章 業務継続計画の策定

町は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画の策定に努める。

### 1 業務継続計画の概要

業務継続計画とは、災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ事前に準備しておく対応方針を計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、バックアップシステムやオフィスの確保などを規定したものである。

特に、町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画を令和3年4月に修正している。

また、町は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

### 2 町の業務継続計画

#### (1) 業務継続計画の策定趣旨

南海トラフ地震等による大規模災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合、町は、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時であっても住民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼさないよう業務を継続しなければならない。しかしながら、大規模災害が発生した場合は、町自らも同様に被災し、業務実施に必要となる人、物、情報やライフライン等の人的・物的資源の制約を受け、業務の実施、継続、再開が困難となるおそれがある。

このような状況下においても、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めることにより、大規模災害発生時であっても、適切な業務執行ができるよう本計画を策定する。

なお、本計画は、国の「防災基本計画」が示す、下記の6項目について、内閣府が示す「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」及び「市町村のための業務継続計画作成ガイドライン」に基づき定める。

- ア 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ウ 電気、水、食料等の確保
- エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- オ 重要な行政データのバックアップ
- カ 非常時優先業務の整理

#### (2) 業務継続計画の基本方針

町は、大規模災害発生時において、次の方針に基づき業務を継続する。

##### <基本方針1>

住民の生命・生活・財産等を保護し、被害の拡大を防止するため、災害応急業務を最優先に実施する。

<基本方針2>

地域社会への影響や法令の適切な執行等の観点から、業務継続の優先度の高い通常業務を整理し、それ以外の通常業務は積極的に休止・縮小を行い、非常時優先業務の実施に支障のない範囲で早期の再開を目指す。

<基本方針3>

業務継続に必要な人員、資機材等の必要資源の確保と配分にあたっては、限られた資源を最大限に有効活用するため、全庁横断的に調整する。

## 第9章 避難対策

町及び学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

町は、避難計画の作成にあたっては、避難情報等の確実な伝達手段の確保のほか、あらかじめ指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を指定するとともに、指定避難所に必要な設備、資機材の配備を図り、避難住民の健康状態の把握等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施することを定めるとともに、避難指示のほか、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対して、避難の開始を求める高齢者等避難を発令するとともに、関係住民への伝達も含めた避難支援体制の充実・強化を図る。

さらに、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

### 第1節 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

町は、住民の生命・身体の安全を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備、確保し、鬼北町地域防災計画に定めるとともに、指定避難所施設の管理者や自主防災組織等と指定避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。

また、指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路に日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう平素から関係地域住民に周知を図るよう努める。

なお、要配慮者に対して、福祉避難所や福祉避難スペース等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保、被災時の男女のニーズの違いにも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。

加えて、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための避難所運営の留意点～対策ガイドライン～」(県作成)などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

#### 1 指定緊急避難場所

災害から一時的、緊急的に避難する場所で、指定の基準は概ね次のとおりである。

なお、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

- (1) 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものであること。
- (2) 被災が想定されない安全区域内に立地していること。

- (3) 地震に対して安全な構造を有する施設又は周辺に地震が発生した場合において人の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であること。
- (4) 安全区域外に立地する場合は、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有するものであること。
- (5) 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を受入れできるよう配置すること。なお、避難場所の必要面積は、避難者1名につき0.5㎡以上を目安とする。
- (6) 地区分けをする場合は、町内会、自治会等の単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

## 2 指定避難所

被災者等を必要な期間滞在させるための施設で、指定の基準は、概ね次のとおりである。

なお、町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

また、町は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営について役割分担等を定めるよう努める。さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための避難所運営の留意点～対策ガイドライン～」(県作成)などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

- (1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は1名につき2㎡以上を目安とし、感染予防や良好な避難所生活に必要な面積の確保に努めること。
- (2) 速やかに被災者等を受入れ、生活必需品を配布することが可能な構造又は施設を有すること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。
- (4) 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。
- (5) なるべく被災地に近く、かつ被災者等を集団的に受入れできること。

## 第2節 避難路の指定

町は、指定緊急避難場所の指定に併せ、市街地の状況等に応じて次の基準により避難路を選定・整備する。

なお、河川周辺等による危険が予想される地域については、浸水等を考慮して避難路の選定・整備を図る。

また、外国人、旅行者等に対しても、標識板の設置等によりこれらの周知に努める。

- (1) 避難路は、緊急車両の通行等を考慮し、必要な幅員を有する。
- (2) 避難路は、相互に交差しない。
- (3) 避難路には、火災、爆発等危険度の高い工場等がないことを配慮する。
- (4) 避難路の選択にあたっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- (5) 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案して行う。

### 第3節 住民等への周知のための措置

町は、住民等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保するうえで必要な事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるよう努める。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふこと、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること等について日頃から住民等への周知徹底に努める。

### 第4節 指定避難所の設備及び資機材の配備

町は、要配慮者及び被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮のうえ、必要な次の設備及び資機材をあらかじめ指定避難所に配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。

- (1) 衛星携帯電話・無線LAN、特設公衆電話等の通信機材・設備
- (2) 放送設備
- (3) 照明設備（非常用発電機を含む。）
- (4) テレビ、ラジオ等の災害情報の入手機器
- (5) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (6) 給水用機材
- (7) 救護施設及び医療資機材
- (8) 物資の集積所
- (9) 仮設の小屋又はテント
- (10) 仮設トイレ又は災害用トイレ
- (11) 防疫用資機材
- (12) 清掃用資機材
- (13) 工具類
- (14) 非常電源
- (15) 日用品
- (16) 備蓄食料及び飲料水
- (17) その他粉ミルクや紙おむつ、生理用品、マスク、消毒液、パーテーション等

### 第5節 町等の避難計画

#### 1 町の避難計画

町の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等と連携して避難体制の確立を図る。また、計画作成にあたっては、洪水、土砂災害等の災害の態様及び地域の特性を踏まえる。

- (1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する客観的基準及び伝達方法



- (2) 指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 指定緊急避難場所、指定避難所への経路及び誘導方法
- (4) 指定避難所開設に伴う被災者救護措置に関する事項
  - ア 給水措置
  - イ 給食措置
  - ウ 毛布、寝具等の支給
  - エ 衣料、生活必需品の支給
  - オ 負傷者に対する応急救護
- (5) 指定避難所の管理に関する事項
  - ア 避難生活中の秩序維持
  - イ 避難住民に対する災害情報の伝達
  - ウ 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
  - エ 避難住民に対する相談業務
- (6) 災害時における広報
  - ア 防災行政無線による広報
  - イ IP告知システムによる広報
  - ウ 広報車による広報
  - エ 避難誘導員による現地広報
  - オ 地区有線放送や住民組織による広報
- (7) 夜間及び休日、荒天時等あらゆる条件下における避難誘導體制の整備

## 2 避難情報の判断・伝達マニュアルの策定

国の「避難情報に関するガイドライン」に基づき、的確に避難情報を行うため、次の事項に留意して「避難情報の判断・伝達マニュアル」等を作成する。

なお、作成にあたっては、洪水、土砂災害等の災害種別ごとのリスク情報や、災害時に対象者がとるべき避難行動について周知徹底を図る。

- (1) 対象とする災害の特定
  - 洪水、土砂災害等の災害種別ごとに、過去の災害や想定される災害を調査し、避難情報の発令対象となる災害を特定
- (2) 避難情報の対象とする区域
  - 災害事象や地域ごとに、避難が必要な区域を特定
- (3) 避難情報の客観的な発令基準
  - ア 避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定
  - イ 避難すべき区域ごとに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の客観的発令基準を策定

ウ 国又は県に避難情報について必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を決定

#### (4) 避難情報の伝達方法

ア 災害種別ごとの避難情報の伝達文には、その対象者を明確にするとともに、警戒レベルを用いるなど対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように設定

イ 可能な限り多様な伝達方法、伝達先を設定

ウ 時々刻々と変化する情報を住民・施設管理者等に対して繰り返し分かりやすい言葉で伝達すること。

#### (5) その他留意すべき災害特性

ア 想定される災害の特性（危険性）の周知

イ 災害時の状況等に応じ、近隣の安全な建物等の「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」をとる必要があることを、平時から周知しておく必要があること。

ウ 同じ避難情報の対象区域の中でも、それぞれの住民等がとるべき避難行動が異なること。

### 3 その他の事前計画の検討

各指定避難所に要配慮者を優先すべきスペースを設定すべきことや、各学校等においては授業体制の迅速な復旧のため児童生徒が専用して使用することなどを想定し、一般の避難者を立ち入り禁止とするスペースをあらかじめ定めるなど、避難所開設時に必要な対策を検討する。

### 4 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、医療機関、工場その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施などにより避難対策を整える。

(1) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、指定緊急避難場所、経路、時間及び誘導並びにその指示伝達の方法等のほか、児童生徒等の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の指定緊急避難場所、指定避難所となる場合の受入方法等を定める。

(2) 学校においては、義務教育及び高等学校の児童生徒等を集団的に避難させる場合に備えて、指定緊急避難場所の選定、受入施設の確保並びに保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。

(3) 医療機関においては、患者を他の医療機関等の安全な場所へ集団的に避難させる場合に備え、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

### 5 避難所運営マニュアルの整備

町、住民（自主防災組織）、施設管理者の協議により、避難所における必要な情報の入手や暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど、長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮し、予定される避難所ごとに、事前に「避難所運営マニュアル」の策定を図る。

また、動物同行避難が可能な避難所については、避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。

#### 【避難所運営マニュアルの内容】

(1) 避難所開設・管理責任者

(2) 避難所の自治組織（代表者、意思決定手続等）に係る事項

- (3) 避難所生活の基本的ルール
  - ア 居住区画の設定・配分
  - イ 共同生活上のルール（トイレ・ゴミ処理等）
  - ウ プライバシーの保護等
- (4) 避難状況の確認方法
- (5) 避難者に対する情報伝達、避難者からの要望等の集約
- (6) 平常体制復帰のための対策
- (7) 町及び関係各機関との連絡方法
- (8) その他避難所生活に必要な事項

## 第6節 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

### 1 感染症対策の実施

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策については、町が策定した「鬼北町新型インフルエンザ等対策行動計画」等を参考に感染症対策を実施する。

### 2 宿泊施設等の活用

- (1) 宿泊施設等を避難所として開設する必要性の検討
  - ア 町は、可能な限り多くの避難所の開設を検討し、避難所として開設可能な公共施設等の活用についても十分検討したうえで、なお不足が予測される場合は、宿泊施設等の活用を検討する。
  - イ 避難所としての宿泊施設等の活用の検討にあたっては、県を通じて調整を行う。なお、宿泊施設等が、町、県のいずれにも協力を予定している場合は、発災時の対応を事前に協議しておく。
- (2) 宿泊施設等の借上げに係る調整
  - ア 町は、検討の結果、宿泊施設等の活用が必要であると判断した場合は、宿泊施設等の立地の状況等を踏まえ、災害発生時の避難所としての活用に適すると思われる宿泊施設等との間で借上げに係る調整を実施する。
  - イ 町のみでは対応が困難な場合は、県に調整を要請する。
  - ウ 調整にあたっては、各宿泊施設等との間で借上開始時期、期間、費用等具体的な借上条件及び避難者が新型コロナウイルス感染症等を発症した場合の対応、濃厚接触者への対応等について協議しておく。
- (3) 宿泊施設等の避難所としての開設に向けた準備
  - ア 町において、災害発生時において宿泊施設等を避難所として開設する場合の運営体制についてあらかじめ定める。また、町のみでは十分な体制を構築できない場合は、県等から応援職員の派遣を検討する。
  - イ 町は、宿泊施設等の活用が必要となる可能性がある場合は、宿泊施設等へ優先的に避難する者（高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦・訪日外国人旅行者等及びその家族等）を検討し、優先順位の考え方を決めておくとともに、事前にリストを作成する。検討結果については、県と共有

する。

ウ 町は、宿泊施設等へ優先的に避難する者としてリストに掲載されている者がどの宿泊施設等に避難すべきか事前に検討しておく。

### **3 避難所開設・運営訓練の実施**

避難所運営訓練は、避難所運営に際しての必要人員の検討、役割分担、手順、課題等を確認するにあたって有効であるため、感染拡大防止に配慮のうえ、国の「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための避難所運営の留意点～対策ガイドライン～」(県作成)等を参考としつつ、積極的に実施する。

## **第7節 広域避難者への配慮**

大規模災害が発生した場合において、近隣市町や県外からの広域避難者の受入れる必要性が発生する可能性があるため、あらかじめ避難経路や受入れる避難所等を検討しておく。

## 第10章 緊急物資確保対策

町は、地震、災害が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、平素から、食料、生活必需品、医薬品等の備蓄に努めるとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄状況の確認及び関係者間での情報共有を行う。また、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進するとともに、それらの物資を各指定避難所に確実に届けるための物資供給体制の整備を図る。

また、備蓄を行うにあたって、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

輸送に関し、町は、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する広域物資輸送拠点（物資拠点）、町が開設する地域内輸送拠点（物資集積場所）を経て、各指定避難所に緊急に必要な食料及び生活必需品（以下「緊急物資」という。）を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るほか、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。

物資の調達・供給活動に関し、被災者の生活の維持のため必要な生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するように努める。

町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

### 第1節 食料及び生活必需品等の確保

災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から食料及び生活必需品等の確保について次の措置を行う。

#### 1 町の活動

- (1) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の備蓄
- (2) 孤立が想定される地区における備蓄の促進
- (3) 町内における緊急物資流通在庫調査の実施
- (4) 町内における緊急物資調達及び配分計画の策定
- (5) 流通在庫がなく確保が困難な物資の備蓄の推進
- (6) 大量調達が可能な小売業者等との災害時応援協定の締結促進
- (7) 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討
- (8) 家庭内備蓄等の促進
- (9) 給食計画の策定

#### 2 住民の活動

- (1) 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄
- (2) (1)のうち、3日分程度の非常食料を含む非常持出品の準備

- (3) 自動車へのこまめな満タン給油
- (4) 自主防災組織等による助け合い活動の推進
- (5) 緊急物資の共同備蓄の推進

## 第2節 飲料水等の確保

### 1 町の活動

- (1) 飲料水の備蓄を行うほか、給水設備の復旧資材の備蓄を行う。
- (2) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- (3) 給水タンク、トラック等応急給水資機材を整備するとともに、貯水槽を設置する。
- (4) 住民及び自主防災組織等に対し、貯水や応急給水について啓発・指導を行う。
- (5) 水道工事業者等との協力体制を確立する。

### 2 住民及び自主防災組織の活動

- (1) 住民（家庭）における貯水
  - ア 貯水量は、1人1日3ℓを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。（うち3日分程度を非常持出用として準備）
  - イ 貯水する水には、水道水等衛生的な水を用いる。
  - ウ 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震により水もれ、破損しないものとする。
- (2) 自主防災組織を中心とする飲料水の確保
  - ア 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成する。
  - イ 災害発生時に利用が予定される井戸、泉、河川、貯水槽等の水は水質検査を実施して、町の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。
  - ウ 応急給水に必要なとされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸カルシウム等の資機材を整備する。

## 第3節 物資供給体制の整備

災害が発生した場合に各指定避難所に確実に緊急物資を届けるため、平常時から緊急物資の供給体制の整備について次の措置を行う。

特に地域内輸送拠点（物資集積場所）から指定避難所等に至る輸送（ラストワンマイル）について、町は、県、物流事業者、自衛隊などの国の機関等様々な機関と連携して行う必要がある。

### 1 町の活動

- (1) 地域内輸送拠点（物資集積場所）の選定、点検及び運営管理方法等の検討
- (2) 指定避難所までの緊急物資の輸送手段の確保
- (3) 被災者に物資を確実にかつ迅速に届けるための、物資に関する情報収集・要請・調達・輸送体制の整備
- (4) 緊急通行車両等への優先的な燃料供給体制の整備

(5) 公用車及び輸送協定等を締結した民間事業者等の車両に対する、緊急通行車両の事前届出制度の積極的な活用の推進

## 第11章 医療救護対策

災害の規模、態様によっては、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、町は災害時の医療体制について、愛媛県医師会等と連携するとともに、医療資機材の整備を図る。

### 1 実施方針

- (1) 被災者に対する医療救護は、原則として町が行う。町だけでは対応が困難な場合は、隣接市町、県、国その他の関係機関の応援を得て行う。
- (2) 町は、自然災害や大規模事故の発生に備え、県が策定した医療救護活動要領等に基づき、救護所の設置、救護班の編成、救護病院等の患者受入、医薬品・医療資機材等の確保等に係る諸体制の充実を図る。
- (3) 医療救護活動の実施にあたっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。

### 2 初期医療体制の整備

町は、地震、災害発生後の電話や道路交通等の混雑、不通により、緊急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、愛媛県医師会に協力を要請するとともに、災害医療コーディネータ（鬼北町立北宇和病院に設置されている公立病院コーディネータ）、県及び関係機関と連携し、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方針等について、あらかじめ検討を行い、次のとおり初期医療体制の確立を図る。

- (1) 救護所の設置箇所を定め、住民に周知を図る。
- (2) 救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。
- (3) 管内の医療機関の協力により、救護班を編成する。
- (4) 救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。
- (5) 応急手当等の家庭看護の普及を図り、自主防災組織等による自主救護体制の整備に努める。

### 3 後方医療体制の整備

県では、二次医療圏ごとに救護病院等の中から災害拠点病院を1箇所選定し、さらに宇和島市に設置している南予救命救急センターを三次救急医療施設として選定するとともに、災害基幹拠点病院として県立中央病院を指定している。これら医療機関への重症者の搬送体制を可能とする後期医療体制の整備に努める。

### 4 災害情報の収集・連絡体制の整備

町は、医療機関の被害状況や医療機関における収容負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した愛媛県広域災害・救急医療情報システム（えひめ医療情報ネット）の活用を図るなど情報通信手段の充実・強化に努める。

### 5 難病患者等の状況把握

町は、平常時の保健医療活動を通じて、難病患者や精神疾患等の慢性疾患患者、人工呼吸器や人工透析等の在宅医療を受けている患者の状況と医療を提供できる機関に関する情報の把握に努める。



## 6 医薬品、医療資機材等の確保体制の整備

町は、避難生活に必要な医薬品等の備蓄に努める。

## 7 災害医療に関する普及・啓発、研修、訓練

町は、一般住民に対する緊急蘇生法などの家庭看護、トリアージ※の意義やメンタルヘルスなどの災害時における医療救護、献血者登録等に関する普及・啓発に努めるとともに、医療及び行政関係者に対する災害医療に関する研修・訓練の実施・参加を推進する。

## 8 住民及び自主防災組織が実施すべき事項

住民及び自主防災組織は、医療救護を受けるまでの応急手当の技術の習得、軽度の傷病に対応できる医薬品等の備蓄に努める。住民は、献血者登録に協力する。

### ※ 「トリアージ」

災害医療における多数の傷病者を重症度と緊急性によって分別する方法。

## 第12章 防疫・保健衛生体制の整備

災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫体制を確立するほか、被災者の健康保持のために必要な保健衛生活動を行うための体制を迅速に整備する。

### 1 防疫・衛生体制の整備

- (1) 災害発生時に直ちに防疫活動が実施できる体制を整備する。
- (2) 防疫実施計画を作成する。
- (3) 防疫用薬剤の調達計画を作成する。
- (4) 住民が行う防疫活動及び保健活動について普及・啓発を図る。

### 2 保健衛生活動体制の整備

- (1) 町は、災害時の保健衛生活動に必要な情報の迅速かつ正確な収集・連絡等を行うための体制整備に努める。
- (2) 町は、発災後迅速に保健師等による保健衛生活動が行えるよう体制を整備する。また、必要に応じ、保健師、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）※等の派遣・受入れが可能となる体制の整備、災害時保健衛生活動マニュアルの整備、研修、訓練の実施等体制整備に努める。

### 3 し尿処理の確保

- (1) 町の体制
  - ア 被害想定に基づき発生するし尿の応急処理計画を定める。
  - イ し尿処分地の選定及び仮設トイレの資機材を備蓄する。
- (2) 住民及び自主防災組織の体制
  - ア し尿の自家処理に必要な器具等を準備する。
  - イ 自主防災組織を中心として、資機材の点検を行い、必要に応じ仮設トイレの設置場所を選定する。

### 4 ごみ及び災害廃棄物処理体制の確保

- (1) 町の体制
  - ア 被害想定に基づき発生する災害廃棄物の応急処理計画を定める。
  - イ 住民及び自主防災組織に対し、ごみ及び災害廃棄物の応急処理方法や廃棄物を処理するうえでの役割分担を明示し、協力を求める。
  - ウ ごみ及び災害廃棄物の臨時収集場所の選定及び清掃のための資機材について準備する。
- (2) 住民及び自主防災組織の体制
  - ア ごみの自家処理に必要な器具等を準備する。
  - イ 自主防災組織が中心となり、地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を選定するとともに、ごみ処理資機材の点検を行う。

## 5 災害廃棄物の処理体制の整備

町は、災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備及び仮置場の確保に努めるものとし、県はその整備に協力する。

### ※ 「災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）」

Disaster Health Emergency Assistance Teamの略で、大規模災害発生時に、被災地で保健医療支援活動に必要な情報を把握し、被災地の健康危機管理活動を支援する公衆衛生チーム。公衆衛生医師、保健師、薬剤師、獣医師、管理栄養士、精神保健福祉士、臨床心理技術者、環境衛生監視員、食品衛生監視員等で構成され、専門的な研修・訓練を受けた後、各都道府県に登録される。

## 第13章 孤立地区対策

平成16年の一連の台風災害や新潟県中越地震では、電気、電話、道路等のライフラインが寸断されたことで孤立地区が発生し、被害状況の把握や救援物資の輸送等の面で大きな課題を残した。

このため、町は、孤立するおそれのある地区に防災行政無線や臨時ヘリポート等を整備するほか、大規模災害時の情報伝達や物資輸送の手段を確保するなど、迅速な応急対策を可能にする体制を整備する。

### 1 町の活動

町は、災害時の孤立地区発生に備え、次の措置を行う。

- (1) 孤立が予想される地域の事前把握
- (2) 孤立の危険性に関する住民への周知
- (3) 外部との通信手段として、衛星携帯電話の配備や通信設備等の非常用電源の確保
- (4) 臨時ヘリポートの整備等による孤立時における緊急救出手段の確保
- (5) 孤立地域に対する集団避難の避難指示の検討
- (6) 孤立を想定した食料等の備蓄

## 第14章 要配慮者の支援対策

町及び社会福祉施設管理者は、外国人（旅行者含む。）も含めた要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等、関係団体等の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有や情報伝達体制を整備するとともに、防災担当部局と福祉担当部局等が連携して、避難行動要支援者の避難支援計画の策定、適切な避難行動に関する理解の促進、避難訓練の実施に努める。

また、町は、計画等の策定にあたっては、福祉避難所や福祉避難スペース等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女、国籍等のニーズの違い等に配慮する。

### 1 避難行動要支援者名簿の作成等

町は、平素から防災担当部局と保健・福祉担当部局等が連携のうえ、介護職員や民生児童委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者の実態を把握し、名簿を作成する。作成した名簿は、プライバシーに配慮しながら、自主防災組織や民生児童委員等と情報の共有を図る。

なお、作成した名簿は、年1回以上点検・更新を行い、常に最新の情報とする。

#### (1) 避難行動要支援者の対象

ア 要介護認定3～5を受けている者

イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者（心臓、腎臓機能障害のみで該当する者は除く）

ウ 療育手帳Aを所持する者

エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者

オ その他特に支援が必要な者

#### (2) 名簿の記載事項

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他連絡先

カ 避難支援を必要とする理由（要介護、障がい、療育、難病、ひとり暮らし、その他の種別及び障がい等級、要介護度、療育判定の区分）

キ 前号に掲げるもののほか、避難支援等に必要な事項

#### (3) 名簿の取扱い

町は、消防機関、警察機関、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿の提供先に対して、情報の漏洩の防止等留意事項を提示し、順守

するよう同意書を取り交わす。

なお、災害が発生又は発生する場合において、避難行動要支援者の安全性の確保に緊急を要するときは、本人の同意の有無に関わらず、名簿を関係機関に提供できる。

## 2 緊急連絡体制の整備

町は、自主防災組織及び関係機関、地域住民等と連携して避難行動要支援者ごとに避難支援者を定めるなど、避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画を作成する。

ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。なお、個別避難計画の作成にあたっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努める。

### (1) 個別避難計画の作成等

町は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。

### (2) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

町は個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲は、消防機関、警察機関、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等とする。

あわせて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について鬼北町地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用を支障が生じないよう、情報の適切な管理に努める。

### (3) 個別避難計画と地区防災計画の整合

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

## 3 避難体制の確立

避難支援者をはじめ、自主防災組織等、地域ぐるみの避難誘導等の方法を避難行動要支援者からの意見を踏まえ、事前にかつ具体的に定めておく。また、指定避難所や避難路の指定にあたっては、地域の特性を踏まえるとともに、要配慮者のための福祉避難所の設置を進めるほか、言語、生活習慣、防災意識等の異なる外国人への対策を講じるなど、要配慮者の利便性や安全性にも十分配慮する。

さらに、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得られるよう、支援体制の確立に努める。

## 4 防災教育・訓練の充実

要配慮者が自らの対応能力を高めるために、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

## 5 社会福祉施設等管理者の活動

### (1) 組織体制の整備

社会福祉施設管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、動員計画や緊急連絡体制等の確立に努める。

また、同管理者は、町や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努める。

### (2) 緊急連絡体制の整備

町の協力を得て、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

### (3) 防災教育・訓練の充実

町の協力を得て、災害時において施設利用者が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

### (4) 物資等の備蓄

災害時に施設利用者の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。

### (5) 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

特に、土砂災害警戒区域、浸水想定区域に所在する場合は土砂災害防止法及び水防法に基づき、避難確保計画を策定し、これに基づく避難訓練を実施しなければならない。

## 第15章 広域的な応援体制の整備

町は、大規模災害が発生した場合に、円滑な広域応援体制が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するとともに、実効性の確保に留意して具体的な応援活動を実施する体制の整備を進める。

町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。

協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害や地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。また、町は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

### 1 全県的な消防相互応援体制の整備

知事、県内の全市町長及び消防一部事務組合長が締結している「愛媛県消防広域相互応援協定」の具体的な運用については、「愛媛県消防広域相互応援計画」及び「愛媛県水防計画」の定めるところによるほか、知事、県内の全市町長及び消防一部事務組合機関の長が締結している「愛媛県消防団広域相互応援協定」の具体的な運用については、「愛媛県消防広域相互応援計画」の定めるところによる。

### 2 全県的な防災相互応援体制の整備

県内各市町長は、消防以外の分野について、他の市町に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ全県的な防災広域相互応援協定を締結するよう努めるとともに、具体的な運用を定めたマニュアルを整備する。

なお、平成31年2月に県・市町連携により構築された人的な総合応援体制（県内市町間のカウンターパート方式）について更なる関係性を構築することにより実効性の確保に努める。

### 3 県の広域的な応援体制の整備

県が締結している各広域応援協定は、以下のとおりである。

- (1) 四国4県広域応援協定
- (2) 中四国広域応援協定
- (3) 関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定
- (4) 全都道府県広域応援協定

### 4 南予地域広域消防相互応援協定

大規模災害に対処するため、南予地域の市町及び消防にかかわる一部事務組合においては、消防相互応援協定を締結している。

### 5 町における防災相互応援体制の整備

- (1) 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定

県及び県内20市町で平成28年2月17日に相互応援協定を締結している。

生活必需物資（食料、飲料水を含む。）の提供、被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等の応援を行う。

- (2) 宇和島市及び北宇和郡内町村による消防相互応援協定

合併前の宇和島市、吉田町、三間町、広見町、日吉村、松野町及び津島町の1市5町1村で昭和59

年4月1日に消防相互応援協定を締結している。

災害時には、まず本協定に基づく応援要請を行う。

(3) 四国西南サミット災害時相互応援協定（協定相手：四国西南地域市町村）

愛媛県宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、黒潮町及び三原市の7市6町1村で平成23年5月23日に、相互応援協定を締結している。

大規模災害発生時において、以下の応援を行う。

- ア 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- ウ 救急活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- エ 被災者を一時受入するための施設の提供
- オ 被災児童生徒等の一時受入
- カ アからエまでに規定する物資等の提供に係る職員及び災害対策本部の運営に必要な職員の派遣
- キ 前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

(4) その他防災相互応援体制の整備

町は、消防以外の分野について、他の市町等に対する応援を求める場合を想定し、相互応援協定等を締結している。

(5) 協定の充実

ア 協定内容の見直し

町は、協定締結市町村等と、締結している相互応援協定内容を適宜見直すとともに、新たに締結先の確保に努めるなど、内容の充実を図る。

なお、締結の際は、大規模な地震、風水害等の自然災害、林野火災・危険物施設火災等の大規模火災、航空機災害・列車事故等の集団救急救命事故、その他特殊な災害事故等を対象とするほか、次の内容に関して行う。

- (ア) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (イ) 被災者の救出及び救護、防疫等災害応急活動に必要な物資及び資機材の提供
- (ウ) 施設等の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (エ) 災害応急活動等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員及び情報収集、連絡事務等に必要な職員の派遣
- (オ) 被災者を一時受入するための施設の提供
- (カ) その他の事項
- イ 防災訓練等の実施  
平常時から協定締結市町村等との間で、防災訓練、情報交換等を実施し、災害時における協力・連携体制の強化を図る。
- ウ 協定締結の推進



町は、近隣市町と応急活動及び復旧活動に関する相互応援協定の締結促進に努めるとともに、大規模地震発生時には近隣市町も同時に被災するおそれが高いため、同時に被災する可能性の少ない県内外の市町村との相互応援協定の締結について、今後検討する。

#### (6) 応援要請等の整備

##### ア 応援要請手続等の周知

災害時において、協定締結市町村等への応援要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ関係職員に要請手続、要請内容等の周知を図っておく。

##### イ 受入体制の整備

他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、担当課は、平常時から応援部隊の受入施設、資材置場の検討、連絡責任者の選任等の受入体制の整備を図る。

### 6 受援計画の策定・運用

町は、県の支援を受け、愛媛県広域防災活動要領と連携した町受援計画を策定する。

なお、策定した町受援計画は、訓練等を通じて実効性を高めるとともに、防災を取り巻く状況及び知見の変化、自治体及び関係機関の防災体制の変更等に応じ、柔軟に見直しを行う。

町は、県及び国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。また、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

資料編 < 3-10-2 > 宇和島市及び北宇和郡内町村による消防相互応援協定

< 3-10-3 > 南予地域広域消防相互応援協定書

< 3-10-4 > 愛媛県消防広域相互応援協定書

< 3-10-5 > 西部四国山地消防相互応援協定書

< 3-10-6 > 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定

< 3-10-7 > 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定書

< 3-10-8 > 愛媛県消防団広域相互応援協定書

< 3-10-9 > 四国西南サミット災害時相互応援協定

< 3-17-1 > 災害時応援協定一覧表

## 第16章 資材・機材等の点検整備対策

町及び防災関係機関の災害予防責任者は、自己が保有する災害応急措置に必要な資材・機材、施設について、災害時にその機能が最大限有効利用できるように常時点検整備を行う。

### 1 点検整備を要する資材・機材

- (1) 水防用備蓄資材・機材
- (2) 食料及び飲料水
- (3) 救助用衣料等生活必需品
- (4) 救助用医薬品及び医療器具
- (5) 防疫用薬剤及び用具
- (6) 防雪用機械
- (7) 警備用装備資機材
- (8) 通信機材
- (9) 災害対策用資機材
- (10) 油災害対策用資機材
- (11) 給水用資機材
- (12) 消防用資機材
- (13) その他電気、ガス、水道、交通施設等復旧に必要な資機材

### 2 点検整備実施機関

資材、機材を保有する各機関とする。

### 3 実施時期

各機関の点検責任者は、それぞれ点検計画表を作成し、点検整備を実施する。

### 4 点検整備実施内容

点検整備は、次のことに留意して実施する。

- (1) 資材・機材
  - ア 規格ごとの数量の確認、不良品の取替
  - イ 薬剤等については、効果の測定
  - ウ その他必要な事項
- (2) 機械類
  - ア 故障、不良箇所の有無の点検整備、不良部品の取替
  - イ 機能試験の実施
  - ウ その他必要な事項

### 5 留意事項

- (1) 実施結果は、記録しておく。

- (2) 資機材に故障等の不良箇所が発見された場合は、直ちに修理等の措置を講じる。
- (3) 数量に不足が生じている場合は、補充等の措置を講じる。

## 第17章 情報通信システムの整備

町及び防災関係機関は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、平常時から災害の発生に備え、災害情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう、情報通信システムの高度化及び多重化を図るほか、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

また、災害時において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平素から他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討しておくとともに、愛媛県非常通信協議会との連携に努める。

### 第1節 情報収集・連絡体制の整備

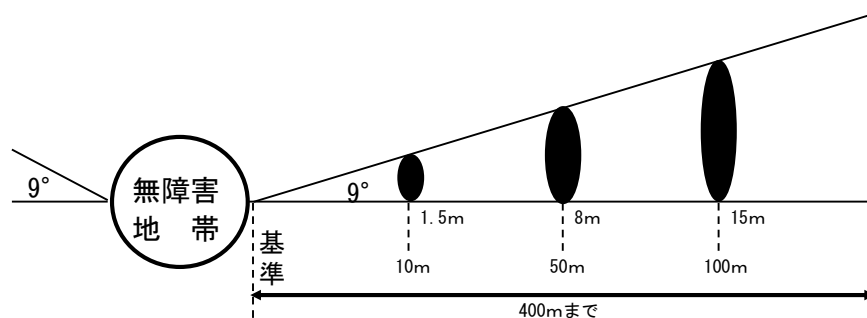
町は、大規模地震・災害時において県及び防災関係機関との間で、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるよう、平素から情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努める。その際、夜間休日等の勤務時間外においても対応できるように配慮する。

#### 1 町の役割

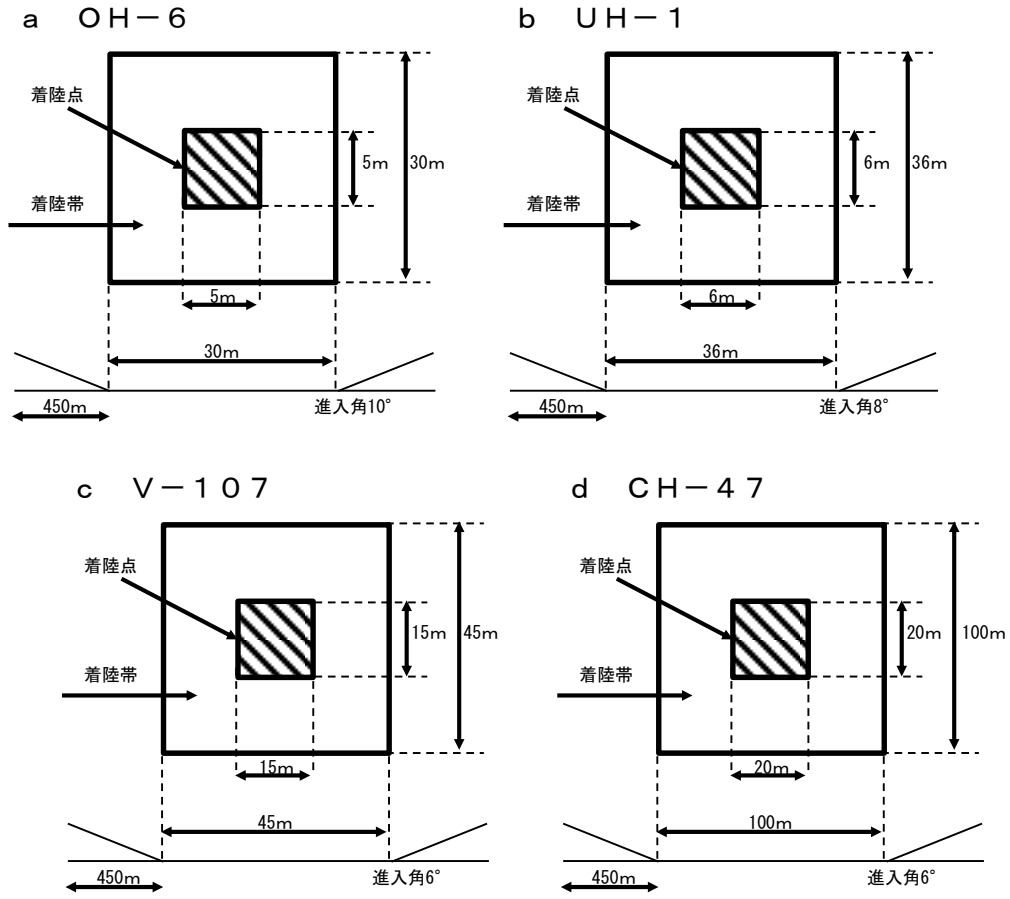
- (1) 防災行政無線をはじめ、多様な通信手段の整備を図るとともに、その管理に努める。
- (2) 被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員確保体制の整備に努める。
- (3) アマチュア無線の活用体制の整備に努める。
- (4) 孤立地区対策として、防災行政無線による連絡体制のほか、衛星携帯電話や臨時ヘリポートの整備に努める。
- (5) 被災者等への情報伝達手段として、公衆無線LAN環境や携帯電話による、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努める。

#### <臨時ヘリポートの基準>

ア 下記基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。



(ア) 各航空機に応じた離着地点（着陸点及び着陸帯）及び無障害地帯の基準



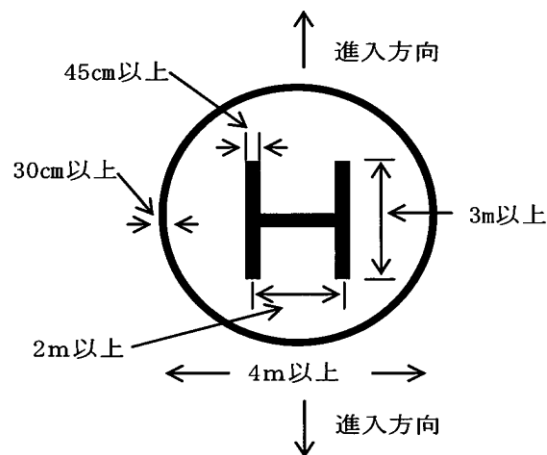
(イ) 離着地点の地盤は堅固で平坦地であること。

イ 着陸地点には、次の基準のH記号を風と並行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向及び風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

(エ) 着陸中心点

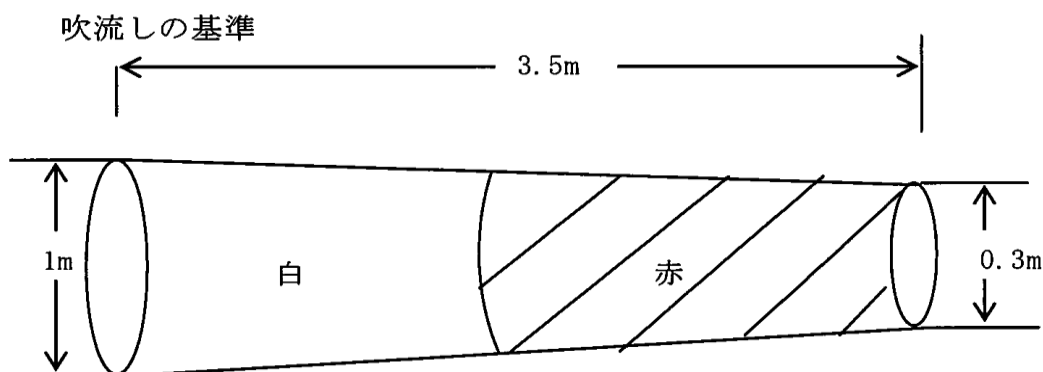
着陸地点には、石灰等（積雪時は墨汁、絵具等）を用いてH記号を表示して着陸中心を示すこと。

H記号の基準



(イ) 吹流し等

ヘリポート近くに上空から確認し得る風の方向を示す吹き流し又は旗を立てること。



## 2 防災関係機関の役割

- (1) 愛媛県非常通信協議会と連携し、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。
- (2) 被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員確保体制の整備に努める。
- (3) 災害時に有効な衛星携帯電話等移動通信系の整備を図る。
- (4) NTT西日本の災害時優先電話等の配備について確認するとともに、その取扱い、運用方法等の習熟に努める。
- (5) 電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

### 第2節 通信施設の整備

町は、防災上重要な通信施設、設備等については、次により点検、整備等を行い、災害応急対策の円滑な実施を確保する。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線（戸別受信機も含む。）の整備を図るとともに、携帯電話を含め、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努める。

- (1) 通信施設（予備電源、非常用電源設備を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講じる。
- (2) 充電式携帯無線については、完全充電を行うとともに、予備電池を確保するなど、適正な維持管理に努める。
- (3) 非常用電源設備を整備するとともに、浸水が予想される地域にある施設は、通信機及び非常用電源設備の高所への移設設置等必要な措置を講じる。
- (4) 中継局には定期的に保守要員を派遣し、点検を行い、必要に応じて待機させる体制を整える。

### 第3節 防災情報システムの拡充整備

大規模災害の発生に備え、防災対策上特に重要な役割を担う情報収集・連絡体制及び初動体制を確保するため、通信のデジタル化と相互接続により、地上無線回線、衛星回線、有線回線など多様な通信回線をシームレスで利用できる情報通信ネットワークを構築するとともに、消防防災ヘリコプターテレ

ビ伝送システム、固定カメラ等による被災地映像や四国地方整備局からの映像情報の収集などにより、迅速かつ的確な応急対策活動が実施できるよう、防災情報システムの拡充整備に努める。

さらに、防災関係機関との防災情報の共有化を推進する。

また、住民は防災関係機関からの防災情報について、情報収集手段の確保に努める。

#### **第4節 河川等情報システムの活用**

町は、水災による被害を軽減するため、河川等情報システムの活用を図る。

また、水防体制の迅速化、防災情報の提供拡大を図るため、「えひめ河川メール」を活用する。

#### **第5節 各種情報システムデータのバックアップ保管**

町は、各種情報システムについて、風水害等の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

## 第18章 ライフライン災害予防対策

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、電気、ガス、電話等ライフラインにおける災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、次の事業を実施する。

また、ライフライン施設の機能の確保策を講じるにあたっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を実施するよう努める。

### 第1節 水道施設

#### 1 町の活動

- (1) 応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成する。
- (2) 災害時の住民への広報体制及び情報伝達手段を整備する。
- (3) 水道事業の広域化に備え、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡等の整備促進を図る。
- (4) 他の市町や事業者等と災害援助協定を締結するなど、相互協力体制を整備する。
- (5) 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

### 第2節 電力施設

電気事業者は、災害を未然に防ぐため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、施設の新設・改良の際には、設計・施工に留意する。

#### 1 電力施設の災害予防措置

各設備とも、施設の新設・改良の際には、建築基準法及び「電気設備の技術基準」等により各種災害対策を考慮するとともに、過去に発生した災害及びこれに伴う被害の実情等を加味するなど、設計・施工に留意する。

#### 2 災害復旧用設備

電力施設の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じて移動用発電設備等を整備する。

#### 3 電気事故の防止

##### (1) 巡視・点検・調査等

電気設備を法令に定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るため、電気工作物の巡視点検並びに調査を行い、保安の確保を図る。

##### (2) 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故や電気災害を未然に防止するため、住民に対し必要な広報活動を行う。

#### 4 要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれのある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象・地象情報そ



の他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

## 5 復旧資機材の確保

- (1) 災害に備え、平常時から復旧用資機材、工具、消耗品の確保に努める。
- (2) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

## 第3節 ガス施設

ガス事業者は、災害予防のため、ガス施設について災害に配慮した整備を行うとともに、日頃から定期点検や防災訓練の実施、応急資機材の整備など災害予防対策を推進する。

### 1 ガス施設の災害予防措置

- (1) ガス施設は、ガス事業法に基づく定期点検及び自主保安検査の実施により、常に技術基準に適合させた状態を維持する。
- (2) ガス施設の安全対策を図るとともに、緊急操作設備を充実強化する。

### 2 応急資機材の整備

- (1) 緊急時に必要な資機材の在庫管理を行い、調達を必要とする資機材は速やかに確保できる体制とする。
- (2) 復旧が長期化した場合に備え、代替熱源等の確保の手段について、あらかじめ調査する。

### 3 連絡体制及び動員体制の確保

緊急時における従業員の連絡体制を確保するとともに、風水害等による大規模なガス設備被害が発生したことを覚知した場合は、全員事業所等に出動する。

### 4 保安教育及び防災訓練の実施

ガス施設又はガス供給上の事故による二次災害の防止を目的として、緊急事故対策及び風水害などの緊急措置について保安教育を行うとともに防災訓練を実施する。

### 5 ガス利用家庭設備整備

- (1) ガス事故防止のため、ガス漏れ警報器、各種安全装置付き機器の普及を図る。
- (2) 利用者に対し、災害発生時にはガス栓を閉めることとガス器具の使用禁止について周知を図る。

## 第4節 電信電話施設

N T T西日本は、災害時においても可能な限り電気通信を維持し、重要通信を疎通させるよう平素から設備自体を強固にし、信頼性の高い通信設備を構築するとともに、防災対策の推進と防災体制の確立を図る。

### 1 防災体制の確立

#### (1) 防災対策組織の編成

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、非常事態の情勢に応じた体制で対処するとともに、非常態勢に対応する災害対策組織をあらかじめ編成しておき、情勢に応じた体制の運用を行う。

また、災害対策本部等に必要な要員については、非常招集伝達の経路、交通機関の運行状況等を勘案し、短時間に可能な限り必要要員を確保する。

(2) 防災に関する社外機関との協調

応急対策活動が効果的に講じられるよう、国、県及び市町並びにその他社外防災関係機関と密接な連携を保ち、相互協力に努める。

(3) ライフライン事業者との協調

電力、燃料、水道等のライフライン事業者と協調し、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

## 2 防災に関する教育及び総合防災訓練への参加

災害が発生又は発生のおそれがある場合において、社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行するため、社内において防災に関する教育及び訓練を実施するとともに、県及び町等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参加、協力を行う。

## 3 電気通信設備等に対する防災対策

(1) 電気通信設備等の高信頼化

- ア 洪水等のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
- イ 暴風又は豪雪のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。
- ウ 火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

- ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。
- イ 通信ケーブルの地中化を推進する。
- ウ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

## 4 重要通信の確保

災害時に備え重要通信に関するデータベースを整備するとともに、常時疎通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

また、災害時には、設備の状況を監視しつつトラフィック※コントロール（通信制限）を行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

## 5 災害対策用機器及び車両の配備

- (1) 通信の全面途絶地域、指定避難所等との通信を確保するため、衛星通信無線車、災害対策用無線機、移動無線車等を配備する。
- (2) 所内通信設備が被災した場合、重要通信を確保するため、代替交換装置として非常用交換装置を広域配備する。
- (3) 災害時の長時間停電に対して、通信用電源を確保するため、主要局に移動電源車を配備する。
- (4) 所外通信設備が被災した場合、応急用措置として、各種応急ケーブル及び特殊車両等を配備する。

※ 「トラフィック」

通信網を通過する情報の流れ。情報の流れが通信網や通信機器を占有する延べ時間をトラフィック量という。

## 第19章 道路災害予防対策

各道路管理者は、道路施設等の防災点検等を実施し、その機能や目的に応じた防災対策や改良整備に努めるとともに、道路の冠水事故防止対策や通行規制措置等を行うほか、道路施設の長寿命化対策を行い、風水害等に対する安全性の確保を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

さらに、発災後の道路の障害物除去等による応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、体制の整備を図る。また、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ応急復旧等の計画を立案するものとする。

### 1 防災点検等の実施

道路管理者は、防災点検を定期的実施し、防災対策等の必要な箇所（区間）の把握に努めるとともに、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

### 2 道路施設の防災対策及び改良整備

道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所（区間）及び未改良区間について、緊急性の高い箇所（区間）及び路線から順次、防災対策や改良整備を実施する。

### 3 道路の冠水事故防止対策の実施

道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

### 4 道路通行規制等の実施

道路管理者は、異常気象等により道路の通行が危険であると想定される場合の道路通行規制に関する基準等を定め、必要に応じて通行規制等の措置を行う。

### 5 道路施設の長寿命化対策

道路管理者は、道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

## 第20章 建築物災害予防対策

町は、風水害による建築物の被害を予防するため、適正な土地利用を進め、災害に強いまちづくりを行う。

### 1 風水害に強いまちづくり

町は、災害を予防するため、次の措置を構ずる。

- (1) 湿潤な土地、出水のおそれの多い土地に建築物を建築しようとする者に対し、安全上必要な措置を構ずるよう指導する。
- (2) 災害危険区域等のがけ地に近接して住宅を建築しようとする者に対し、安全上必要な措置を構ずるよう指導する。また、がけ地崩壊により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある地域の危険住宅については、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の補助制度を活用し、移転を促進する。
- (3) 土砂災害警戒区域等の指定を受けた区域について、住民に対する危険箇所の周知や警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。
- (4) 土砂災害危険箇所情報の周知を図るとともに、避難方法、指定緊急避難場所などの警戒避難体制を整備する。
- (5) 町長は、水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内の要配慮者利用施設で、洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その施設の名称及び所在地を地域防止計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

資料編 <2-4-2>要配慮者利用施設

## 第21章 農地・農林業用施設災害予防対策

町は、農地・農林業施設における災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、次の事業を実施する。

### 1 農地・農林業用施設

町は、集中豪雨等による被害の発生を未然に防止するため、防災パトロール等を通じて危険箇所及び危険予想箇所の把握に努めるとともに、農業農村整備事業等により基盤整備及び農地防災施設の整備を行う。

### 2 老朽ため池

町は、農業用施設及び公共施設の災害を未然に防止し、国土保全に資するため、漏水量や堤体の変状など緊急性に応じて改修や利用されていないため池の廃止を進めるが、中でも、下流域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点ため池」を優先して、緊急連絡体制の整備やハザードマップの周知などのソフト対策を組み合わせた防災減災対策を講じる。

## 第2章 水害予防対策

梅雨期の豪雨や、近年、多発する風水害を防ぐため、治山、治水及び砂防に関する予防事業を計画的に実施する。

### 第1節 災害危険区域の指定

災害発生が予想される危険区域について防災対策の万全を期するため、資料編のとおり災害危険区域を定める。

資料編 <2-8-1・2>急傾斜地崩壊危険箇所・がけ崩れ危険箇所

<2-8-3>土石流危険溪流

<2-8-5>ため池危険箇所

<2-8-6>山地災害危険箇所

<2-8-7>土砂災害（特別）警戒区域

### 第2節 防災事業計画

#### 1 治水

県から指定を受けた浸水想定区域については、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所等の事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置により住民、滞在者その他の者に周知する。

洪水予報河川等に指定されていない中小河川についても、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

なお、同一水系に位置する市町間で、相互に河川の状況や避難指示等の情報が共有できるよう連絡体制を整備する。

その他、町長は水防法第15条の3の規定に基づき、浸水想定区域に所在する要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合、又は、作成した旨を報告していない場合等において、必要な指示を行い、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

#### 2 砂防

町は、土石流の発生が予想される溪流を重点的に、県に必要な土砂災害対策の実施を要請するとともに、警戒避難体制の確立等を推進し、大雨により発生する土石流や急傾斜地のがけ崩れ等、土砂災害の未然防止に努める。

##### (1) ハード対策

土砂災害危険箇所の内、次に掲げるものについて重点的に事業（ハード対策）を展開する。

ア 保全人家30戸以上の土砂災害危険箇所

- イ 高齢者福祉施設等の要配慮者利用施設が存在する土砂災害危険箇所
- ウ 広域的な幹線道路、鉄道等重要交通網集中地域の土砂災害危険箇所
- エ 災害時に重要となる緊急輸送にあてる道路をはじめ、地域の避難道路や避難場所が存在する土砂災害危険箇所
- オ 土砂災害により甚大な被害を受けた場合、再度災害防止のための緊急防災対策を要する土砂災害危険箇所

以上のほか、その他の溪流であっても風水害等によって荒廃を生じ土砂災害を防止する必要があると認められるものは、適宜対応する。

## (2) ソフト対策

町は、土砂災害防止法に基づき土砂災害から生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制・既存住宅の移転促進等のソフト対策を図り、県が行う土砂災害警戒区域等の指定に協力するよう努める。

ここでいう土砂災害とは、急傾斜地の崩壊・土石流・地滑りを起因として起こる自然災害をいう。

土砂災害警戒区域等が指定された場合、町は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布等必要な措置を講じる。

総合的な土砂災害対策を推進するためのソフト対策として、次のことを実施する。

ア 県の「土砂災害情報相互通報システム」の活用を推進する。

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に係る意見

県において、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査が行われ、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されるときは、町長は警戒避難体制の整備に係る事務（鬼北町地域防災計画への記載、防災ハザードマップ配布等による住民への周知等）を円滑に行うため、県に対して意見を述べる。

ウ 土砂災害特別警戒区域内での開発行為の制限

土砂災害特別警戒区域内において、開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設等の用途を目的とするもの）である開発行為をしようとする者は土砂災害防止法に基づく知事の許可を受けなければならない。

また、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、知事から移転等の勧告が行われる。

エ 土砂災害ハザードマップの作成・普及の促進

町は、土砂災害ハザードマップの作成・普及に努め、県に対して必要な資料の提供や技術的な支援を要請する。

オ 要配慮者利用施設への指導等

町長は、土砂災害警戒区域に所在する要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を策定していない場合、又は、作成した旨を報告して

いない場合等において、必要な指示を行い、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(3) 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報の周知

国又は県から土砂災害緊急情報が通知された場合、町は県とともに、土砂災害のおそれがある土地の区域とその時期について、住民説明会等により被害のおそれのある地域に居住する住民に説明を行う。

### 第3節 異常降雨災害予防計画

降雨災害の予防は、治山治水事業の促進、河川管理の強化及び水防体制の整備等によって、その効果を期すべきものとするが、異常降雨等に際しては、当面の水災予防として次の措置を講じる。

(1) 水防計画に基づく危険区域の監視

異常降雨等により河川の水位が上昇しているとき、又は水防警報が発せられたときは、堤防 500～1,000メートルごとに水防団員を配置する。

(2) 農業用排水路工作物の点検

用排水路工作物の管理団体は、当該施設の点検と所要の予防対策を行う。

(3) 水防資機材の点検配備

水防活動を必要とする場合は、あらかじめ水防倉庫に格納している水防資機材の点検を行うとともに、出水には状況に応じて水防作業に便利な位置に水防資機材を配備する。

(4) 避難準備措置の確立

愛媛県から浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の指定を受けた区域ごとに、洪水等予報の伝達方法、避難場所、その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、当該区域内の要配慮者利用施設の災害発生時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められる施設の名称及び所在地を明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水等予報の伝達方法を定める。

なお、渡川水系に位置する市町は、相互に河川の状況や避難情報が共有できるよう連絡体制を整備する。

ア 河川の出水状況により、溢水又は破堤によって直接被害を受けるおそれのある地域の住民に対し避難の準備を指示する。

イ 土石流等土砂災害危険箇所の関係住民に危険箇所の周知を行うとともに、避難方法、避難場所等の周知徹底と体制の整備を図る。

ウ 避難方法等については、風水害等対策編第3編第6章「避難活動」により行う。

### 第4節 台風災害予防計画

台風に対する災害予防は、気象状況を早期に把握してその経路及び進路により予想し得る臨機応変な対策をとるものとし、その対策については次のとおりとする。

(1) 火災予防

本編第26章「火災予防対策」により行う。

(2) 家屋その他建築物の倒壊防止と緊急対策

家屋その他建築物の管理者に、次の事項の徹底を図る。

ア 戸、窓、壁等には、筋かい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行うこと。

イ 倒壊のおそれがある建物は、補強柱を取り付け、ロープばり、大きな筋かいの打ちつけ等を行うこと。

ウ 煙突、看板、塀、立木等をワイヤー等で補強すること。

エ 電灯引き込み線が緩んでいないか点検し、破損したものは直ちに最寄りの四国電力送配電株式会社に連絡すること。

(3) 避難の指示

上記の対策で対応できない被害の発生が予測される事態に際しては、当該家屋等の住民に対し避難のための立ち退きを指示し、別に定める避難所に受入れる。

(4) 大雨に伴う洪水被害の防止

本章第3節「異常降雨災害予防計画」により行う。



## 第23章 地盤災害予防対策

地すべり、山崩れ、がけ崩れ等による災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、次の事業を実施する。

### 第1節 地すべり等防止施設の整備

#### 1 地すべり対策事業の施行

ひとたび地すべりが発生すると、多くの人家や農耕地、公共施設などに被害を与える直接被害にとどまらず、その後の降雨等により重大な二次災害の発生が予想されるため、地すべり防止区域のうち、滑動が著しい地区の防止工事を重点的に実施するなど、災害防止に必要な地すべり防止の諸施策を実施する。

#### 2 砂防事業の施行

砂防施設の整備については、土石流危険渓流を対象に砂防堰堤工、渓流保全工などの防止施設を重点的に整備し、土石流等による災害の防止工事を実施する。

#### 3 急傾斜地崩壊対策事業の施行

急傾斜地の崩壊により人命被害が発生するおそれのある区域を危険区域に指定し、区域内の行為を制限するとともに、危険度の高い箇所から防止工事を実施する。

#### 4 土砂災害警戒区域等（指定予定箇所を含む。）における警戒避難体制の整備

町は、地域の危険箇所や指定避難所等を網羅した防災マップ等を作成し、住民へ周知する。

#### 5 土砂災害警戒区域等の指定促進等

町は、鬼北町地域防災計画において、土砂災害警戒区域に以下の情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができる。

なお、要配慮者利用施設を新たに鬼北町地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対して、土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上に努める。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

キ 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法

## 第2節 農地保全

風水害等の異常な自然現象に際し、崩壊の危険のある農地、農業用施設の保全を図る。

## 第3節 治山

林地の保全に係る治山施設を積極的に設置することによって、流域の保全及び土砂崩壊等による災害の防止を推進する。

また、荒廃地及び荒廃の兆しのある山地災害危険地区のうち地況、林況、地質特性、保全対象等から判断し、緊急を要するものから治山事業を実施する。

## 第24章 鉄道施設災害予防対策

四国旅客鉄道株式会社は、鉄道施設災害を防止するため、災害時の防災体制の確立を図るとともに、施設等の災害予防措置を推進し、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。

### 1 防災体制の確立

災害発生時における従業員の動員計画、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部等の運営について整備を推進し、防災体制の確立を図る。

### 2 施設等の整備

災害等が予想される施設等については、あらかじめ把握しておき、風雨雪時の警戒等を重点的に行うとともに、危険箇所等の改良工事等を実施するなど、各施設の安全性確保に努める。

### 3 異常気象時における運転の停止等

豪雨、積雪などの異常気象時においては、列車の運転の中止等を行う。

## 第25章 危険物等災害予防対策

### 1 火薬類、高圧ガス及び石油類等の災害予防対策

火薬類、高圧ガスや石油類等の危険物による災害を防止するため、次の対策を実施し、防災機能の強化を推進する。

#### (1) 予防査察等の強化

町、県及び消防本部等監督機関は、火薬類、高圧ガス、石油類等の製造所、販売所、貯蔵所等の施設並びに消費場所に対し、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び消防法等の規定に基づく保安検査、立入検査を実施し、基準適合状況を確認するとともに、あわせて危険予防の指導を行い、自主保安体制の確立を図る。

#### (2) 防災訓練の実施

災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、町、県、関係機関等による合同防災訓練を実施する。

### 2 毒物劇物の災害予防対策

毒物劇物の事故による災害は、保健衛生上の危害が極めて大きいことに鑑み、次の事業を実施する。

#### (1) 製造業者等の活動

製造業者等は、日頃から災害予防のための措置を講じておく。

##### ア 応急対策教育の徹底

毒物劇物の製造業者は、それぞれ自主的に作成している「危害防止規定」を順守するよう職員に教育指導する。

##### イ 毒物劇物の製造量及び同貯蔵量の把握

毒物劇物の製造量及び貯蔵量を定期的に調査し、その実態を把握する。

## 第26章 火災予防対策

各種火災に対処するため、消防団員の教養訓練と消防諸施設の拡充強化を図るとともに、消防相互応援を密にして火災予防の実を挙げ、消防思想の普及徹底に努め、もって住民の生命・身体・財産を保護し、火災による被害を軽減する。

### 1 消防団員の教育・育成

町及び県は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第3条に定める基本理念に基づき、消防団の強化、消防団への加入促進等による地域防災力の強化に努める。

#### (1) 教育

町は、消防団の資質向上と技能習得を図るため、消防署や愛媛県消防学校へ派遣し、消防団員としての使命と責任感の醸成に努める。

また、消防団は、消防機関の活動を補充し、地域の実情に応じた火災予防活動が期待されていることから、町は、人員配備の強化を図る。

ア 消防署による教育

イ 愛媛県消防学校による教育

#### (2) 訓練

ア 消防用機械器具操法訓練

イ 機械運用及び放水演習

ウ 防火啓発

エ 救急訓練

### 2 消防施設の拡充強化

消防力の整備指針に基づき、町の消防施設の拡充強化を図り、消防の機動化、高度化を行い、有事即応体制の確立に努める。老朽化した宇和島地区広域事務組合消防本部及び2署2分署については、本町における消防力及び防災力の連携強化を図るため、組合管轄内の庁舎適正配置を念頭に移転建替え等の整備を進めるものとする。特に、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え防災拠点機能が著しく低下することがないように津波浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にある庁舎（通信指令施設及び無線等の設備を含む。）については早急な移転建替えが必要である。

#### (1) 消防用の機械の整備

消防用機械については、消防設備整備計画に基づき整備する。

#### (2) 消防水利の確保

消防水利の不足する地域については消火栓又は防火水槽を整備し対応する。

資料編 <3-10-1>消防団及び施設設備

### 3 防災思想の普及

生活様式の変化により、火気の使用が激増し、これに伴う防火思想の高揚が急務であることから、春秋2回の火災予防運動を軸として各種団体の協力を求め、警火心の喚起と防火思想の普及に努める。

## 4 火災予防

消防団長は、火災の予防及び警戒を行い、住民の生命、身体及び財産を火災から保護する目的のもとに、予防検査を強化充実させるとともに、春秋の火災予防期間に実施している火災予防運動や広報誌等で住民の予防喚起を行い、住民各層の防火意識の向上を高める。

### (1) 予防査察

#### ア 定期予防査察

年 2 回消防団の分団が、管轄地区の全世帯に対して実施する。

#### イ 臨時予防査察

#### ウ 特別予防査察

### (2) 予防広報

## 5 火災警報

### (1) 警報発令基準

消防法第 22 条第 3 項の規定により、知事から火災気象通報を受けたとき、又は地域気象状況が火災の予防上危険である場合は、次の基準により町長は火災警報を発令することができる。

また、風速を補う必要がある場合は、強風注意報を持って当てる。

ア 実効湿度が 60%以下で、最小湿度が 40%以下かつ最大風速 7 m/s 以上の風が吹く見込みのとき。

イ 平均風速 12m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。

### (2) 警報解除

火災の予防上、危険な気象状況でなくなったときには、解除する。

### (3) 火災警報発令時の火の使用期限

宇和島地区広域事務組合火災予防条例（平成元年条例第 32 号）第 29 条の規定により、火災警報発令時には、次のとおり使用制限する。

ア 山林、原野等において火入れをしないこと。

イ 煙火を消費しないこと。

ウ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

エ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。

オ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて宇和島地区広域事務組合長が指定した区域内において喫煙をしないこと。

カ 残り火（たばこの吸いがらを含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

キ 屋内において裸火を使用するときは、窓・出入口等を閉じて行うこと。

### (4) 消防団の警戒体制の確保

ア 警戒のための組織体制

イ 警戒区域の組織体制

ウ 警戒出動のための要員出動又は伝達方法

エ 煙火打ち上げ、火入れ等の火気使用制限などの規制

### (5) 特殊火災対象物の警戒

木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場所等及び文化財等について防火管理者等の協力により特別警戒体制がとれるようあらかじめ協議のうえ、所要の警戒計画を定めておく。

(6) 消防資機材の点検整備と非常出動体制の整備  
別に定める消防計画による。

(7) 火災警報発令時の周知方法

ア IP告知システムによる緊急広報

イ 予防広報等

広報車の巡回、防災行政無線放送施設の利用

ウ 特別予防査察

(8) 消火活動への協力

迅速な消火活動を行うため、町及び消防署は、一般人に対し、火災に対処しての通報や応急消火の義務、緊急自動車の優先通行の主旨を普及・啓発する。

(9) 火災防御の措置

非常事態に際し、町長は、知事から消防組織法第 43 条の規定による指示を受けた場合、必要な火災防御の措置を行う。

## 6 火災予防査察

町長は、特に必要があると認められるときは、鬼北町地域防災計画の定めるところに従って、消防法第 4 条及び第 4 条の 2 の規定に基づいて予防査察を実施する。

## 7 消火活動

火災に対処して通報、応急消火の義務、緊急自動車の優先通行の主旨を普及・啓発し、消火活動について消防と一般人の一体化を図る。

## 8 災害防御の措置

消防組織法第 43 条の規定による非常事態に際し、火災防御の措置について必要な指示を行い、防御の措置の早期確立を期する。

## 第27章 林野火災予防対策

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。

このため、次のとおり林野火災消防計画を策定し、火災の未然防止と被害の軽減を図る。

### 1 林野火災消防計画の確立

町長は、関係機関と密接な連絡をとり、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林作業の状況等を調査検討のうえ、次の事項について林野火災消防計画を策定するものとする。

- (1) 特別警戒実施計画  
特別警戒の実施区域、時期、実施要領等について定める。
- (2) 消防計画  
消防分担区域、出動計画、防御・鎮圧要領等について定める。
- (3) 資機材整備計画  
林野火災用消防水利及び消防施設の整備・拡充について定める。
- (4) 啓発活動の推進計画  
山火事予防のポスター、立看板、横断幕等各種広報の実施について定める。
- (5) 林野火災防御訓練の実施計画  
町単独又は県及び関係機関と連携した訓練の実施等について定める。

### 2 林野所有（管理）者の予防対策

- (1) 防火帯としての役割を加味した林道網の整備
- (2) 防火帯、防火樹帯の設置及び造林地への防火樹の導入
- (3) 自然水利の活用等による防火用水の確保及び防火用工作物の整備
- (4) 事業地の防火措置の明確化
- (5) 森林法、鬼北町火入れに関する条例（平成17年鬼北町条例第161号）及び宇和島地区広域事務組合火災予防条例等の厳守
- (6) 消防機関等との連絡方法の確立
- (7) 火災多発期（12月～3月）における見回りの強化

### 3 林野火災対策用資機材の整備

町及び林野の所有（管理）者は、林野火災対策用資機材（トラック、ジープ、工作車、チェーンソー、鋸、鍬、鎌、トランシーバー等）の整備に努める。

### 4 空中消火体制の整備

町長は、必要により「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、県本部南予地方本部に空中消火を要請する。

また、他県や自衛隊のヘリコプターの派遣には時間を要することから、町は、火災状況を的確に把握し、早期に派遣要請を行う。

資料編 <3-10-6>愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定

<3-10-10>臨時ヘリポート一覧表



## 第28章 災害復旧・復興への備え

### 1 平常時からの備え

町は、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や企業等との間で協定を締結し、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保も留意しながら連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、現在締結している協定のほか、必要な業務について、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等とともに、担い手の確保・育成に取り組むよう努める。

町は、男女共同参画の視点からの災害対応について、防災担当部局と男女共同参画部局との連携体制を構築するとともに、平常時及び災害時における役割を明確化しておくよう努める。

町の防災会議、町本部等への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進が得られるよう努めるとともに、国の「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底を図る。

町及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、町は退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

### 2 複合災害への備え

町は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

町は、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

町は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、職員の参集、合同の町本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

### 3 災害廃棄物の発生への対応

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び関係機関・民間事業者との協力体制の確立並びに十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努める。

また、町は、県と連携し、県内で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、建築物等への被害があり、有害物質の漏洩及び石綿の飛散が懸念される場合に備え、町又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の体制の整備に努める。

#### **4 各種データの整備保全**

町は、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全(戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備)に努める。

町は、各種情報システムについて、風水害等の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

公共土木施設について、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

#### **5 保険・共済の活用**

保険・共済は、災害による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、町は、その制度の普及促進にも努める。

#### **6 復興事前準備の実施**

町は、被災後に早期かつ的確に復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を推進する。

#### **7 復興対策の研究**

関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行う。

#### **8 罹災証明書交付体制の整備**

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

# 第3編 災害応急対策

台風等による大規模な風水害等の災害が発生した場合、家屋の倒壊、床上・床下浸水、火災、がけ崩れの発生、道路・橋梁の損壊にとどまらず、人命の損傷など多くの被害を被ることとなり、さらに、生活関連施設の機能停止等による被害も予想される。このような被害の拡大を防止し、又は軽減するため、町及び関係機関は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、災害発生の防御又は応急復旧対策に関する計画を樹立し、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期する。

## 第1章 応急措置の概要

### 1 町のとるべき措置

- (1) 災害発生又は災害発生のおそれがある場合の県に対する報告
- (2) 気象に関する予警報の周知徹底
- (3) 災害調査の実施及び災害情報の県に対する報告
- (4) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び被災住民の受入れ
- (5) 消防団、水防団に対する出動命令又は警察官に対する出動要請
- (6) 警戒区域の設定と避難措置
- (7) 指定避難所等の設置・運営
- (8) 自衛隊の派遣、緊急援護備蓄物資の供給等の県に対する要請  
(必要に応じて、その旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知)
- (9) 救援物資の配布
- (10) 被災者受入施設の供与
- (11) 応急文教対策の実施
- (12) 被災箇所の応急復旧
- (13) その他応急対策の実施

### 2 県のとるべき措置

- (1) 市町、関係機関に対する防災上必要な措置の指示又は要請
- (2) 市町、関係機関からの災害発生等の報告受理
- (3) 被害状況の把握及び情報の収集
- (4) 関係機関への被害状況の通報
- (5) 関係機関との応急対策の協議・調整
- (6) 放送機関への緊急放送要請
- (7) 自衛隊の災害派遣要請
- (8) 医師会、日赤への救護班の派遣要請
- (9) 緊急援護備蓄物資の供給

- (10) 救援物資の調達、輸送
- (11) 応急仮設住宅の建設
- (12) 医療、助産、防疫、保健衛生、清掃等の措置の実施
- (13) 応急文教対策の実施
- (14) 被災地の警備、交通の確保及び規制
- (15) 人心安定のための広報
- (16) 被災地の応急復旧
- (17) その他応急対策の実施

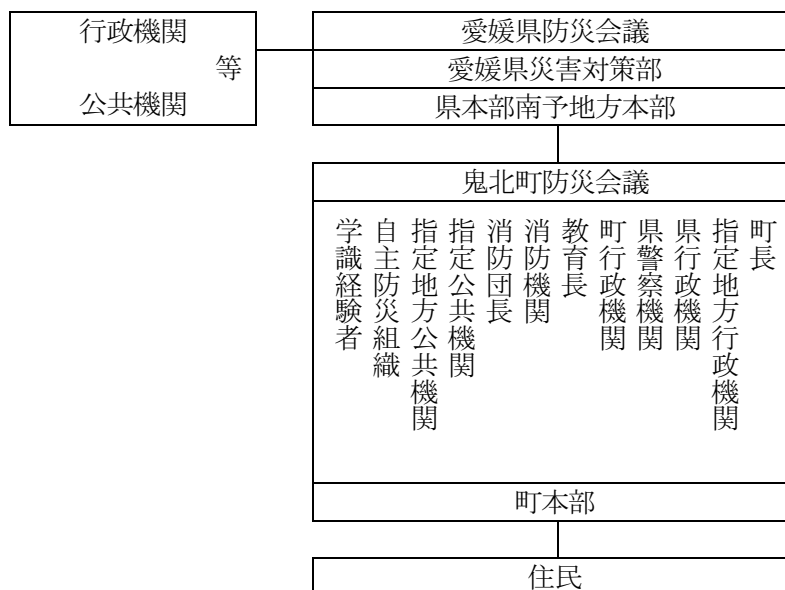
### 3 住民のとりべき措置

- (1) 災害発生又は災害発生のおそれがあることを発見した場合は、直ちに鬼北町役場、宇和島警察署鬼北交番又は鬼北消防署への通報
- (2) 地域の相互扶助に基づく初期消火、炊き出し等の応急措置
- (3) 救助隊の救助作業に対する協力
- (4) 安全地域への避難

### 4 関係機関のとりべき措置

- (1) 災害情報の県、町等に対する通報
- (2) 救援隊の派遣、救助、資機材配布等の県、町に対する要請
- (3) 県、町等の要請に基づく救援の実施
- (4) 応急復旧作業の実施

【応急対策組織図】



## 第2章 防災組織及び編成

町内に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、町は、速やかに町本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、緊密な連携を図りつつ災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

### 1 町本部の設置

地震・災害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合において、その対策を総合的かつ迅速に行うため、町長が必要と認めるときは、災対法第23条の2及び鬼北町災害対策本部条例（平成17年鬼北町条例第19号）に基づき、町本部を設置する。

#### (1) 災害対策本部長の職務代理者の決定

町長不在時の指揮命令系統の確立のため、職務代理者の順位を次のように定め、本部長である町長が事故や不在時の非常時には、定めた順位により町本部を命令し、又は指揮をとる。

第1順位 副町長

第2順位 教育長

第3順位 危機管理課長

#### (2) 町本部設置の基準

ア 町本部設置の基準は、次のとおりとする。

(7) 気象業務法に基づく警報、特別警報が発表されたとき。

(波浪、高潮警報が単独で発表された場合を除く)

(4) 災害救助法が適用され、又は適用されるような大規模な災害の発生が予想されるとき。

(9) 災害が広範囲な地域にわたり、又は拡大するおそれのあるとき。

(エ) その他非常災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長（町長）が必要と認めるとき。

#### (3) 町本部解散の基準

災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害応急対策が終了したと認めるとき。

#### (4) 通知、公表

町本部を設置したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表するとともに、設置時には町本部の標識を町本部室前に掲示する。標識は、看板又は標旗とする。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
各部	電子メール、庁内放送、口頭、電話	本部事務局長 (危機管理課長)
一般住民	防災行政無線放送、IP告知システム、報道機関、サイレン、広報車	
南予地方局	防災通信システム（地上系・衛星系）、電話、FAX	
消防本部及び鬼北消防署	防災行政無線放送、IP告知システム、電話、FAX	
宇和島警察署及び鬼北交番	防災行政無線放送、IP告知システム、電話、FAX	
報道機関	口頭、電話、FAX	

なお、解散した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

(5) 町本部の設置場所

町本部は、原則として危機管理棟に設置する。ただし、庁舎が被災し、使用不能のときは、鬼北町防災センター又は日吉支所に代替本部を設置する。

(6) 災害対策本部会議の開催

本部長（町長）は、町本部を設置した場合、必要に応じて災害対策本部会議を開催し、当面の応急対策活動等について協議する。

本部会議は、原則として危機管理棟とするが、庁舎の被災状況に応じて、鬼北町防災センター、又は日吉支所の代替場所を選定する。

また、必要に応じてプレスルームを町本部に近接する場所に設置し、報道機関との連携強化に努める。

(7) 新型コロナウイルス感染症対策

町本部の運営等に際して、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避けることをより一層推進する。

ア 工夫の例

- (ア) 町本部設置場所の工夫
- (イ) 町本部設置場所の座席配置の工夫
- (ウ) 町本部設置場所の換気の徹底
- (エ) 手洗い、咳エチケット、マスク着用の徹底
- (オ) 共同で使用する物品・機器等の消毒の徹底
- (カ) 電話やTV会議システム等の活用

イ 町本部のみならず、出先機関での各種会議や広域物資拠点など人が密集することが想定される場所についても、適切な空間の確保への配慮等を行う。

ウ 大規模な災害の発生時においては、国や他の地方公共団体の応援職員の派遣に備え、町本部と近接した執務スペースを確保する。

## 2 町本部の組織及び所掌事務

(1) 町本部の組織及び事務分掌

ア 町本部は、本部長（町長）の統括の下に、副本部長に副町長、教育長をもってあて、部を置き、それぞれの関係課長をその長にあてる。

イ 各部長は、部の分掌事務を処理するため、あらかじめ担当者を定めるとともに必要簿冊を備える等体制を整備する。

ウ 町本部と日吉支所間の通信が被災等で困難な場合、日吉地区において緊急を要する事項が生じた場合は日吉支所長が指揮をとる。支所長は通信施設が復旧後、本部長（町長）へ報告する。

(2) 町本部組織図

本部長 (町長)	副本部長 (副町長) (教育長)	本部員	
		事務局	○ 危機管理課長
		総務部	○ 総務財政課長
			企画振興課長
			日吉支所長
			会計管理者
			議会事務局長
		保健福祉部	○ 保健介護課長
			町民生活課長
		建設部	○ 建設課長
			水道課長
		農林部	○ 農林課長
		衛生部	○ 環境保全課長
		教育部	○ 教育課長
		消防部	○ 消防団長

※ ○は局長又は部長

(3) 町本部事務分掌

部名(部長)	担当課	分掌事務
各部共通		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部署の被害状況の確認に関する事。</li> <li>2 災害・被害の情報収集に関する事。</li> <li>3 所管する施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>4 関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>5 部内及び各部の応援に関する事。</li> </ol>
事務局 (危機管理課長)	危機管理課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長(町長)の指示、指令に関する事。</li> <li>2 町本部の設置・運営に関する事。</li> <li>3 職員の動員及び非常招集に関する事。</li> <li>4 職員の安否確認に関する事。</li> <li>5 防災会議、消防署、警察署、その他関係機関、団体との連絡調整に関する事。</li> <li>6 気象予警報の収集・伝達に関する事。</li> <li>7 災害・被害の情報収集に関する事。</li> <li>8 高齢者等避難、避難指示の発令、屋内での待避等の緊急安全確保の指示に関する事。</li> <li>9 県本部への報告及び必要な要請に関する事。</li> <li>10 県本部との災害応急対策の連携に関する事。</li> <li>11 自衛隊の災害派遣要請に関する事。</li> <li>12 災害復旧活動の応急対策の計画推進に関する事。</li> <li>13 県災害情報システムの管理・運用に関する事。</li> <li>14 県防災行政無線等の管理・運用に関する事。</li> <li>15 防災行政無線、IP告知システムの管理及び通信の統制に関する事。</li> <li>16 通信の確保・維持・運営に関する事。</li> <li>17 電算情報システムの管理・復旧に関する事。</li> </ol>

部名(部長)	担当課	分掌事務
		18 遭難者、行方不明者の捜索に関する事。 19 災対法に基づく強権発動に関する事。 20 災害救助法適用に関する事。 21 雨量観測に関する事。 22 消防団に関する事。 23 自主防災組織との連携及び指導に関する事。 24 その他災害対策全般に関する事。
総務部 (総務財政課長)	総務財政課	1 総務部内の連絡調整に関する事。 2 庁舎の被害状況の確認に関する事。 3 町有施設の災害対策に関する事。 4 職員の健康管理に関する事。 5 応援職員の受入れ、運用に関する事。 6 復旧事業に関する総合調整に関する事。 7 災害対策の予算及び資金に関する事。 8 災害対策予算の調整・編成に関する事。 9 災害応急対策に要する車両、燃料等の調達に関する事。 10 緊急輸送に関する事。 11 資機材及び物資の調達に関する事。 12 住民相談窓口の設置に関する事。 13 区長等、地域住民への指示伝達の協力に関する事。 14 緊急放送に関する事。 15 犯罪防止体制の把握、調整に関する事。
	企画振興課	1 災害の記録に関する事。 2 災害情報の記録資料・被害写真に関する事。 3 災害情報の地域住民への広報に関する事。 4 観光客等の避難状況及び応急対策に関する事。 5 報道機関に対する情報提供等に関する事。 6 生活必需品の確保に関する事。 7 義援物品の受取、配付に関する事。 8 商工関係施設・観光施設の被害調査及び災害応急対策に関する事。 9 商工会等との連絡調整に関する事。 10 商工業者に対する災害融資・相談に関する事。
	日吉支所	1 支所庁舎の被害状況の確認に関する事。 2 日吉地区の災害情報収集及び報告並びに町本部との連絡に関する事。 3 支所職員及び参集職員の確認に関する事。 4 日吉地区の防災資材の管理に関する事。 5 消防団(第6分団)との協調連絡に関する事。 6 日吉地区の指定避難所運営の協力に関する事。
	出納室	1 災害に伴う出納経理に関する事。 2 義援金の受入れに関する事。
	議会事務局	1 議員の安否及び被災状況の確認に関する事。 2 各議員への被害情報等の提供に関する事。 3 被災議員への対応業務に関する事。
保健福祉部 (保健介護課長)	町民生活課 保育所	1 関係施設の被害状況の確認に関する事。 2 救援物資の割当(計画及び配布)に関する事。 3 指定避難所の設置及び運営管理に関する事。 4 福祉避難所の設置及び運営管理に関する事。 5 避難者の避難誘導に関する事。 6 避難者及び被災者の受入れに関する事。



部名(部長)	担当課	分掌事務
		7 被災者の援護に関する事 8 被災者(避難者)に対する配食に関する事。 9 被災者名簿に関する事。 10 保育所の災害対策に関する事。 11 被災納税者の調査に関する事。 12 被災納税者の税の減免等に関する事。 13 被災納税者の情報収集、集計及び報告に関する事。 14 罹災証明等の発行に関する事。 15 家屋被害認定調査事務に関する事。 16 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する事。 17 日赤県支部及び社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 18 被災者生活再建支援法に関する事。
	北宇和病院 診療所	1 災害時の医療全般に関する事。 2 医薬品、その他衛生資材の確保に関する事。 3 救護所の設置及び運営に関する事。 4 民間医療機関への協力依頼に関する事。
	保健介護課	1 保健福祉部内の連絡調整に関する事。 2 関係施設の被害状況の確認に関する事。 3 医療施設の災害対策及び被害調査に関する事。 4 傷病者の搬送に関する事。 5 救護所の設置支援に関する事。 6 要配慮者の救護及び避難誘導に関する事。 7 避難行動要支援者の避難対策及び保護に関する事。 8 在宅寝たきり高齢者、心身障がい者の被害調査及び応急対策に関する事。 9 災害時における感染症対策に関する事。 10 社会福祉施設の災害対策、被害調査及び応急対策に関する事。 11 医薬品等の調達に関する事。 12 被災者(避難者)の健康管理等に関する事。
建設部 (建設課長)	建設課	1 建設部内の連絡調整に関する事。 2 道路、橋梁、河川、急傾斜地等公共土木施設被害の情報収集に関する事。 3 道路、橋梁、河川、急傾斜地等危険箇所の被害調査及び応急復旧に関する事。 4 土木応急復旧用資材の確保に関する事。 5 道路及び交通の確保に関する事。 6 土木・建築技術者及び従事者の確保に関する事。 7 障害物の除去に関する事。 8 復旧事業に要する用地の取得に関する事。 9 町営住宅の被害調査及び応急対策に関する事。 10 被災建築物及び被災宅地に対する応急危険度判定に関する事。 11 応急仮設住宅の建設に関する事。 12 被災住宅の応急対策に関する事。 13 住宅入居の情報提供、あっせんに関する事。 14 河川の水位観測に関する事。
	水道課	1 上水道被害情報の収集、伝達及び報告に関する事。 2 上水道の災害対策に関する事。 3 節水、断水、給水に関する事。 4 工事指定店の動員体制に関する事。 5 水道の衛生維持に関する事。 6 住民への情報提供に関する事。

部名(部長)	担当課	分掌事務
		<ul style="list-style-type: none"> <li>7 応急給水拠点の開設・運営に関する事。</li> <li>8 飲料水の確保及び応急給水に関する事。</li> </ul>
農林部 (農林課長)	農林課 農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 農林部内の連絡調整に関する事。</li> <li>2 農地、農作物及び農業用施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>3 山林、林産物及び林業用施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>4 林道災害の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>5 食料（農林産物等）の調達に関する事。</li> <li>6 被災農林業者の災害融資・相談に関する事。</li> <li>7 家畜等の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>8 家畜の伝染病予防対策に関する事。</li> <li>9 農協及び森林組合等との連絡調整に関する事。</li> </ul>
衛生部 (環境保全課長)	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 衛生部内の連絡調整に関する事。</li> <li>2 清掃業務計画の総合調整に関する事。</li> <li>3 ごみ及びし尿の非常収集処理に関する事。</li> <li>4 災害による遺体の措置及び埋火葬に関する事。</li> <li>5 災害地の消毒及び防疫に関する事。</li> <li>6 災害廃棄物の処理に関する事。</li> <li>7 一般廃棄物の処理に関する事。</li> <li>8 動物愛護に関する事。</li> <li>9 応急トイレ対策に関する事。</li> <li>10 農業集落排水施設等の被害調査及び応急対策に関する事。</li> </ul>
教育部 (教育課長)	教育課 給食センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 教育部内の連絡調整に関する事。</li> <li>2 学校施設の災害対策、被害調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>3 指定避難所設置の協力に関する事。</li> <li>4 被災児童生徒の救護、避難誘導及び支援に関する事。</li> <li>5 保護者との連絡調整に関する事。</li> <li>6 応急教育に関する事。</li> <li>7 学用品及び教科書の調達・配分に関する事。</li> <li>8 災害対策のための教員確保に関する事。</li> <li>9 学校給食の確保に関する事。</li> <li>10 通学路の点検に関する事。</li> <li>11 被災者（避難者）に対する炊き出しに関する事。</li> <li>12 災害活動に協力する社会教育関係団体等の連絡調整に関する事。</li> <li>13 文化施設・文化財の災害予防、被害調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>14 社会教育、社会体育施設の被害調査及び応急復旧に関する事。</li> </ul>
消防部 (消防団長)	消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 被害状況等の情報の収集と伝達に関する事。</li> <li>2 消防・救助・水防活動に関する事。</li> <li>3 避難場所の安全確保及び避難路の確保に関する事。</li> <li>4 人命の保護及び避難の指示、誘導、救出に関する事。</li> <li>5 危険区域からの避難の確認に関する事。</li> <li>6 自主防災組織との連携、指導及び支援に関する事。</li> <li>7 火災予防の広報に関する事。</li> <li>8 消防車両、機械器具等の保管及び運用に関する事。</li> <li>9 相互応援協力に関する事。</li> <li>10 遺体及び不明者の捜索に関する事。</li> </ul>

(4) 本部連絡員

- ア 町本部には、原則として町本部連絡員を置く。
- イ 本部連絡員は、各部長がそれぞれ所管職員のうちから指名する者を持ってあてる。
- ウ 本部連絡員は、各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて町本部に報告するとともに町本部からの連絡事項を各部の長に伝達する。

(5) 現地本部の設置

- ア 本部長（町長）は、災害の現地において、緊急に統一的な防災活動を実施するため、特に必要があると認められるときは、現地本部を設置する。
- イ 現地本部は、現地本部長及び現地本部員をもって組織する。
- ウ 現地本部長及び現地本部員は、本部長（町長）が指名する者をもってあてる。
- エ 現地本部長は、本部長（町長）の命を受け、現地本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

**3 災害発生時の配備体制**

(1) 非常配備の基準

注意報、警報、特別警報が発表されたとき、又は町本部が設置されたときの非常配備の種別、内容等の基準は次による。

区分	配備基準	配備内容	配備要員
警戒配備	1 気象業務法に基づく次の注意報のうちいずれかが発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 大雪注意報 2 町内に最大震度3の揺れを観測したとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 4 その他町長が必要により当該配備を指令するとき。	1 災害情報の収集及び防災資機材の準備等を実施する体制 2 小規模あるいは局地的だが救助の必要な状況が発生したときなど町長が必要と認められるときは、町本部が設置される。	危機管理課長及び危機管理課職員
第一配備	1 気象業務法に基づく次の警報のうちいずれかが発表されたとき。 (1) 暴風警報 (2) 大雨警報 (3) 洪水警報 (4) 暴風雪警報 (5) 大雪警報 2 夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合 3 各種警報が発表されている状況下で、台風が通過する可能性があり、被害が発生するおそれがある場合 4 広見川で、避難判断水位に到達したとき。 5 町内で最大震度4の揺れを観測したとき。	1 災害の発生に備えるための通信情報活動及び初期の応急対策を実施する体制 2 町本部が設置される。	本部部員、連絡所長、公民館主事等（避難所職員） 所属職員の概ね3分の1以内で各対策部が必要とする人員 避難所開設の場合、公民館主事等は、避難所に出動。

区分	配備基準	配備内容	配備要員
	<p>6 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表されたとき。</p> <p>7 その他町長が必要により当該配備を指令するとき。</p>		
第二配備	<p>1 土砂災害警戒情報が発表されたとき。</p> <p>2 各種警報が発表されている状況下で、台風又は前線が通過する公算が強く、甚大な被害が発生するおそれがあるとき。</p> <p>3 広見川で、氾濫危険水位に到達したとき。</p> <p>4 記録的短時間大雨情報が発表されたとき。</p> <p>5 気象業務法に基づく特別警報が発表されたとき。</p> <p>6 相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>7 町内で最大震度5弱又は5強の揺れを観測したとき。</p> <p>8 その他町長が必要により当該配備を指令するとき。</p>	<p>1 中規模の災害に対する警戒若しくは応急対策を実施する体制</p> <p>2 町本部が設置される。</p>	<p>本部部員、連絡所長、公民館主事、課長補佐、係長、保育所長 所属職員の概ね3分の2以内で各対策部が必要とする人員 （日吉在住職員は日吉支所） 各公民館職員は、地区の状況把握及び情報伝達等のため、公民館に出動。</p>
第三配備	<p>1 大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。</p> <p>2 気象業務法に基づく特別警報が発表されたときで、町長が必要と認める場合。</p> <p>3 町内に最大震度6弱以上の揺れを観測した場合又はこれ以下の地震であっても重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合。</p> <p>4 その他町長が必要により当該配備を指令するとき。</p>	<p>1 大規模災害に対し全力をあげて防災活動を実施する体制</p> <p>2 町本部が設置される。</p>	<p>全職員 （日吉在住職員は日吉支所） 各公民館職員は、地区の状況把握及び情報伝達等のため、公民館に出動。</p>

※ただし、災害の状況・時間等に応じ配備要員については、「災害時鬼北町職員行動マニュアル」による。

#### ア 第一配備下の体制

- (7) 事務局長は、県及び関係機関と連絡をとって、気象その他災害に関する情報を収集し、本部長（町長）に報告するとともに関係部に連絡する。
- (イ) 本部長（町長）は、必要に応じ関係部長を招集し、情報を聴取して、当該情勢に対応する措置を検討する。
- (ウ) 配備につく職員は、所属する部の所在場所に待機し、必要な措置をとる。
- (エ) 勤務時間外で危機管理課長及び防災担当職員が体制をとる以前の対応は、宿日直者が行う。

#### イ 第二配備下の体制

(7) 各部長は、所掌業務に係る情報の収集及び連絡体制を強化する。

(4) 各部長は、次の措置をとり、その状況を本部長（町長）に報告する。

i 災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。

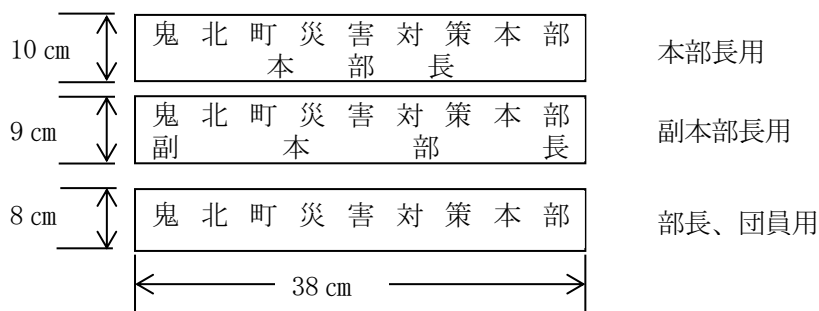
ii 装備、物資、器材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。

#### ウ 第三配備下の体制

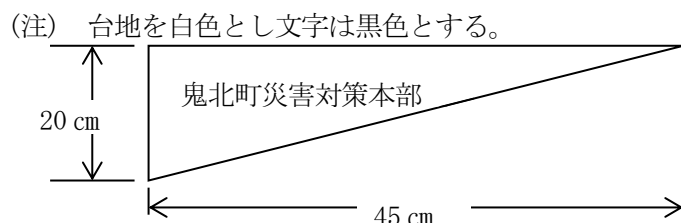
第三配備が指令された場合、各部長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時副本部長を通じ本部長（町長）に報告するとともに事務局長に連絡する。

#### (2) 本部職員の腕章等

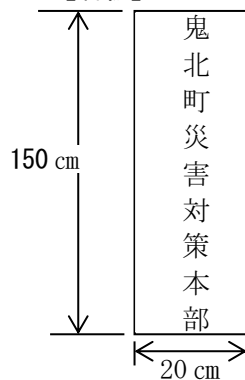
##### 【腕章】



##### 【標旗】



##### 【看板】



## 4 職員の動員計画

### (1) 町本部設置に伴う動員計画

ア 町本部を設置した場合の職員の動員は、本章「2 町本部の組織及び所掌事務」に定める配備計画に基づいて本部長（町長）が決定する。

### イ 本部職員の動員方法

(7) 本部事務局から各部長にその旨を通知し、各部長は災害対策要員に連絡し動員する。

(4) 招集は、電子メール、電話、携帯電話、防災行政無線等の方法により通知する。

(ウ) 各部長は、配備状況について、本部事務局長を通じて本部長（町長）に報告する。

(エ) 事務局長は、災害時鬼北町職員行動マニュアル等を作成し、職員へ周知徹底を図る。

### (2) 動員の伝達系統

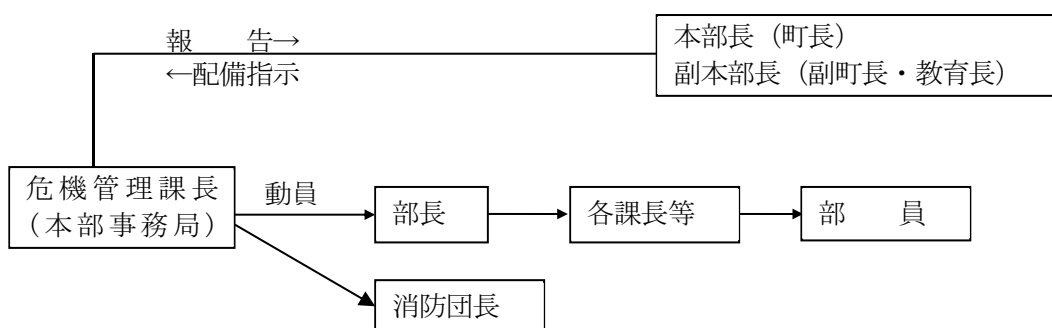
## ア 本部職員

町本部における職員の動員は、本部長（町長）の配備体制の決定に基づき次の系統で伝達し動員する。

### (ア) 勤務時間内における伝達

- i 気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、事務局長（危機管理課長）は、本部長（町長）の指示により非常配備を決定し、部長（各課長等）にこれを伝達するとともに電子メール等によりこれを徹底する。
- ii 各部長は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させる。
- iii 事務局長は、消防団長に非常配備を行う旨伝達する。

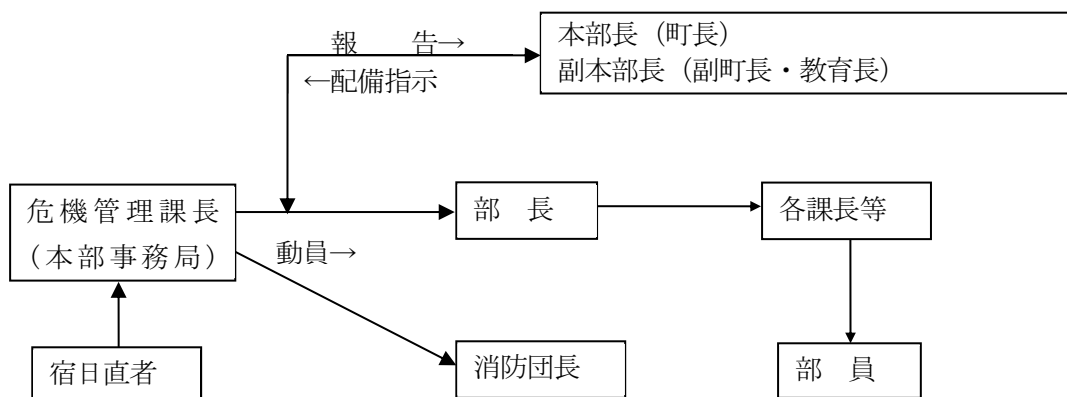
### 【勤務時間内における伝達系統】



### (イ) 勤務時間外、休日における伝達及び配備

- i 宿日直者は、非常配備に該当する気象情報が防災関係機関から通知され、又は災害発生が予想されるときは、直ちに事務局長（危機管理課長）に連絡する。事務局長は、宿日直者から連絡を受けた場合は、本部長（町長）、副本部長（副町長・教育長）に報告をし、配備体制の指示を受け、本部員に伝達する。
- ii 事務局長は、消防団長に非常配備を行う旨伝達する。
- iii 連絡を受けた職員は以後の状況の進捗に注意し、必要のある場合は登庁する。
- iv 職員は、動員命令がない場合であっても、ラジオ、テレビ等により災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあることを覚知したときは、直ちに登庁し、上司の指示を受ける。
- v 本庁、日吉支所職員は、勤務場所へ登庁するが、日吉地区在住職員は、日吉支所へ登庁する。公民館、診療所、給食センター職員は勤務場所へ登庁する。

【勤務時間外、休日における伝達系統】

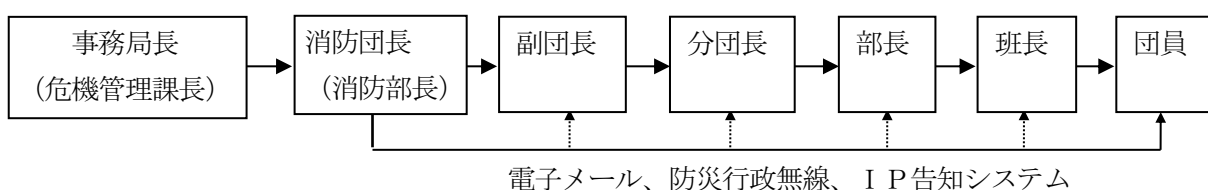


vi 職員の参集率が低く、十分な人員を確保できないとき、又は確保ができないと予想されるときは、事務分掌にかかわらず、順次参集した職員から緊急対策班を編成し、主に初動時に必要な以下の業務を実施する。

区分	主な業務
災害状況収集、広報関係	ア) 防災行政無線、IP告知システム、広報車による住民への呼びかけ イ) 県、消防本部、警察署等関係機関との連絡 ウ) 消防団、住民組織との連絡 エ) 被害調査班の編成 オ) 問い合わせ電話への対応
町本部の設置	ア) 町本部の設置と関係機関への周知 イ) 必要備品(電話、地図、ホワイトボード、ラジオ、テレビ、防災服、腕章等)の準備 ウ) 本部会議に関する準備、連絡 エ) 広域応援要請の検討、決定
避難所及び救護所の設置	ア) 住民の避難状況の確認 イ) 避難所の開設 ウ) 救護所の設置と救護班の派遣要請
食料、物資の放出及び調達	ア) 備蓄物資の配布 イ) 関係団体、業者への調達手配 ウ) 他市町、県への応援要請
水道、トイレ対策	ア) 上水道の被害状況調査 イ) 上水道の応急復旧 ウ) 被災者への給水 エ) 仮設トイレの確保、配置

イ 消防団員(水防団員)

消防団における団員の動員は、本部長(町長)の配備体制の決定に基づき、事務局長(危機管理課長)が次の系統で伝達し動員する。



#### ウ 自主防災組織

大規模な災害が発生した場合は、隣近所で声をかけあい、人命を守り、災害の拡大を防ぐ活動を行う。

- i 初期消火
- ii 救出・救助
- iii 情報の収集、伝達

#### (3) 職員の応援

各部における災害応急対策の実施にあたって職員が不足するときは、総務部に職員の応援を要請する。総務部は、本部会議で決定された応援方針に基づき余裕のある部のうちから適当な部を決定し通知する。

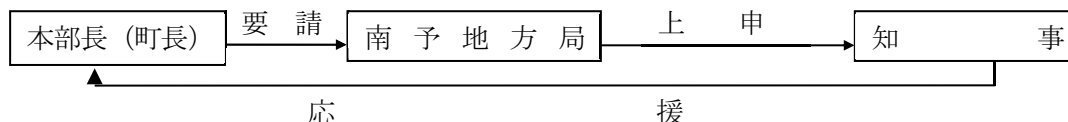
なお、町本部内における応援でなお不足するときにあっては、本部長（町長）は県に対して南予地方局を通じ職員の応援又は派遣を要請する。

その他応援に関する計画は、風水害等対策編第2編第15章「広域的な応援体制の整備」に定める。

#### ア 町内における応援要請系統



#### イ 町内で不足する場合の県への応援要請



#### (4) 行政機関に対する応援要請

応援対策を実施するにあたり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、町長は、災対法などの関係法令及び相互応援協定により、協力を求める。

応援に関する計画は、風水害等対策編第2編第15章「広域的な応援体制の整備」に定める。

#### (5) 防災関係民間団体等に対する応援要請

災害発生時に、地域内にある防災関係民間団体に対する応援要請を円滑かつ適切に行うため、これらの団体に対する応援要請方法等について計画を定める。なお、これらの団体とは事前に協力内容や方法等に関する具体的な事項を網羅した協定書を締結する。

資料編 <3-2-1> 鬼北町防災会議条例

<3-2-2> 鬼北町災害対策本部条例

<3-2-3> 鬼北町災害対策本部運営要領



## 第3章 通信連絡

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、防災関係機関相互及び住民との間における気象等に関する予警報、特別警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受理・伝達を迅速かつ確実にを行うため、通信施設を適切に利用して通信連絡体制の確保に万全を期する。

### 1 通信連絡手段

災害情報の伝達、報告等災害時における通信連絡手段は、通信施設の被災状況等によって異なるが、次の手段のほか、衛星携帯電話や災害時優先電話等、多様な通信手段で行う。

#### (1) 専用通信設備の使用

##### ア 県との通信連絡

県防災通信システム（地上系、衛星系）

##### イ 宇和島地区広域事務組合消防本部との通信連絡

県防災通信システム（地上系、衛星系）

##### ウ 住民への情報伝達

防災行政無線、IP告知システム、緊急速報メール等

#### (2) 非常通信の利用

町は、電波法第52条、第74条の規定により、無線局を開設している者に対して、非常通信を依頼できる。

#### (3) 放送の利用

本部長（町長）は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めたとき、又は高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する場合において緊急を要し、特に必要がある場合は、災対法第57条、同61条の3、災害対策基本法施行令第22条の規定に基づき、あらかじめ協議して定めた手続きにより、放送事業者に緊急放送を要請することができる。

なお、町長は、知事を通じて放送事業者に放送要請することができる。

##### ア 放送要請事項

町の地域の大半にわたる災害に関するもの。

##### イ 放送要請内容

放送を求める理由、放送内容、放送範囲、その他必要な事項

##### ウ 要請責任者

町における放送要請責任者は、総務財政課長とし、責任者の職氏名を告げて行う。

##### エ 住民への情報伝達

本編第5章「広報活動」により行う。

#### (4) インターネットの利用

町長は、災害に関する予警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めたとき、又は高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する場合において緊急を要し、特に必要がある場合は、災対法第57条、同

61 条の 3、災対法施行令第 22 条の規定に基づき、あらかじめ協議して定めた手続きにより、ポータルサイト・サーバー運営業者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを要請することができる。

## **2 孤立地域との通信連絡**

災害により通信や交通が途絶し、連絡が困難な孤立地区が発生した場合、町は、衛星携帯電話やアマチュア無線等を活用した通信の確保に努めるとともに、バイクや徒歩による連絡に努める。

また、県本部南予地方本部を通じて県本部に県消防防災ヘリコプターの出動を要請し、孤立地域との連絡を図り、必要に応じて、自衛隊、警察本部等の航空機による航空偵察を要請する。

資料編 < 3 - 3 - 1 > 鬼北町防災行政用無線局運用要綱

## 第4章 情報活動

町は、災害情報について、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、必要に応じて連絡調整のための職員を相互に派遣するなど、速やかに関係機関に伝達し、情報を共有する。

### 1 情報活動の強化

#### (1) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

本部長（町長）は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況、119番通報の殺到状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに南予地方局を通じ県へ連絡する。ただし、県へ連絡できない場合は、直接国（総務省消防庁）へ連絡する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

### 2 処理すべき情報の種類

#### (1) 災害情報等の受理・伝達・周知

ア 県本部から通知される災害に関する情報等は、町本部（町本部設置前においては危機管理課）において受理する。

イ 受理した情報については、防災行政無線、IP告知システム、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、インターネット（ホームページ、SNS等）、広報車、消防無線、自主防災組織等による連絡網など、多様な手段を活用し、住民に対して周知徹底を図る。

#### (2) 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達

収集、伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。

また、119番通報状況による被害概況の早期把握と、町職員を地域へ派遣するほか、消防団員、自主防災組織の構成員等の中から情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定めるなど、迅速かつ正確な情報収集に努める。

ア 被害状況

イ 高齢者等避難、避難指示若しくは緊急安全確保の指示又は警戒区域設定状況

ウ 緊急援護物資等の在庫並びに供給状況及び応急給水状況

エ 物資の価格、役務の対価動向

オ 金銭債務処理状況及び金融動向

カ 指定避難所等の設置状況及び住民の避難生活状況

キ 救護所の設置状況並びに周辺医療機関及び病院の活動状況

ク 観光客等の状況

ケ 県の実施する応急対策の実施状況

### 3 情報の収集

本部長（町長）は、防災行政無線、消防無線、衛星携帯電話、県災害情報システム、多様な通信手段により情報を収集するほか、次の手段、方法を用いる。

#### （1）自主防災組織等を通じた収集

被害情報及び災害応急対策実施状況等の収集は、関係機関、諸団体及び住民組織等に協力を求めて実施する。特に、初期の情報は、区長、組長等を通じ直ちに町本部に通報されるよう体制の整備を図る。

#### （2）職員派遣による収集

災害が発生したときは、直ちに各部で災害調査班を編成するなど、必要に応じて、職員を地域に派遣し、情報収集にあたる。災害危険箇所については、関係課職員及び消防団員により警戒パトロールを行う。

#### （3）参集途上の職員による収集

勤務時間外において災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。

#### （4）応援要請

被害が甚大で、町において情報の収集及び状況調査が不可能な場合や調査に専門的な技術を必要とする場合は、県又は関係機関の応援を要請する。

#### （5）防災関係機関からの収集

情報の収集、調査については、警察、消防、県及び関係機関と十分連絡をとる。

### 4 情報の伝達

町と県との間の情報の伝達は、県防災通信システム（地上系・衛星系）や県災害情報システムをはじめ多様な通信手段を活用して行う。

町は、防災行政無線、IP告知システム、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、インターネット（ホームページ、SNS等）、広報車、自主防災組織等による連絡網など、多様な手段を活用し、住民への確実な情報の伝達に努める。

### 5 報告及び要請事項の処理

県本部に対する報告は、消防庁の定めた災害報告取扱要領及び火災・災害等速報要領に基づき行う。

#### （1）報告責任者

町は、災害報告のため、あらかじめ報告責任者を定めておく。

#### （2）県本部に対する報告及び要請

町本部は、被害状況のほか、要請事項や町の災害応急対策実施状況、町本部設置状況等を速やかに県本部に対し報告又は要請を行う。ただし、県本部に報告できない場合は、一時的に国（総務省消防庁）へ報告する。また、地震の場合、町の区域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、町から直接消防庁へも報告する。なお、連絡がつき次第、県本部にも報告する。

報告及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。

#### ア 緊急要請事項

イ 被害状況

ウ 災害応急対策実施状況

なお、消防機関への通報が殺到した場合及び町の区域内で震度5強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県本部及び消防庁へも、原則として、覚知後30分以内に可能な限り早く、把握できた範囲で報告する。なお、消防庁長官から要請があった場合は、町は第一報後も引き続き報告を行う。

【消防庁への報告先】

区分		平日 (9:30~18:15) 総務省消防庁応急対策室	左記以外 総務省消防庁宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	63-90-49013	63-90-49102
	FAX	63-90-49033	63-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	64-048-500-90 -49013	64-048-500-90 -49102
	FAX	64-048-500-90 -49033	64-048-500-90 -49036

【県への報告先】

防災危機管理課	
県防災通信システム	電話：500-0-2318、500-1-2318 FAX：500-201
IP多機能端末	電話：11~20
NTT回線	電話：089-912-2318 FAX：089-941-2160

(3) 報告の方法

報告は次の方法により行う。ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、通信可能地域まで伝令により報告する等あらゆる手段をつくして報告しなければならない。

ア 県防災通信システム（地上系・衛星系）

イ 電話

ウ 県災害情報システム

エ インターネット

(4) 報告の内容と時期

ア 発生報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、本部長（町長）及び防災関係機関が災害を覚知したとき直ちに即報する。なお、報告にあたっては、迅速を旨とし、概況を「災害発生報告様式」に示す事項について報告することとし、特に人的被害、家屋被害を優先して報告する。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、逐次詳細を報告するもので、「中間報告・最終報告様式」に定める事項について、判明した事項から逐次報告し、即報が2報以上にわたるときは先報との関連を十分保持するため一連番号を付して、報告時刻を明らかにする。なお、報告の基準については、「被害認定基準」による。

また、報告にあたっては、警察、消防等と緊密な連絡をとりながら行う。

#### ウ 最終報告

被害確定報告であるので、正確な調査結果を、災害応急対策終了後 10 日以内に、「災害発生報告様式」により行う。

#### エ その他報告事項

次に掲げる事項が発生した場合、本部長（町長）は直ちに報告する。

- (ア) 町本部（町水防本部等を含む。）を設置又は解散したとき。
- (イ) 本部長（町長）が自ら災害に関する警報を発したとき。
- (ウ) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行ったとき。

### 6 大規模災害時における町の行政機能の確保状況の把握

大規模災害が発生した場合、町における行政機能について、チェックリストを作成し、総務省市町村課に報告する必要があることから、町は、「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について」取扱要領に従い、報告する。

### 7 発見者の通報義務

災害の発生又は災害の発生が予測される異常現象を発見した者は、町本部、警察又は消防に通報する。

## 第5章 広報活動

町は、県及び防災関係機関と相互の連携を密にして地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

広報活動は、原則として本部長（町長）が承認した内容を広報責任者（総務部）行う。

### 1 広報事項

町は、管内の各防災機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

主な広報事項は次のとおりである。

- (1) 町本部の設置
- (2) 災害の概況（火災状況等）
- (3) 地震発生時の注意事項（特に出火防止）
- (4) 高齢者等避難・避難指示及び緊急安全確保の発令
- (5) 指定緊急避難場所及び指定避難所等
- (6) 電気、ガス、水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- (7) 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- (8) スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- (9) 防疫に関する事項
- (10) 医療救護所の開設状況
- (11) 被災者等の安否情報
- (12) 不安解消のための住民に対する呼びかけ
- (13) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (14) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (15) 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- (16) 災害復旧の見込み
- (17) 被災者生活支援に関する情報

### 2 広報実施方法

被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることや、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることに鑑み、あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、新聞、広報車、インターネット等）を利用して有効、適切と認められる方法により広報を行う。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等にも配慮した広報を行い、特に、避難行動要支援者に対する広報は、あらかじめ策定した支援プランに基づき、確実な情報伝達が可能な手段を確保する。

- (1) 防災行政無線、IP告知システム等による広報
- (2) 広報車による広報

- (3) 報道機関を通じた広報
- (4) 広報紙の掲示、配布
- (5) 広域避難所への広報班の派遣
- (6) 自主防災組織を通じた連絡
- (7) 総合案内所、相談所の開設
- (8) インターネット（ホームページ）等を活用した情報提供

### 3 県に対する広報の要請

県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。

### 4 住民が必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ正しい情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努める。

#### (1) 情報源と主な情報内容

ア ラジオ、テレビ、CATV、インターネット（ホームページ、SNS等）

各種警報等の発表状況、高齢者等避難等の発令状況、本部長（町長）の放送要請事項、災害情報、ライフラインの状況等

イ 防災行政無線、IP告知システム、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、消防無線

主として町内の情報、指示、指導等

ウ 自主防災組織を通じた連絡

主として町本部からの指示、指導、救助措置等

エ サイレン等

火災発生のお知らせ

オ 県や町のホームページ

各種警報、避難情報の発令状況、被害情報、道路情報等

### 5 広聴活動

町及び各防災関係機関は、被災住民、関係者等からの問合せ、相談、要望、苦情等に対応し、適切な応急対策を推進するため、相談窓口等を開設する。

### 6 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から問い合わせがあったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。



## 第6章 避難活動

大規模災害発生時においては、土砂災害、家屋倒壊等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、町は、住民の避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分考慮する。

なお、住民に対し避難を求めるにあたっては、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を実施するほか、地域の防災活動に参加協力することを含めて啓発する。

### 1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

町長は、災害時に土砂崩れによる家屋倒壊、地震時には同時多発の火災が拡大延焼するなど、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難情報の発令を行う。

また、避難情報の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

#### (1) 避難情報・警戒レベル相当情報と防災気象情報について

平成31年3月の「避難勧告等に関するガイドライン」の改定により、住民が主体的に避難行動をとれるよう、5段階の警戒レベルによる分かりやすい防災情報の提供について明確化されたが、災対法が令和3年5月に改正されたことを受け、市町村が避難情報の発令基準等を検討・修正等する際の参考となる、これまでの「避難勧告等に関するガイドライン」については名称を含め改定され、「避難情報に関するガイドライン」として公表され、「避難勧告」及び「避難指示（緊急）」が「避難指示」に一本化されたほか、避難情報・警戒レベル相当情報と防災気象情報の関連についても、以下の表のとおり整理された。

【避難情報と防災気象情報の一覧表】

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報(避難情報等)
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保!	緊急安全確保(必ず発令されるものではない)
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミミングで発令)
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報

～～～警戒レベル4までに必ず避難!～～～

警戒レベル相当情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報		高潮に関する情報
	水位情報がある場合(下段:国管理河川の洪水の危険度分布※1)	洪水等に関する情報(水位情報がない場合(下段:洪水警報の危険度分布))	
5相当	<b>氾濫発生情報</b> 危険度分布:黒(氾濫している可能性) <b>大雨特別警報(浸水害)※2</b> 危険度分布:黒(災害切迫)	<b>大雨特別警報(土砂災害)</b> 危険度分布:黒(災害切迫)	<b>高潮氾濫発生情報</b> ※3
4相当	<b>氾濫危険情報</b> 危険度分布:紫(氾濫危険水位超過相当)	危険度分布:紫(危険)	<b>土砂災害警戒情報</b> 危険度分布:紫(危険)
3相当	<b>氾濫警戒情報</b> 危険度分布:赤(避難判断断水水位超過相当)	<b>洪水警報</b> 危険度分布:赤(警戒)	<b>大雨警報(土砂災害)</b> 危険度分布:赤(警戒)
2相当	<b>氾濫注意情報</b> 危険度分布:黄(氾濫注意水位超過)	危険度分布:黄(注意)	<b>高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報</b>
1相当			

町は、警戒レベル相当情報(他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報)なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

上段太字:危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報(市町村に対し関係機関からブッシュ型で提供される情報)  
 下段細字:常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報(市町村が自ら確認する必要がある情報)

※高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

※1) HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200mごと)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2～5相当の危険度を表す。  
 ※2) 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。  
 ※3) 水位周知海岸において都道府県事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないうえおそれがある。  
 ※4) 高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。  
 注) 本資料では、気象庁が提供する「土砂災害(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

## (2) 避難情報の発令基準

避難情報の発令基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、概ね次のとおりとする。

なお、本部長（町長）は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令について、河川管理者等の協力を得ながら、洪水や土砂災害等の災害事象の特性等を踏まえ、避難の対象となる区域や客観的な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するとともに、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

また、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

### 【避難情報等の種類】

避難情報等	発表される状況	住民等がとるべき行動
<b>【警戒レベル1】</b> 早期注意情報 (気象庁が発表)	<b>「今後気象状況悪化のおそれ」</b> 気象状況が現在はまだ悪化していないが、数日後までに悪化するおそれがある状況において、気象庁から天気予報の対象地域と同じ発表単位(南予など)や週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(愛媛県)で発表される情報である。 早期注意情報は、気象庁のホームページから確認することができるが、住民等は通常、早期注意情報を踏まえたテレビ・ラジオ等における天気予報によって、今後の気象状況の悪化のおそれについて把握することとなる。	<b>「災害への心構えを高める」</b> ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
<b>【警戒レベル2】</b> 大雨・洪水 注意報 (気象庁が発表)	<b>「気象状況悪化」</b> それぞれ大雨・洪水の気象状況が悪化している状況において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報である。 これら注意報の発表状況は、気象庁のホームページから確認することができるが、住民等は通常、テレビ・ラジオ等における天気予報によって把握することとなる。	<b>「自らの避難行動を確認」</b> ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
<b>【警戒レベル3】</b> 高齢者等避難 (町長が発令)	<b>「災害のおそれあり」</b> 災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、町長から必要な地域の住民等に対し発令される情報である。 避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること(高齢者等のリードタイムの確保)が期待できる。	<b>「危険な場所から高齢者等は避難」</b> ・高齢者等※は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の住民等は、このタイ

避難情報等	発表される状況	住民等がとるべき行動
		ミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示 (町長が発令)	「災害のおそれ高い」 災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の住民等が危険な場所から避難すべき状況において、町長から必要と認める地域の必要と認める住民等に対し発令される情報である。 住民等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること(住民等のリードタイムの確保)が期待できる。	「危険な場所から全員避難」 ・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (町長が発令)	「災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない)」 災害が発生又は切迫※している状況、即ち住民等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる住民等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう町長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める住民等に対し発令される情報である。 ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を町が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は町長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、町は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、町は平時から住民等にハザードマップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を住民等と共有しておくことが重要である。 ※切迫：災害が発生直前、または未確認だがすでに発生している蓋然性が高い状況	「命の危険 直ちに安全確保！」 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

(3) 避難情報【警戒レベル】の対象区域

避難情報【警戒レベル】の対象区域は、以下のとおりとし、状況に応じて発令区域を判断する。

【対象区域】

近永地区
好藤地区
愛治地区
三島地区
泉地区
日吉地区
町内全域

(4) 避難情報【警戒レベル】の判断基準

避難情報【警戒レベル】の判断基準については、水害（河川氾濫）、土砂災害の2種類とし、以下の基準を参考に、今後の気象情報や現地情報を含めて総合的に発令する。

ア 水害（河川氾濫）

(ア) 河川の氾濫に係る避難情報【警戒レベル】の発令判断基準

具体的な基準を作成する対象を広見川と三間川とする。

避難情報【警戒レベル】は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断し発令する。

【広見川の判断基準】

区分	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1：小倉水位観測所の水位が避難判断水位である5.4mに到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 2：軽微な漏水・浸食等が発見された場合 3：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル4】 避難指示	1：小倉水位観測所の水位が氾濫危険水位である5.7mに到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 2：軽微な漏水・浸食等が発見された場合 3：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	1：決壊や越水・溢水が発生した場合
注意事項	●避難情報の発令にあたっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、町内外の水位観測所・雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。
避難情報の解除	●解除については、気象警報等の解除、河川水位の低下、今後の気象状況、被害の発生状況等を総合的に判断して行う。ただし、前兆現象が確認された箇所、決壊・越水等の被害が発生した箇所及びこれらに隣接する箇所については、現地調査を行い安全が確認されたときとする。

【三間川の判断基準】

区分	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1：月見橋水位観測所の水位が避難判断水位である2.2mに到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 2：軽微な漏水・浸食等が発見された場合 3：高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル4】 避難指示	1：月見橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である2.45mに到達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 2：軽微な漏水・浸食等が発見された場合 3：避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	1：決壊や越水・溢水が発生した場合
注意事項	●避難情報の発令にあたっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、町内外の水位観測所・雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。

区分	判断基準
避難情報の解除	●解除については、気象警報等の解除、河川水位の低下、今後の気象状況、被害の発生状況等を総合的に判断して行う。ただし、前兆現象が確認された箇所、決壊・越水等の被害が発生した箇所及びこれらに隣接する箇所については、現地調査を行い安全が確認されたときとする。

## イ 土砂災害

### (7) 土砂災害に係る避難情報【警戒レベル】の発令判断基準

以下の基準を参考に、今後の気象情報や土砂災害危険箇所等の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

区分	判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1：大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報】が発表されている状況で、土砂災害の危険度分布（メッシュ情報）※1に30分以上継続して「警戒（赤色）」となっているメッシュが出現した場合※2 2：夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報】に切り替える可能性が高い注意報が発表された場合。
【警戒レベル4】 避難指示	1：土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報】が発表された場合 2：大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報】が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合。 3：土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り・溪流の水量の変化等）が確認された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	1：大雨特別警報（土砂災害）【警戒レベル5相当情報】が発表された場合 2：土砂災害の発生が確認された場合
注意事項	●避難情報の発令にあたっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、町内外の雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。
避難情報の解除	●解除については、気象情報等の解除、今後の気象状況、土砂災害の発生状況等を総合的に判断して行う。ただし、土砂災害が発生した箇所、前兆現象が確認された箇所及びこれらに隣接する箇所については、現地調査を行い安全が確認されたときとする。

#### ※1 土砂災害の危険度分布（メッシュ情報）

色	色がもつ意味	警戒レベル
災害切迫（黒）	実況で大雨特別警報の指標に用いる基準に到達	5相当
危険（紫）	実況又は2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予測	4相当
警戒（赤）	実況又は2時間先までに警戒基準に到達すると予測	3相当
注意（黄）	実況又は2時間先までに注意報基準に到達すると予測	2相当

※2 土砂災害の危険度分布は10分ごとに更新されるが、赤以上の色が表示された場合は、基準値を下回っても30分（3回更新）保持されるので、一時的な雨の影響を除くため、30分以上継続（4回目の更新）で判断することとする。

### (4) 避難情報【警戒レベル】発令区域

本町の土砂災害警戒区域582箇所は、町内のあらゆる箇所に点在していることから、土砂災害の危険度分布（メッシュ情報）を基に、避難情報【警戒レベル】を発令する対象区域を判断する。

区分	発令区域
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1：土砂災害の危険度分布で30分以上継続して「警戒（赤色）」となっているメッシュが出現した対象区域（ただし、人家や主要道路がないメッシュは除く。）

区分	発令区域
	2：夜間から翌日早朝に大雨が予想されるために発令する場合は、町内全域を対象とする。
【警戒レベル4】 避難指示	1：土砂災害の危険度分布に「危険（紫）」が出現した対象区域 2：上記の対象地区が複数出現した場合は、町内全域を対象とする。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	1：土砂災害の危険度分布に「災害切迫（黒）」が出現した対象区域 2：土砂災害の発生が確認された区域 3：上記の対象地域が複数出現した場合は、町内全域を対象とする。

(5) 避難情報は、次の者が実施責任者として行う。

実施責任者	実施内容	根拠法令
本部長 (町長)	○避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき高齢者等避難を呼びかける。	災対法 第56条
	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するため必要と認める地域の、必要と認める住民等に対し避難の指示を行う。 ○また、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって住民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認める場合には、可能な範囲で緊急安全確保を発令し、直ちに安全を確保するための措置を指示する。	災対法 第60条
	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命及び身体を保護するため必要があるとき、警戒区域を設定し、当該地域への立入り制限、立入り禁止、又は退去を命じる。	災対法 第63条

#### (6) 避難情報の内容

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令は、次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。

ただし、指示の内容を明示するいとまがない場合、この限りではない。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の服装、携行品
- カ 避難行動における注意事項

#### (7) 避難情報の伝達方法

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行った場合、本部長（町長）は対象地域の住民に対して、防災行政無線、IP告知システム、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、インターネット（ホームページ、SNS等）、広報車、消防無線、自主防災組織等による連絡網等、多様な手段を活用し、避難情報等の確実な伝達に努めるほか、警察、消防、自衛隊、自主防災組織等の協力を得ながら周知徹底を図る。

また、避難情報の情報伝達のため緊急を要し、特に必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより、放送事業者、ポータルサイト・サーバー運業者等に協力を求める。

さらに、町は、避難行動要支援者について、地域住民、自主防災組織、福祉事業者等の協力を得なが

ら、あらかじめ策定した避難行動要支援者支援プランに基づき避難誘導を行う。

なお、町はこれらの避難情報を行った場合は速やかにその旨を知事に報告する。

## (8) 警戒区域の設定

### ア 設定の基準

(ア) 本部長(町長)は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命や身体並びに財産に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

(イ) 警察官は町長(権限の委託を受けた町の職員を含む。)が現場にいないとき、又は本部長(町長)から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官は直ちにその旨を本部長(町長)に通知する。

(ウ) 知事は、災害の発生により本部長(町長)が警戒区域を設定することができなくなったときは、本部長(町長)に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。

(エ) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、本部長(町長)(権限の委託を受けた町の職員を含む。)、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちにその旨を本部長(町長)に通知する。

### イ 規制の内容及び実施方法

(ア) 本部長(町長)は警戒区域を設定したときは、立ち入りの制限、退去又は立ち入り禁止の措置を講じる。

(イ) 本部長(町長)は、警察、消防機関と協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

## (9) 指定地方行政機関等への助言の要請

町は、避難情報の対象地域、判断時期等について、必要に応じて指定地方行政機関等に助言を求める。

## 2 避難の方法

災害の状況により異なるが、避難が必要になった住民は、可能な限り自主防災組織(自治会等)の単位ごとに集団避難の方法により、保健福祉部、消防部等の誘導のもと指定緊急避難場所に避難を行う。また、外国人、旅行者等に対し、災害・避難情報の提供(外国人向けの多言語による情報発信を含む。)に努め、確実な避難誘導を行う。

### (1) 避難行動

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。

住民等は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、平時から次に掲げる事項をできる限り事前に明確に把握するとともに、当該避難行動をとれるよう準備・訓練等をしておく必要がある。

- ① 災害種別ごとに、自宅・施設等がある場所にどのような命を脅かすおそれがあるのか
- ② それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いか(避難先、避難経路、避難手段、家族等との連絡手段等)
- ③ どのタイミングで避難行動をとれば良いか



ア 避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）

身の安全を確保するためにとる次のすべての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。

(ア) 立退き避難

災害リスクのある区域等の住民等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、対象とする災害から安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、「立退き避難」が避難行動の基本である。

(イ) 屋内安全確保

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への移動等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、住民等がハザードマップ等を確認し自らの判断でとる行動である。

(ウ) 緊急安全確保

「立退き避難」を行う必要がある住民等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。

【避難行動の一覧表】

避難行動	避難先	(詳細)	住民等が平時にあらからかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイム※1の確保の有無	当該行動をとる避難情報	当該行動が関係する災害種別
緊急安全確保	安全とは限らない自宅・施設等 ・近隣の建物（適切な建物が近隣にあると限らない）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上階へ移動</li> <li>・上層階に留まる</li> <li>・がけから離れた部屋に移動</li> <li>・近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動を確認等</li> </ul>	リードタイムを確保できないと考えられる時にとらざるを得ない行動	警戒レベル5 緊急安全確保（津波は避難指示のみ発令）	洪水等 土砂災害 高潮 津波
立退き避難	安全な場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所（小中学校・公民館・高台・津波避難ビル・津波避難タワー等）</li> <li>・安全な自主避難先（親戚・知人宅、ホテル・旅館等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難経路が安全かを確認</li> <li>・自主避難先が安全かを確認</li> <li>・避難先への持参品を確認</li> <li>・地区防災計画や個別避難計画等の作成・確認等</li> </ul>	リードタイムをとる保可能な時にとるべき行動（津波は突発的に発生するため、リードタイムの確保の可否は個々に異なる）	警戒レベル3 高年齢者等避難 警戒レベル4 避難指示（津波は避難指示のみ発令）	洪水等 土砂災害 高潮 津波
屋内安全確保	安全な自宅・施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な上階へ移動</li> <li>・安全な上層階に留まる等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップ等で家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深、浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で身の安全を確保でき、かつ、浸水による支障※2を許容できるかを確認</li> <li>・孤立に備え備蓄等を準備等</li> </ul>	リードタイムを確保可能な時にとり得る行動	警戒レベル3 高年齢者等避難 警戒レベル4 避難指示	洪水等 高潮 （土砂災害と津波は立退き避難が原則）

※1 リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、基本的には、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。

※2 支障の例：水、食料、薬等の確保が困難になるおそれ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

(2) 避難情報が発令された要避難地区で避難する場合

ア 住民等は、自宅等の出火防止措置を講じた後、協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。

イ 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報収集を行う。

ウ 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により指定緊急避難場所、指定避難所等へ避難する。

エ 指定緊急避難場所等へ避難した住民等は、当該場所にも危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに保健福祉部、消防部等の誘導のもとに、他の安全な避難場所へ避難する。

なお、本部長（町長）が発令する避難情報に従わず要避難地にとどまる者に対し、保健福祉部、消防部等は、警告等を発するほか、避難の指示等に従うよう出来る限り説得に努める。

(3) その他の任意避難地区で避難する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、自宅等の出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

特に、山・がけ崩れの危険が予想される地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。

(4) 避難誘導

避難誘導は、保健福祉部、消防部等があたり、避難誘導にあたっては、要配慮者を優先的に行う。

避難は、避難者各自が行うのが原則であるが、自力による避難が不可能な場合は、担架又は車両等により行う。

(5) 広域災害による大規模避難移送

被災地が広域で、町単独では措置できないような場合は、本部長（町長）は、県本部に対し避難者移送（避難のための移送）を要請する。

(6) 携行品の制限

避難誘導者は、住民に対し、携行品を必要最小限に制限し、円滑な避難が行われるよう適宜指導する。

### 3 避難道路の確保

町は、避難路の選定にあたっては、危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、建設部、警察及び自主防災組織等の協力により避難道路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図る。

### 4 指定避難所等の設置及び避難生活

本部長（町長）は、受入れを必要とする被災者の救助のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織及び指定避難所の管理者の協力を得て、住民が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じる。

また、指定避難所の運営にあたっては、要配慮者や男女のニーズの違い、外国人の場合の言語や生活習慣、防災意識などのほか、プライバシーの確保にも十分配慮する。

さらに、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

加えて、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等

を適切に県に報告する。

#### (1) 指定避難所の開設

町は、避難が必要になった場合、直ちに指定避難所を開設し、設置場所等を速やかに住民に周知するとともに、円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難施設の管理者の協力を得て、被災者が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じる。

また、住民の自主避難にも配慮し、指定避難所の早期開設を検討する。

なお、災害の規模等を鑑みて必要に応じ、避難者の健全な生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供等のほか、公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

#### (2) 避難生活及び設置場所

##### ア 避難生活者

指定避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、居住する場所を確保できない者とする。

##### イ 設置場所

本部長（町長）は、「鬼北町地域防災計画」に定めた場所に指定避難所を設置する。

また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設等についても安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として活用する。

なお、設置場所としては、次の場所が考えられる。

(7) 山・がけ崩れや浸水等の危険のない地域に設置する。

(イ) 避難所の設置にあたっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。

i 学校、体育館、公民館等の公共建築物

ii あらかじめ協定した民間の建築物

iii 避難場所等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。）

(ウ) 要配慮者については、必要に応じて福祉避難所を開設する。また、その状況に応じて受入れるための社会福祉施設等の確保等に努めるほか、心身の状態に配慮した応急仮設住宅の設置を検討するなど、多様な避難所の確保に努める。

(エ) 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設等を確保する。

#### (3) 設置期間

本部長（町長）は、災害情報、降雨等による災害発生の危険性、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。

#### (4) 指定避難所の運営

ア 本部長（町長）は、自主防災組織や避難所施設の管理者の協力を得て指定避難所を運営する。その際、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

イ 指定避難所には指定避難所の運営を行うために必要な町職員を配置する。また指定避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

ウ 避難生活の運営にあたっては、要配慮者に配慮する。

- エ 自主防災組織は、指定避難所の運営に関して町に協力するとともに、相互扶助の精神により役割を分担するなど、自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。
- オ 本部長（町長）は、要配慮者の保健福祉に対する要望を把握し、介護職員等の応援受入も図りながら保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な要配慮者の福祉避難所等への移送に努める。
- カ 本部長（町長）は、指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供給の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。
- キ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服薬状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- ク 本部長（町長）は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努める。
- ケ 本部長（町長）は、避難生活等に関する相談窓口の開設又は巡回相談等を実施する。
- コ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点等に配慮する。特に、男女別のトイレ、更衣室、物干し場や授乳室の設置、生理用品等の女性による配布、巡回警備等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。
- サ 本部長（町長）は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等による、指定避難所の早期解消に努める。
- シ 保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難住民の健康管理（メンタルヘルスを含む。）を行う。特に、エコノミークラス症候群（深部下肢静脈血栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和、高齢者虐待の防止等について配慮する。
- ス 指定避難所の運営にあたっては、指定避難所で生活する避難者だけでなく、避難所以外で避難生活を送る者も支援の対象とし、食料等生活関連物資の配布、巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等、これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。
- セ 県や国際交流協会等と連携（災害多言語支援センターが設置されている場合は、同センターと連携）し、外国人への災害情報や支援情報等の提供、支援ニーズの収集に努める。

## 5 指定避難所等における保健福祉部等の役割

### (1) 保健福祉部

町が設定した指定緊急避難場所及び指定避難所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため町職員（消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。

避難所に配置された町職員は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を行う。

- ア 被災者の受入れ
- イ 被災者に対する食料、飲料水の配給
- ウ 被災者に対する生活必需品の供給
- エ 負傷者に対する医療救護
- オ 火災等の危険状況の確認及び避難した者への情報伝達

カ 避難した者の掌握と状況に応じ、避難した者への帰宅指示、保護者への引き渡し又は指定避難所等への受入れ

(2) 指定避難所等の所有者又は管理者

指定避難所等を所有し又は管理する者は、指定避難所等の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力する。

## 6 学校における災害応急対策

学校における災害は、いつ、どのように発生するか分からないことから、不測の事態に際しても、万全の対応策がとれるよう、日頃から教職員全員が危機管理意識をもって、備えをしておくことが重要である。

このため、町教育委員会は、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）等に基づき、安全教育を計画的に実施していくとともに、防災に関する計画や災害発生時のマニュアルを日頃から定めておく。また、指定避難所等を指定する町の関係部局や自主防災組織等の指導・協力を得て、施設の利用方法等について、事前に学校の役割分担を協議しておく。

(1) 危機管理マニュアルの作成及び見直し

(2) 災害対応に関する教職員の共通理解の促進

(3) 保護者、地域、関係機関との連携

(4) 防災上必要な設備等の整備及び点検

(5) 災害発生時の連絡体制の確立と周知

(6) 適切な応急手当のための準備

(7) 指定緊急避難場所等の確認

(8) 登校・下校対策

(9) 学校待機の基準と引渡しの方法

## 7 避難状況の報告

本部長（町長）は、指定避難所を開設した場合、速やかに住民に周知するとともに、県をはじめ警察、消防等関係機関に連絡を行う。

また、指定避難所等ごとにそこに受入れている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所以外の避難者に係る情報の把握に努める。その際、民生児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について、町に提供する。

さらに、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護物資の供給等を県本部に依頼する。

## 8 他市町村への避難者受入れの要請、他市町村からの避難者の受入れ

町は、町内に設置した指定避難所で避難者の受入れが困難な場合、県及び協定締結市町村に対して、避難者の受入を要請する。

町は、県又は他市町村からの避難者の受入の要請又は協定締結市町村から避難者の受入の要請を受けた場合、公営住宅や指定避難所等を活用し、可能な範囲で避難者の受入に努める。

## 9 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

避難所における新型コロナウイルス感染症等の対策について、町は、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイ

ドライン」及び「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための避難所運営の留意点～対策ガイドライン～」(県作成)等を参考に実施する。

(1) 避難所における過密状態の防止等

ア 可能な限り多くの避難所の開設

発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の受入人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、宿泊施設等の活用等も検討する。

イ 宿泊施設等の活用

(7) 優先的に避難する者に対する避難先の事前周知

- i 大型の台風の接近が予想されるなど大規模な災害の発生が見込まれ、事前に確保した避難所より多くの避難所が必要となり、避難所として宿泊施設等を活用することが予想される場合、町は、事前に宿泊施設等の施設管理者等に空室状況等の確認を行う。
- ii 上記の確認結果を踏まえ、当該宿泊施設等に優先的に避難する者としてリストに掲載されている者の受入れが可能であり、避難所として当該宿泊施設等を開設することについて調整が整った場合は、当該リストに掲載されている者に対し、直接当該宿泊施設等に避難すべき旨を事前に周知する。

(4) 速やかな避難所の開設

- i 宿泊施設等を避難所として開設する必要があると判断した場合には、町は、被災状況、二次災害の可能性などの安全面を直ちに施設管理者等に確認のうえ、宿泊施設等を避難所として速やかに開設する。
- ii 運営管理を適切に行うため、避難所として開設した宿泊施設等の管理責任者を配置する。なお、宿泊施設等の施設管理者等の十分な理解を得たうえで、これらの者を管理責任者に充てることも検討する。

(7) 避難者の受入れ

- i 優先的に避難する者に対する避難先の事前周知を行った場合は、リストに掲載されている者が避難しているか避難所として開設した宿泊施設等の管理責任者が確認を行う。
- ii 事前に宿泊施設等へ優先的に避難する者のリストを作成していない場合又は地震等の突発的な災害のため事前の周知を行うことができなかった場合は、町の職員等が、速やかに宿泊施設等の被災状況や空室状況を確認のうえ、指定避難所又は指定緊急避難場所等の避難者の受入状況や高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦・訪日外国人旅行者等及びその家族等の避難状況を踏まえ、事前に設定した優先順位の考え方に基つき、宿泊施設等へ避難させるべき者を判断する。

この際、避難者の生命の安全を図るため輸送を実施する必要がある場合は、災害救助法の適用を前提に、災害救助法による救助として取扱うことを検討する。

- iii 自宅療養者は、原則として避難所として開設した宿泊施設等に滞在することは適当でないことに留意しつつ、人権が侵害されるような事態が生じないよう適切に取り組む。
- iv 避難者の健康状態の確認について、保健福祉部は適切な対応を事前に検討のうえ、「避難所における感染対策マニュアル」における症候群サーベイランス※の内容も参考として、できるだけ避難所への到着時に行う。

(エ) 避難所の運営管理

- i 避難者名簿の整備、炊き出しその他による食品の供給、飲料水の供給、被服、寝具その他生活必需品の供給、宿泊施設等、避難所又は自宅の移動手段の確保等生活環境の確保に努める。
- ii 避難者向けに周知する情報について、指定避難所と同様に提供する。
- iii 宿泊施設等において避難者に発熱・咳等の症状が出た場合は、専用のスペースを確保する。また、避難者が新型コロナウイルス感染症等に感染した場合の対応について、県の関係部局と十分に連携のうえで、事前に検討し、これに沿って対応を行う。
- iv 避難所運営に関わる職員の健康状況の把握等を行う。

(オ) 県への支援要請

町のみでは、災害時に避難所として開設可能な宿泊施設等の確保が不足する場合は、県に支援を要請する。

ウ 親戚や知人の家等への避難

災害時に避難生活が必要な被災者に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や知人の家等への避難を検討するよう周知する。

エ 自宅療養者等の避難の検討

(7) 自宅療養等を行っている者への対応については、適切な対応を事前に検討する。

(イ) 自宅療養者の被災に備えて、県及び保健所等と連携して、自宅療養者の情報を共有し、あらかじめ災害時の対応・避難方法等を決め、本人に伝える。また、家族と離れて避難する可能性もありうることを事前に伝える。

i 新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても、感染拡大を防止するため、宿泊療養施設等に滞在することが原則であるが、速やかに近隣の宿泊療養施設等に避難することができない場合には、まず避難所に避難し、避難先の宿泊療養施設等が決まるまで、待機することが考えられる。自宅療養者が避難所に避難する場合の対応は、「「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」(第2版)について」の避難所レイアウト(例)等を参考に、適切な対応を検討する。

ii 自宅療養者が一般の避難所へ避難した後、県本部及び保健所等の調整・指揮のもと、宿泊療養施設等の被災状況や居室の状況等を確認し、対応可能な宿泊療養施設等を確認次第、すみやかに移送を検討する。

iii 発災時の自宅療養者の安否方法を事前に検討し、できるだけ自宅療養者本人に伝えておく。災害時は停電や電話が殺到すること等による通信障害が想定されるため、別の電話番号を設定しておくことや可能であれば保健所から自宅療養者に連絡をとることも考慮する。

iv 災害発生時に各自宅療養者が実際にどこに避難したか、関係機関で連携して情報を収集する体制も事前に検討しておく。

v 安全な場所にいる人まで避難する必要はないこと、自宅療養の解除基準が満たされた場合には、自宅療養者の対応は不要であることに留意する。

(ウ) 自宅療養者や濃厚接触者への対応にあたっては、県が保有している情報について、「都道府県から市町村に対する新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供について」(令和2年4月2日付け事務連絡)の内容に留意のうえ、情報共有が可能であるため、適切に共有する。



(エ) 自家用車の使用は、事前の保健所との相談内容や、災害の状況により検討する。乗車する人数は最小限にし、自宅療養者や濃厚接触者は他の乗員と最も距離のとれる座席に乗車すること、窓を開けながら運転し、乗員は必ずマスクを着用すること、乗車後は、消毒を行うこと等を周知する。

## (2) 避難所内の対策

### ア 避難者の健康状態の確認

避難者の健康状態の確認について、適切な対応を事前に検討のうえ、「避難所における感染対策マニュアル」における症候群サーベイランスの内容も参考として、できるだけ避難所への到着時に行く。また、避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認を行う。

### イ 基本的な感染対策の徹底

物品等は、定期的に、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。

### ウ 十分な換気の実施、スペースの確保等

(7) 避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保するよう留意する。

(4) 避難所全体のレイアウト・動線、健康な者の滞在スペースのレイアウトについては、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト（例）を参考とする。

### エ 発熱・咳等の症状がある人のための専用スペースの確保

(7) 発熱・咳等の症状がある人は、専用のスペースを確保すること。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、できるだけ専用のトイレを確保する。

(4) 同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、できるだけ避ける。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの対策を講じる。

(9) 発熱・咳等の症状がある人の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

(5) 避難所のスペースの利用方法等について、事前に施設管理者等と調整を図る。

(4) 発熱・咳等の症状がある人を同室にする場合のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト（例）を参考とする。

### オ 濃厚接触者のための専用スペースの確保

(7) 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースと専用トイレ、独立した動線をできる限り確保する。

(4) 一般の避難所で十分な個室管理ができない場合には、濃厚接触者専用の避難所の確保も検討する。

(9) 避難所における濃厚接触者への対応については、町及び県、保健所が十分に連携したうえで、適切な対応を事前に検討する。

(5) 濃厚接触者をやむを得ず同室にする場合のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト（例）を参考とする。

### カ 自宅療養者が一般の避難所に避難した場合の留意点

(7) 自宅療養者が近隣の宿泊療養施設等に避難することができず、一般の避難所へ避難した場合は、県本部及び保健所等に連絡して、できる限り速やかに対応可能な宿泊療養施設等を調整する。それまでの間、自宅療養者の一時的な避難スペースは、できるだけ一般の避難者とは別の建物とする。

同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレを確保する。風呂・シャワーを使用する場合は、できるだけ専用とするが、困難な場合は、時間的分離・消毒等の対策を行う。

(イ) 避難所における自宅療養者への対応については、町及び県、保健所が十分に連携したうえで、人権が侵害されるような事態が生じないよう適切な対応を事前に検討する。人権に配慮した啓発ポスターを掲示すること等を行う。

(ウ) 新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

#### キ 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応

(ア) 新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応については、町及び県、保健所と連携のうえ、適切な対応を事前に検討する。

(イ) 避難所から病院への移送を含め、町及び県、保健所、医療機関が十分に連携のうえで、適切な対応を事前に検討するとともに、発災時の対応を行う。

### (3) 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費に対する国の支援

#### ア 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用

(ア) 災害発生前に、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応として実施するマスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等の物資や資材の備蓄に要する費用については、交付金の活用を検討する。

(イ) 災害救助法が適用されない災害においても、新型コロナウイルス感染症への対応として実施する宿泊施設等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用は、交付金の活用を検討する。

#### イ 災害救助法の適用

災害救助法が適用される場合においては、同法に規定する救助として実施する宿泊施設等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用は、国へ支援を要請する。

### (4) 必要な物資の備蓄

ア 必要な物資や資材の備蓄について、交付金の活用も検討のうえ、備蓄を進める。

イ 災害時においてより迅速かつ効率的な物資支援を実現するため、「物資調達・輸送調整等支援システム」（内閣府）への情報入力・活用を行う。

### (5) 適切な避難行動の周知

災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難検討を周知する。

#### ※ 「症候群サーベイランス」

サーベイランスは感染症などの動向について専門機関が調査・監視を行うことであり、避難所等における感染評価のこと。アセスメント/トリアージによる能動的サーベイランス及び自己報告による受動的サーベイランスがある。

資料編 < 3-6-1 > 指定緊急避難場所、指定避難所等一覧表

< 3-6-2 > 災害救助基準

## 第7章 緊急輸送活動

緊急輸送は、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応を行う。

町内で輸送手段等の調整ができないときは、県又は災害時における応援協定を締結している市町村に協力を要請する。

### 1 町の実施体制

災害応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、原則として町が行う。

町は、運送業者とあらかじめ緊急輸送に関する協定の締結などにより、災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画を定めるとともに、車両や燃料等の調達先を明確にして、人員及び物資等の輸送手段を確保する。

町は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、県に対し応援等を要請する。

- (1) 輸送区間及び借上期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集結場所及び日時

### 2 緊急輸送の対象等

緊急輸送の対象とする人員、物資等は、次のものである。

- (1) 災害応急対策要員として配備される者、又は配置替えされる者
- (2) 医療（助産）救護を必要とする者
- (3) 医療品、医療資機材
- (4) 食料、飲料水等の救護用物資
- (5) 応急復旧資機材
- (6) 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材
- (7) その他町長が必要と認めるもの

### 3 輸送順位

- (1) 地域住民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- (2) 災害の拡大防止のために必要な輸送
- (3) (1) (2) 以外の災害応急対策のために必要な輸送

### 4 緊急輸送体制の確立

輸送施設や交通施設の被害状況及び復旧状況のほか、人員、機材、燃料の確保状況、必要輸送物資の量等を勘案のうえ、状況に応じた緊急輸送体制を確立し、緊急輸送計画を作成する。

#### (1) 陸上輸送体制

ア 本部長（町長）は、道路被害状況等の情報に基づき緊急ルートを選定する。

イ 災害の種別、程度により道路交通が不能となる場合以外は、車両により迅速確実に輸送を行う。

ウ 緊急輸送車両については、町有車両を運用するとともに、第3セクター、町内の運送業者、タク

シー会社等へ協力を要請し車両の確保に努める。

エ 町内の幹線道路の確保を最優先に、応急復旧や代替道路の設定等を実施する。

## (2) 航空輸送体制

ア 本部長（町長）は、陸上輸送が不可能な場合は、県へ県消防防災ヘリコプター等による輸送を要請する。

イ ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とし、ヘリポートの使用可能状況を把握し、県へ報告する。

ウ 本部長（町長）は、孤立が想定される地区を中心に臨時ヘリポートの確保に努める。臨時ヘリポートを確保したときは、あらかじめ県に報告しておく。

エ 臨時ヘリポート適地の確保にあたっては、風水害等対策編第2編第17章第1節「情報収集・連絡体制の整備」＜臨時ヘリポートの基準＞に基づく。

オ 臨時ヘリポートに輸送した物資の保管、輸送のため、あらかじめ保管場所や輸送道路、輸送体制等の受入体制を定める。

## (3) 燃料確保対策

町有車両、その他町の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、町内の業者へ協力を要請し確保に努める。

## (4) 車両確保対策

本部長（町長）は緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、県に対し応援等を要請する。

ア 輸送区間及び借上期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び日時

資料編 <3-7-1>町有車両の現況

<3-7-3>燃料調達先一覧表

## 第8章 交通応急対策

災害時に交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

### 1 道路、橋梁の危険箇所の把握

#### (1) 危険箇所の把握

本部長（町長）は、道路の破損、決壊、橋梁流失、その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所を早急に把握し、災害時に迅速、適切な措置が取れるよう努める。

#### (2) 危険箇所の報告のための啓発指導

町内の自動車の運転者、一般住民に対して、道路の決壊、橋梁流失等の災害を発見した場合は、直ちに町本部へ報告するよう常に啓発に努める。

### 2 交通規制の実施機関

#### (1) 道路管理者

ア 道路の損壊、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合

イ 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合

#### (2) 公安委員会、警察本部、各警察署

ア 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるとき

イ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき

ウ 道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

### 3 陸上交通確保の基本方針

(1) 公安委員会は、緊急交通路について優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。

(2) 公安委員会は、被災地域での一般車両の走行及び被災地への流入を原則として禁止する。

(3) 道路管理者は、その管理する道路について、自転車等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラの活用により早急に被災状況を把握し、応急復旧等を行い、道路機能の確保に努める。

また、道路の破損、決壊、その他の事由により二次災害の発生や交通が危険であると認められる場合は、二次災害の防止に努めるとともに、区間を定めて道路の通行を禁止し又は制限する。

この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

(4) 公安委員会及び道路管理者は、相互に連絡を保ち、交通規制の適切な運用を図る。

(5) 道路管理者は、道路の通行規制が行われている場合は、通行止めや通行状況が道路利用者に対して確実に伝わるよう道路情報提供装置、インターネット等を活用し、リアルタイムでの情報提供に努める。

## 4 緊急交通路確保のための交通規制

### (1) 緊急輸送道路の選定

知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、県警察及び道路管理者等と協議し、緊急輸送にあてる道路を選定する。

この場合、県警察は、主要交差点等を中心とする交通要所に警察官等を配置し、交通整理、指導及び広報を行う。

### (2) 交通規制の実施

公安委員会は、緊急交通路の円滑な運行を図るため、交通要点において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。この場合、当該区域内にある者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要事項を周知させる措置をとる。

また、公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

なお、県警察は、交通規制にあたって道路管理者等関係機関と相互に緊密な連携を保つとともに、交通規制を円滑に行うために、必要に応じて「愛媛県警備業協会」との協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

### (3) 路上放置車両等に対する措置

#### ア 県警察

県警察は、緊急交通路を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去や警察車両による緊急通行車両の先導等を行うとともに、緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し、車両移動等の措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

#### イ 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

#### ウ 消防吏員

消防吏員は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

#### エ 道路管理者等

道路管理者等は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある場合には、運転者等に対し、車両移動等の措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

## 5 道路交通確保の措置

### (1) 道路交通確保の実施体制

道路管理者、公安委員会等は、他の防災機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。

### (2) 道路施設の復旧

道路管理者は、早急に被害状況を把握し、(一社)愛媛県建設業協会等の協力を得て、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努め、被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

なお、この場合、緊急輸送にあてる道路を優先して行うこととし、(一社)愛媛県建設業協会等の協

力者への要請においては、伝達系統の一元化及び優先順位の明確化に留意する。また、迅速な救急救命や救急支援物資などを支えるため、必要に応じて、応急復旧等の代行を国土交通省に要請する。

(3) 交通安全施設の復旧

公安委員会は、緊急輸送道路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

(4) 障害物等の除去

ア 路上における著しく大きな障害物等の除去について、必要に応じて、道路管理者、警察本部、消防機関、自衛隊等は協力して必要な措置をとる。

イ アにより除去した障害物は、町があらかじめ仮集積場として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等を集積する。また、適当な集積場所がない場合は、避難路及び緊急輸送道路、その他町内の幹線道路以外の道路の路端等を集積する。

(5) 警察官等の措置命令

ア 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

ウ ア及びイを、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第 83 条第 2 項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

エ ア及びイを、警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(6) 道路管理者等の措置命令

ア 道路管理者等は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その区間を指定して、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命じることができる。

イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないとき、又は道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に当該措置をとらせることができないと認めて命令をしないこととしたときは、道路管理者等は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、道路管理者等は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

ウ 知事は、町道に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該道路の道路管理者に対し、上記アに係る指定若しくは命令をし、又は上記イに係る措置をとるべきことを指示することができる。

(7) 応援要請

災害の状況により応急措置が不可能な場合、あるいは大規模な対策を必要とするときは、県に自衛隊の派遣を要請して応急復旧を図る。

## 6 緊急通行車両の確認等

### (1) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

- ア 本部長（町長）は、知事又は公安委員会に対し当該車両が緊急通行車両であることの確認を求める。
- イ 知事又は公安委員会は、当該車両が緊急通行車両であることを確認したときは、当該車両の使用  
者に対し災対法施行規則第6条に規定する標章及び証明書を交付する。

### (2) 緊急通行車両の確認事務

- ア 災対法施行令第33条に基づく確認事務は、知事に対し行うものは県防災危機管理課、公安委員会  
に対し行うものは宇和島警察署交通課において行う。
- イ 確認の手続きの効率化・簡略化を図り、かつ、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急  
通行車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。事前届出及び確認の手続きにつ  
いては、別に定める。

## 7 道路専用工作物の保全対策

道路専用工作物（電力、通信、水道その他）等に被害があった旨の情報を受けた場合は、それぞれの関係機関又は所有者に安全対策を命じ道路の保全を図る。

資料編 <3-8-1> 障害物の保管場所

<3-8-2> 障害物除去用資機材の調達先

## 第9章 孤立地区に対する支援活動

町は、孤立地区が発生した場合、まず集落との連絡手段を早期に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被災状況等を把握のうえ、住民の集団避難、支援物資の搬送など必要な対策を行う。

- (1) 孤立地区の把握
- (2) 衛星携帯電話等による外部との通信手段の確保
- (3) 孤立時における緊急救出手段の確保（ヘリコプター・バイク）
- (4) 孤立地区に対する集団避難の指示の検討
- (5) 住民不在地区における防犯パトロールの強化
- (6) 緊急支援物資の確保・搬送



## 第10章 消防活動

火災は一旦大規模化すると、極めて大きな被害となることが予想されるため、住民や自主防災組織、事業所等も出火防止と初期消火に努めるとともに、町、消防機関は、他の機関等との連携を図りながら、その全機能をあげて消火活動や人命救助活動等に取り組む。

### 1 消防活動の基本方針

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、町は、消防機関及び消防団の全機能をあげて、次の基本方針により消防活動を行う。

#### (1) 出火防止活動及び初期消火の徹底

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火に努めるとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

#### (2) 人命救助の最優先

消防機関及び消防団は、消防計画の定めるところにより、人命救助を最優先にした消防活動を行う。

### 2 消防団の活動

消防団は、火災が発生した場合、原則として消防本部消防長又は鬼北消防署長の指揮下にはいり、消防隊と協力して次の消防活動を行う。ただし、消防隊が出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。

#### (1) 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

#### (2) 避難誘導

避難情報が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所へ避難させる。

#### (3) 救急救助活動

消防本部及び鬼北消防署による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ輸送を行う。

### 3 消防活動の応援要請

火災が発生し、被災地の消防機関の消防力のみでは火災の防御が困難な場合、又は困難が予想される規模の場合は、火災の態様、動向等を的確に判断し、町外の他の消防機関に対して、消防応援協定に基づく応援要請（消防組織法第39条）を速やかに行う。

#### (1) 宇和島市及び北宇和郡内町村による消防相互応援協定に基づくもの

町のみでは、火災の防御が困難である場合、近隣市町等の応援を得て対応する場合は、宇和島市及び北宇和郡内町村による消防相互応援協定に基づき応援要請を行う。

#### (2) 南予地域広域消防相互応援協定に基づくもの

南予地域の他の消防機関の応援を得て対応する場合は、南予地域広域消防相互応援協定に基づき応

援要請を行う。

(3) 愛媛県消防広域相互応援協定に基づくもの

上記以外の県内の消防機関に広く応援を求める必要がある場合は、県下統一協定に基づく応援要請を行う。また、応援の要請方法等具体的な活動要領については、「愛媛県消防広域応援実施計画」の定めるところによる。

(4) 西部四国山地消防相互応援協定に基づくもの

西部四国地区に属する愛媛県、高知県の市町村と消防事務組合が締結している消防相互応援協定に基づき、県境を超えた消防機関に広く応援を求める必要がある場合は、応援要請を行う。

(5) 応援要請の手続き

町長は、災害の状況により消防の広域応援の必要があると認めるときは、次の事項を明らかにして、知事に対し緊急消防援助隊の応援出動等の措置を電話により直ちに要請する。また、知事に対して連絡ができない場合には、消防庁長官に対して電話により直ちに要請することができる。

- ア 災害の状況及び応援要請の理由
- イ 指揮体制及び無線運用体制
- ウ 応援隊の種別と人員・車両・資機材
- エ 応援部隊の進入経路及び集結場所
- オ 応援隊の受入体制
- カ その他必要事項

【県の連絡先】

消防防災安全課 N T T回線	電話：089-912-2315 FAX：089-941-0119
--------------------	----------------------------------

【消防庁への報告先】

区 分		平日 (9:30~18:15) 総務省消防庁応急対策室	左記以外 総務省消防庁宿直室
NTT回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電 話	63-90-49013	63-90-49102
	F A X	63-90-49033	63-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	64-048-500-90 -49013	64-048-500-90 -49102
	F A X	64-048-500-90 -49033	64-048-500-90 -49036

(6) 県消防防災ヘリコプターの活用

火災が発生し、本部長（町長）が必要と判断した場合は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、愛媛県防災航空事務所に対してヘリコプターの緊急出動を要請する。

【愛媛県防災航空事務所の連絡先】

消防防災航空隊（N T T回線） 緊急連絡用電話：089-965-1119、一般事務用電話：089-972-2133 FAX：089-972-3655
---

## 4 事業所の活動

### (1) 火災予防措置

火気の消火及び危険物、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じる。

### (2) 火災が発生した場合の措置

ア 自衛防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

### (3) 火災拡大防止措置

危険物等を取扱う事業所においては、異常事態が発生し火災が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講じる。

ア 周辺地域の住民等に対し、避難などの必要な行動をとるうえで必要な情報を提供する。

イ 宇和島警察署鬼北交番、鬼北消防署に電話又は駆けつける等可能な手段により直ちに通報する。

ウ 事業所内への立入り禁止、避難誘導等必要な防災措置を講じる。

## 5 自主防災組織の活動

### (1) 初期消火活動

火災が発生したときは、消火器、消火栓等を活用して初期消火に努める。

### (2) 消防団への協力

鬼北消防署、消防団が到着した場合は、その指揮者の指示に従う。

## 6 住民の活動

火災が発生した場合は、家庭用消火器や風呂のくみおきの水等で可能な限り初期消火活動を行う。

また、地域における相互扶助活動により、要配慮者等の救助・救出を行う。

## 7 大規模火災時の町の応急活動

大規模な火災が発生し、又は大規模化が予測される場合、延焼拡大防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

(1) 大規模な火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。なお、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災の場合は、直接消防庁にも連絡する。

(2) 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動・火災の拡大防止を行う。

(3) 火災の規模が大きく町で対応できないときは、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づき、応援を要請する。

(4) 火災の規模、被害状況等から、自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、要請を行う。

(5) 負傷者が発生した場合は、町内医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。

(6) 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

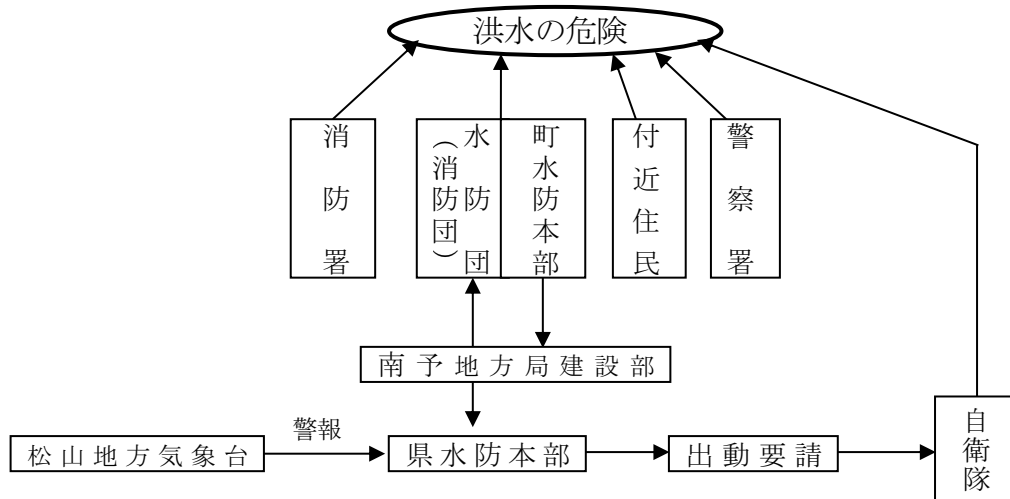
- 資料編 < 3-10-1 > 消防団及び施設設備
- < 3-10-2 > 宇和島市及び北宇和郡内町村による消防相互応援協定
- < 3-10-3 > 南予地域広域消防相互応援協定書
- < 3-10-4 > 愛媛県消防広域相互応援協定書
- < 3-10-5 > 西部四国山地消防相互応援協定書
- < 3-10-6 > 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定
- < 3-10-7 > 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定書
- < 3-10-8 > 愛媛県消防団広域相互応援協定書
- < 3-10-9 > 四国西南サミット災害時相互応援協定
- < 3-17-1 > 災害時応援協定一覧表

## 第11章 水防活動

町は、洪水等による水害を警戒し、防御するなど万全の水防体制を確立して、被害の軽減を図る。

### 1 水防組織

消防団を水防団とし、編成も同様とする。また、水害の予想される場合、水害による危険が解消されるまで、町水防本部を設置する。町水防本部の組織編成は町本部と同様とするが、鬼北町水防協議会が策定する水防計画に定める。



### 2 水防倉庫及び資機材

水防倉庫を設置し、水防活動に必要な資機材を備えつめるよう努める。

### 3 水防管理団体

町は、南予地方局建設部から水防に関する通報を受けたときは、水防計画の定めるところによりその状況に応じ万全の体制を敷くとともに、次の場合、直ちに南予地方局建設部に通知する。

- (1) 水防団（消防団）が水防のために出動したとき
- (2) 堤防等に異状を発見したとき
- (3) 水防作業を開始したとき
- (4) 応援を求めるとき
- (5) 立退避難を指示したとき
- (6) 町水防本部を設置したとき

### 4 水防団（消防団）の出動

町長（水防管理者）は、次に示す基準により、水防団（消防団）の準備又は出動の命令を出し、水防活動を適切に行わなければならない。

#### (1) 出動準備

町長（水防管理者）は、次の場合、管内水防団（消防団）に出動準備をさせる。

ア 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお、上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予想されるとき。

イ 豪雨、地震等により、堤防の決壊、漏水、がけ崩れ等のおそれがあり、出動の必要が予想されるとき。

ウ 気象予報、洪水予報、水防警報等により、洪水、雨水出水等の危険が予想されるとき。

## (2) 出動

町長（水防管理者）は、次の場合、管内水防団（消防団）を出動させる。

ア 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。

イ 台風が本県若しくはその近くを通過するおそれがあるとき。

ウ その他気象予報、洪水予報、水防警報等により、水防団の出動を要すると認められたとき。

## 5 監視及び警戒

### (1) 常時監視

町長（水防管理者）は、関係河川等について常時巡視員を設け、随時分担区域内を巡視させるとともに、水防上危険であると認められる箇所があるときは、南予地方局建設部へ通知する。

### (2) 非常警戒

町長（水防管理者）は、水防体制が発動されたときから、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心に監視し、異状を発見した場合は、その状況及び見通しを直ちに南予地方局建設部に報告するとともに水防作業を開始する。

### (3) 雨量観測

町長（水防管理者）は、24時間継続雨量、時間雨量について、頻繁に観測を行い、県水防本部に連絡するとともに住民への周知等必要な処置をとる。

## 6 水防作業の安全確保

水防作業時には、水防団員（消防団員）は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

## 7 決壊・漏水等の通報・処置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、町長（水防管理者）、水防団長（消防団長）又は消防機関の長は直ちにその旨を関係機関に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

## 8 立退きの指示

洪水等のため著しい危険が切迫していると認められるときは、町長（水防管理者）は、必要と認める区域の住民、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

なお、指示をする場合においては、宇和島警察署長にその旨を通知する。

## 9 水防活動の応援要請

町長（水防管理者）は、水防上必要があるときは、第2編第15章「広域的な応援体制の整備」に基づき応援を要請する。

- 資料編 < 3-11-1 > 水防倉庫資機材保有状況
- < 3-11-2 > 鬼北町水防協議会条例
- < 3-11-3 > 水防警報河川、水位周知河川
- < 3-11-4 > 氾濫危険水位等
- < 3-11-5 > 重要水防箇所
- < 3-11-6 > 洪水浸水想定区域
- < 3-11-7 > 雨量、水位観測所

## 第12章 人命救助活動

救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者等」という。）に対する救助活動は、関係機関との連絡を密にし、特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行う。

救助・救急活動を実施する各機関は、業務に従事する職員等の安全の確保に十分に配慮するとともに、惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

### 1 人命救助活動の基本方針

- (1) 救出を必要とする負傷者等に対する救出活動は、町長が行うことを原則とする。
- (2) 町は、町の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。
- (3) 自主防災組織や事業所等及び住民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。

### 2 救出計画

#### (1) 対象者

災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者で、次に該当する者とする。

- ア 火災の際に火中に取り残された状態にある者。
- イ 地震等により倒壊家屋の下敷きになった状態にある者。
- ウ 水害の際に水に流されたり、又は孤立した地点に取り残された状態にある者。
- エ 山崩れ、地すべりなどにより生き埋めになった状態にある者。
- オ 交通事故、河川における遭難等により救出を要する状態にある者。
- カ その他これらに類似する者。

#### (2) 救助隊の設置

災害のため救出を要する者が生じた場合、本部長（町長）の指示により消防団が主体となる救助隊を設置する。

- ア 救助隊の人員は、災害の規模により本部長（町長）が指示する。
- イ 救助隊は消防署員及び消防団員をもって編成する。
- ウ 救助隊に捜索班と収容班を設置する。

#### (3) 救出の方法

被災者の救出作業は、緊急を要するため直ちに救助隊を編成し、救出作業にあたる。救出作業に特殊機械器具及び特殊技能者を要する場合には、消防、警察、自衛隊、その他防災関係機関の協力を得て救出にあたる。救出後は速やかに医療機関への収容等、救出者の救護にあたる。

#### (4) 救出活動

事務局長は、町本部及び防災関係機関と連絡を密にし、情報の収集に努め捜索班及び収容班を指揮して、被災者の捜索及び収容を行わせるとともに捜索及び収容の現況や氏名、人員を調査のうえ本部長（町長）に報告する。

- ア 捜索班



事務局長の指揮のもとに被災現地における救出者の捜索を行う。捜索は発見のみにとどまらず、水害時の河川にある者を岸辺に又交通事故等により救出を要する者を搬出し、収容班に引渡す。

#### イ 収容班

(ア) 救出された者を収容し医療等を要する場合は、病院、診療所等へ収容し救護措置を行う。救急搬送にあたっては、負傷者の状況、救護所・病院等に至る道路の状況を把握し、迅速に搬送できるよう対応しておく。また、現場で救急処置を行う必要のある者が多数いるときは、医師等の出動が可能となるよう対応しておく。

(イ) 死亡が確認された者については、本部長（町長）が指示する場所へ搬送する。

### 3 応援要請

町本部は、救助隊では負傷者等の救出が困難な場合には、次の事項を示して県、警察本部に対して救出活動の実施を要請する。

(1) 応援を必要とする理由、人員、資機材、場所、期間

(2) 大規模災害が発生し、広域的な応援を必要とする場合には、「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づき、応援要請を行う。

(3) 河川の氾濫による孤立、または道路の封鎖等により、著しく救出作業に難航を極める場合には、県消防防災ヘリコプター等を要請し空からの救出を行う。

### 4 自主防災組織の活動

(1) 救出・救護活動の実施

がけ崩れや建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。

(2) 避難の実施

本部長（町長）や警察官等から避難情報等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図るとともに、迅速かつ的確に避難を行う。

避難にあたっては、次の点に留意する。

ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

(ア) 市街地……………火災、落下物、危険物

(イ) 山間部、起伏の多いところ……………がけ崩れ、地すべり

イ 避難にあたっては、必要最低限のもののみ携帯する。

ウ 避難行動要支援者等の自力で避難することが困難な者に対しては、自主防災組織など地域住民が協力して避難させる。

(3) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となるが、これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても食料等の配布を行うほか、町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

## 5 事業所の活動

事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行う。

- (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。
- (3) 事業所の防災組織は、自主防災組織等と相互に連携し地域における救出活動を行う。
- (4) 自主救出活動が困難な場合は、消防、警察等に連絡し早期救出を図る。
- (5) 救出活動を行うときは、可能な限り町や消防、警察等と連絡をとり、その指導を受ける。

## 第13章 遺体の捜索・措置・埋葬

町は、遺体の捜索、措置、埋葬についての確かつ迅速に実施する。

### 1 捜索実施体制

- (1) 遺体の捜索は、災害により行方不明になった者のうち、災害規模、被災地域の状況等の事情により、すでに死亡している者の捜索を行う。
- (2) 遺体の捜索活動は、町本部、警察が相互に連絡協力を密にし、これを実施する。
- (3) 消防団、自主防災組織及び各地域の協力や車両、機械器具の借上げ等可能な限りの手段、方法により、早期収容に努める。
- (4) 遺体を発見した場合は、警察署に連絡し身元確認をする。

### 2 遺体の措置

- (1) 遺体の検案は、医師の協力を得て、死因その他について医学的検査を行う。
- (2) 遺体の検案書を作成するほか洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を併せて行う。
- (3) 検案を終えた遺体は、町が指定する遺体安置所へ輸送する。
- (4) 警察、自主防災組織、各地域等の協力を得て、遺体の身元引取人の発見に努め、身元が確認された遺体は、遺体の氏名等の識別を行った後、親族等に引き渡す。

相当期間引取り人が判明しない身元不明者については、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し遺留品を保管する。

- (5) 遺体安置所については、公共建物又は公園等で収容に適当な場所を選定する。遺体収容（安置）所の開設にあたっては、納棺用品、ドライアイス等必要材料を確保する。

また、遺体収容（安置）所や遺体検案所が不足する場合には、県に必要な施設の設置を要請する。

### 3 遺体の埋、火葬

- (1) 遺体について、相当期間遺族等の引取人が判明しない場合又は遺族等が埋葬、火葬を行うことが困難な場合等災害の状況により必要があるときは、応急措置として埋葬、火葬を行う。
- (2) 引取り人が判明しない焼骨は、納骨堂や寺院に一時保管を依頼し、引取り人が判明次第、引き継ぐ。無縁の焼骨は、納骨堂に収蔵するほか、墓地に埋葬する。
- (3) 遺体処理台帳、埋葬台帳、遺体捜索、措置及び埋葬関係支払い証拠書類を整備しておく。

### 4 応援の要請

本部長（町長）は、遺体の捜索、措置、火葬及び埋葬について、町のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

- (1) 捜索、措置、火葬及び埋葬とそれぞれの対象人員
- (2) 捜索地域
- (3) 埋葬施設の使用可否
- (4) 必要な輸送車両の数
- (5) 遺体措置に必要な資機材の品目別数量

## 5 住民及び自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を町や警察に提供するよう努める。

資料編 <3-13-1>遺体安置所一覧表

<3-13-2>火葬場一覧表

## 第14章 災害救助法の適用

一定規模以上の災害に際して、応急的な災害救助活動については、災害救助法の適用を受け、被災者の基本的な生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図る。

災害救助法に基づく救助は、県が実施機関となり、町はその補助機関として活動にあたるが、知事は、救助を迅速に行う必要がある場合は、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を町長に委任する。

### 1 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、市町の区域を単位に、原則として同一の原因の災害による被害が一定の程度に達した場合で、かつ現に救助を要する状態にあるときに実施する。

#### (1) 住家等への被害が生じた場合

ア 町の住家が滅失した世帯数が、下表に示す世帯数以上であること。

町の人口	住家滅失世帯数
9,682人（令和2年国勢調査）	40世帯

イ 県内で住家が滅失した世帯数が1,500世帯以上であって、町の住家が滅失した世帯数が下表に示す世帯数以上であること。

町の人口	住家滅失世帯数
9,682人（令和2年国勢調査）	20世帯

ウ 住家の滅失した世帯の数が県内合計で7,000世帯以上であって、町において多数の住家が滅失した場合であること。

エ 当該災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情※がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したこと。

#### (2) 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって内閣府令で定める基準※に該当すること。

### 2 被災世帯の算定基準

#### (1) 滅失世帯の算定方法

災害救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は次のとおり算定する。

ア 住家が全壊、全焼、流失した世帯は1とする。

イ 住家が半壊、半焼した世帯は1/2とする。

ウ 住家が床上浸水した世帯は1/3とする。

#### (2) 住家の滅失等の認定基準

ア 全壊、全焼、流失

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

#### イ 半壊、半焼

住家がその居住するための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合が20%以上 50%未満のものとする。

#### ウ 床上浸水

ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもので、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することが出来ない状態となったもの。

### 3 町の活動

町における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、町長は、直ちにその旨を、県本部南予地方本部を通じて知事に報告するとともに、災害救助法を適用する必要がある場合は、併せてその旨を要請する。

### 4 災害救助の実施機関

災害救助法による救助は知事が実施し、町長は補助機関として活動にあたるが、知事は、救助を迅速に行う必要がある場合は、救助の実施に関する事務の一部を町長に委任する。

なお、町長への委任にあたって、知事は、災害ごとに救助の事務の内容及び期間を町長に通知して行う。

県から町長への事務委任は以下の考え方により行う。

#### 【町長及び知事それぞれが担当する救助事務】

実施機関	担当する救助事務
町長 (原則県から委任)	1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の供給及び飲料水の供給 3 被服、寝具その他生活必需品の供給又は貸与 4 医療及び助産（救護所における活動） 5 被災者の救出 6 被災した住宅の応急修理 7 学用品の供給 8 埋葬 9 遺体の捜索及び処理 10 障害物の除去
知事 (原則県が実施)	1 応急仮設住宅の供与 ※愛媛県応急仮設住宅建設ガイドラインに定められた役割分担に基づき、県及び市町が業務を実施。町は補助機関として業務にあたる。 2 医療及び助産（DMATの派遣など）

### 5 災害救助法による災害救助の方法、程度、期間

災害救助法による救助の対象、費用の限度額及び期間等は、内閣総理大臣が定める基準により救助の種類に応じて、知事が定める。

※「内閣府令に定める特別の事情」

被災者に対する食品の供給等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

※「内閣府令で定める基準」

- ア 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。
- イ 被災者に対する食品の供給等に特殊の供給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。

## 第15章 食料及び生活必需品等の確保・供給

町は、被災者の食生活を保護するため、食料や被災者のニーズ等に応じた生活必需品等の応急供給を行うとともに、炊き出し等を実施する。

その際には、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、町は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、県及び関係機関と相互に協力するよう努める。

また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

さらに、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

あわせて、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

### 1 実施体制

災害時における食料の応急供給の実施は、町本部の教育部が炊き出しを行い、保健福祉部が配食を行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の委任に基づき本部長（町長）が行う。

生活必需品等物資の確保は総務部が行い、供給は保健福祉部が行う。

食料供給は、次の場合に実施する。

- (1) 被災者に対し炊き出しによる給食を行う必要がある場合。
- (2) 被災地において救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業従事者に対して給食を行う必要がある場合。

### 2 食品等の調達

- (1) 食料や生活必需品の非常持出しができない被災住民等に対して緊急物資を配分する。
- (2) 町は、自らの備蓄物資を供給するとともに、企業や民間団体とあらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有者から調達する。これによって調達できないときは、他の緊急物資保有者から調達するほか、必要に応じ次の事項を示して県に調達、又はあつせんを要請する。

ア 調達又はあつせんを必要とする理由

イ 必要な緊急物資の品目及び数量

ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者

エ 連絡課及び連絡責任者

オ 荷役作業員の派遣の必要の有無

カ その他参考となる事項

- (3) 生活必需品の配給は、災害により住家が全焼、全壊、半焼、半壊、床上浸水等で、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等を喪失し、衣料、寝具その他生活必需品がないため、直ちに、日常生活を



営むことができない被災者に対して行う。

### 3 配分方針及び配給方法

#### (1) 配分方針

緊急物資の配分にあたっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。

#### (2) 避難所への配給

食料及び生活必需品の指定避難所への移送は、保健福祉部が実施する。なお、保健福祉部による指定避難所への移送が困難な場合は、県・県内市町への応援要請を行うほか、自主防災組織や地域の支え合い等の共助を要請する。

### 4 応急食料の国への支援要請

災害の程度が甚だしく広範囲で、災害地が交通途絶によって相当期間孤立した場合における取扱いは次のとおりとする。

#### (1) 町は、応急用米穀の供給が必要と判断される場合、県を通じて農林水産省政策統括官に要請する。

県に要請するいとまがないときは、直接、政策統括官に要請する。その場合、町は、必ず県に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。

### 5 住民及び自主防災組織の活動

#### (1) 食料及び生活必需品等の確保は、家庭及び自主防災組織での備蓄並びに住民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は、町に供給を要請する。

#### (2) 自主防災組織は、町が行う緊急援護物資等の供給の配分に協力する。

#### (3) 自主防災組織は必要により炊き出しを行う。

### 6 備蓄緊急援護物資の供給方法

本部長(町長)は、災害が発生し、外部からの援護物資等が到着するまでの間、業者からの物資調達要請をするとともに、備蓄緊急援護物資の供給にあたっては、公平に行う。緊急援護物資の供給は、保健福祉部が主体となって行う。

冬季及び夏季並びに被災世帯構成員数等に応じて、救助物資購入計画をたて、これにより供給及び貸与を行う。品名及び数量は、記録するとともに必要な物資の調達が困難な場合は、県へ依頼する。

衣料及び生活必需品の供給については、被災の状況を考慮し、自主防災組織等を通じて、指定避難所等でその都度支給する。

物資購入関係支払等経理事務及び証拠書類等の管理保管については、総務部が行う。

### 7 生活必需物資の種類

支給する物資は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲で現物を支給する。

#### (1) 寝 具 毛布、布団等

#### (2) 衣 料 被服、作業衣、婦人服、子ども服、シャツ、下着等

#### (3) 炊事用具 食器、ナベ、釜、包丁、ガス器具、バケツ等

#### (4) 日用品類 石けん、歯ブラシ、歯磨き粉、タオル、手ぬぐい、靴下、履物、傘等

## 8 調達救援物資集積場所

町は、災害の規模及び発生の地域等の状況に応じ、広見体育センター等を物資集積拠点として開設し、物資の集積及び配分を行う。

## 9 燃料の供給

- (1) 町は、地域別、販売業者予想手持量等の把握に努めるとともに、関係機関及び販売業者と連絡を保ち、必要に応じて供給する。  
なお、ガス器具等の確保については、締結している協定に基づき要請を行う。
- (2) 町は、役場や支所等の行政庁舎、指定避難所、病院等、防災対策上特に重要な施設、または、災害応急車両への燃料の安定供給体制の整備に努める。

## 第16章 飲料水の確保・供給

町は、災害により飲料水等を確保することができない者に対して飲料水等の供給を行い、被災者の生活を保護する。

### 1 実施体制

被災者に対する飲料水等の供給は、建設部が行う。また、飲料水の確保が困難な地域に対しては、給水拠点を定め、備蓄飲料水、給水車等により応急給水を行う。また、自己努力により飲料水を確保する住民に対し衛生上の注意を広報する。

### 2 飲料水等の確保

町内で飲料水の確保ができない場合は、次の事項を明示して県に調達あっせんを要請する。

- (1) 給水を必要とする人員
- (2) 給水を必要とする期間及び給水量
- (3) 給水する場所
- (4) 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- (5) 給水車両のみ借上げの場合は、その必要台数

### 3 給水方法

- (1) 被災地で水源を確保することが困難な場合は、被災地に近い水源地から給水車又は容器により搬送し給水する。
- (2) 災害発生後約8日を目途に仮設共用栓等を設置し、生活に必要な水を供給するよう努める。  
その場合の供給水量は、1人1日20リットルを目標とし、飲料水等の供給期間については、水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。

### 4 住民及び自主防災組織等の活動

- (1) 災害発生後7日間は、住民自ら貯えた水等により、それぞれ飲料水を確保する。
- (2) 災害発生後7日目以降は、自主防災組織等による給水及び町の応急給水により飲料水を確保する。
- (3) 被災地内の井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。
- (4) 町が実施する応急給水に協力し、運搬、配分を行う。

## 第17章 医療救護活動

町は、被災者が医療救護を必要とする場合、町立北宇和病院、各診療所及び町内の医療機関と緊密な連携を図り、災害の状況に応じて適切な医療救護を行う。

### 1 医療救護活動の実施方針

- (1) 医療救護活動の実施にあたっては、死亡者をひとりでも少なくすることを最優先し、トリアージの実施等により効率的な活動に努める。
- (2) 町は、県が策定した医療救護活動要領等に基づき、県、日本赤十字社愛媛県支部、医師会等、公的医療機関及び旧国立医療機関等と緊密な連携のもと災害の状況に応じ適切な医療救護を行う。
- (3) 町は、当該域内の医療救護を行うため、救護所を設置し、また、救護病院等に傷病者を収容する。
- (4) 町は、災害により在宅医療等の継続が困難になる難病患者等に対する医療の確保に努める。

### 2 医療救護体制の確立

被災者に対する医療救護活動は、保健福祉部が主体となり実施する。救護所の開設、救護病院等の収容状況の把握、調整、搬送先、救護病院の決定及び医薬品等の調達を行う。

#### (1) 医療救護の範囲

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療
- エ 病院又は診療所の収容先の決定
- オ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

#### (2) 救護所の開設

救護所を開設する場合は、安全性を考慮して、被災状況に応じた開設場所に設置し、被災者のメンタルヘルスを考慮した医療活動を行う。

救護所での医療活動は、町の指揮の下で救護班が実施する。災害発生直後は、大量の傷病者に対して限られた医療資源により救護にあたる必要があるため、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を重点的に行う。

救護所を開設した後は、速やかに住民に周知する。

#### (3) 医療資機材の確保

医療全般の実施に必要な医療資機材については、町立北宇和病院及び各診療所で有しているものを使用するとともに、不足する場合は、宇和島保健所に要請し確保する。

#### (4) 情報の収集・提供

町は、消防、警察、宇和島医師会等との連携のもと以下について情報収集を行い、県への情報提供に努める。

- ア 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- イ 指定避難所、救護所の設置状況
- ウ 指定避難所、救護所における医療ニーズ

- エ 医薬品等医療資機材の需給状況
- オ 医療施設、救護所等への交通状況
- カ その他参考となる事項

### 3 救護班の編成

医療救護班を編成し、医師等が不足する場合は、宇和島医師会に医療救護班の派遣を要請する。

#### (1) 医療救護班

町立北宇和病院及び各診療所並びに宇和島保健所は連携して、医療救護班を編成する。

医療救護班の編成（1班）は、次のとおりとする。

医 師 1人、看護師 2人、保健師 2人、連絡要員等 若干名

#### (2) 医療救護班の活動

- ア 傷病者の傷病の程度判定
- イ 重傷者の応急手当及び中軽症者に対する処置
- ウ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- エ 転送困難な傷病者及び指定避難所における軽傷者に対する医療
- オ 助産活動
- カ 遺体の検案
- キ 医療救護活動の記録及び町本部への収容状況等の報告

### 4 災害医療コーディネータ（公立病院コーディネータ）の活動

町立北宇和病院に配置されている災害医療コーディネータ（公立病院コーディネータ）は以下の活動を行う。

- (1) 町内の被災状況や医療ニーズ等の収集、分析及び伝達を行う。
- (2) 町内におけるDMA Tや救護班の受入れ及び派遣調整等を行う。
- (3) 町内における医薬品等の調達及び供給調整を行う。
- (4) 災害拠点病院コーディネータ及び町内の関係機関等との連絡、調整及び要請を行う。

### 5 町の活動

- (1) 救護所開設予定施設及び救護病院等の被災状況を調査するとともに、医薬品等の調達の実施などにより医療救護体制を確立する。
- (2) 被災により救護病院等の機能が失われたときは、必要に応じて他の医療施設を救護病院等として選定する。
- (3) 災害時の医療救護に関する協定に基づき救護班の派遣を要請する。
- (4) 傷病者を最寄りの救護所又は必要に応じて救護病院等に搬送する。
- (5) 救護所・救護病院等が効果的に機能するよう傷病者の収容状況等を把握し、必要な調整を行う。
- (6) 救護所・救護病院等の収容状況等を把握するため、必要に応じて職員を配置する。
- (7) 救護所・指定避難所等における医療ニーズ等を経時的に把握し、救護班の受入調整や各種要請、機能評価等を行うとともに、自ら十分な活動が行えない場合は、保健所に職員の派遣を要請する。

- (8) 救護所・救護病院等から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、保健所を通じて県に調達・あっせんを要請する。
- (9) 輸血用血液を確保する必要があるときは、献血予約登録者等に協力を呼び掛ける。
- (10) 救護所・救護病院等において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示し、保健所や災害医療コーディネータを通じて県に救護班の派遣を要請する。
  - ア 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別人員）
  - イ 必要な救護班数
  - ウ 医療救護活動を必要とする期間
  - エ 派遣場所
  - オ その他必要な事項
- (11) 難病患者等の避難動向及び医療の継続状況について調査し、地域の医療機関等とともに必要な対策を行う。

## 6 被災地外の町の活動

県からの協力要請に基づき、町立北宇和病院・診療所職員で構成する救護班を派遣するとともに、傷病者の受入れを行う。

## 7 負傷者の搬送

- (1) 被災現場から救護所への負傷者の搬送は、町が行う。救護所が設置されていない被災初期の段階においては、現場周辺の医療機関へ搬送する。
- (2) 救護所等の責任者は、後方医療機関に収容する必要がある者の搬送を町に要請する。
- (3) 救護所等から後方医療機関までの搬送は、町が県及び防災関係機関との連携・支援のもとに実施する。

## 8 愛媛県歯科医師会等への応援要請

町長は、医療救護に関して必要と認めたときは愛媛県歯科医師会、愛媛県薬剤師会、愛媛県看護協会に応援を要請し、連携して医療活動を実施する。

## 9 住民及び自主防災組織の活動

- (1) 軽症者については、家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用いて処置する。
- (2) 傷病者を最寄りの救護所又は救護病院等に搬送する。

資料編 <3-16-1>医療関係施設一覧表

<3-17-1>災害時応援協定一覧表

## 第18章 防疫・衛生活動

町は、災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確な防疫活動を実施するとともに、被災者の心身の健康保持に努める。

### 1 防疫活動の実施体制

災害に伴う被災地の防疫は、知事の指示・指導により衛生部が実施する。

- (1) 迅速かつ的確な防疫活動を実施するため、防疫班を設置し、対策を実施する。
- (2) 県の指導・指示により、汚染場所・物件の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除、生活用水の供給、臨時の予防接種の実施等必要な防疫活動を迅速かつ的確に実施する。
- (3) 飲料水の消毒及び衛生指導を行う。
- (4) 塵芥、汚泥等を仮集積場及び分別所を経て埋立て又は焼却するとともに、し尿の処理に万全を期す。
- (5) 防疫薬剤、資機材等が不足したときは、卸売業者等から調達するほか、県に対し調達を要請する。
- (6) 甚大な被害により防疫機能が著しく阻害され、町が行うべき防疫業務が実施できないとき又は不十分であるときは、県に応援を要請する。
- (7) 保健福祉部は、宇和島保健所と協力して保健師等による巡回健康相談を実施し、指定避難所等における住民の健康状態を把握するとともに、感染症予防に係る指導と広報を行う。また、避難所の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を指導し、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。
- (8) 感染症の発生状況等については随時、宇和島保健所へ報告する。
- (9) 町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。
- (10) 指定避難所は、多数の被災者を受入れるため、衛生状態の悪化が懸念されることから、感染症発生の原因とならないよう、宇和島保健所の指導のもと、防疫活動を実施する。

### 2 住民の活動

県（保健所）及び町の指導を受けながら、指定避難所等において良好な衛生状態を保つよう注意する。また、自治組織を構成し、健康管理の徹底に努める。

## 第19章 保健衛生活動

町は、災害に伴う被災者の健康管理を行うため、県と協力して保健衛生活動を行う。

### 1 保健衛生活動に必要な情報の収集・共有化

町は、県による避難所等の被災者の保健衛生活動の適切な実施のため、指定避難所等の衛生状態など保健衛生活動に必要な情報を要求に応じて速やかに報告する。なお、町が被災状況により、自ら情報収集ができない場合には、県が保健所と協力して情報収集を行う。

### 2 被災者等への保健衛生活動

(1) 町は、愛媛県災害時保健衛生活動マニュアル等を活用し、医師、保健師、管理栄養士等により、被災者のニーズ等に的確に対応した保健衛生活動を行う。

ア 被災者等の健康管理を行うため、保健所と協力して、保健師等による巡回相談及び家庭訪問を実施する。

イ 被災者等の栄養バランスの適正化を図るため、保健所と協力して、栄養状態を把握するとともに、管理栄養士による巡回栄養相談等を実施する。

ウ 災害時における精神的な不安に対応するため、精神科医や保健所等と協力し、相談窓口を設置するなどして、心のケアに対する相談を実施する。

(2) 大規模災害の発生時には、職員自体も被災し、心身ともにストレスを抱えることが予測されることから、職員のメンタル面も含めた健康相談を実施する。

(3) 被害が甚大で避難生活が長期化する場合や指定避難所が多数設置されている場合等、被災者等の保健衛生活動を計画的・組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の保健衛生活動のための計画を策定し計画的な対応を行う。

### 3 保健師等の応援・派遣受入

(1) 町は、被災者等への保健衛生活動に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難であると認める場合は、災対法や地方自治法の規定、自治体間の相互応援協定等に基づき、その他の都道府県・市町村に保健師等の派遣を要請する。

(2) 県は、被災者等の保健衛生活動を実施するにあたり、管下の保健所等の機能強化を図るために、管下の公衆衛生医等のみによる応援対応が困難な場合には、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等で構成される災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣を、厚生労働省健康局を通じてその他の都道府県等に要請する。



## 第20章 食品衛生活動

被災地における感染症の発生等環境悪化を防ぐため、町は、食品の衛生管理等を行う。

### 1 町の活動

- (1) 臨時給食施設の設置状況等、情報の提供を行う。
- (2) 消毒薬等必要物資を配布する。
- (3) 県が実施する臨時給食施設や食品関係業者への監督指導に協力する。

### 2 住民の活動

- (1) 手洗い、消毒の励行及び食器、器具の消毒を行う。
- (2) 食品関係業者は、県の食品衛生監視員の指示に従うとともに、自主管理を強化する。

## 第21章 廃棄物等の処理

町は、被災地域の環境衛生の万全を図るため、ごみ（生活系ごみ・災害廃棄物）及びし尿の収集・運搬・処分を適切に行う。

### 1 し尿処理・清掃活動体制の確保

#### (1) 町の活動

- ア 近隣の市町及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。
- イ 仮設トイレやその管理に必要な消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- ウ 清掃及び防疫のための資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- エ 一般廃棄物処理等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備する。
- オ 災害廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、災害廃棄物の仮置場への搬入方法及び分別方法等に関する住民への周知計画、し尿、生活系ごみ及び災害廃棄物の広域的な処理・処分計画（鬼北町災害廃棄物処理計画）により、災害時における応急体制を確保する。

#### 【一般廃棄物処理施設の概要】

施設名	共用開始	施設規模	備考
宇和島地区広域事務組合 環境センター（熱回収施設）	平成29年	120トン/日	ストーカ炉
宇和島地区広域事務組合 環境センター（リサイクルセンター）	平成29年	20トン/5h	破砕・選別・圧縮梱包
宇和島地区広域事務組合 汚泥再生処理センター	平成27年	220kℓ/日	水処理方式：高負荷膜分離処理 方式＋高度処理 資源化方式：リン回収
宇和島市一般廃棄物最終処分場	平成6年	埋立容量： 60,000 m <sup>3</sup>	準好気性埋立
愛南町環境衛生センター最終処分場	平成3年	埋立容量： 60,000 m <sup>3</sup>	準好気性埋立

#### (2) 住民及び自主防災組織の活動

- ア し尿、ごみの自家処理に必要な器具等の準備を行う。
- イ 自主防災組織を中心として、資機材の点検を行い、必要に応じ仮設トイレ等の設置を準備する。

### 2 下水処理・し尿処理の実施

#### (1) 町の活動

- ア 農業集落排水施設の緊急調査を実施し、被災状況を速やかに県に連絡する。
- イ 農業集落排水施設の普及地域においては、農業集落排水施設の被災状況を把握出来るまでは、住民に水洗トイレの使用をひかえ、仮設トイレ等で処理するよう指導を行う。
- ウ 農業集落排水施設の被害状況を把握し、必要に応じて水洗トイレの使用制限について広報を行う。
- エ 速やかに農業集落排水施設、し尿処理施設の応急復旧に努めるものとし、住民に対して、仮設ト

イレ等で処理するよう指導する。

オ 農業集落排水施設の復旧支援を必要とする場合には、速やかに県に連絡する。

## (2) 住民及び自主防災組織の活動

ア 水洗トイレは町からの連絡があるまでは使用しないこととし、農業集落排水施設等の被災を発見したときは、町に連絡するとともに、町からの指示に従う。

イ 自主防災組織を中心に仮設トイレの設置、消毒、管理を行う。

## 3 生活系ごみ処理の実施

### (1) 町の活動

ア 被災状況から判断し、可能な収集・処理体制を確保するとともに、速やかに収集方法、ごみ置場及び収集日時を定めて住民に広報する。

イ 消毒、防臭用の薬剤及びごみ袋等を住民に配布するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し優先的に処理し、または処理するように指導・広報する。

ウ 住民によって集められたごみ置場のごみを管理し、できるだけ速やかにあらかじめ選定した処理施設に運び処理する。なお、可能な限りリサイクルに努める。

エ 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。

### (2) 住民及び自主防災組織の活動

住民は、自主防災組織を中心として、町によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、次の対応をとる。

ア ごみの減量化、排出抑制に努める。

イ 地域ごとに設定されたごみ置場を住民に周知する。

ウ 自主防災組織の清掃班を中心として、ごみ置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

エ ごみは、町が定めた日時にごみ置場へ搬出する。

## 4 災害廃棄物処理の実施

### (1) 町の活動

ア 危険物、通行上支障がある物等を優先的に収集・運搬する。

また、大型車両や重機類を用いた搬入・搬出作業及び分別作業等ができる広さの仮置場の十分な確保を図るとともに、処理場までの処理ルート確保を図る。

イ 損壊した建築物の残骸等持ち運びの困難な物を、仮置場及び処理施設に運搬する。

ウ 仮置場での災害廃棄物の分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクル率向上を図る。

また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に従い、適正な処理を進める。

エ 廃家電・廃自動車等のうち、リサイクル可能なものは、各リサイクル法に基づく処理を行う。

オ NPO・ボランティア等との連携

災害廃棄物等の搬出に関し、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携する。

## 第2章 障害物の除去

町は、災害により発生した土石、木材等の障害物については速やかに除去し、日常生活の確保に努める。

### 1 道路上の障害物の除去

道路管理者は、管理する道路について、路上障害物の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努める。道路上における著しく大きな障害物等の除去について、必要に応じて、警察、消防、自衛隊等は協力して所要の措置をとる。また、協定等を締結した民間事業者等にも協力を要請する。

なお、この場合、緊急輸送にあてる道路を優先して行う。

除去した障害物は、町があらかじめ仮集積場として定めた空地、民地の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地及び駐車場に集積する。

また、適当な集積場がない場合は避難路及び緊急輸送にあてる道路以外の道端等に集積する。

### 2 河川の障害物の除去

河川管理者は、管理する河川について、障害物の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努め、水防のための緊急の必要があるときは、町長（水防管理者）、水防団長又は消防機関の長は、支障となる工作物その他障害物を処分する措置をとる。

## 第23章 動物の管理

災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管については、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、町は協力して動物の保護及び危害防止に努める。

### 1 動物保護活動

(1) 衛生部が主体となり、被災動物の把握を行う。

- ア 被災動物の把握
- イ 指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保
- ウ 飼養されている動物に対する餌の配布
- エ 危険動物の逸走対策
- オ 被災動物の一時収容、応急処置、保管
- カ 被災動物救護センターの設置場所のあっせん
- キ 被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発
- ク 災害死した動物の処理
- ケ その他動物に関わる相談等

(2) 住民及び民間の活動

- ア 被災動物の一時保護、応急処置、通報
- イ ボランティア獣医師による負傷動物の治療
- ウ 危険動物の逸走対策
- エ ボランティアによる被災動物救護センターの管理、運営
- オ その他行政への協力

### 2 死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び家きんの処理

災害の発生に伴って死亡した獣畜及び家きんの処理は、原則として飼養者等が行うものとし、これが困難な場合には、町は協力体制を確立し、衛生的処理に努める。

(1) 町の活動

- ア 飼養者等からの要請があったときは、衛生部、農林部が処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。
- イ 処理場所の確保について町のみで対応できないときは、県に協力を要請する。

(2) 飼養者等の活動

- ア 処理場所を確保し、獣畜の処理については、宇和島保健所長の許可を受ける。
- イ 処理場所を確保できないときは、町へ協力を要請する。
- ウ 処理方法及び公衆衛生上必要な措置については、宇和島保健所、衛生部等の指導を受け、適正に処理する。

## 第24章 応急住宅対策

町は、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者を受入れるための応急仮設住宅の設置、及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅対策を実施する。

### 1 被害状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。

### 2 体制の整備

応急住宅対策に関する体制を整備する。

### 3 応急仮設住宅の建設

- (1) 建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。また、建設にあたっては、二次災害に十分配慮する。
- (2) 建設を県から委任された場合は、(一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事業協会又は(一社)日本木造住宅産業協会の協力を得て建設する。
- (3) 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

### 4 応急住宅の入居者の認定

- (1) 避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。
- (2) 入居者の認定を町長が行うこととされた場合は、自らの資力では住宅を確保できない者のうち、被災者の特性や実態を踏まえ要配慮者にも十分に配慮しながら認定し入居させる。

### 5 公営住宅等の一時入居

公営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。

### 6 応急住宅の管理

- (1) 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退居手続き・維持管理を行う。また、各応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。
- (2) 入居者調査や巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。

### 7 応急住宅の運営管理

各応急住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するとともに、地域の状況に応じた飼養ルールの作成や飼い主に対する適正な飼養指導・支援を実施するよう努める。

### 8 住宅の応急修理

- (1) 建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自らの資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者に対し居室、炊事場及びトイレ等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。

(2) 町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、応急対策をとれば居住可能な住宅の応急修繕を実施する。

## 9 建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請

(1) 本部長（町長）は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。

### ア 応急仮設住宅の場合

- (ア) 被害戸数（全焼、全壊、流出）
- (イ) 設置を必要とする住宅の戸数
- (ウ) 調達を必要とする資機材の品名及び数量
- (エ) 派遣を必要とする建築業者数
- (オ) 連絡責任者
- (カ) その他参考となる事項

### イ 住宅応急修理の場合

- (ア) 被害戸数（半焼、半壊）
- (イ) 修理を必要とする住宅の戸数
- (ウ) 修理を必要とする資機材の品目及び数量
- (エ) 派遣を必要とする建築業者数
- (オ) 連絡責任者
- (カ) その他参考となる事項

(2) 町は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、町の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。

## 10 住居等に流入した土石等障害物の除去

住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、必要な救援活動を行う。なお、本部長（町長）は、町のみでは対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

- (1) 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）
- (2) 除去に必要な人員
- (3) 除去に必要な期間
- (4) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (5) 除去した障害物の集積場所の有無

## 11 建築相談窓口の設置

建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応ずる。

## 第25章 応急教育活動

学校施設等が被災し、又は児童生徒等の被災により、通常の教育を行うことができない場合、町教育委員会等は、学校施設等の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行うとともに、文化財等の保護の措置を実施する。

### 1 実施責任者

災害が発生した場合の措置については、教育部が実施責任者となり、各学校長と連携しながら、応急教育対策、学校施設の応急復旧対策等を実施する。

### 2 応急計画

学校長は、学校の立地条件等も考慮し、あらかじめ災害時の学校施設の応急整備、応急教育の方法等について計画を定めておく。

### 3 応急措置

- (1) 教育部は、施設等の被害状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連携をとり、被害僅少地域の学校施設、公民館、その他民有施設の借上げや応急仮設校舎の建設等速やかに授業ができるよう措置する。

なお、応急仮設校舎の建設にあたっては、被害の状況により、必要があるときは町又は地域の住民の協力を求めるとともに、関係機関に協力を要請して短期間に完成させる。

- (2) 学校長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じるとともに、必要に応じて被害状況等を実施責任者へ報告する。

ア 在校時の場合は、災害の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じること。

イ 登下校時、夜間、休日等の在校外時の場合は、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるほか、臨時休業等適切な措置を講じること。

ウ 災害の規模に応じて、児童生徒等及び教職員並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関と連携し、災害対策について万全の体制を確立すること。

### 4 応急教育の実施

学校の施設が被災し又は学校が地域の避難所となった場合は、町は次の方法により応急教育を実施する。

- (1) 教職員を動員し、施設及び設備の応急復旧整備を行い授業再開に努める。なお、被害の状況により、必要があるときは町又は地域住民等の協力を求める。
- (2) 施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童生徒等及び保護者へ連絡する。
- (3) 全児童生徒等を学校に同時に受入れできない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じる。
- (4) 児童生徒等を通学不可能な他地域へ集団移動して応急教育を実施する場合は、教職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努める。



- (5) 教育活動の再開にあたっては、児童生徒等の登下校時の安全確保に留意する。
- (6) 必要に応じて、児童生徒の心のケアや教育活動再開等のための人的支援を行う。

## 5 学校が地域の避難所になった場合の留意事項

- (1) 学校長は、避難所に供する施設、設備の安全を確認し、管理者に対し、その利用について必要な指示を行う。
- (2) 教育委員会は、学校管理に必要な教職員を確保し、施設及び設備の保全に努める。
- (3) 避難生活が長期化する場合においては、学校長は、応急教育活動と避難活動との調整について、町と必要な協議を行う。

## 6 学用品等の調達

学用品の給付は、災害救助法を適用した場合、知事が行うが、知事が委任した場合は町長が行う。

- (1) 給付する品目の範囲

- ア 教科書及び教材
- イ 文房具
- ウ 通学用品

- (2) 給付の額

教科書代は、小学校児童及び中学校生徒については、教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又は承認を受けて使用している教材の実費とする。高等学校等生徒については、正規の授業で使用する教材を給与するための実費とする。

- (3) 給付期間

災害発生の日から、教科書は1か月以内、その他の学用品は15日以内とする。

## 7 学校施設の一時使用の措置

災害応急措置として、学校施設の一時使用の要請があった場合、学校長は、授業に支障のない範囲内において、これを使用させることができる。

## 8 保健衛生に関する事項

災害の状況に応じ、被災学校の教職員、児童生徒に対し伝染病予防接種や健康診断を実施する。また、学校が浸水等の被害を受けた場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき宇和島保健所の指導、協力により校舎の清掃・消毒を行う。

## 9 文化財の保護

教育部は、災害時の文化財の安全性を確保するため、次の対策を講じる。

- (1) 文化財等の補強工事の実施
- (2) 日常の維持管理による部分的・応急的な補修の実施
- (3) 災害発生時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立
- (4) 安全性の確保された他の施設への文化財の搬出

## 第26章 要配慮者に対する支援

町は、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等の多様な主体の協力を得て、避難行動要支援者の避難誘導に努めるとともに、要配慮者一人ひとりの状況に応じた福祉サービスの提供等の援助活動を行う。

### 1 避難行動要支援者の避難誘導

町は、あらかじめ作成した避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画に基づき、災害発生直後、速やかに避難誘導を行うほか、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、福祉避難所や福祉避難スペース等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮する。

### 2 指定避難所等への移送

町は、要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して、以下の措置を講じる。

なお、指定避難所等へ移動した要配慮者については、その状況を把握し、適切な医療・福祉サービスの提供に努める。

- (1) 指定避難所への移動
- (2) 病院への移送
- (3) 施設等への緊急入所

### 3 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への受入れにあたり、要配慮者の優先的入居に努める。

### 4 在宅者への支援

町は、在宅での生活が可能と判断された要配慮者ややむを得ず指定避難所等に滞在することができない要配慮者の生活実態を的確に把握し、次のとおり在宅福祉サービス等被災要配慮者に対する援助を適宜提供する。

- (1) 災害により補装具を亡失又は毀損したものに対する修理又は交付
- (2) 被災要配慮者の相談支援

### 5 応援依頼

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、適宜、県、隣接市町等へ応援を要請する。

## 第27章 ボランティア等への支援

町は、大規模な災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、NPO・ボランティア等の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、災害救援ボランティア活動への支援体制の整備に努める。

### 1 災害救援ボランティア支援本部の設置

町は、大規模災害が発生し、必要があると認めるときは、保健福祉部が社会福祉協議会と連携して、鬼北町災害救援ボランティア支援本部（以下「町支援本部」という。）を鬼北町災害ボランティアセンター内等に設置する。

### 2 町支援本部の構成メンバー

町支援本部は、社会福祉協議会、鬼北町災害ボランティアセンター、NPO・ボランティア等関係団体、ボランティアコーディネーター等で構成する。

町、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等関係団体が一堂に集う情報共有会議を開催し、町内における被災者ニーズの把握や、NPO等の有するノウハウの提供、各団体の活動状況の情報共有等を図るとともに、災害ボランティア活動の連携方策等の調整等を行う。

### 3 町支援本部の任務

#### (1) ボランティア活動に関する情報収集

町、NPO・ボランティア等や被災住民等からの情報をとりまとめ、町内の被災状況、ボランティアによる救援活動状況、ボランティアの不足状況等を的確に把握する。

#### (2) ボランティア・被災住民等に対する情報提供窓口の開設

被災地の状況や救援活動状況等の情報をボランティアや被災住民等に対して的確に提供する窓口を開設する。

#### (3) ボランティアの募集及びグループ化等活動体制の整備

ボランティアが不足すると考えられる場合等において、ボランティア参加者の募集を行うとともに、そのボランティア申出者と平常時から登録しているボランティアのグループ化を行うなどにより、機能的な活動が行われるよう活動体制の整備を行う。

#### (4) ボランティアのあっせん

被災住民、県災害救援ボランティア支援本部や社会福祉施設等からボランティアのあっせん要請が出された場合、ボランティアグループ等のあっせん・派遣を行う。

### 4 ボランティア活動の支援・調整

被災地の状況、救援活動の状況等の情報を町支援本部等に提供するとともに、町庁舎その他の町有施設等を活動拠点として提供する。また、ボランティアの活動に必要な資機材を、可能な限り貸出すことにより、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

### 5 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

「新型コロナウイルスの感染が懸念される状況におけるボランティア・NPO等の災害対応ガイドライン」（令和2年6月1日NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JV OAD））、「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営について～全

社協VCの考え方～」(令和2年7月9日社会福祉法人全国社会福祉協議会)等の内容について周知するとともに、あらためて連携体制の構築・強化、情報共有の推進等に取り組む。

## 第28章 応援協力活動

町は、大規模な災害が発生した場合においては、広範な地域に被害が及び、社会機能が著しく低下するなかにあつて、消火活動や救命、救急、救助活動、被災者の生活対策をはじめとする多面的かつ膨大な対策を集中的に実施しなければならない。

このため、平素から関係機関と十分に協議し、災害時にあつては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

### 1 知事等に対する応援要請

本部長（町長）は、町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、物資、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) その他応援に関し必要な事項

また、県外広域一時滞在が必要な場合には、知事に対し、他の都道府県知事と協議することを求める。

### 2 他の市町長等に対する応援要請

本部長（町長）は、町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長や民間企業、各種団体等に対し応援を要請する。また、被災住民の居住の場所の確保が困難な場合には、広域一時滞在について、他の市町長と協議する。

応援を求められた市町は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、町の指揮の下に行動する。

町が締結している各広域応援協定は、資料編のとおりである。

資料編 <3-17-1>災害時応援協定一覧表

### 3 他の市町等に対する応援派遣

本部長（町長）は、他の市町等からの応援要請を受けた場合は、町の災害応急対策の実施状況との調整を図りながら、必要と認められる事項について協力を行う。

### 4 関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対する応援要請

町長は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するほか、知事に対してこれらの機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

- (1) 本部長（町長）が直接派遣を要請する場合は、次の事項を明示する。
  - ア 派遣を要請する理由
  - イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
  - ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与、その他の勤務条件

オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 本部長（町長）が、知事に対し職員の派遣についてあつせんを求める場合は、下記の事項を明示する。

ア 派遣のあつせんを求める理由

イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与、その他の勤務条件

オ その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

## 5 応援要員の受入体制

防災関係機関が災害応急対策の実施に際して、県外から必要な応援要員・部隊を受入れた場合、町長は、これらの要員・部隊の進出・活動する拠点として、あらかじめ指定した広域防災拠点を提供するほか、各機関の要請に応じて、公園や道の駅等の施設で、進出・活動のための拠点として利用可能なものについても、可能な限り準備する。

## 6 外国からの応援活動

町は、国が受入れを決定し、県が作成する、受入計画に基づいて、県が受入れた外国からの応援活動について、県及び関係機関と連携を図りながら円滑に実施できるよう、必要な支援を行う。

## 第29章 自衛隊の活動

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、住民の生命及び財産の保護のため必要な応急対策の実施が町のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、自衛隊に派遣を要請し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

### 1 災害派遣要請の要求の依頼手続

本部長（町長）は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要がある場合は、県本部南予地方本部を通じ知事に対し、自衛隊の派遣要請を次の事項を明示した文書をもって、必要な措置を講じるよう要求する。ただし、緊急を要する場合は、電話などにより依頼し、事後速やかに文書を提出するものとする。

また、知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊中部方面特科隊に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

- (1) 災害の情况及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

#### 【自衛隊】

部隊名	連絡先
陸上自衛隊 中部方面特科隊	電話番号：089-975-0911 県防災通信システム（地上系）：556-21 556-22 FAX番号：089-975-0911
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部	電話番号：092-581-4031 FAX番号：092-581-4031

### 2 要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自主的に部隊等を派遣する。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努める。

自衛隊が自主派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められること
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が人命救助に関するものであると明確に認められること
- (4) その他、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること

### 3 自衛隊救助活動の内容

自衛隊が災害派遣時に実施する救助活動の具体的内容は、災害の状況や他救援機関等の活動状況等のほか、知事等の要請内容や現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握  
車両、航空機等状況に適した手段による偵察
- (2) 避難の援助  
避難者の誘導、輸送等
- (3) 遭難者等の搜索救助  
行方不明者、傷病者等の搜索救助
- (4) 水防活動  
堤防、護岸の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬
- (5) 消火活動  
消防機関に協力して行う消火活動
- (6) 道路等交通上の障害物の排除  
施設の損壊又は障害物の除去、道路、鉄道路線上の崩土等の排除
- (7) 応急医療、救護及び防疫の支援  
被災者に対する応急医療、救護及び防疫支援
- (8) 通信支援  
緊急を要し、他に適当な手段がない場合、被災地と町本部間のバックアップ通信の支援
- (9) 人員、物資の緊急輸送  
緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- (10) 給食及び給水の支援  
被災者に対する炊飯、給食及び入浴支援
- (11) 宿泊支援  
被災者に対する宿泊支援
- (12) 危険物等の保安、除去  
能力上可能なものについての火薬類、爆発物等の保安措置及び除去

#### 4 災害派遣部隊の受入体制

町は、事務局に連絡窓口を設置するとともに自衛隊の円滑な作業の促進を図るため、次により可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め、支援活動に支障のない措置を講じる。

また、本部長（町長）は、派遣部隊の宿泊施設として、避難所として使用していない小中学校、公民館等の町有施設を提供する。

さらに町は、自衛隊の活動が他の機関と競合複合しないよう効率的に作業を分担するよう配慮する。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業箇所別必要人員及び資機材
- (3) 作業箇所別優先順位
- (4) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所



(5) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

## 5 災害派遣部隊の撤収要請

本部長（町長）は、災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって、県本部南予地方本部を通じ知事に対し、その旨を報告するとともに自衛隊の撤収を要請する。

## 6 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業を実施するため要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担し、複数の市町にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町が協議して定める。

経費を負担する主なものは、次のとおりである。

- (1) 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- (4) 派遣部隊の救助活動の実施の際に生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償
- (5) その他救助活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町が協議する。なお、必要に応じて県が協議する。

## 第30章 ライフラインの確保

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、必要に応じ、広域的な応援体制をとるなど、機動力を発揮して応急復旧に努める。

また、町、国、県は情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ、GISの活用等による情報提供に努める。

なお、防災拠点施設、人命に関わる医療機関や指定避難所等の重要施設の応急措置及び供給ラインの復旧を優先して行う。

### 1 水道施設

建設部は、あらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施する。

- (1) 災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講じるとともに、必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧活動を行う。
- (2) 住民の生命に関わる、医療機関等について優先的に応急給水及び応急復旧を実施する。
- (3) 応急給水及び応急復旧を実施する必要人員及び資機材が不足する場合は、他の部へ応援を依頼し、なお不足する場合は、県本部南予地方本部へ応援要請を行う。

資料編 <3-27-1>指定給水装置工事事業者一覧表（鬼北町内）

### 2 農業集落排水施設

町は、農業集落排水施設が被災したとき、重大な機能障害、二次災害の危険性をとり除くための措置を講じる。

#### (1) 管渠

周辺住民に対して、一時的に農業集落排水設備の使用を中止するよう広報するとともに、管渠施設の構造物、設備等の被害程度を判断して、管渠、マンホール内部の土砂のしゅんせつ、可搬式ポンプによる下水の排除、仮排水路の設置などの応急復旧を実施する。

#### (2) 終末処理場、ポンプ場

本復旧までの一時的な処理場機能の確保を目的として、水路の仮締切り、配管ルートの変更、仮設沈殿池などの応急復旧を実施する。

被害が甚大な場合は、住民に対して農業集落排水設備の使用を中止するよう広報する。

### 3 電力施設

電気事業者は、災害が発生した場合、その定める防災業務計画に基づき、電力施設の防護及びその迅速な復旧を図り、もって電力供給の確保に万全を期する。

#### (1) 災害対策組織の編成

災害が発生、又は発生のおそれがある場合に対応するため、災害対策本部及び災害対策隊の組織をあらかじめ定めておく。

(2) 情報の収集

災害が発生した場合は、電気施設の被害状況や停電による主な影響をはじめとする被害状況の収集を行うとともに、国や地方自治体等から収集した情報を集約し総合的な被害状況の把握に努める。

(3) 災害時における広報

ア 停電による社会不安除去のため、電力施設等の被害状況及び復旧状況の広報活動を行う。

イ 電気事故を防止するために必要な広報活動を行う。

(4) 対策要員の確保

防災体制が発令された場合、対策要員は、速やかに所属する対策組織に出動する。なお、交通途絶等により出動できない者は、最寄りの事業所に出動する。

(5) 災害復旧用資機材の確保

電気事業者は、事業所に保有する応急措置用資材を優先使用するとともに、不足する場合は、本店、支店及び関係業者等から緊急転用措置をとる。

(6) 他電力会社間の電力融通

災害時において、電力供給が不足する事態が生じた場合は、負荷の重要度に応じた系統構成にするとともに、他電気事業者からの融通等により供給力を確保する。

(7) 危険予防措置

送電が危険な場合及び警察、消防機関等から要請があった場合、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

(8) 設備の応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して迅速、適切に実施する。

なお、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明らかにするよう努める。

ア 水力・火力・原子力発電設備

共通機器、流用可能部品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、仮復旧の標準工法に基づき迅速に行う。

ウ 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

エ 配電設備

応急復旧工法標準マニュアルによる迅速確実な応急復旧を行うとともに、重要性の高い地区には、移動用発電機を設置する。

オ 通信設備

移動無線機、可搬型衛星通信設備等の活用により通信回線を確保する。

(9) 復旧の順位

各設備ごとにあらかじめ定めている復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各整備の復旧難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も高いものから復旧を行う。

## 4 ガス施設

### (1) 災害対策組織の編成

ガス事業者は、災害が発生又は発生のおそれがある場合に対処するため、災害対策本部及び災害対策隊の組織をあらかじめ定めておく。

### (2) 情報の収集

災害が発生した場合は、ガス施設の被害状況、ガス供給停止による主な影響をはじめとする被害状況の収集を行うとともに、国、地方自治体等から収集した情報を集約し総合的な被害状況の把握に努める。

### (3) 応急措置及び復旧対策

ア ガス事業者は、災害が発生し、設備に危険が想定される時には、設備を緊急停止し、設備の緊急点検及び被災設備の応急保安処理を行い、二次災害の防止に努める。

イ ガス施設、住居、道路等の被害状況及びガス施設の点検結果により、ガス供給を地域的に遮断する。

ウ 供給停止地域については、ガス施設の安全を確保した地区より、速やかにガス供給の再開を行う。

エ 指定避難所等に臨時に必要な燃料の供給を行う。

### (4) 動員・応援体制

ア ガス事業者は、動員計画に基づき要員の確保に努めるとともに、必要に応じて、本店及び他支店等への応援要請を行う。

イ 災害の規模に応じて、(一社)日本ガス協会への応援要請の措置をとる。

### (5) 資材の確保

ガス事業者は、事業所に保有する応急措置用資材を優先使用するとともに、不足する場合は、本店、支店、メーカー等から緊急転用措置をとる。

### (6) 広報の実施

ア ガス事業者は、報道機関、防災関係機関に対して、被災の概況や復旧の現状と見通し等について情報の提供を行う。

イ 利用者に対しては、報道機関による放送や広報車等を活用し、ガス栓の閉止とガスの安全使用の周知徹底を行う。

## 5 電信電話施設

電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

### (1) 西日本電信電話株式会社

災害の発生又は発生のおそれがあるときは、必要に応じ社外関係機関と災害対策に関する連絡をとるとともに、災害時に重要通信を疎通させるため通信手段を確保するなど、速やかに災害を受けた通信施設等の応急復旧を行う。

#### ア 通信の非常疎通措置

災害に関し、次により臨機に措置をとり、通信の輻輳<sup>かくそう</sup>の緩和及び重要通信の確保を図る。

(ア) 応急回線の作成、網措置等疎通確保

- (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところによる利用制限等の実施
- (ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報の優先取扱
- (エ) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携
- (オ) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携
- (カ) 災害救助法が適用された場合等の指定避難所への特設公衆電話の設置
- (キ) 災害用伝言ダイヤル「171」の開設

#### イ 災害時における広報

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

また、広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車による巡回広報等により地域の顧客に対する広報も積極的に実施する。

#### ウ 対策要員の広域応援

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信の確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等の稼働を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等を計画に基づき確立し、運用する。

#### エ 災害時における災害用資機材の確保

- (ア) 災害用資機材は、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達若しくは資材部門に要求する。
- (イ) 災害対策用資機材の輸送は、ヘリコプター、車両等により行う。
- (ウ) 必要に応じ、災害対策用資機材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、県本部及び町本部に依頼して迅速な確保を図る。

#### オ 設備の応急復旧

- (ア) 被災した電気通信設備等の復旧は、速やかに実施する。
- (イ) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。
- (ウ) 復旧にあたっては、行政機関や他のライフライン事業者等と連携し、早期復旧に努める。

#### カ 災害復旧

- (ア) 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。
- (イ) 被災地における地域復興計画の作成・実施にあたっては、これに積極的に協力する。

資料編 < 3 - 27 - 2 > 特設公衆電話設置箇所

#### (2) 株式会社NTTドコモ

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。

ア 臨時回線を設定するほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとる。

ウ 災害用伝言板の開設

(3) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため必要な次の措置を講じる。

ア 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は、一般利用の制限等の措置をとる。

イ 被災した電気通信設備等の応急復旧工事を速やかに実施する。

(4) KDD I 株式会社、ソフトバンク株式会社

通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。

ア 電気通信施設の整備及び保全

イ 災害時における電気通信の疎通

ウ 災害用伝言板サービスの提供

## 第 3 1 章 郵便事業の運営維持

日本郵便株式会社四国支社は、災害時においても各種の郵便事業の運営維持に努める。

### 1 郵便物の送達の確保

被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等の応急対策を講じる。また、指定避難所等に避難した人にも送達できるよう町との避難者情報の共有手段の確保に努める。

### 2 郵便局の窓口業務の維持

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不可能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講じる。

資料編 < 3 - 1 7 - 1 > 災害時応援協定一覧表

## 第32章 豪雪災害防止活動

町内に豪雪があった場合には、地域の特性、孤立地区の発生、なだれの危険箇所等の把握に努めるとともに、通信手段、物資輸送に必要な輸送手段や除雪等による交通路の確保などの応急対策を実施する。また、雪害対応に係る経験が豊富な地方公共団体との相互応援協定の締結についても、考慮する。

### 1 道路の除雪対策等

#### (1) 除雪路線

道路管理者は、特に緊急を要する区間について速やかに除雪を行い、交通の確保を図る。なお、町道の除雪活動は、建設部が実施する。

#### (2) 除雪開始時期

交通に重大な支障をきたすと認められるときとする。特に集中的な大雪に対しては、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整のうえ、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

#### (3) 除雪体制の整備

道路管理者は、あらかじめ管内の市町及び民間業者の保有する除雪機械を把握し、その調達、配置及び輸送方法について検討を加え、協力体制を確立しておく。

#### (4) 雪捨場の指定

家屋連たん地域の除雪にあたっては、町は、道路管理者と雪捨場及び排雪方法について相互に連絡し、除雪計画に支障をきたさないようにする。

#### (5) 災害発生時における広報活動

道路管理者は、安全で円滑な道路交通情報の確保のため、大雪時における道路通行規制箇所又は迂回路などの道路情報を防災行政無線、IP告知システム、報道機関等を活用して、正確かつ迅速に広報する。

#### (6) 道路管理者の措置命令等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う（本編第8章「交通応急対策」の「5 道路交通確保の措置」のとおり）。

### 2 なだれ対策

#### (1) 危険箇所の表示

なだれの発生が予想される場合は、町内の巡視を強化して、危険地域の早期発見に努め、危険箇所を発見したときは、赤旗等により表示を行い、その旨を直ちに関係機関に通報するとともに、必要がある場合は、雪止めの柵を設けるなど緊急措置を講じる。

#### (2) 退避

気温上昇によりなだれの危険が増大したときは、関係機関と緊密に連絡をとり、危険地域の世帯に対して警告、避難指示を行う。

#### (3) 児童生徒等に対する措置

本部長（町長）、学校長、その他関係機関は、なだれ危険箇所の周知徹底を図り、通常の経路以外の通行を避け、登下校は集団で行い、保護者、教員等が引率するよう指導する。

### 3 学校教育対策

#### (1) 施設の保全管理

老朽建物をはじめ、渡り廊下、ひさし等の補強に努め、屋根の雪おろしは早めに行って、雪ずりの危険を避けるとともに、施設保全に万全を期する。

#### (2) 関係機関との連携

学校長は、児童生徒等の自力での登下校が不可能と判断した場合は、その旨を直ちに各家庭に連絡し、関係機関の協力を得て、安全な通学手段の確保に努める。なお、次の事態が発生した時は、その状況を下記の系統により速やかに報告する。

ア 臨時休業した時

イ 児童生徒等に事故があった時

ウ 学校施設に被害が発生した時

小中学校 → 町教育委員会 → 教育事務所 → 県教育委員会

### 4 保健衛生及び医療措置

大雪で交通途絶された地域で、疾病者等が発生した場合は、この地域の道路除雪作業を優先的に行い、保健福祉部が主体となり、医薬品の確保、往診、医療機関への搬送等の措置を行い、住民の人命救助にあたる。



## 第33章 鉄道施設災害の応急活動

鉄道事業者は、鉄道施設の大規模災害を未然に防止し、災害発生時には迅速、的確に応急対策を実施する。

### 1 災害対策本部等の設置

鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、本社等に災害対策本部を設置し、旅客の安全及び輸送の確保に努める。

### 2 情報連絡体制の整備

鉄道事業者は、災害時の情報連絡体制の円滑化を図るため、情報の収集伝達に努める。

### 3 災害応急措置及び復旧対策

鉄道事業者は、被害状況に応じて仮復旧を行うとともに、次の措置を可及的速やかに行う。

### 4 旅客等への広報

乗務員は、災害の情報等について、必要な事項を旅客に周知するとともに、今後の措置等をできるだけ速やかに放送するなどして、混乱の防止を図る。

### 5 避難誘導

乗務員は、列車又は線路構造物等の被害による危険が大きいと予測されるときや線路被害地の火災等により危険が迫ると判断したときは、旅客を安全な場所に誘導する。

## 第34章 危険物施設等の安全確保

災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

### 1 火薬類の保安

災害により火薬庫が危険な状態となった場合は、その火薬庫の所有者又は占有者は次の(1)、(2)に掲げる応急措置を講じ、事態を発見した者は、直ちにその旨を宇和島警察署鬼北交番、鬼北消防署へ通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に連絡するとともに、災害防止のため次の(3)に掲げる緊急措置を講じる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所へ移動する場合は、必ず見張り人を付け、関係者以外の者の立入を禁止する。
- (2) (1)の措置を講じる余裕がない場合は、火薬類を付近の水槽等の水中に沈める等、爆発防止の措置を行うとともに、盗難防止の措置を講じること。
- (3) 爆発による被害を受けるおそれのある地域は、立入禁止の措置を行うとともに、危険区域内の住民を避難させる措置を講じる。

### 2 石油類等の保安

石油類による災害を防止するため、町及び関係機関は、危険物製造所、貯蔵所、取扱所の火災、水害時に際し、各機関相互に緊密な連絡を図り、次の緊急措置を講じる。

- (1) 災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、施設の管理者及び保安監督者は、危険物の取扱作業を中止し、安全な場所へ移動させ、流出、出火等の防止措置を行うとともに、鬼北消防署に通報する。
- (2) 通報を受けた者は、直ちに災害防止の緊急措置をとるほか、必要に応じ、付近の住民を避難させるための措置を行う。

### 3 毒物劇物の保安

製造業者等は、毒物劇物等の施設が災害により被害を受けた場合、又は毒物劇物を運搬移送中において流出、飛散、漏洩等事故が発生した場合は、関係機関と連携を図り、応急対策を講じる。

#### (1) 製造業者等の活動

毒物劇物の製造業者、販売業者、電気めっき業者、金属熱処理業者及び運送業者又は毒物劇物取扱責任者は、毒物劇物が流出、飛散、漏洩等が発生した場合、直ちに宇和島保健所、宇和島警察署鬼北交番及び鬼北消防署に通報するとともに、毒物劇物の回収、その他危害防止のために必要な措置を講じる。

#### (2) 関係機関の活動

通報を受けた者は、相互に連絡をとり地域住民及び通行人等に対し、周知徹底を図り、危険又は汚染地域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出、避難誘導等の措置を講じる。

また、飲料水を汚染するおそれがある場合には、関係市町に通報連絡するなど万全を期する。

## 第35章 林野火災応急活動

林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

### 1 町の活動

- (1) 林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。
- (3) 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県に対して、速やかに消防防災ヘリコプターの出動を要請するとともに、消防防災航空隊と連携をとり水利等の確保を行う。
- (4) 火災の規模が大きく町で対応できないときは、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づき、応援を要請する。
- (5) 火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- (6) 負傷者が発生した場合は、町内医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
- (7) 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

## 第4編 災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しながら町、県が主体的に取り組む、国や関係機関等の協力と適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

また、町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

なお、復旧・復興にあたっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、要配慮者の参画を促進する。

### 第1章 公共施設災害復旧対策

本部長（町長）は、災害により公共施設が被災した場合、被災した箇所のうち、緊急に復旧を要する箇所については、応急復旧の措置をとる。

復旧事業の実施にあたっては、各施設の早期原形復旧に努めるとともに、再度の災害発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行うなど将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に実施する。

#### 1 被災施設の復旧等

##### （1）被災施設の復旧等

災害により被災した公共施設の災害復旧は、原形復旧を基本にしつつ、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うなどの事業計画を速やかに樹立し、社会経済活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

また、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、復旧予定時期を明らかにするよう努める。

公共施設の復旧事業は、概ね以下の法律等に基づき、迅速かつ円滑に行う。

ア 農林水産業等施設については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等を活用し実施する。

イ 道路、河川、下水道施設、都市公園については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により実施する。

ウ 砂防等施設については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により実施する。

エ 都市施設（街路、公園、排水路、墓園等）の復旧及び堆積土砂排除事業については、関係機関が緊密に連携し、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針により実施する。

オ 公営住宅等については、公営住宅法により実施する。

カ 水道施設については、上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助金交付要綱により実施する。

キ 公立学校施設については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法により実施する。

ク 特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害が発生し、円滑かつ迅速な復興が必要な場合は、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、国に対して災害復旧事業等に係る工事の代行を要請する。

## (2) 災害廃棄物の処理

大規模な風水害等の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

ア 町は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。

イ 災害廃棄物処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

ウ 災害廃棄物処理にあたっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

## 2 激甚災害法に基づく激甚災害の指定促進

### (1) 基本方針

激甚災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講じる。

### (2) 町の活動

ア 本部長（町長）は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、知事に報告する。

イ 本部長（町長）は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出しなければならない。

## 3 災害査定促進

災害が発生した場合には、町は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を作成し、災害査定の実施が容易となるよう所要の措置を講じて県へ報告し、復旧事業が迅速になされるよう努める。

なお、特に緊急な公共施設の復旧が必要な場合には、災害査定を待つことなく、応急工事に着手する。

## 第2章 復興計画

多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

また、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性があることから、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら被災者の生活支援の措置を講じる。

さらに、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

### 1 復興計画の作成

#### (1) 計画の策定

町長は、必要があると認めたときは、復興計画を策定する。

#### (2) 計画の構成

計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。

#### (3) 計画の基本方針

計画策定にあたっては、町長期総合計画等との調整を図る。

#### (4) 計画の公表

計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布するなどにより、住民に周知し、被災地の復興を促進する。

#### (5) 国・県との調整

計画策定にあたっては、国や県等との調整を行う。

### 2 大規模災害からの復興に関する法律の活用

特定大規模災害が発生した場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、復興を推進する。

(1) 町は、国が定める復興基本方針及び県復興方針に即して単独で又は県と共同で復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(2) 町は、復興計画の作成等のために必要がある場合は、関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は知事に対して職員の派遣のあっせんを求める。

### 3 防災まちづくりを目指した復興

(1) 町は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な地域環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で地域のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

- (2) 町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (3) 町は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。
- (4) 町は、防災まちづくりにあたっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努める。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。
- (5) 町は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、その解消に努める。
- (6) 町は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業にあたり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。
- (7) 町は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行う。
- (8) 町は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- (9) 町は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

#### 4 復興財源の確保

##### (1) 基本方針

復旧・復興対策を円滑に実施するため、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

##### (2) 予算の編成

復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算執行の調整及び編成方針の策定などを行う。

##### (3) 町の活動

###### ア 財政需要見込額の算定

被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。

###### (7) 復旧・復興事業

###### (4) その他

###### イ 発災年度の予算執行方針の策定

緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。

ウ 予算の編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための予算について、その編成方針を策定する。

**5 復興財源の確保**

復旧・復興対策を実施するためには、莫大な事業費が必要になるほか、災害の影響による税収の落ち込み等から、財政状況の悪化が懸念されることから、復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための財源確保に努める。

(1) 地方債の発行

復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。

ア 災害復旧事業債

イ 歳入欠かん等債

ウ その他



## 第3章 災害復旧資金

災害からの速やかな復旧を図るため、町は、災害時における復旧資金計画を作成する。

### 1 中小企業を対象とした支援

#### (1) 基本方針

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

#### (2) 町の活動

##### ア 中小企業の被災状況の把握

県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。

##### イ 事業の場の確保

事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ、実施する。

##### ウ 支援制度・施策の周知

中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

### 2 農林漁業者を対象とした支援

#### (1) 基本方針

被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

#### (2) 町の活動

##### ア 農林漁業者の被災状況の把握

農林漁業者の被災状況調査を、県と連携し実施する。

##### イ 支援制度・施策の周知

農林漁業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携し周知する。

## 第4章 被災者等に対する支援

町は、被災した災害からの速やかな復旧を図るため、以下に示す被災者措置を講じる。

### 1 要配慮者の支援

#### (1) 基本方針

要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが困難である場合が多いことから、速やかに安定した生活が回復できるよう支援を行う。

#### (2) 町の活動

##### ア 被災状況の把握

次の事項を把握して県に報告する。

(ア) 要配慮者被災状況及び生活実態

(イ) 社会福祉施設の被災状況

##### イ 一時入所の実施

県を通じ社会福祉施設や関係機関等と連絡のうえ、社会福祉施設等への一時入所が必要な要配慮者に対して一時入所を実施する。

##### ウ 健康管理の実施・巡回健康相談

県(宇和島保健所)と協力して保健師、管理栄養士等による巡回健康相談を実施し、指定避難所等における要配慮者の健康状態を把握する。また、避難所の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を求め、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。

##### エ 成年後見制度の利用

義援金の受け取りや今後の財産管理等に関連して成年後見制度の利用が必要となる方や、成年後見人等の被災によって必要な支援が受けられなくなった方がいる場合に、これらの方々が適切に成年後見制度を利用できるようにする。

### 2 義援物資の受入れ及び配分

町は、義援物資を受入れ及び配分を行う。なお、その際、次の事項について留意する。

#### (1) 物資受入の基本方針

ア 原則として、企業・団体等からの大口受入を基本とする。

イ 腐敗・変質するおそれのある物資は、受け付けないものとする。

ウ 規格や種類等の異なる複数の物資等を一括して梱包をされた物資は、原則として受け付けないものとする。

#### (2) 少量提供物資(個人提供等)の取扱い

ア 災害時においては、物資配分の観点から、同一物資を一箇所に大量に集約することが効率的である。多品種少量の義援物資については、集約が困難であり、各指定避難所等への配分の支障となるおそれがあるほか、ニーズがない物資は、各指定避難所等へ配分されないおそれがあるため、個人等の善意の効率的な発揮及び物資の効率的な調達・配分の観点から、提供者に対しては、異なる種類の物資を少量提供するのではなく、単品大量での提供又は義援金としての協力を依頼する。

イ 個人等からの義援物資の申し出については、提供物資及び提供者の連絡先などを記録し、必要に

応じて提供を依頼するものとし、一方的な物資の送り出しは控えるよう依頼する。

### (3) 受入体制の広報

町は、円滑な義援物資の受入れのため、次の事項についてホームページや報道機関を通じて広報に努める。

ア 必要としている物資とその数量

イ 義援物資の受付窓口

ウ 義援物資の送付先及び送付方法

エ 個人からは、原則義援金として受け付けること

オ 一方的な義援物資の送り出しは、受入側の支障となるため行わないこと

### (4) 報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、町は、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資の受入れに努める。

## 3 義援金の募集

町への義援金を受け付けるために、役場等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設することを検討する。

## 4 災害弔慰金等の支給

### (1) 基本方針

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対し災害障害見舞金を、重傷を負った者及び居住している家屋が全壊等した世帯等に対し災害見舞金を支給する。

### (2) 支給対象者の把握

災害弔慰金、災害障害見舞金等の支給対象者を把握する。

### (3) 支給方法の決定及び支給

災害弔慰金の支給等に関する法律及び町条例に基づき支給する。

## 5 被災者の経済的再建支援

### (1) 基本方針

被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、被災者に対して金銭の支給及び資金の融資等の経済支援を行い、被災者の生活再建支援と被災地の速やかな復興を図る。

### (2) 被災状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

ア 死亡者数

イ 負傷者数

ウ 全壊・半壊住宅数等

### (3) 被災者台帳の作成

被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があるときは、個々の被災者の被害の状況や

各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

(4) 災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。

(5) 被災者生活再建支援金の申請受付等

被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。また、迅速かつ的確に処理するための体制整備等も図る。

(6) 租税の減免等

地方税法及び条例に基づき、町税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

## 6 罹災証明書の交付

(1) 基本方針

生活基盤に著しい被害を受けた被災者が、できるだけ早く日常生活を取り戻して生活の安定を回復するため、被害者に対して速やかに住家等の被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付することにより被災者の生活再建支援と被災地の速やかな復興を図る。

(2) 交付体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

(3) 罹災証明の交付

各種の被災者支援措置を早期に実施するため、被災者からの申請に基づき、遅滞なく、災害による住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、当該業務を支援するシステム等を活用して罹災証明書を交付する。

また、住家等の被害の認定の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

なお、被害認定調査の実施にあたっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を参考とする。

## 7 被災者の生活確保

被災者の住居並びに職業を確保し、生活の安定を図るため、町は、次の措置を講じる。

(1) 恒久住宅対策

ア 基本方針

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

また、災害危険区域等における被災者等の住宅再建にあたっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。

イ 住宅復興計画の策定

県の住宅復興計画を踏まえながら調整を図り、住宅復興方針等を定めた町住宅復興計画を策定する。

ウ 県との協議

公営住宅等の供給に関する役割分担について、県と協議する。

エ 町営住宅等の供給

必要に応じ、災害公営住宅の整備や公営住宅等の町営住宅を供給する。

オ 住宅に関する情報提供

相談窓口等において、自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

(2) 雇用対策

雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する。

(3) 生活保護

被災者の恒久的生活確保の一環として、町は、次の措置を講じる。

ア 生活保護法に基づく保護の要件を満たす被災者に対しては、その困窮の程度に応じて、最低生活を保障し生活の確保を図る。

## 8 生活再建支援策等の広報

(1) 基本方針

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、次のような震災関連情報や生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力し、必要な情報や支援・サービスを提供する。

(2) 生活再建支援策の広報・PR

広報紙やホームページ等を活用し、災害関連情報や次の内容を広報・PRする。

ア 義援金の募集等

イ 各種相談窓口の案内

ウ 災害弔慰金の支給等に関する情報

エ 公営住宅及び民間住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報

オ 被災者生活再建支援金に関する情報

カ ボランティアに関する情報

キ 雇用に関する情報

ク 融資・助成情報

ケ その他生活情報 等

(3) 総合相談窓口の設置

被災者からの問い合わせを一元的に受け付ける窓口を設置する。外国人に対しては、県や国際交流協会等と連携し、外国人であることに配慮した対応を行う。

(4) 被災者への説明

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

## 9 地域経済の復興と発展のための支援

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるための支援策を講じる。

### (1) イベント・商談会等の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携し、イベント・商談会等を実施する。

### (2) 誘客対策の実施

必要に応じ、県や関係団体等と連携し、誘客対策を実施する。

## 10 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

### (1) 罹災証明書の申請・交付

窓口での申請・交付は、不特定多数の被災者が集まるため、感染リスクが高まることから、下記の取組等について事前に検討するとともに、窓口での対応に際しては、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」等に示す留意事項の感染防止対策等を講じたうえで、事前の整理券配布、申請・交付の分散化（地域別に申請・交付）等の取組を実施する。

#### ア 申請

申請に際し、電子申請の活用や郵送による申請等の対応を事前に検討する。

#### イ 交付

(ア) 交付に際し、郵送による交付等の対応を事前に検討する。

(イ) 窓口での申請・交付では、不特定多数の被災者が集まり、感染リスクが高まることから、できるだけ接触のない手続方法を検討する。

### (2) 被災者への広報

被災者に対し、被害認定調査の実施時における感染防止対策や罹災証明書の申請・交付方法などについて、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」等に示す留意事項を踏まえつつ、適切な広報を行う。

### (3) 業務の効率化や体制の構築等

発災時には、フェーズに応じた感染防止対策等が求められ、より多くの業務が生じることから、各種被災者支援システムの事前導入や発災時を想定した訓練の実施など、業務を円滑に進められる工夫により業務の効率化を図るとともに、自治体同士や民間との事前の協定締結や「被災市区町村応援職員確保システム」の活用等により、体制の構築に努める。

なお、体制構築にあたっては、総務省において「被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣における新型コロナウイルス感染症に係る留意事項について」（令和2年5月22日付け総行派第20号）等を踏まえて、検討を行う。

### (4) 感染防止対策に必要な物資・資材やスペース等

発災時には、短期間で多くの職員が罹災証明書交付業務を行うこととなり、フェーズに応じて、感染防止対策のための多くの物資・資材や十分な作業スペース等を確保する必要があることから、事前に準備を進める。

### (5) その他

ア 運用指針や手引き等については、災害救助法による住宅の応急修理制度の準半壊（損害割合10%以上20%未満）への対象拡充に伴う見直し等の改定（令和2年3月）に留意する。

イ 罹災証明書の様式は、「罹災証明書の様式の統一化について」（令和2年3月30日府政防第737号）、罹災証明書の交付枚数や代理申請は、「罹災証明書の交付に係る運用について」（令和2年3月30日付け事務連絡）を参考とし、罹災証明書の適切な交付に努める。

# 地震災害対策編





# 第1編 総論

## 第1章 計画の主旨

### 第1節 計画の目的

風水害等対策編第1編第1章第1節「計画の目的」を準用する。

### 第2節 計画の性格

風水害等対策編第1編第1章第2節「計画の性格」を準用する。

### 第3節 計画の構成

この計画は、計画編と資料編で構成する。

計画編のなか、地震災害対策編の構成は、次の5編による。

(1) 第1編 総論

この計画の主旨、防災関係機関の業務、地震発生条件等計画の基本となる事項を示す。

(2) 第2編 災害予防対策

平常時の教育、訓練、施設の災害予防対策、住民生活の確保方策などの予防対策を示す。

(3) 第3編 災害応急対策

災害が発生した場合の応急対策を示す。

(4) 第4編 災害復旧・復興対策

災害発生後の復旧・復興対策を示す。

(5) 第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策を示す。

### 第4節 基本方針

風水害等対策編第1編第1章第4節「基本方針」を準用する。

### 第5節 国土強靱化の基本目標を踏まえた鬼北町地域防災計画の作成等

風水害等対策編第1編第1章第5節「国土強靱化の基本目標を踏まえた鬼北町地域防災計画の作成等」を準用する。

### 第6節 用語

風水害等対策編第1編第1章第6節「用語」を準用する。

## **第7節 法律番号等**

風水害等対策編第1編第1章第7節「法律番号等」を準用する。

## **第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱**

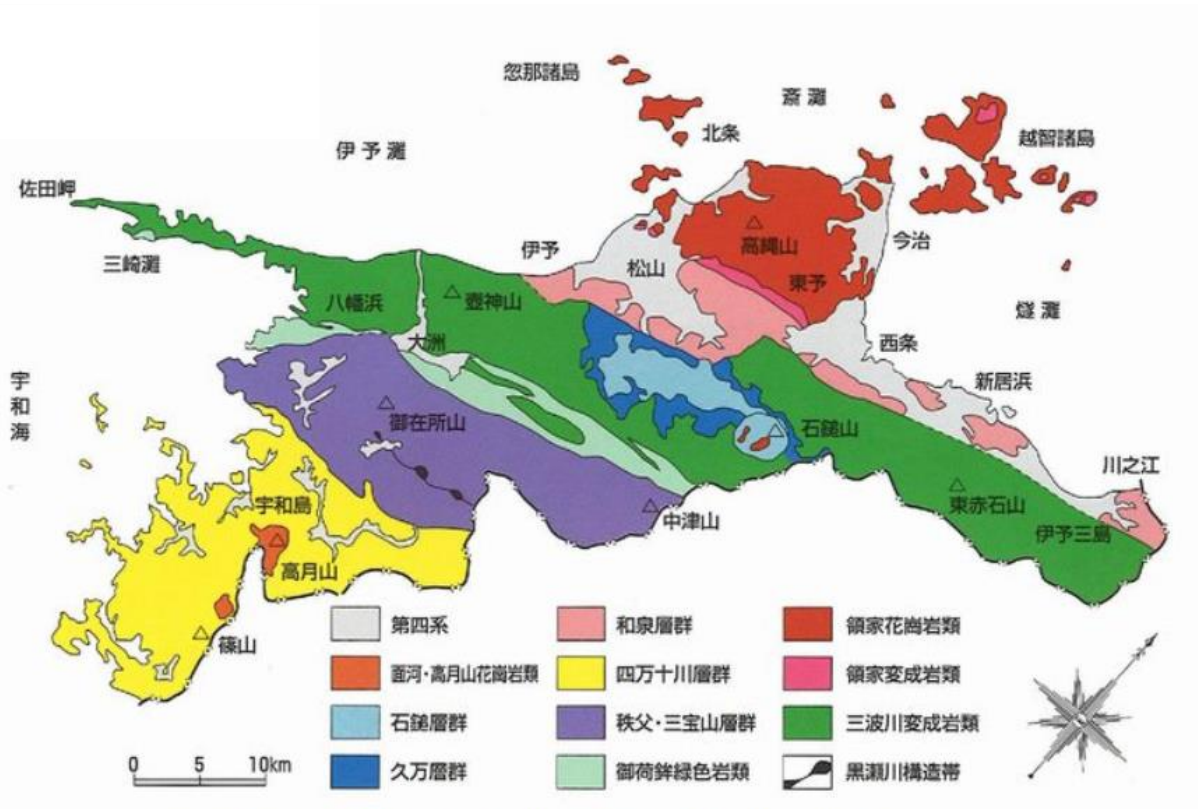
風水害等対策編第1編第2章「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

### 第3章 地震発生の条件

#### 第1節 地形・地質

町域の大部分は、中央構造線外帯の付加帯である四万十層群の砂岩、頁岩で構成されている。なお、四万十層群は、深層風化が進み、斜面崩壊や土石流が起こりやすい地質条件となっている。

【愛媛県地質図（鹿島ほか、1998）】



（出典：管内道路概要図，四国地方整備局大洲河川国道事務所，2005）

#### 第2節 中央構造線断層帯

中央構造線断層帯は、近畿地方の金剛山地の東縁から、和泉山脈の南縁、淡路島南部の海域を経て、四国北部を東西に横断し、伊予灘に達する長大な断層帯である。

文部科学省の地震調査委員会では、地質調査所（現：産業技術総合研究所）（平成7－12年度）、和歌山県（平成10年度）、徳島県（平成9－11年度）、愛媛県（平成8－11年度）及び地域地盤環境研究所（平成19年度）によって行われた調査をはじめ、これまで行われた調査研究成果に基づいて、この断層帯の諸特性を次のように評価している。

##### 1 断層帯の位置及び形態

愛媛県内における中央構造線断層帯は、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。断層はさらに西に延びるが、地震調査委員会による長期評価では、佐田岬北西沖付近よりも東側を評価の対象としている。全体として長さは約290kmで、右横ずれを主体とし、上下方向のずれを伴う断層帯である。

## 2 断層帯の過去の活動

四国東端の鳴門市付近から愛媛県伊予市を経て伊予灘の佐田岬北西沖付近に至る範囲では、16世紀に最新活動があったと推定される。この時には、鳴門市付近から佐田岬北西沖付近まで同時に活動したと推定されるが、複数の区間に分かれて活動した可能性もある。また、一つ前の活動では、石鎚断層及びこれより東側の区間（讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部）、石鎚山脈北縁の岡村断層からなる区間、川上断層及びこれより西側の区間（石鎚山脈北縁西部－伊予灘）の3つに分かれて活動したと推定される。

岡村断層は、その東半分が讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の区間と並走し、また、西半分が石鎚山脈北縁西部－伊予灘の区間と並走する。各区間の1回の活動に伴う右横ずれ量は、讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部で6－7m程度、石鎚山脈北縁の岡村断層で6m程度、石鎚山脈北縁西部－伊予灘で2－3m程度であった可能性がある。それぞれの区間の平均的な活動間隔は、東側の讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部では、約1千－1千6百年、中央の岡村断層では、約1千－2千5百年、西側の石鎚山脈北縁西部－伊予灘では、約1千－2千9百年であった可能性がある。

## 3 断層帯の将来の活動

中央構造線断層帯は連続的に分布しており、地表における断層の形状のみから将来同時に活動する区間を評価するのは困難である。また、各区間が個別に活動する可能性や、複数の区間が同時に活動する可能性、さらにはこれら3つの区間とは異なる範囲が活動する可能性も否定できない。

【セグメント区分と想定地震規模】

セグメント名	石鎚山脈北縁西部 －伊予灘	石鎚山脈北縁 (岡村断層)	讃岐山脈南縁 －石鎚山脈北縁東部
構成断層	米湊・伊予・伊予灘東部・ 伊予灘西部	岡村	石鎚・畑野・寒川・佐野池 田
長さ	約130km	約30km	約130km
マグニチュード	8.0程度 又はそれ以上	7.3－8.0程度	8.0程度 又はそれ以上
ずれの量	2－3m程度	6m程度	6－7m程度
最新活動時期	16世紀	16世紀	16世紀
再来間隔	約1,000－2,900年	約1,000－2,500年	約1,000－1,600年
地震後経過率 (T/R)	0.1－0.5	0.2－0.5	0.3－0.5
発生確率 (30年以内)	ほぼ0－0.4%	ほぼ0－0.4%	ほぼ0－0.4%
断層面	高角度北傾斜 (深さ2km以浅)	北傾斜30°－40° (深さ5km以浅)	北傾斜30°－40° (深さ5km以浅)

## 第3節 南海トラフ

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、ここを震源域として大地震が繰り返し発生していることが知られている。

### 1 南海トラフで発生する地震

南海トラフは、四国南岸から駿河湾沖に至る約700kmの細長い海盆である。

南海トラフで発生する大地震は、四国や紀伊半島が位置する大陸のプレートと、その下に沈み込むフィリピン海プレートの境界面（以下「プレート境界面」という。）がすべることにより発生する。また、プレート境界面から陸のプレート側に枝分かれした断層（以下「分岐断層」という。）がすべることによ

り、海洋底の地殻を上下方向に大きく変動させたり、局地的に強い揺れを生じたりすることもある。この他にも、フィリピン海プレート内で発生する地震や海底活断層で発生する地震などがある。

また、震源域全体がすべることで発生する地震が、南海トラフの「最大クラスの巨大地震」である。この「最大クラスの巨大地震」の震源域は、過去の地震、フィリピン海プレートの構造、海底地形等に関する特徴など、現在の科学的知見に基づいて推定されたものである。最大クラスの地震が発生すれば、震源域の広がりから推定される地震の規模はM9クラスとなる。

## 2 過去の地震について

歴史記録より、南海トラフでは、白鳳（天武）地震（684年）から現在までの1,400年間に、M8クラスの大地震が少なくとも9回起きていることが分かっている。それらの歴史地震の多くは、南海地域で発生する地震、東海地域で発生する地震、両域にまたがる地震（両者が同時に発生する）に大別される。歴史地震の震源域を見ると、地震が同時に発生しない場合であっても、数年以内の差でもう一方の領域で地震が発生している。繰り返し間隔の長さと比較すると、これらはほぼ同時に活動していると思わせる。

過去に起きた大地震の発生間隔は、既往最大と言われている宝永地震（1707年）と、その後発生した安政東海・南海地震（1854年）の間は147年であるのに対し、宝永地震より規模の小さかった安政東海・南海地震とその後に発生した昭和東南海（1944年）・南海地震（1946年）の間隔は約90年と短くなっている。このことは、宝永地震（1707年）以降の活動に限れば、次の大地震が発生するまでの期間が、前の地震の規模に比例するという時間予測モデルが成立している可能性を示している。時間予測モデルには、様々な問題点があることが指摘されているものの、このモデルが成立すると仮定した場合、昭和東南海・南海地震の規模は、安政東海・南海地震より小さいので、室津港（高知県）の隆起量をもとに次の地震までの発生間隔を求めると、88.2年となる。現時点（2017年1月1日）では昭和東南海・南海地震の発生からすでに70年以上が経過しており、次の大地震発生への切迫性が高まっていると言える。

## 3 南海トラフで発生する地震の多様性について

南海地域における地震と東海地域における地震は、同時に発生している場合と、若干の時間差（数年以内）をもって発生している場合がある。東海地域の地震でも、御前崎より西側で、断層のすべりが止まった昭和東南海地震（1944年）と、駿河湾の奥まですべりが広がったと考えられている安政東海地震（1854年）では、震源域が異なる。また、宝永地震（1707年）の震源域は、津波堆積物などの調査結果から、昭和南海地震（1946年）や安政南海地震（1854年）の震源域より西に広がっていた可能性が指摘されている。慶長地震（1605年）は揺れが小さいが、大きな津波が記録されている特異な地震であり、明治三陸地震（1896年）のような津波地震であった可能性が高いとされる。また、南海トラフでは、分岐断層が確認されており、過去にはプレート境界だけではなく、分岐断層がすべることによる地震も起きていたと指摘されている。

さらに、海底堆積物や津波堆積物などの地質学的な証拠から明らかになってきた地震の痕跡は約5,000年前まで遡ることができ、史料から推定することができる白鳳（天武）地震（684年）より前にも、南海トラフで大地震が繰り返し起きていたことが分かった。また、津波堆積物の痕跡が残る宝永地震（1707年）クラスの大地震は、300～600年間隔で発生していることが明らかとなった。しかし、津波堆積物から推定される地震の年代範囲が幅広いいため、異なる地点の津波堆積物の対応関係を明らかにし、先史地震の震源域の広がりを正確に把握することは困難である。なお、高知県の蟹ヶ池では、約2,000年前の津波堆積物とその年代の前後の津波堆積物に比べて厚く、既往最大と言われている宝永地震（1707年）より大きな津波が起きた可能性も指摘されている。

上述のように、南海トラフで発生する大地震は、これまで仮定されたような、「地震はほぼ同じ領域

で、周期的に発生する」という固有地震モデルでは理解できず、多種多様なパターンの地震が起きていることが分かってきた。

#### 4 次の地震について

過去に起きた大地震の震源域の広がりには多様性があり、現在のところ、これらの複雑な発生過程を説明するモデルは確立されていない。そのため、従来の評価方法を踏襲し、前の地震から次の地震までの標準的な発生間隔として、時間予測モデルから推定された 88.2 年を用いた場合、南海トラフで大地震が発生する可能性は、時間が経過するにつれ高まり、今後 30 年以内の地震発生確率は 70%から 80%程度となる。

なお、最大クラスの巨大地震については、過去数千年間に発生したことを示す記録はこれまでのところ見つかっていない。そのため、定量的な評価は困難であるが、地震の規模別頻度分布から推定すると、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものと考えられる。

#### 第 4 節 安芸灘～伊予灘～豊後水道

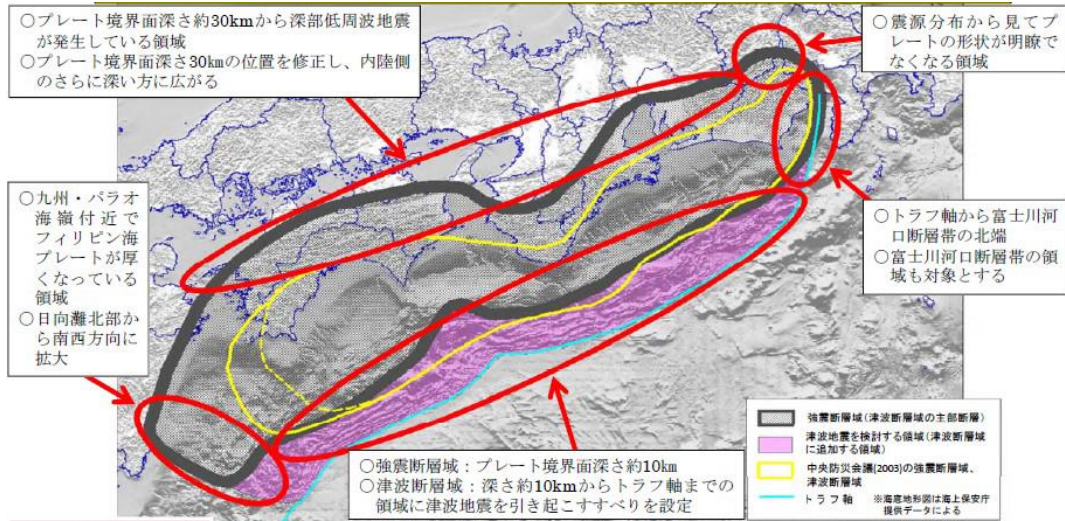
安芸灘～伊予灘～豊後水道においては、震源域は特定できないものの、主に西北西に沈み込むフィリピン海プレート内部（深さ 40～60km）が破壊する（ずれる）ことによって M6.7～M7.4 の大地震が発生する可能性がある。1649 年以降に M6.7～M7.4 の地震が領域内で 6 回発生しており、代表的な地震は 1905 年の芸予地震（M7.2）、2001 年の芸予地震（M6.7）である。

#### 第 5 節 地震想定

国は、東日本大震災の教訓から、南海トラフにおける東海、東南海、南海地震の震源モデルを見直し、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「南海トラフ巨大地震」の被害想定を公表した。

愛媛県においては、この「南海トラフ巨大地震」の強震断層域にほぼ全域が含まれているほか、県内を横断する中央構造線断層帯の地震や安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生する芸予地震にも留意する必要があることから、平成 12～13 年度に実施した「愛媛県地震被害想定調査」を見直し、平成 25 年 6 月 10 日に震度分布、津波浸水想定等、平成 25 年 12 月 26 日に人的、物的、経済被害及び対策を講じた場合の被害軽減等を公表した。

## 【南海トラフの巨大地震の新たな想定震源断層域】



### 地震の規模 (確定値)

	南海トラフの巨大地震 (強震断層域)	南海トラフの巨大地震 (津波断層域)	参考			
			2011年 東北地方太平洋沖地震 (約500km×約200km)	2004年 スマトラ島沖地震 (約1200km×約150km)	2010年 チリ中部地震 (約400km×約140km)	中央防災会議(2003) 強震断層域
面積	約11万km <sup>2</sup>	約14万km <sup>2</sup>	約10万km <sup>2</sup>	約18万km <sup>2</sup>	約6万km <sup>2</sup>	約6.1万km <sup>2</sup>
モーメント マグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0 (気象庁)	9.1 (Ammon et al., 2005) [9.0 (理科年表)]	8.7 (Pulido et al., in press) [8.8 (理科年表)]	8.7

※「南海トラフの巨大地震モデル検討会」平成25年3月31日公表

## 1 目的

本県に最大クラスの被害をもたらす地震の規模や人的、物的被害等の状況を明らかにすることにより、町の地震防災・減災対策の基礎資料とし、事前の予防対策や地震発生後の応急活動体制の強化を図るとともに、具体的な被害軽減効果を示すことにより、住民の防災・減災に係る意識の向上を図り、自助・共助の取組を促進することを目的とする。

## 2 調査の内容

- (1) 地震動・液状化・土砂災害の想定
- (2) 津波の想定
- (3) 建物被害
- (4) 屋外転倒、落下物の発生
- (5) 人的被害
- (6) ライフライン被害
- (7) 交通施設被害
- (8) 生活支障
- (9) その他被害
- (10) 経済被害 (直接被害)
- (11) 被災シナリオ

## 3 前提条件

- (1) 季節、時刻等の想定シーン



季節・発生時刻については、被害様相が異なる特徴的な次の3シーンにより検討した。さらに、火災による被害は、風速によって被害の様相が異なるため、平均風速と強風時の風速により検討を行った。

(2) 想定地域単位

震度分布、液状化危険度、被害想定・・・125mメッシュ

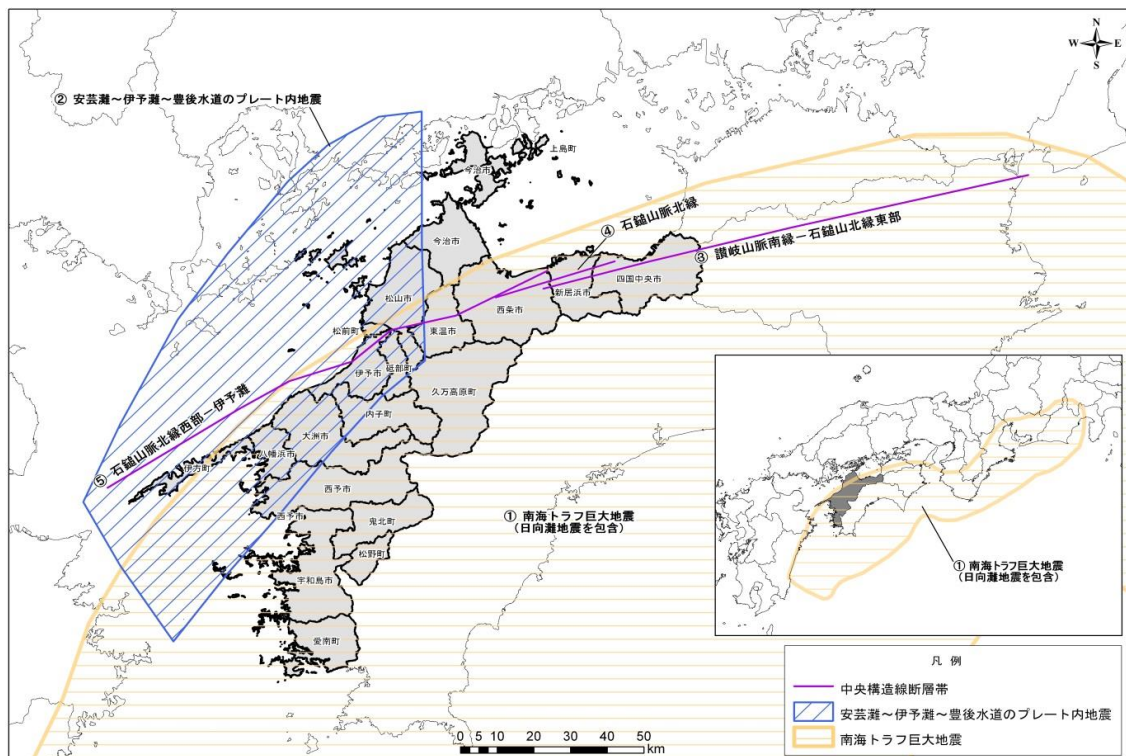
津波高・浸水想定、津波に係る被害想定・・・10mメッシュ

想定シーン	想定される被害の特徴
冬 深夜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。</li> <li>・オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。</li> </ul>
夏 12時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。</li> <li>・木造建物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。</li> <li>・海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。</li> </ul>
冬 18時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。</li> <li>・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。</li> <li>・鉄道、道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。</li> </ul>

4 想定地震

本調査では、国の科学的知見等に基づき、愛媛県における最大クラスの想定地震を設定した。

名称	マグニチュード
①南海トラフ巨大地震	9.0
②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（芸予地震）	7.4
③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震（中央構造線断層帯）	8.0
④石鎚山脈北縁（岡村断層）の地震（中央構造線断層帯）	7.3
⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘（中央構造線断層帯）	8.0



## 5 想定結果

### (1) 震度の想定

鬼北町における、各想定地震の最大震度は以下のとおり。

想定地震		想定震度 (最大)
①南海トラフ巨大地震		7
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側	5弱
	②'南側	5強
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震		4
④石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震		4
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）の地震		5弱

最も想定震度が最大の地震は①となっている。なお、①については、中央防災会議の想定震度6強を上回る震度の想定となっているものの、その範囲はわずかなもの（町域面積の0.0%）となっている。なお、比較的陸に近い震源で発生（陸側ケース）した場合、三間川以東の地域（町域面積の83.9%）が震度6強、その他の地域が6弱となることが想定されている。さらに、近隣の西予市、宇和島市、松野町を含んだ広範囲にわたり同程度以上の揺れが発生することが想定される。

また、中予～西予で発生が想定される②、②'及び⑤については想定震度が比較的大きく、瀬戸内海でも陸地寄りの②'及び石鎚山脈から伊予灘までの⑤については震度5強が想定される。

東予地域以東での発生が想定される③④については、最大でも震度4が想定されており、町内での大きな被害は想定されていない。

### (2) 液状化危険度の想定

液状化の危険度について「液状化危険度は極めて高い」「液状化危険度はかなり高い」「液状化危険度は高い」「液状化危険度は低い」「液状化危険度はかなり低い」の5段階に区分している。

想定地震	液状化の危険度（最大面積比率）					
	極めて高い	かなり高い	高い	低い	かなり低い	
①南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	0.0%	2.7%	3.1%	0.1%	94.2%	
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側（南から破壊）	0.0%	0.0%	0.0%	5.7%	94.3%
	②'南側（北から破壊）	0.0%	0.0%	0.0%	5.8%	94.2%
③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
④石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）の地震（東から破壊）	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	97.0%	

液状化の危険性は、①のみで「かなり高い」の地域がみられるものの、総じて、危険性は低いと判断できる。なお、液状化の可能性は三間川を中心とした河川沿いに分布している。

(3) 土砂災害危険度の想定

土砂災害のうち、急傾斜地危険箇所、山腹崩壊危険地区等の各指定について、A～Cの3段階に区分した。最も危険度の高い危険度Aの箇所数は、以下のとおり。

想定地震	急傾斜地危険箇所 (県砂防課所管) (箇所)	山腹崩壊危険地区 (県森林整備課所管) (箇所)	地すべり危険箇所 (県砂防課所管) (箇所)	地すべり危険地区 (県森林整備課所管) (箇所)	地すべり危険地 (県農地整備課所管) (箇所)
指定箇所総数	201	76	10	1	4
①南海トラフ巨大地震	162	65	10	1	4
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	②北側	0	0	0	0
	②南側	0	0	0	0
③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部(中央構造線断層帯)の地震	0	0	0	0	0
④石鎚山脈北縁(中央構造線断層帯)の地震	0	0	0	0	0
⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘(中央構造線断層帯)の地震	0	0	0	0	0

土砂災害発生の危険性は①のみで危険度Aの地域がみられる。その他の地震では、危険度Aの地域は想定されていない。

(4) 被害想定

本町では南海トラフ巨大地震で最大震度7が想定されるため、同地震を町内における最大の被害想定とする。南海トラフ巨大地震の被害想定は以下のとおり。

建物被害	揺れ、液状化	揺れ	全壊	2,847棟
			半壊	3,783棟
		液状化	全壊	66棟
			半壊	123棟
	土砂災害	急傾斜地崩壊危険箇所	全壊	6棟
			半壊	15棟
		山腹崩壊危険地区	全壊	4棟
			半壊	8棟
		地すべり危険箇所	全壊	1棟
			半壊	2棟
		地すべり危険地区	全壊	0棟
			半壊	0棟
		地すべり危険地	全壊	0棟
			半壊	0棟
	火災 (陸側ケース 冬18時)	全出火件数		9件
		残出火件数		4件
焼失棟数		26棟		
焼失面積		0.00ha		
人的被害	死傷者数(冬 深夜)	建物倒壊	死者	175
			負傷者	1,265
		土砂災害	死者	1人
			負傷者	1人
		火災	死者	0人
			負傷者	0人

		屋外設置物の転倒	死者	0人
			負傷者	0人
		屋外落下物	死者	0人
			負傷者	0人
		屋内収容物、移動・転倒、屋内落下物	死者	5人
			負傷者	71人
	死傷者数（夏 12時）	建物倒壊	死者	131人
			負傷者	1,308人
		土砂災害	死者	1人
			負傷者	1人
		火災	死者	0人
			負傷者	1人
		屋外設置物の転倒	死者	0人
			負傷者	0人
		屋外落下物	死者	0人
			負傷者	0人
		屋内収容物、移動・転倒、屋内落下物	死者	3人
			負傷者	55人
	死傷者数（冬 18時）	建物倒壊	死者	140人
			負傷者	1,100人
		土砂災害	死者	1人
			負傷者	1人
		火災	死者	1人
			負傷者	1人
屋外設置物の転倒		死者	0人	
		負傷者	0人	
屋外落下物		死者	0人	
		負傷者	0人	
屋内収容物、移動・転倒、屋内落下物		死者	3人	
		負傷者	53人	
揺れによる要救助数 （自力脱出困難者）	冬 深夜		284人	
	夏 12時		230人	
	冬 18時		236人	
ライフ ライン 被害	上水道	直後	断水人口	10,908人
			断水率	97.5%
		1日後	断水人口	10,819人
			断水率	96.7%
		1週間後	断水人口	10,069人
			断水率	90.0%
	下水道	直後	支障人口	2,404人
			支障率	93.0%
		1日後	支障人口	2,027人
			支障率	78.4%
		1週間後	支障人口	732人
			支障率	28.3%
	電力	直後	停電件数	7,024軒
			停電率	99.9%
		1日後	停電件数	6,124軒
			停電率	87.1%
		1週間後	停電件数	429軒
			停電率	6.1%

通信 (固定電話)	直後	不通回線数	11,533 回線
		不通回線率	99.9%
	1 日後	不通回線数	10,622 回線
		不通回線率	92.0%
	1 週間後	不通回線数	3,209 回線
		不通回線率	27.8%
通信 (携帯電話)	停電率		99.9%
	不通回線率		0.6%
	携帯電話不通ランク		A
ガス (LP ガス)	物的被害	容器転倒	162 戸
		ガス漏洩	114 戸
	機能支障	ガス漏洩率	2.6%

## 第2編 災害予防対策

地震による被害を最小限にとどめるためには、日常における教育・訓練の実施、施設の耐震性確保及び住民の生活確保等に係る対策の実施が重要である。

本編においては、これらの災害予防活動及び対策について定める。

### 第1章 防災思想・知識の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの判断で自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、県、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、町は、各所属職員のほか、住民等に対し、自主防災思想をはじめとした地震及び防災に関する知識の普及・啓発に努める。

#### 1 町の活動

##### (1) 職員に対する教育

町は、職員が的確かつ円滑な地震防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

ア 地震に関する基礎知識、一般的な知識

イ 鬼北町地域防災計画と地震防災対策に関する知識

ウ 緊急地震速報を覚知したときの具体的に取るべき行動に関する知識

エ 地震が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識

オ 南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連解説情報（以下「南海トラフ地震臨時情報等」という。）の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的に取るべき行動に関する知識

カ 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）

キ 家庭及び地域における地震防災対策

ク 家庭の地震対策と自主防災組織の育成強化対策の支援

ケ 地震対策の課題その他必要な事項

なお、上記ウ、エ、オ及びカについては、毎年度、各課等において、所属職員に対し、十分に周知する。

また、各課等は、所管事項に関する地震防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

さらに、専門的知識を有する防災担当職員の育成に努める。

##### (2) 教職員及び児童生徒等に対する教育

町教育委員会及び学校長は、町職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校における体系的な防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材の充実を図るなど、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒が地震に関する基礎的、基本的事項を理解し、思考力、

判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、学校安全に関する手引き（文部科学省作成ほか）等をもとに、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織・分担等）を定めたマニュアルを策定する。

ア 関連する教科、特別活動等において、児童生徒等の発達の段階を考慮しながら教育活動全体を通じて、地震に関する基礎的知識を修得させるとともに、地震発生時や南海トラフ地震臨時情報等発表時の対策（避難場所・避難経路・避難方法の確認等）の周知徹底を図る。

イ 住んでいる地域の特徴や過去の地震等について継続的な防災教育に努める。

ウ 中学校、高等学校の生徒を対象に、応急処置の実習を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。高等学校段階の生徒には、地域の防災活動や災害発生時のボランティア活動にも参加できるような防災意識を育てる。

エ 学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、地震災害と防災に関する理解向上に努める。

### （3）住民に対する防災知識の普及

町は、地震発生時に住民が的確な判断に基づき行動ができるよう、地震及び防災に関する知識の普及・啓発を図る。

その際には、要配慮者への対応や被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分に配慮する。

#### ア 一般啓発

##### （ア） 啓発の内容

- ・地震に関する基礎知識
- ・緊急地震速報を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識
- ・地震が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- ・南海トラフ地震臨時情報等の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ・防災関係機関等が講じる地震防災対策等に関する知識
- ・地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- ・山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識
- ・避難場所、避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- ・住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、自動車へのこまめな満タン給油等、家庭における防災対策に関する知識
- ・応急手当等看護に関する知識
- ・避難生活に関する知識
- ・要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識
- ・コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- ・早期自主避難の重要性に関する知識
- ・防災士の活動等に関する知識
- ・南海トラフ地震に伴う地震動に関する知識（地震被害想定調査等）
- ・南海トラフ地震が時間差で発生することの危険性

- ・規模の大きな地震が連続発生する可能性
- ・災害時の家庭内の連絡体制の確保

#### (イ) 啓発の方法

- ・テレビ、ラジオ及び新聞の活用
- ・広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- ・映画、DVD等の利用
- ・講演会、講習会の実施
- ・防災訓練の実施
- ・インターネット（ホームページ）の活用
- ・各種ハザードマップ等の利用

#### イ 社会教育を通じた啓発

町及び町教育委員会は、PTA、社会教育団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の地震防災に寄与する意識を高める。

#### (ア) 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

#### (イ) 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

また、文化財を災害から守り、後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等の諸活動を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

資料編 < 5 - 1 - 1 > 震度階級表（松山地方気象台）

## 2 普及の際の留意点

### (1) 防災マップの活用

防災マップについては、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。また、防災マップが安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。

防災マップ等の配布・活用に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

### (2) 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害



教訓を伝承する取組を支援する。

#### (3) 防災地理情報の整備等

町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

#### (4) 防災と福祉の連携

町は、防災担当部局と福祉担当部局等が連携し、高齢者や障がい者等の要配慮者に対し、適切な避難行動等に関する理解の促進を図る。

## 第2章 住民の防災対策

風水害等対策編第2編第3章「住民の防災対策」を準用する。

## 第3章 自主防災組織の防災対策

風水害等対策編第2編第4章「自主防災組織の防災対策」を準用する。

## 第4章 事業者の防災対策

風水害等対策編第2編第5章「事業者の防災対策」を準用する。

## 第5章 ボランティアの防災対策

風水害等対策編第2編第6章「ボランティアの防災対策」を準用する。

## 第6章 地震防災訓練の実施

風水害等対策編第2編第7章「防災訓練の実施」を準用する。

## 第7章 業務継続計画の策定

風水害等対策編第2編第8章「業務継続計画の策定」を準用する。

## 第8章 地震災害予防対策

地震による火災の発生、建築物等の倒壊等災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者の救出のための対策、生活確保のための措置等平常時の予防対策を定める。

### 1 火災予防

#### (1) 出火防止

町及び鬼北消防署は、地震による火災を未然に防止するため、住民をはじめ事務所等の関係者に理解と協力を求め、予防査察及び火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、次の事項の徹底に努める。

##### ア 一般家庭に対する指導

- (ア) ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、揺れが収まったら直ちに火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。
- (イ) 耐震自動遮断装置付きガス器具や石油ストーブ等の使用並びに管理の徹底を図る。
- (ロ) 家庭用消火器、消防用設備等の設置並びにこれら器具の取扱方法について指導する。
- (ハ) 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。
- (ニ) 防火ポスター・パンフレット等の印刷物の配布、その他火災予防期間中の広報車による呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。

##### イ 職場に対する指導

- (ア) 消防用設備等の維持点検と取扱方法の徹底を図る。
- (イ) 終業時における火気点検の徹底を図る。
- (ロ) 避難、誘導體制の総合的な整備を図る。
- (ハ) 災害発生時における応急措置要領を作成する。
- (ニ) 自主防災組織の育成指導を行う。
- (ホ) 不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。
- (ヘ) 化学薬品を保有する学校等においては、混合発火が生じないよう適正に管理し、また出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を指導する。
- (ニ) 危険物施設等については、自主点検の徹底を指導するとともに、立入り検査等を通じて安全対策の促進を図る。

#### (2) 初期消火

地震発生時においては、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから、家庭や職場等で地域住民が行う初期消火が極めて有効である。このため、家庭の初期消火能力を高めるとともに、地域及び職場における自主防災体制を充実させるなど、消防機関が一体となった地震火災防止対策を推進するため、町は次のとおり活動体制を確立する。

##### ア 家庭、地域における初期消火体制の整備

- (ア) 地域単位で自主防災組織の育成を図り、平素から地震時における初期消火等について、具体的な活動要領を定めておく。

- (イ) 家庭防火思想の普及徹底を図るため、組織づくりの推進及び育成を図る。
- (ウ) 幼年期における防火教育を推進するため、保育園児、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。

#### イ 職場における初期消火体制の整備

- (ア) 震災時には事業所独自で行動できるよう、事業所における自衛消防組織等の育成強化を図る。
- (イ) 職場の従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策を作成する。

#### ウ 地域ぐるみの防災訓練等の実施

- (ア) 住民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。
- (イ) 計画的かつ効果的な防災教育、防災訓練を行い、住民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

## 2 消防力の充実強化

町は、同時多発火災、交通障害、消防水利の損壊等困難な特徴をもつ地震災害が発生した場合に、現有消防力を迅速かつ効果的に活用し、被害を最小限にするため、消防計画を整備するとともに消防力の充実強化に努める。老朽化した宇和島地区広域事務組合消防本部及び2署2分署については、本町における消防力及び防災力の連携強化を図るため、組合管轄内の庁舎適正配置を念頭に移転建替え等の整備を進めるものとする。特に、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え防災拠点機能が著しく低下することがないように津波浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にある庁舎（通信指令施設及び無線等の設備を含む。）については早急な移転建替えが必要である。

### (1) 総合的な消防計画の策定

消防組織法に基づき、消防計画を次のとおり策定する。

#### ア 震災警防計画

震災時において、鬼北消防署及び消防団が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準を定める。

#### イ 火災警防計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防団員の非常招集、出動基準、警戒体制等について定める。

#### ウ 危険区域の火災防御計画

木造建築物や老朽構造物等の密集地域、消防水利の未整備等火災が発生すれば拡大が予想される区域について火災防御計画を定める。

### (2) 消防資機材等の整備

ア 鬼北消防署においては、消防ポンプ自動車等を整備し日常火災に対応しているが、今後震災対策として有効な小型動力ポンプ付水槽車、電源車等の整備促進を図る。

また、高規格救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

イ 消防団においては、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車を中心に整備を図る。

ウ 建築物の密集地域には、移動が容易な可搬式動力ポンプを重点的に整備する。

### (3) 消防団の育成

- ア 消防団は、震災時には消防機関の活動を補充し、地域の実情に応じた活動が期待されていることから、消防団員の確保に努めるとともに、組織の活性化対策を積極的に推進する。
- イ 災害活動能力をさらに向上させるため、実践的な教育訓練を実施する。
- ウ 消防団を活用した、地域住民への防災指導をより一層努める。

## 3 消防水利の整備

地震時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、消防水利の耐震化及び自然水利等の確保を図る。

### (1) 防火水槽の耐震化及び自然水利等の確保

今後は、耐震構造の防火水槽の整備を推進するとともに、人口密集地では初期消火が重要であることから、湖沼やため池用水の消火用水としての利用を促進するほか、河川水やプールなどの確保もより一層推進する。

### (2) 耐震性貯水槽の整備促進

火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備を促進する。

## 4 建築物等の耐震対策

### (1) 建築主の責務

建築主は、自らの生命及び財産を守るため、次の事項を実施し、建物の耐震性の向上を図る。

- ア 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講じる。
- イ 所有する建築物等の耐震性を建築物の耐震改修の促進に関する法律等に基づいて診断し、耐震性に欠けるものについては耐震補強等必要な措置を講じる。

### (2) 町の役割

町は、次の事項を実施し、民間建築物の耐震性の向上を図る。

また、防災拠点となる公共施設、指定避難所の非構造部材を含む耐震化についても、計画的かつ効果的な実施に努めるとともに災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努め、指定避難所に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

- ア 町耐震改修促進計画に基づき、既存建物の耐震改修を促進するため、対象建物を選定し建物台帳を整備するとともに、所有者等に対して指導を行う。
- イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、多数の者が利用する建築物、地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物、住宅の耐震改修等について相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、耐震改修を行うものについては認定を行う。
- ウ 不特定多数が利用する大規模建築物や住宅の耐震化を行う所有者等に対して支援を行う。
- エ 多数の者が利用する建築物等の所有者・管理者、住宅の所有者等に対して、防災知識の普及・啓発及び法令や支援制度の周知を図るため、講習会等を実施する。
- オ 建築設計者・監理者・施工者等に対して、防災知識・法令・耐震化技術等の講習を行い、住民からの相談や耐震診断等に対応出来る技術者を育成する。

(3) ガラスの飛散防止

町は、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物の窓ガラス、家庭内のガラス戸棚等の飛散防止による事故の防止及び安全対策等を指導する。

(4) ブロック塀の倒壊防止

町は、安全なブロック塀の築造方法及び既存ブロック塀の補強方法等について指導する。

(5) 家具等の転倒防止

町は、タンス、食器棚、冷蔵庫等の転倒による事故の防止及び安全対策等を指導する。

(6) 落下、倒壊のおそれのある危険構築物

地震の発生により、道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送道路を確保するため、道路管理者、公安委員会等は、次により、それぞれ道路周辺等の点検・補修・補強を行い、又は要請する。

物件名	対策実施者	措置等
道路標識、 交通信号機等	公安委員会 管理者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等	管理者	樹木除去等適切な管理措置を講じるよう努める。
電柱・街路灯		設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード、 バス停上屋等	設置者 管理者	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。
看板、広告物		許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る。設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブロック塀	所有者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
ガラス窓等	所有者	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機	管理者	転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	所有者	倒壊等のおそれがあるもの、不要なものは除去に努める。

(7) 情報システムの安全対策

町は、自ら保有する情報システムについて、各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、情報システムを保有する事業者に対し、安全対策の実施について啓発に努める。

また、各種情報システムについて、大規模地震の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

**5 被災建築物等に対する安全対策**

町は、地震発生時に被災建築物応急危険度判定を円滑に実施するため（公社）愛媛県建築士会との連絡体制を整備するとともに、判定時に必要な機材を備蓄する。また、町本部や指定避難所等の防災活動の拠点となる建築物について、すみやかに判定を実施する体制を整備する。

## 第9章 水害予防対策

風水害等対策編第2編第2章「水害予防対策」を準用する。

# 第10章 地盤災害予防対策

## 1 地すべり等防止施設の整備

地震により、災害の発生が予想される地すべり危険箇所、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区について、ポスター、チラシ、各種広報誌等により防災知識の普及を図るとともに、人家や緊急輸送道路をはじめとする避難路や指定緊急避難場所を保全する箇所等について優先的に防災施設の整備等の土砂災害対策事業を推進する。

地震発生後には、各防止施設に異状がないか点検パトロールを行うなど地震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備する。

### (1) 地すべり対策事業の施行

ひとたび地すべりが発生すると、多くの人家や農耕地、公共施設などに被害を与える直接被害にとどまらず、その後の降雨等による重大な二次災害の発生が予想されるため、地すべり防止区域のうち、滑動が著しい地区の防止工事を重点的に実施するなど、災害防止に必要な地すべり防止の諸施策を実施する。

### (2) 農地保全対策の実施

地震等の異常な自然現象に際し、崩壊の危険のある農地農業用施設の保全を図る。

### (3) 治山事業の施行

安全で快適な住民生活の確保や町土保全を図るため、山地災害危険地区の実態に応じて、森林生態系や自然環境に配慮した、計画的で効率的な治山事業を推進するとともに、緊急を要する箇所から積極的に防止工事を実施する。

### (4) 砂防事業の施行

砂防施設の整備については、土石流危険渓流を対象に砂防堰堤工、溪流保全工などの防止施設を重点的に整備し、土石流等による災害の防止工事を実施する。

### (5) 急傾斜地崩壊対策事業の施行

急傾斜地の崩壊により人的被害が発生するおそれのある区域を危険区域に指定し、区域内の行為を制限するとともに、危険度の高い箇所から積極的に防止工事を実施する。

### (6) 土砂災害警戒区域等の指定促進等

町は、鬼北町地域防災計画において、土砂災害警戒定区域ごとに以下の情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができる。

なお、要配慮者利用施設を新たに鬼北町地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対して、土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上に努める。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

キ 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

## 2 山崩れ・がけ崩れ防止対策の推進

山崩れ・がけ崩れの危険性を地域住民に周知するとともに、防止対策にあたっては、構造物、施設等の耐震性に十分配慮し、斜面崩壊及び落石等の危険性のある箇所について、県と連携し災害防除工事等を計画的に実施する。

また、がけ崩れや土砂の流出のおそれのある宅地造成工事等について、都市計画法、建築基準法、宅地造成等規制法、土砂災害防止法に基く規制を周知し、災害防止を図る。

## 3 液状化対策の推進

町は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップの作成・公表並びに宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

また、施設の設置にあたっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を図るとともに、万一液状化が発生した場合においても、施設の被害を防止するため必要に応じ耐震補強の実施に努める。

## 4 大規模盛土造成地マップの作成等

町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努める。

# 第11章 孤立地区対策

風水害等対策編第2編第13章「孤立地区対策」を準用する。



## 第12章 住民生活の確保対策

町は、地震が発生した場合の住民の生活や安全を確保するため、あらかじめ町において避難計画を作成するほか、食料や生活物資等の確保、医療救護・防疫体制等の確立などに努める。また、町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

さらに、町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

### 1 避難計画の作成

風水害等対策編第2編第9章「避難対策」を準用する。

### 2 食料及び生活必需品の確保

風水害等対策編第2編第10章「緊急物資確保対策」を準用する。

### 3 飲料水等の確保

風水害等対策編第2編第10章「緊急物資確保対策」を準用する。

### 4 物資供給体制の整備

風水害等対策編第2編第10章「緊急物資確保対策」を準用する。

### 5 医療救護体制の確保

風水害等対策編第2編第11章「医療救護対策」を準用する。

### 6 防疫・衛生活動の確保

風水害等対策編第2編第12章「防疫・保健衛生体制の整備」を準用する。

### 7 保健衛生活動体制の整備

風水害等対策編第2編第12章「防疫・保健衛生体制の整備」を準用する。

### 8 し尿処理体制の確保

風水害等対策編第2編第12章「防疫・保健衛生体制の整備」を準用する。

### 9 ごみ処理体制の確保

風水害等対策編第2編第12章「防疫・保健衛生体制の整備」を準用する。

### 10 災害廃棄物処理体制の整備

風水害等対策編第2編第12章「防疫・保健衛生体制の整備」を準用する。

## 第13章 要配慮者の支援対策

風水害等対策編第2編第14章「要配慮者の支援対策」を準用する。

## **第14章 広域的な応援体制の整備**

風水害等対策編第2編第15章「広域的な応援体制の整備」を準用する。

## **第15章 情報通信システムの整備**

風水害等対策編第2編第17章「情報システムの整備」を準用する。

## 第16章 ライフラインの耐震対策

大規模地震発生時においては、水道、電気、ガス等のライフラインの寸断による被害の発生が予想されるため、ライフライン事業者は、被害の防止及び軽減を図るため、施設等の耐震性の向上に努める。

また、ライフライン事業者は、あらかじめ被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について計画を作成するとともに、応急復旧に関する事業者間の広域応援体制の整備に努める。

特に、第三次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインについては、重点的に耐震化を進める。

### 1 水道施設

町長（水道事業管理者）は、地震災害によって被災する箇所が生じても、それによって水道システム全体の機能が麻痺することのないよう耐震性に配慮した水道施設の整備を図るとともに、被災した場合であっても、早急な復旧を行う事を基本に次の対策を講じる。

- (1) 災害発生時にも最低限の必要な給水を確保できる施設整備を実施する。
- (2) 情報電送システム、監視・制御システムについては、災害時にも十分機能が発揮できるように整備する。
- (3) 水道事業の広域化に備え、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡等の整備促進を図る。
- (4) 既存施設の耐震診断等を行って、耐震化計画を策定し、計画的に耐震化を推進する。

### 2 電力施設

電気事業者は、地震災害予防のため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、電力設備等について、十分な耐震性の確保に努めるほか、系統の多重化や拠点の分散等代替性の確保を進めるなど災害予防措置を講じる。

また、防災業務計画を策定して、電力施設の防護及び迅速な復旧体制を確立する。

#### (1) 設備面の対策

##### ア 発・変電設備

過去に発生した地震災害及びこれに伴う被害の実態等を考慮した「発電用水力設備に関する技術基準」、「火力発電所の耐震設計指針」、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」等に基づいた設計を行う。

##### イ 送・配電設備

地震による不等沈下、地すべり等が生ずるおそれのある軟弱地盤にある設備については、基礎の補強による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

##### ウ 災害復旧用設備

電力施設の災害復旧を迅速に行うため、移動用の発電機、変圧器、遮断器、無線等を確保する。

#### (2) 体制面の対策

##### ア 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

##### イ 要員の確保

従業員及び請負業者について、動員体制を確立する。

#### ウ 資機材等の確保

災害時のための資機材の確保及び輸送体制を確立する。

- ・応急復旧用資機材及び車両
- ・食料その他の物資

#### エ 電力融通

災害発生時に、一時的に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

### 3 ガス施設

ガス事業者は、地震災害予防のため、ガス施設について耐震性に配慮した整備を行うとともに、平素から定期点検や防災訓練の実施、応急資機材の整備など災害予防対策を推進する。

#### (1) 施設の整備

- ア ガス施設は、ガス事業法に基づく定期点検及び自主保安検査の実施により、常に技術基準に適合している状態を維持する。
- イ 主要なガス工作物については、ガス事業法に基づき、設計、施工を行う。
- ウ ガス導管の敷設は、耐震性に優れた継手及び可とう性のあるものとする。
- エ 緊急操作設備を充実強化する。
- オ 供給緊急停止のため、バルブを設けてガス供給区域のブロック化を図る。

#### (2) 応急資機材の整備

- ア 緊急時に必要な資機材の在庫管理を常に行い、調達を必要とする資機材は速やかに確保できる体制とする。
- イ 復旧が長期化した場合に備え、代替熱源等の確保の手段について、あらかじめ調査する。

#### (3) 連絡体制及び動員体制

緊急時における従業員の連絡体制を確保するとともに、震度5弱以上の地震を覚知した場合は、全員事業所等に参集する。

#### (4) 保安教育及び防災訓練

ガス施設又はガス供給上の事故による二次災害の防止を目的として、緊急事故対策及び地震などの緊急措置について保安教育を行うとともに、防災訓練を実施する。

#### (5) ガス利用家庭設備

- ア 200 ガル（震度5相当）以上の地震を感知した場合、自動的にガスを遮断するマイコンメーターの設置を図る。
- イ 利用者に対しては、地震発生時にはガス栓を閉めることと、ガス器具の使用禁止について周知を図る。

#### (6) 地震計の設置

事業所に地震計（S I計）を設置し、地震規模の情報把握を行う。

### 4 電信電話施設

NTT西日本は、電信電話施設について建物、設備等に耐震・耐火措置を講じるとともに、災害対策用機器についても配備を充実するなど災害予防対策を推進する。

(1) 局舎の整備

耐震・耐火構造の局舎設計を行い、地震に起因する火災、浸水等の二次災害防止のため、防火扉を設置する。

(2) 局舎内設備の整備

ア 局舎内に設置する電気通信設備について、地震による倒壊、損傷を防止するため、支持金具等による耐震措置を講じる。

イ 非常用予備電源として、蓄電池及び発動発電機を設置する。

ウ バッテリー、予備エンジンの耐震強化を実施するとともに、相互応援給電網の実現に努める。

(3) 屋外設備の整備

地下にある通信施設については、地震対策を実施する。

(4) 災害対策用機器の整備

ア 通信の全面途絶地域、指定避難所等との通信を確保するため、衛星通信無線車、災害対策用無線機及び移動無線機等を配備する。

イ 局内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するため、代替交換装置として、非常用移動電話局装置を主要地域に配備する。

ウ 震災時の長時間停電に対して、通信用電源を確保するために、主要局に移動電源車を配備する。

エ 局外通信設備が被災した場合、応急措置用として、各種応急用ケーブル、災害対策用機器等を配備する。

(5) 建物、鉄塔等の耐震診断の徹底と対策の実施

建物、鉄塔等の診断及び補強を実施するとともに、建物内の情報システムや端末の耐震対策を実施する。

(6) ネットワークの信頼性と柔軟性の確保

共通線、クロック回線等ネットワークの神経回線の2ルート化の推進及び回線増設等が柔軟にできるような対策を実施する。

(7) 通信ケーブルの地中化の推進

県等との連携を図りながら、電線類地中化計画に積極的に参画する。

(8) 運用監視センターや各種データベースの分散

県内の設備の監視・制御は、NTT西日本で一元的に行い、通信網異常時の影響度の把握とそれに必要な措置を迅速に行うため、コックピット化を図る。

また、重要な各種データ等については、分散して保管する。

## 第17章 公共土木施設等の耐震対策等

道路、河川等の各種公共土木施設等は、ライフラインとともに、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。

このため、それぞれの施設の目的に応じた整備促進に努めるとともに、(一社)愛媛県建設業協会等に応援を要請しておくなど、応急復旧対策用人員及び資機材の確保と運用に係る体制の整備を図る。

また、地震や豪雨等に伴う二次災害を防止するための体制を整備するとともに、資機材の備蓄を可能な限り行う。

そのほか、災害発生時の緊急輸送活動のために、多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき輸送施設(道路等)及び輸送拠点について把握し、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、応急活動等を円滑に進めるためのマニュアルの作成に努める。

さらに、災害復旧・復興に備え、施設台帳等の各種データの整備・保存、重要な公共土木施設等の資料整備と複製保存に努めるとともに、老朽化した公共土木施設等について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

### 1 道路施設

#### (1) 緊急輸送道路、重要物流道路等の確保

道路交通の確保は、地震発生後において、避難や救助をはじめ、物資の輸送や諸施設の復旧など応急対策活動を実施するうえで必要不可欠である。

このため、道路管理者は、緊急輸送道路を選定し、救助活動の円滑な実施と物資輸送の確保を行うため、防災対策、震災対策及び改良整備を促進し、県内地域間を結ぶ交通体系の充実を図り、これらを有機的に連結させて緊急輸送ネットワークを形成し、諸活動の円滑化、パトロールや点検管理体制の強化に資するとともに、避難路、その他町内の幹線道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限、無電柱化の促進を図る。

さらに、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要となる人員、資機材等の確保について、民間企業や県、その他関係機関等と体制整備を図る。また、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携のもと、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

#### (2) 耐震点検の実施

道路管理者は、町内の道路における諸施設の耐震点検を定期的実施し、震災対策の必要な箇所を把握に努める。

また、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

#### (3) 施設の補強・整備

道路管理者は、耐震点検等で対応が必要とされた箇所及び未改良区間について、町内の道路のうち、緊急輸送道路及び緊急性の高い路線及び箇所から順次、補強や整備を実施する。

##### ア 道路

法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状・破壊等の被害が想定される危険箇所について、補強対策を実施するとともに、道路改良にあたっては、耐震基準に基づく整備を行う。

##### イ 橋梁

落橋、変状等の被害が予想される道路橋等について、補強対を実施する。

#### ウ トンネル

覆工コンクリートや付帯施設の落下、変状等の被害が予想されるトンネルについて、補強対策を実施する。

#### エ 道路の付属物

道路敷地内の道路標識、道路情報提供装置、電線共同溝など道路付属物の耐震性の確保並びに補強・整備に努める。

#### (4) 施設の長寿命化対策

道路管理者は、道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

## 2 河川管理施設

#### (1) 河川管理施設の整備

河川管理者は、耐震性に配慮した河川改修等の治水事業を実施し、河川管理施設の整備促進に努める。

#### (2) 耐震点検の実施

河川管理者は、耐震点検を定期的実施し、震災対策の必要な箇所の把握に努める。

また、通常パトロールにおいても目視等による点検を実施する。

#### (3) 施設の補強・整備

河川管理者は、耐震点検で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

## 3 砂防等施設

#### (1) 砂防等施設の確保

砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設（以下「砂防等施設」という。）の管理者は、施設の耐震機能高め、砂防等施設の整備促進に努めるとともに、地震発生後には、各施設に異状がないか点検パトロールを行うなど地震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備する。

#### (2) 耐震点検の実施

砂防等施設の管理者は、施設の耐震点検を定期的実施し、震災対策が必要な箇所の把握に努める。

#### (3) 施設の補強・整備

砂防等施設の管理者は、耐震点検で対策が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

## 4 治山等施設

#### (1) 治山等施設の確保

林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設（以下「治山等施設」という。）の管理者は、山地災害危険地区の解消を図るため、施設の耐震機能の向上や整備促進に努めるほか、地震発生時には、各施設に異状がないか点検パトロールを行うなど、地震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備する。

#### (2) 耐震点検の実施

治山等施設の管理者は、施設の耐震点検を定期的実施し、耐震対策の必要な箇所の把握に努める。

### (3) 施設の補強・整備

治山等の管理者は、耐震点検で対策等が必要となった施設について、緊急度の高い施設から順次、補強や整備を実施する。

## 5 鉄道施設

鉄道事業者は、橋梁、土構造物等の施設を主体に、必要により補強対策等を推進し、耐震性の向上を図るとともに、地震等による異常事態が発生したときは、運転規制等によって災害の防止を図る。

また、地震発生後の早期復旧を期するため、次により復旧体制を整備する。

ア 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制

イ 復旧用資機材・機器の手配

ウ 防災知識の普及

## 6 農地・農林業用施設

農地・農林業用施設は、古くから築造されたものもあり、順次整備を図っているものの、耐震性に乏しい老朽化した施設が存在する。

農地等の防災・保全と農業用施設の維持管理のため、施設管理者は、管理、点検の一層の強化を図る中で、危険度の高いものから順次設計基準に基づき、必要に応じて耐震構造とした設計で整備促進を図るものとする。

## 7 防災上重要な施設

町は、庁舎、病院、学校、社会福祉施設等のうち、特に災害時に情報伝達、避難誘導及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努めるとともに、自家発電設備等の整備により、停電時でも利用可能なものとするよう努める。

また、防災拠点となる公共施設の耐震化については、計画的かつ効率的な実施に努める。

### (1) 医療救護施設の整備

在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。

### (2) 社会福祉施設等の整備

社会福祉施設等の収容者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。

### (3) 学校等施設の整備

児童生徒等の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図る。

### (4) 不特定多数が利用する公的建物の整備

公民館、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。

### (5) 庁舎、消防施設等の整備

庁舎、消防施設、緊急物資集積場所となることが予想される施設等、災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。

### (6) 地域防災拠点施設

地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。



地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。

## 8 都市公園施設

### (1) 都市公園施設の確保

都市公園は、震災時の延焼遮断空間、避難場所、防災活動拠点として有効に利用されるため、町は、他の公共施設とも連携を図り、施設整備を促進する。

### (2) 耐震点検の実施

都市公園施設は、特に安全性に配慮して整備されており、老朽施設を重点に定期的な点検を実施し、地震災害の防止に努める。

### (3) 施設の補強・整備

耐震点検等で対応が必要とされた施設については、緊急度の高い施設から順次、補強や整備を実施する。

また、町が指定緊急避難場所、指定避難所として指定する基幹的な都市公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設、非常用照明施設、非常用発電施設等の整備に努める。

## 9 都市基盤施設

### (1) 事業の目的

街路は、地震発生時の避難路、その他町内の幹線道路のみならず、阪神大震災の際には、幅員の広い道路がライフラインの確保とともに延焼防止に大きな効果を発揮しており、都市防災機能の向上を重視した効率的・効果的な整備に努める。

さらに、建築物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、土地利用誘導、市街地の面的な整備、建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

### (2) 整備の水準

上記目的達成のため、町は県と連携し、街路の整備を進めるとともに、県は、町が適切な用途地域の設定のほか、多くの人が集まる交通結節点や中心市街地における土地区画整理事業及び地区計画による防災・減災まちづくりを推進する。また、整備については、緊急性が高く地元の熟度が高い箇所から優先して行う。

## 10 文化財施設

文化財建造物及び文化財が収蔵されている建築物（以下「文化財等」という。）の地震時の安全性を確保するため、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、必要な次の対策を講じるものとし、町教育委員会は、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

ア 文化財等の耐震強工事の実施

イ 避難方法・避難場所の設定

ウ 地震発生時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立

エ 地震発生後の火災発生に対する防火施設の設置と防災訓練の実施

## 11 通信放送施設

災害時の情報伝達に重要な役割を担う通信放送施設については、運用に支障をきたさぬよう非常用電源設備の整備や耐震性のある堅固な場所への施設整備に努める。

### (1) 県防災通信システム施設（地上系・衛星系）

平常時において保守点検業者との連携を密にして、障害復旧の時間短縮に努めるなど保守管理体制の確立を図る。

### (2) 防災行政無線施設

平常時において保守点検業者との連携を密にして、障害復旧の時間短縮に努めるなど保守管理体制の確立を図る。

### (3) IP告知システム

平常時において保守点検業者との連携を密にして、障害復旧の時間短縮に努めるなど保守管理体制の確立を図る。

## 第18章 危険物施設等の耐震対策

地震発生時に、危険物施設等の火災や危険物の流出などがあつた場合、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、町は、これら施設の自主保安体制の充実・強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

### 1 危険物施設

産業活動の進展に伴う石油類の需要の増加、石油化学製品の開発並びに利用の拡大により、危険物の取扱量の増加とともに施設及び設備の大規模化、大型化が進んでいる。

大規模な地震が発生した場合は、耐震設計で考慮された以外の要因や、地盤の液状化による要因で、危険物施設が損傷を受けることがあるため、町は、これらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制や事業所に対する指導の強化及び普及・啓発を次のとおり行う。

#### (1) 安全指導の強化

危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の健全な育成を図るとともに、安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

#### (2) 自衛消防組織の充実強化

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を進め、効果的な自主防災体制の確立を図る。

#### (3) 防災車両、資機材の整備

町は、複雑多様化する危険物への備えとして化学消防自動車等の化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても防災車両や資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

### 2 高圧ガス施設

産業活動の進展に伴う利用範囲の拡大により、高圧ガスは様々な分野で使用されており、また、家庭用燃料として使用される液化石油ガス（L Pガス）も、その利便性により、町内の多くの世帯で使用されている。

高圧ガス取扱事業所における高圧ガス施設は、過去の震災の教訓を活かし、高圧ガス保安法によって耐震設計基準が定められ、耐震性を考慮した設計・施工がなされて、地震に対する構造上の安全対策が講じられている。

しかしながら、大規模な地震が発生した場合は、想定を超える地盤の液状化等によって、高圧ガス施設が損傷を受けることがあるため、県は、高圧ガス取扱事業所及び一般消費家庭に対し、次のとおり、設備の設置促進等を図る。

#### (1) 高圧ガス事業所

ア 耐震設計構造物について通達や耐震設計基準による評価を行い、自らの設備の耐震性能を確認し、必要な対策の実施

イ 敷地が液状化の発生しやすい場所かどうかについて調査を行い、必要な対策の実施

ウ 高圧ガス貯槽等に設けられた緊急遮断弁の遠隔化や感震装置の設置による自動化の促進

エ 容器（ボンベ）によって高圧ガスを貯蔵している場合には、チェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底

(2) 一般消費家庭

ア ガス放出防止器の設置促進

イ 容器（ボンベ）のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底

ウ 感震ガス遮断機能付きガスメータの設置の徹底及び使用期限管理の徹底

**3 毒物劇物貯蔵施設**

製造業者等は、次により耐震対策の強化を推進する。

(1) 応急対策教育の徹底

毒物劇物の製造業者は、それぞれ自主的に作成している「危害防止規定」を順守するよう職員に教育指導する。

(2) 毒物劇物の製造量及び同貯蔵量の把握

毒物劇物の製造量及び貯蔵量を定期的に調査し、その実態を把握する。

**4 火薬類製造施設・貯蔵施設**

火薬類製造事業者、火薬庫設置事業者は、次により耐震対策を強化する。

(1) 定期自主検査の実施

事業者は、火薬類取締法の規定を遵守して火薬類の製造施設及び火薬庫の構造等、基準適合状況について年2回定期自主検査を実施し、県に報告する。

(2) 保安教育の実施

事業者は、地震発生時の災害防止のためにとるべき措置等について保安教育を実施する。

(3) 危害予防規程

火薬類製造事業者は、災害の発生防止のために定めた危害予防規程を遵守し、地震等災害発生時の保安確保に努める。

## 第19章 災害復旧・復興への備え

### 1 平常時からの備え

町は、平常時から県、国、地方公共団体等関係機関間や企業等との間で協定を締結し、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保も留意しながら連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、現在締結している協定のほか、必要な業務について、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等とともに、担い手の確保・育成に取り組むよう努める。

町は、男女共同参画の視点からの災害対応について、防災担当部局と男女共同参画部局との連携体制を構築するとともに、平常時及び災害時における役割を明確化しておくよう努める。

町の防災会議、町本部等への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進が得られるよう努めるとともに、国の「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底を図る。

町及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、町は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

### 2 複合災害への備え

町は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

町は、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

町は、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、職員の参集、合同の町本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

### 3 災害廃棄物の発生への対応

町は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるとともに大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制及び関係機関・民間事業者との協力体制の確立並びに十分な大きさ

の仮置き場・処分場の確保に努める。

また、町は、県と連携し、県内で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、建築物等への被害があり、有害物質の漏洩及び石綿の飛散が懸念される場合に備え、町又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の体制の整備に努める。

#### **4 各種データの整備保全**

町は、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データの総合的な整備保全(戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備)に努める。

町は、各種情報システムについて、地震災害の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

公共土木施設について、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

#### **5 地震保険の活用**

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、町はその制度の普及促進にも努める。

#### **6 保険・共済の活用**

保険・共済は、災害による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、町はその制度の普及促進にも努める。

#### **7 復興事前準備の実施**

町は、被災後に早期かつ的確に復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を推進する。

#### **8 復興対策の研究**

関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行う。

## 第3編 災害応急対策

地震災害は、他の災害と異なり、事前予知が困難であり、大規模地震の発生時には広範囲に甚大な被害が及ぶことから、その応急対策の基本方針を次のとおり定める。

### 第1章 防災関係機関の活動

風水害等対策編第3編第1章「応急措置の概要」を準用する。

## 第2章 情報活動

町は、災害情報について、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、必要に応じて連絡調整のための職員を相互に派遣するなど、速やかに関係機関に伝達し、情報を共有する。

### 1 情報活動の強化

#### (1) 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

本部長（町長）は、地震による人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況、119番通報の殺到状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに南予地方局を通じ県へ連絡する。ただし、県へ連絡できない場合は、直接国（総務省消防庁）へ連絡する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

#### (2) 情報活動における連携強化

情報の収集及び伝達は、県本部と各地方本部又は支部、地方本部又は支部と町本部の各相互間のルートを基本として、警察署及び各防災関係機関と密接な連携のもとに行う。

### 2 災害情報等の収集連絡

#### (1) 国（気象庁）の地震情報等

##### ア 地震情報等の伝達

地震が発生し、次の事項に該当する場合に、松山地方気象台は、地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震の活動状況等）や大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報等を県及び関係機関へ伝達する。

- (ア) 県内の津波予報区（瀬戸内海沿岸及び宇和海沿岸）に大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報が発表された場合
- (イ) 県内で震度1以上を観測した場合
- (ウ) 上記以外の特別な地震（群発地震等）が発生した場合
- (エ) その他必要と認める場合

##### イ 情報の種類

地震が発生した場合に、気象庁（松山地方気象台）が発表する情報は、次のとおりである。

##### (ア) 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。



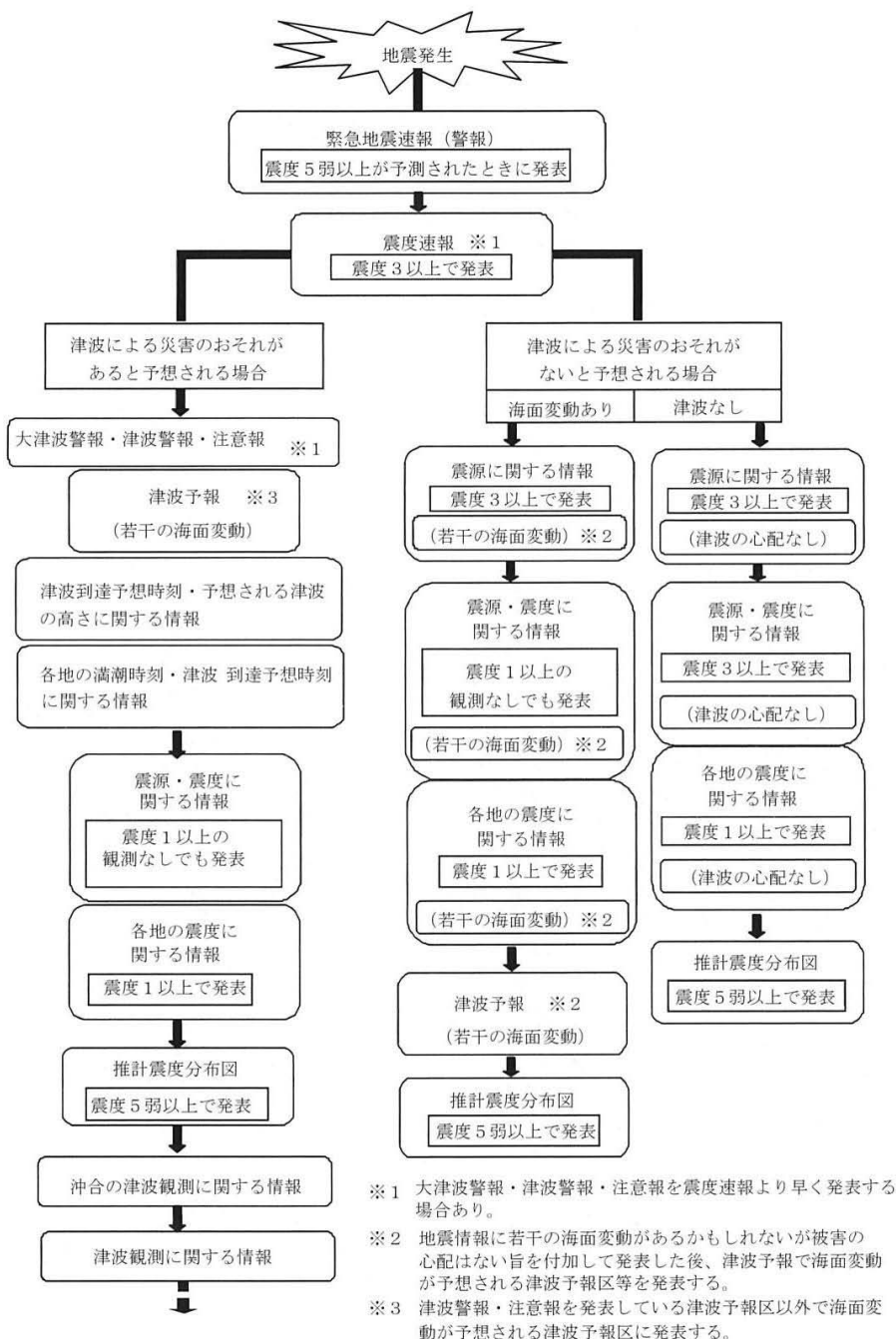
地震情報の種類	発表基準	内容
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(イ) 地震情報に使用される用語の解説

用語	説明
震度	ある場所における地震の揺れの強弱の程度を表す。 「計測震度計」により自動的に観測される。
震度観測点	計測震度計が設置されている場所。原則として市町村に最低1箇所設置されている。
地域震度	全国を188地域に分け、その地域内の震度観測点で観測された最大震度をいう。愛媛県では、愛媛県東予、中予、南予の3地域に分けて発表される。
震源要素	発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模(マグニチュード)
震源	地震発生の際に、地球内部の岩石の破壊が開始した地点をいう。
震央	震源の真上にあたる地表の地点をいい、震源地ともいう。
マグニチュード	地震の規模の大小を数字で示したのがマグニチュードで、一般には「M」という記号により示される。
群発地震	本震と呼べるような、とび抜けて大きな地震を含まず、観測される地震の数が多地震をいう。ある程度活動規模が大きく、単位時間あたりの発生頻度が高い場合に使用される。

## ウ 情報の流れ

地震に関する情報の流れは、次のとおりである。



## エ 緊急地震速報

### (ア) 緊急地震速報の発表

気象庁は、震度 5 弱以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度 6 弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

### (イ) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達するとともに、県、市町等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話

(緊急速報メール機能を含む。) 全国瞬時警報システム (J-ALERT) 経路による市町の防災無線等を通して住民への提供に努める。

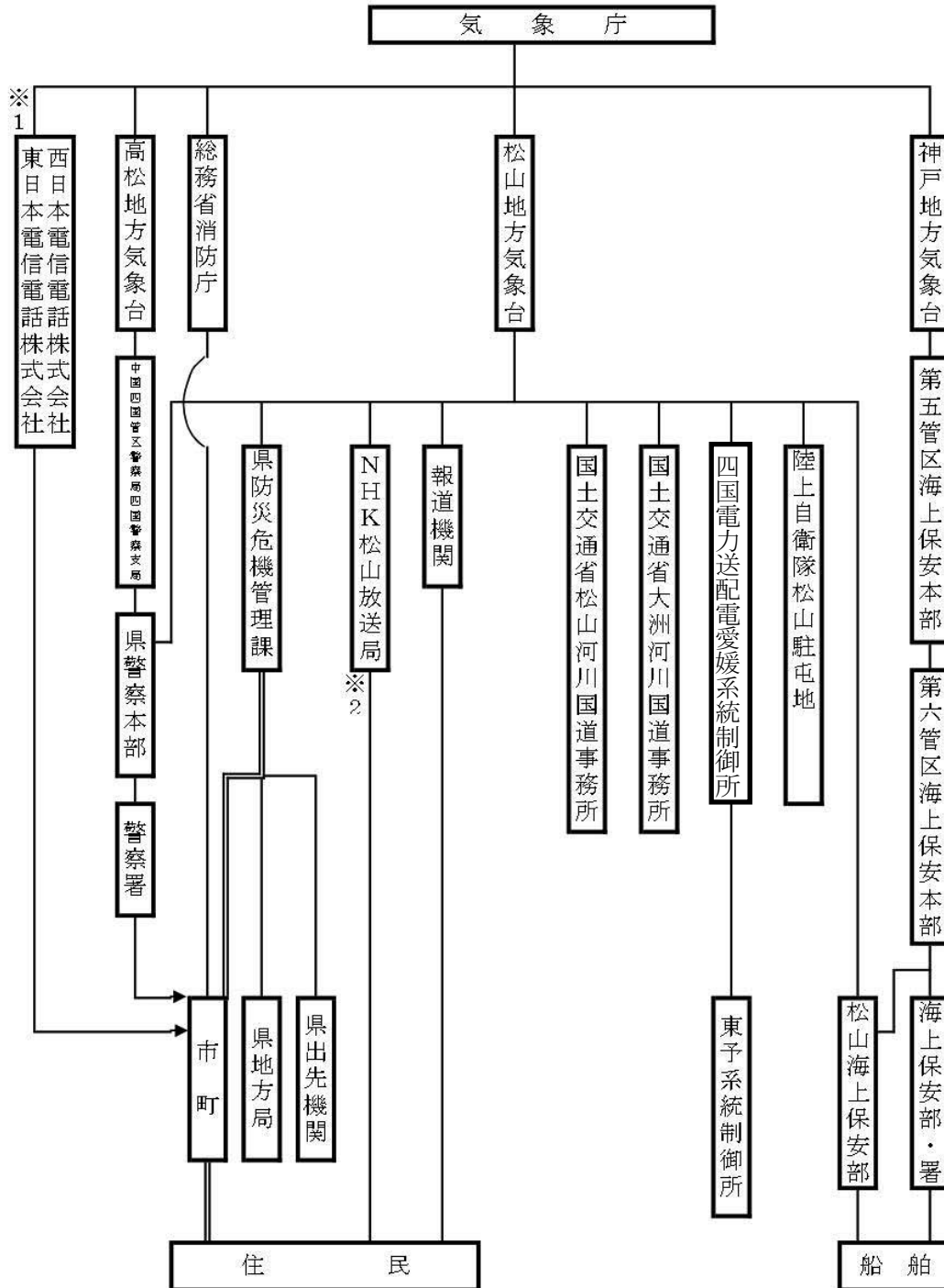
日本放送協会 (NHK) は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

オ 情報の伝達系統

地震に関する情報の伝達系統図は次のとおりとする。

【地震に関する情報の伝達系統図 (松山地方気象台)】

2021. 4. 1 現在



※ 1 : 津波警報の発表、解除のみ。

※ 2 : 警報はEWS (緊急警報放送システムの略) により放送する。

注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

## (2) 町の活動

### ア 地震情報等の受理・伝達・周知

(ア) 県本部から通知される地震に関する情報等は、町本部（町本部設置前においては危機管理課）において受理する。

(イ) 受理した情報については、防災行政無線、IP告知システム、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、インターネット（ホームページ、SNS等）、広報車、自主防災組織等による連絡網など、多様な手段を活用し、住民に対して周知徹底を図る。

### イ 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達

収集、伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。

また、119番通報状況により被害概況を早期に把握するとともに、町職員を地域へ派遣するほか、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定めるなどにより、迅速かつ正確な情報の収集に努める。

(ア) 被害状況

(イ) 避難指示の発令若しくは屋内での待避等の安全確保措置の指示又は警戒区域設定状況

(ウ) 緊急援護物資等の在庫並びに供給状況及び応急給水状況

(エ) 物資の価格、役務の対価動向

(オ) 金銭債務処理状況及び金融動向

(カ) 指定避難所等の設置状況及び住民の避難生活状況

(キ) 救護所の設置状況並びに周辺医療機関及び病院の活動状況

(ク) 観光客等の状況

(ケ) 県の実施する応急対策の実施状況

## 3 情報の収集

本部長（町長）は、防災行政無線、消防無線、衛星携帯電話、県災害情報システム等、多様な通信手段により情報を収集するほか、次の手段、方法を用いる。

### (1) 職員派遣による収集

地震発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

### (2) 自主防災組織等を通じた収集

被害情報及び災害応急対策実施状況等の収集は、関係機関、諸団体のほか自主防災組織等に協力を求めて実施する。特に、初期の情報は、住民組織の長等から直ちに町本部に通報されるよう体制の整備を図る。

### (3) 参集途上の職員による収集

勤務時間外において大規模地震が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。

### (4) 応援要請

町は被害が甚大な場合において、情報の収集及び状況調査が不可能な場合や調査に専門的な技術が必要とする場合は、県又は関係機関に応援を要請する。

### (5) 防災関係機関からの収集

情報の収集、調査については、警察、消防、県及び関係機関と充分連絡をとる。

#### 4 情報の伝達

町と県間の情報の伝達は、県防災通信システム（地上系・衛星系）や県災害情報システムをはじめ多様な通信手段で行う。

町は、防災行政無線、IP告知システム、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、インターネット（ホームページ、SNS等）、広報車、自主防災組織等による連絡網など、多様な手段を活用し、住民への確実な情報の伝達に努める。

#### 5 報告及び要請事項の処理

##### (1) 報告責任者

町は、災害報告のため、あらかじめ報告責任者を定めておく。

##### (2) 町の活動

ア 町本部は、被害状況のほか、要請事項や町の災害応急対策実施状況、町本部設置状況等を速やかに県本部に対し報告又は要請を行う。ただし、県本部に報告できない場合は、一時的に国（総務省消防庁）へ報告する。

また、町内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、町から直接消防庁へも報告する。なお、連絡が付き次第、県本部にも報告する。

情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。

##### (ア) 緊急要請事項

##### (イ) 被害状況

##### (ウ) 町の災害応急対策実施状況

なお、消防機関への通報が殺到した場合及び町内で震度5強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県本部及び直接消防庁へも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、把握できた範囲で、報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、町は第一報後も引き続き報告を行う。

#### 【消防庁への報告先】

区分		平日 (9:30~18:15) 総務省消防庁応急対策室	左記以外 総務省消防庁宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	63-90-49013	63-90-49102
	FAX	63-90-49033	63-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	64-048-500-90 -49013	64-048-500-90 -49102
	FAX	64-048-500-90 -49033	64-048-500-90 -49036

#### 【県への報告先】

防災危機管理課	
県防災通信システム	電話：500-0-2318、500-1-2318 FAX：500-201
IP多機能端末	電話：11~20
NTT回線	電話：089-912-2318 FAX：089-941-2160

## イ 報告の方法

報告は次の方法により行う。ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、通信可能地域まで伝令により報告する等あらゆる手段をつくして報告しなければならない。

- (ア) 県防災通信システム（地上系・衛星系）
- (イ) 電話
- (ウ) 県災害情報システム
- (エ) インターネット

## ウ 報告の内容と時期

### (ア) 発生報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、本部長（町長）及び防災関係機関が災害を覚知したとき直ちに即報する。なお、報告にあたっては、迅速を旨とし、概況を「災害発生報告様式」に示す事項について報告することとし、特に人的被害、家屋被害を優先して報告する。

### (イ) 中間報告

被害状況が判明次第、逐次詳細を報告するもので、「中間報告・最終報告様式」に定める事項について、判明した事項から逐次報告し、即報が2報以上にわたるときは先報との関連を十分保持するため一連番号を付して、報告時刻を明らかにする。なお、報告の基準については、「被害認定基準」による。

また、報告にあたっては、警察、消防等と緊密な連絡をとりながら行う。

### (ウ) 最終報告

被害確定報告であるので、正確な調査結果を、災害応急対策終了後10日以内に、「災害発生報告様式」により行う。

### (エ) その他即報事項

次に掲げる事項が発生した場合、本部長（町長）は直ちに報告する。

- ・町本部（町水防本部等を含む。）を設置又は解散したとき。
- ・町長が自ら災害に関する警報を発したとき。
- ・高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行ったとき。

## (3) 大規模災害時における町の行政機能の確保状況の把握

震度6弱以上の地震が発生した場合、町における行政機能について、チェックリストを作成し、総務省市町村課に報告する必要があることから、町は、「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について」取扱要領に従い、報告する。

総務省市町村課 FAX 03-5253-5592

## (4) 発見者の通報義務

災害の発生又は災害の発生が予測される異状現象を発見した者は、町長又は警察官に通報する。

### **第3章 広報活動**

地震による災害の同時性、広域性、多発性という特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、町は、報道機関及び防災関係機関との連携を密にして、地域住民のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

広報活動は、原則として本部長（町長）等が承認した内容を広報責任者が行う。

風水害等対策編第3編第5章「広報活動」を準用する。

### **第4章 避難活動**

風水害等対策編第3編第6章「避難活動」を準用する。

### **第5章 緊急輸送活動**

風水害等対策編第3編第7章「緊急輸送活動」を準用する。

## 第6章 交通応急対策活動

大規模地震発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在していることが予想されることから、道路管理者等は、緊急輸送等の応急対策を円滑に行うため、これらの障害物を道路啓開等により速やかに除去するとともに、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

### 1 緊急地震速報を覚知した時及び地震発生時の自動車運転者のとるべき措置

(1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側端に停止させる。

イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて停車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしない。その際、駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

(2) 避難のために車両を使用しない。

(3) 災対法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。

(7) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(4) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車する。

ウ 通行禁止区域等内において、警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官等の指示に従わなかったり運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官等が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがある。

### 2 陸上交通確保の基本方針

風水害等対策編第3編第8章「交通応急対策」3「陸上交通確保の基本方針」を準用する。

### 3 緊急交通路確保のための交通規制

風水害等対策編第3編第8章「交通応急対策」4「緊急交通路確保のための交通規制」を準用する。

### 4 道路交通確保の措置

風水害等対策編第3編第8章「交通応急対策」5「道路交通確保の措置」を準用する。

### 5 緊急通行車両の確認等

風水害等対策編第3編第8章「交通応急対策」6「緊急通行車両の確認等」を準用する。



## 6 鉄道確保の措置

鉄道事業者は、崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等応急復旧を要する被害が発生した場合は、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じ、崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

## 第7章 災害拡大防止活動

大規模地震発生時には、家屋倒壊、同時多発火災の発生等により極めて大きな被害が予想されるため、町はもとより、住民、自主防災組織、事業所等においても人命救助、出火防止及び初期消火を実施するとともに、消防機関は、他の消防機関等との連携をとりつつ、その全機能をあげて消火活動、水防活動、人命救助活動等の応急対策に取り組む。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行う。

これらの災害応急対策活動を実施する各機関は、業務に従事する職員等の安全の確保に十分配慮する。なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第3編第10章「消防活動」に定めるところによる。

### 1 消防活動

#### (1) 消防活動の基本方針

地震による火災は、地震の大きさ、震源の位置、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、町は、消防本部及び消防団の全機能をあげて、次の基本方針により消防活動を行う。

#### ア 出火防止活動及び初期消火の徹底

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火に努めるとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に、危険物等を取扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

#### イ 人命の安全優先

同時多発火災が発生した場合は、人命の救助を最優先した消防活動を行うとともに、避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

#### ウ 危険地域優先

同時多発火災が発生した場合は、危険性の高い地域を優先に消防活動を行う。

#### エ 人口密集地優先

同時多発火災が発生した場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先して行う。

#### オ 重要建築物優先

重要建築物の周辺から出火し、延焼火災を覚知した場合は、重要建築物の防護上必要な消防活動を優先する。

#### カ 消火可能地域優先

同時多発火災が発生した場合は、消防力の配備状況及び消防水利の配置状況を踏まえ、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

#### キ 救命処置を要する要救助者優先

傷害の程度に応じ、救命処置を必要とする負傷者を優先し、その他の負傷者はできる限り自主的、又は住民による応急処置を行わせる。

#### ク 火災現場付近の要救助者優先

火災が多発し延焼の危険がある場合は、火災現場付近を優先に救急救助活動を行う。

#### ケ 多数の人命救助優先

延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要な場合は、多数の人命を救助できる現場を優先に救急救助活動を行う。

### (2) 鬼北消防署の活動

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、地震災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動の基本方針に基づき、次の活動を行う。

#### ア 火災発生状況等の把握

管内の消防活動等に関する次の情報を収集し、町本部及び警察と相互に連絡を行う。

- ・延焼火災の状況
- ・自主防災組織の活動状況
- ・消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- ・消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況
- ・要救助者の状況
- ・医療機関の被災状況

#### イ 消防活動の留意事項

地震火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意して消防活動を行う。

- (ア) 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動を行う。
- (イ) 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又は拡大するおそれがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。
- (ウ) 同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動にあたる。
- (エ) 救護活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行う。
- (オ) 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。
- (カ) 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。

#### ウ 救急救助活動の留意事項

要救助者の救助救出と負傷者に対する止血、その他の応急処置を次により行い、安全な場所へ搬送する。

- (ア) 震災時は、搬送先医療機関そのものが被災し医療行為が実施できない可能性があるため、災害の状況を十分把握して、医療機関の選定及び搬送経路を決定する等、被災状況に即して柔軟な対応を行う。
- (イ) 震災時には、外傷のほか骨折、失血及び火傷等傷害の種類も多く、また軽傷者から救命処置を必要とする者まで、緊急度に応じ迅速かつ的確な判断と様々な処置が要求されるため、救急救命士の有効活用、救急隊と他の消防隊が連携して出動するなど効率的な出動・搬送を行う。
- (ウ) 救急救助活動においては、負傷者や死者等の被害状況及び医療機関の被災状況等の情報をいかに速く正確に掌握できるかが、救命率向上のキーポイントとなるため、保健所、医師会等関係機関

との情報交換を緊密に行いながら救急救助活動を行う。

(エ) 震災時は道路交通確保が困難なため、消防署、消防団詰所、警察署（交番、駐在所）、地区集会所等において備蓄している救急救助資機材等を活用し、各地域の消防団等を中心として救急救助活動を行う。

(オ) 高層建築物等に対する救急救助活動については、消防法に定める防火管理者による自主救護活動との連携を積極的に推進する。

### (3) 消防団の活動

消防団は、地震災害が発生した場合、原則として鬼北消防署長の指揮下にはいり、消防隊と協力して次の消防活動を行う。ただし、消防隊が出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。

#### ア 出火防止活動

地震発生により火災等の災害発生が予測される場合は、居住地内の住民等に対し出火防止を呼びかけるとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火にあたる。

#### イ 消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

#### ウ 避難誘導

避難情報が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所へ避難させる。

#### エ 救急救助活動

鬼北消防署による救助活動を補助し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

### (4) 職員等の惨事ストレス対策

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

### (5) 事業所の活動

風水害等対策編第3編第10章「消防活動」4「事業所の活動」を準用する。

### (6) 自主防災組織の活動

風水害等対策編第3編第10章「消防活動」5「自主防災組織の活動」を準用する。

### (7) 住民の活動

本計画第3編第10章「消防活動」6「住民の活動」を準用する。

## 2 水防活動

風水害等対策編第3編第11章「水防活動」を準用する。

## 3 人命救助活動

風水害等対策編第3編第12章「人命救助活動」を準用する。

## 4 学校における災害応急対策

学校における災害は、いつ、どこで発生するか分からないことから、不測の事態に際しても、万全の対応策がとれるよう、日頃から教職員全員が危機管理意識をもって、備えをしておくことが重要である。このため、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）に基づき、安全教育を計画的に実施してい

くとともに、防災に関する計画や災害発生時のマニュアルを、日頃から定めておく。また、指定避難所等を指定する町の関係部局や自主防災組織の指導・協力を得て、施設の利用方法等について、事前に学校の役割分担を協議しておく。

- (1) 危機管理マニュアルの作成及び見直し
- (2) 災害対応に関する教職員の共通理解の促進
- (3) 保護者、地域、関係機関との連携
- (4) 防災上必要な設備等の整備及び点検
- (5) 災害発生時の連絡体制の確立と周知
- (6) 適切な応急手当のための準備
- (7) 指定緊急避難場所等の確認
- (8) 登校・下校対策
- (9) 学校待機の基準と引渡しの方法

## 5 被災建築物及び被災宅地に対する応急危険度判定の実施

地震により建築物等が被害を受けたときは、その後の余震等による人的被害の発生を防止するため、次の安全対策を実施する。

- (1) 町は、(公社)愛媛県建築士会等の協力を得て、地震被災建築物応急危険度判定士等により、被災建築物等の危険度の把握を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 町は、被災宅地危険度判定士等により被災宅地等の危険度の把握を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (3) 住民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物等の安全性を確認するとともに、必要な措置を講じる。

## 6 帰宅困難者への対応

町は、県及び民間事業者等と連携し、適切な情報提供、指定避難所の開設などにより帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するよう努める。

- (1) 町は、住民に対して「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。

# 第8章 災害救助法の適用

風水害等対策編第3編第14章「災害救助法の適用」を準用する。

## 第9章 地域への救助活動

地震災害においては、家屋の倒壊、焼失、道路への落石等の切迫した状況の中で、多くの住民が極度の混乱状態となるおそれがある。

このような混乱状態を解消し、被災者の生活の安定及び社会経済活動の早期回復のため、町、自主防災組織、住民等は、食料や生活必需品、応急住宅等の確保、医療活動等を積極的に行う。

### 1 物資の確保・供給

風水害等対策編第3編第15章「食料及び生活必需品等の確保・供給」を準用する。

### 2 飲料水の確保・供給

風水害等対策編第3編第16章「飲料水の確保・供給」を準用する。

### 3 燃料の確保

(1) 町は、炊き出しに必要な器具及び燃料等の支給又はあっせんを行う。

また、これらの器具及び燃料等を調達できないときは、次の事項を明示して県に調達のあっせんを要請する。

ア 必要なプロパンガスの量

イ 必要な器具の種類及び個数

(2) 町は、役場や支所等の行政庁舎、指定避難所、病院等、防災対策上特に重要な施設、または、災害応急車両への燃料の安定供給体制の整備に努める。

(3) 住民及び自主防災組織の活動

地域内の販売業社等の協力を得て、必要な器具及び燃料を確保する。

### 4 医療救護活動

風水害等対策編第3編第17章「医療救護活動」を準用する。

### 5 下水処理・し尿処理

風水害等対策編第3編第21章「廃棄物等の処理」を準用する。

### 6 生活系ごみ処理の実施

風水害等対策編第3編第21章「廃棄物等の処理」を準用する。

### 7 災害廃棄物処理の実施

応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の倒壊、焼失及び解体によって発生する災害廃棄物を災害廃棄物処理計画に従って迅速・適正に処理する。

(1) 町の活動

ア 災害廃棄物処理対策組織の設置

町内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。

イ 情報の収集

町内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。

(ア) 家屋の倒壊に伴う解体件数

- (イ) 廃棄物処理施設等の被災状況
- (ロ) 災害廃棄物処理能力の不足量の推計
- (エ) 仮置場、仮設処理場の確保状況

ウ 発生量の推計

収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。

エ 仮置場、仮設処理場の確保

推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。

オ 処理施設の確保

中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。

カ 関係団体への協力の要請

収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。

キ 災害廃棄物の処理の実施

被災状況を勘案したうえで、県が示す実行計画や事前に策定した、鬼北町災害廃棄物処理計画に基づき、鬼北町災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物の処理を実施する。

ク 解体家屋の撤去

解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。

ケ NPO・ボランティア等との連携

災害廃棄物等の搬出に関し、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携する。

(2) 事業者の活動

自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。また、町から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。

(3) 住民の活動

ア 災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、町の指示する方法により搬出等を行う。

イ 河川、道路及び谷間等に投棄しない。

**8 防疫・衛生活動**

風水害等対策編第3編第18章「防疫・衛生活動」を準用する。

**9 保健衛生活動**

風水害等対策編第3編第19章「保健衛生活動」を準用する。

**10 体の搜索及び処理**

本計画第3編第13章「遺体の搜索・措置・埋葬」を準用する。

**11 災害時における動物（犬、猫等）の管理及び死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）、家きんの処理**

風水害等対策編第3編第23章「動物の管理」を準用する。

**12 応急仮設住宅の確保等**

風水害等対策編第3編第24章「応急住宅対策」を準用する。

## **第10章 応急教育活動**

風水害等対策編第3編第25章「応急教育活動」を準用する。

## **第11章 要配慮者に対する支援活動**

風水害等対策編第3編第26章「要配慮者に対する支援」を準用する。

## **第12章 孤立地区に対する支援活動**

風水害等対策編第3編第9章「孤立地区に対する支援活動」を準用する。

## **第13章 応援協力活動・ボランティア等への支援**

### **1 行政機関の応援活動**

風水害等対策編第3編第28章「応援協力活動」を準用する。

### **2 ボランティア等の応援活動**

風水害等対策編第3編第27章「ボランティア等への支援」を準用する。

### **3 自衛隊の派遣要請**

風水害等対策編第3編第29章「自衛隊の活動」を準用する。



## 第14章 通信放送施設の確保

大規模地震発生時には、建物の倒壊に伴う通信施設の損壊や地盤の揺れ等による中継所等通信関連施設の破壊が予想されるため、町及び各防災関係機関等は、代替手段の確保等効果的な応急対策を実施する。

災害時の無線局運用にあたっては、通信輻輳により生じる混信等の対策のため、必要に応じて通信統制を行うなど通信の運用に支障をきたすことがないように努める。

### 1 通信施設

#### (1) 県防災通信システム

ア 県防災通信システム（衛星系・地上系）施設に障害が発生した場合、予備機切替え等により回線を確保し、保守要員による速やかな復旧措置を講じる。

イ 県防災通信システム（衛星系・地上系）施設の障害に対し、部品交換による迅速な対応が行えるよう保守用部品の確保に努める。

#### (2) 防災行政無線施設

町が設置する防災行政無線の設備に障害が発生した場合、部品交換による迅速な対応が行えるよう保守用部品の確保に努める。

#### (3) IP告知システム

町が設置するIP告知システムの設備に障害が発生した場合、部品交換による迅速な対応が行えるよう保守用部品の確保に努める。

### 2 放送施設

(1) 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、非常用の予備機材を用いて仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。

(2) 応急復旧に必要な資機材を早急に確保し、機器、設備等の機能回復の措置を講じる。

## 第15章 ライフラインの確保

風水害等対策編第3編第30章「ライフラインの確保」を準用する。

## 第16章 公共土木施設等の確保

公共土木施設等における復旧対策のため、発災後、直ちに所管する施設・設備の調査を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に速やかに応急復旧を行う。

また、余震あるいは降雨等による二次的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施する。

さらに、建設業協会等の協力を得て、障害物の除去、二次災害の防止工事、応急復旧、通行規制等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

なお、必要に応じ、報道機関や地域住民に対して、緊急物資の輸送拠点や緊急輸送路、公共土木施設等の状況等の情報を提供する。

### 1 道路施設

町は、自らが管理する道路について、早急に被災状況を把握し、国土交通省等へ報告するほか、道路啓開等を行い、道路機能の確保に努める。

なお、迅速な救急救命や救急支援物資などを支えるため、必要に応じて、道路啓開等の代行を国土交通省に要請する。

また、被災の状況に応じ、通行止めや重量制限等の通行規制、迂回路の設定、二次災害の防止、応急工事など所要の応急措置を講じ、迂回路が確保できない場合は、仮道の設置など早期に通行の確保が図れるよう必要な措置を講じる。

### 2 河川管理施設

河川管理者は、堤防や護岸の崩壊等について、浸水被害及び雨水の浸透等による増破を防ぐ処置を講じるとともに、水門、排水機等の被災については、故障や停電等により、運転が不能となることが予測されるため、土のうや矢板等により応急に締切りを行い、排水ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

また、河川管理施設が破壊、損壊等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点をおき、速やかに施設の復旧に努める。

### 3 砂防等施設

砂防施設や地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設（以下「砂防等施設」という。）の管理者は、砂防等施設の巡回（パトロール）を行うほか、砂防ボランティアによる現地調査報告や地域住民からの連絡等により、指定地等の被害情報を収集し、関係機関に連絡するとともに、施設の点検を行う。

また、余震や豪雨に伴う土砂崩壊等の二次災害が発生するおそれがある場合は、危険箇所への立入禁止措置等必要な応急措置に努める。

砂防等施設が損壊したり、二次災害のおそれのある場合は、危険性を調査し、被害の拡大防止を図るとともに施設の機能復旧に努める。

なお、避難等が必要な場合は、速やかに住民へ避難指示等の措置を行う。

### 4 治山等施設

林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設（以下「治山等施設」という。）の管理者は、治山等施設の巡回（パトロール）や、治山等施設が設置された森林の所有者の情報連絡等により、治山等施設の被害情報の収集・点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

また、余震、豪雨等で山地災害等の二次災害が発生するおそれのある場合には、当該治山等施設内への立入禁止措置等を行い、必要な応急措置に努める。

さらに、避難等が必要な場合には、速やかに住民へ避難指示等の措置を行う。

## 5 農業用施設

施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに被害の及ぶおそれがある下流域の住民に避難指示等必要な措置をとるとともに迅速に応急措置を講じる。

## 6 災害応急対策の拠点となる重要な庁舎等

### (1) 被害状況の把握

庁舎等の重要な施設の管理者は、地震後、早急に管理する施設（災害応急対策上重要な庁舎等）及び設備について点検し、被災状況を確認する。

### (2) 緊急措置の実施

施設及び設備が破損した場合は、防災機関としての機能に支障のないよう緊急措置を講じる。

## 7 情報システム

町及びその他関係機関は、地震災害時の情報システムの確保対策として、次の措置を講じる。

### (1) 速やかに情報システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。

### (2) 情報システムに障害が生じた場合には、保守会社等の協力を得て、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

## 8 都市公園施設

都市公園施設の管理者は、地震後、職員を現地に派遣して早急に被害状況を把握するとともに、状況に応じ使用や立入を禁止する措置を行い、また、都市公園は、避難場所や避難所として利用される場合が多いため、被害を受けた施設は、速やかに応急復旧を行い、諸施設の機能回復を図る。

# 第17章 危険物施設等の安全確保

風水害等対策編第3編第34章「危険物施設等の安全確保」を準用する。

## 第18章 社会秩序維持活動

大規模地震発生時には、多数の住民が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居や家財が喪失して地域社会が極度の混乱状態にあるため、町は、警察をはじめとする関係機関、団体等と協力して人心の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講じる。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

### 1 住民への広報

町は、各種情報の不足や誤った情報等のため、町内に流言飛語等による混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民に対して正確な情報を提供するとともに、住民のとるべき措置等について呼びかける。

### 2 生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策

- (1) 生活関連商品の価格及び需給状況の把握に努める。
- (2) 必要に応じ、物価の安定を図るための施策を実施する。

### 3 県に対する要請

町は、町内の社会秩序を維持するため必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

## 第4編 災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しながら町が主体的に取組み、県や国、関係機関等の協力と適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

また、町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

なお、復旧・復興にあたっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、要配慮者の参画を促進する。

### 第1章 災害復旧対策

災害復旧対策は、被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設的设计又は改良を行うなど将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に実施する。

また、町の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保及び活動については、町本部と調整を図りながら迅速に実施する。

#### 1 激甚災害の指定

風水害等対策編第4編第1章「公共施設災害復旧対策」を準用する。

#### 2 被災施設の復旧等

風水害等対策編第4編第1章「公共施設災害復旧対策」を準用する。

#### 3 都市の復興

##### (1) 基本方針

都市計画区域内の市街地が被災し、災害に強い都市機能の向上が必要と判断した区域については、合理的かつ健全な市街地の形成を図るため、復興の基本方針を定めるとともに、必要に応じて復興計画を策定し、市街地を復興する。

##### (2) 町の活動

###### ア 被害状況の把握

町は各機関と協力し被害状況の調査を行い、県に報告する。

###### イ 被災市街地復興推進地域の都市計画案作成

緊急に面的整備が必要とされる区域（被災市街地復興推進地域）の都市計画案を作成し、都市計画決定を行う。

###### ウ 建築基準法第84条による建築制限の実施の要請

市街地に災害があった場合において、町が必要と認めるときは、建築基準法第84条第1項による建築制限区域の指定の特定行政庁（県）への要請を検討する。

###### エ 都市復興計画の策定

県の都市復興計画を踏まえ、また県と調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興計画を策定する。

オ 復興都市計画案等の作成及び事業実施

- (7) 被災地域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。
- (イ) 都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行い事業を実施する。

## 第2章 復興計画

多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

また、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性があることから、震災時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら被災者の生活支援の措置を講じる。

さらに、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

### 1 復興計画の作成

#### (1) 計画の策定

町長は、必要があると認めたときは、震災復興計画を策定する。

#### (2) 計画の構成

計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。

#### (3) 計画の基本方針

計画策定にあたっては、町長期総合計画等との調整を図る。

#### (4) 計画の公表

計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布するなどにより、住民に周知し、被災地の復興を促進する。

#### (5) 国・県との調整

計画策定にあたっては、国や県等との調整を行う。

### 2 大規模災害からの復興に関する法律の活用

特定大規模災害が発生した場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、復興を推進する。

(1) 町は、国が定める復興基本方針及び県復興方針に即して単独で又は県と共同で復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(2) 町は、復興計画の作成等のために必要がある場合は、関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は知事に対して職員の派遣のあっせんを求める。

### 3 防災まちづくりを目指した復興

(1) 町は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な地域環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で地域のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

(2) 町は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用すると

ともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

- (3) 町は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。
- (4) 町は、防災まちづくりにあたっては、必要に応じ、避難路・避難場所等、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など、骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努める。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。
- (5) 町は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- (6) 町は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業にあたり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。
- (7) 町は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行う。
- (8) 町は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- (9) 町は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

#### 4 復興財源の確保

##### (1) 基本方針

復旧・復興対策を円滑に実施するため、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

##### (2) 予算の編成

復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算執行の調整及び編成方針の策定などを行う。

##### (3) 町の活動

###### ア 財政需要見込額の算定

被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。

###### (ア) 復旧・復興事業

###### (イ) その他

###### イ 発災年度の予算執行方針の策定

緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍



結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。

ウ 予算の編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための予算について、その編成方針を策定する。

(4) 復興財源の確保

復旧・復興対策を実施するためには、莫大な事業費が必要になるほか、災害の影響による税収の落ち込み等から、財政状況の悪化が懸念されることから、復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための財源確保に努める。

ア 地方債の発行

復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。

- (7) 災害復旧事業債
- (4) 歳入欠かん等債
- (9) その他

### 第3章 被災者の生活再建支援

風水害等対策編第4編第4章「被災者等に対する支援」を準用する。

# 第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

## 第1章 総則

### 1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下本章において「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策及び広域災害対策の推進を図ることを目的とする。

### 2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、風水害等対策編第1編第2章「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるとおりである。

### 3 基本的な考え方

中央防災会議に設置された「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」が平成30年12月に「南海トラフ沿いの異常な現象への防止対応のあり方について（報告）」をとりまとめたことを踏まえ、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】（平成31年3月、令和元年5月一部改訂）」が策定・公表された。

また、愛媛県においては、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」の補足として、「事前避難対象地域の設定に関する県指針」をとりまとめた。

本計画は、上記の国ガイドライン・県指針等を踏まえ、南海トラフ地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、住民一人ひとりができる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方に基づいて「自助」の取組を推進するとともに、地域や事業所等における「共助」の取組を促進し、町及び県による「公助」との連携・協働を図るため、住民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

## 第2章 南海トラフ地震に関する情報の種類

### 1 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、南海トラフ沿いで観測された異常な現象について、調査を開始した場合、調査を継続している場合、または調査の結果及び状況の推移等を発表する場合等に「南海トラフ地震臨時情報」または「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

### 2 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報には、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」、「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」の4種類がある。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内（注1）でマグニチュード6.8以上（注2）の地震（注3）が発生 ○1箇所以上のひずみ計での有意な変化（注4）とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化（注4）が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり（注5）が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（注6）8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震（注3）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

（注1）南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

（注2）モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

（注3）太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

（注4）気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさを異常レベルを1～3として、異常

監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点ごと（体積ひずみ計）、成分ごと（多成分ひずみ計）に設定されている。

具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。

レベル3：レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

(注5) ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。

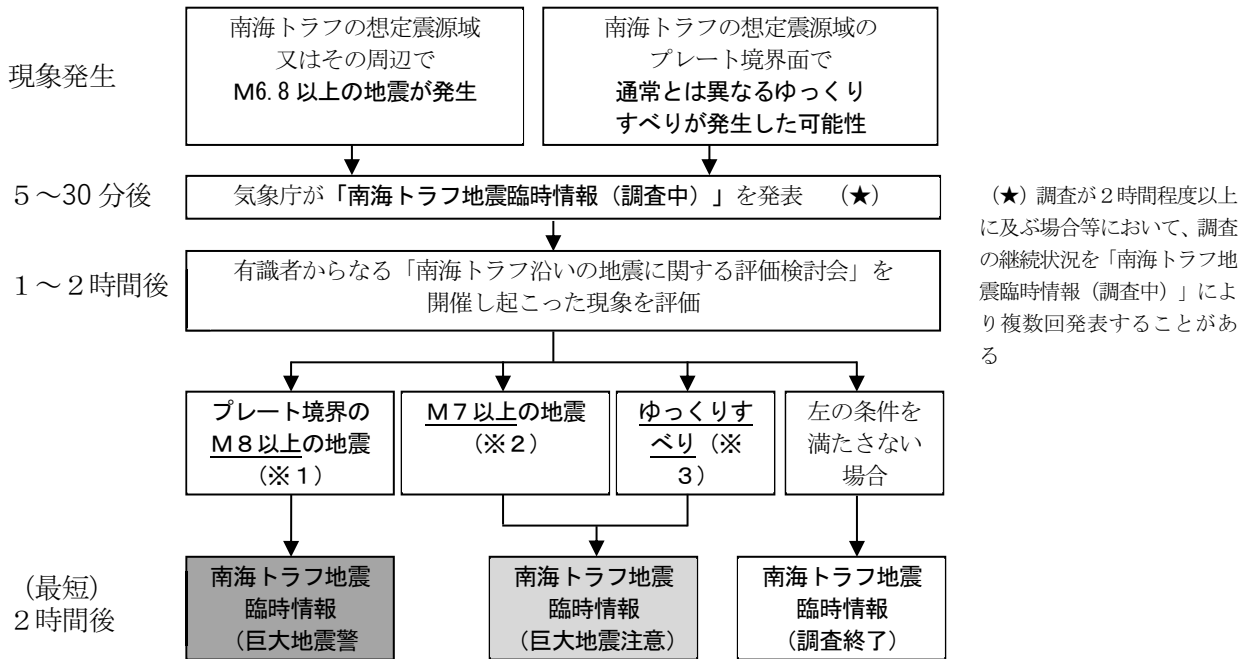
南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

(注6) 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

### 第3章 南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ

南海トラフ地震臨時情報の流れは以下のとおりである。



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

## 第4章 南海トラフ地震に関連する情報発表時の対策体制及び活動

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、内閣府が国民に対して今後の備えについて呼びかけを行うこととしている。この呼びかけは、南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して、日頃からの地震への備えの再確認を促すことを目的として行われる。

### 1 町の体制

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の町の体制は、以下の体制とするほか、風水害等対策編第3編第2章「防災組織及び編成」3「災害発生時の配備体制」による。

#### (1) 臨時情報（調査中）が発表された場合

町は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合には、警戒配備体制をとるものとし、発表された情報の共有、情報収集や連絡体制の確認等の所要の準備を始める。

#### (2) 臨時情報（巨大地震注意）又は臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

町は、気象庁から臨時情報（巨大地震注意）又は臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、第一配備体制（町本部設置）をとるものとし、地震発生から1週間は、応急対策の確認など、地震への備えを徹底するものとする。

また、1週間経過後、さらに1週間は、原則として警戒配備態勢による対応とするが、必要に応じて町本部体制を継続する。

### 2 住民への広報

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の住民への広報は、以下による。

#### (1) 臨時情報（調査中）が発表された場合

ア 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、今後、大規模地震の発生につながるものか、調査が開始された旨のお知らせ

イ 今後の政府や自治体からの情報に注意するよう呼びかけ

#### (2) 臨時情報（巨大地震注意）又は臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

ア 避難場所、避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認

イ 耐震性の不足する住宅にお住まいの方、自力での避難が困難な方、土砂災害警戒区域内（種別：急傾斜地の崩壊、地すべり）にお住まいの方に対して、事前避難の検討を促す。

### 3 避難所等の設置及び運営

臨時情報（巨大地震注意）又は臨時情報（巨大地震警戒）を踏まえた事前避難については、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とし、それが難しい住民が避難するための場所として、各地区公民館及び鬼北総合公園を避難所として開設する。

なお、事前避難は災害後の避難とは異なり、電気・上水道・通信サービス等のライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も営業していると想定されることから、必要なものは避難者が自ら準備し、避難所の運営についても避難者が自ら行うことを基本とする。

## 第5章 地域防災力の向上に関する計画

南海トラフ地震は、広域的かつ甚大な被害が予想され、被災地域外から県への早期支援が期待できない場合も考えられ、まずは自立した災害対応を行うことが必要であることから、住民一人ひとりによる防災対策の実践に加え、住民、企業、自主防災組織、NPO等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が重要である。

### 1 自主防災組織の災害対応能力の向上

南海トラフ地震のような大規模地震が発生した場合、町内においても活断層による内陸型地震と同じく多数の死者・負傷者の発生も想定される。

さらに、内陸型地震とは異なり被害が広域に及び極めて甚大となるため他地域からの町への援助が相当の期間困難となることが想定される。

このような南海トラフ地震の特性を踏まえ、町は、風水害等対策編第2編第4章第2節「地域における自主防災組織の果たすべき役割」の内容に加え、特に次の行動を重点的に実施し自主防災組織の災害対応能力の向上を図る。

- (1) 南海トラフ地震の特性及びその対策についての知識の普及  
(他地域から愛媛県への援助が相当の期間困難になることの周知など)
- (2) 自主防災組織が主体となり実施する訓練に対する支援  
(特に避難所運営訓練、避難所生活体験への支援)
- (3) 長期の孤立や物資不足時に活用可能な地域の人的・物的資源の事前確認  
(ワークショップ形式による地域防災マップの作成による各種防災関係資機材の保有者・医療従事経験者・井戸の位置の確認等)
- (4) 自主防災組織同士の連携の促進  
(交流会の開催、自主防災組織連絡協議会の設立促進等) 等

### 2 事業所等の災害対応能力の向上

南海トラフ地震は、広域的かつ甚大な被害が予想されるため、個々の事業所等の被災に加え、流通の停滞等による生産への影響も懸念され、広範囲で事業活動に支障が及ぶおそれがあるので、事業活動の維持・再開は地域経済等の維持にとって重要な課題になる。

南海トラフ地震による事業所等の被害を最小限にするため、南海トラフ地震防災対策計画の策定、事業継続計画(BCP)の策定、各種防災関係資機材や備蓄食料の確保、従業員の帰宅困難化対策等、災害対応能力の向上が一層重要となる。

また、地域防災力の向上のためには、被災時における地域コミュニティとの連携など防災活動への事業所等としての協力体制の確立も一層重要である。

町においては、これらの活動を推進するため、日頃から、事業所等との情報交換や連携を進める。さらに、町は、町内に立地する企業・事業所が、災害時に果たすべき役割(従業員等の安全確保、事業の継続等)を十分に認識し、防災活動の推進に努めるよう促すとともに、被災後速やかに事業を再開できるよう、事業継続計画(BCP)の策定等を支援する。

#### (1) 企業・事業所の役割

企業・事業所(以下「事業所等」という。)は、災害時に果たすべき役割(従業員等の安全確保、二

次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、町、国及び県が実施する施策に協力して各事業所等において防災活動の推進に努めなければならない。

## (2) 町の役割

町は、地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及・啓発活動等を行う。

また、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかける。

## (3) 商工団体等の役割

事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

また、会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発するとともに、行政等の支援策等情報の周知に協力する。



## 第6章 関係者との連携協力の確保

### 1 資機材、人員等の配備手配

#### (1) 物資等の調達手配

- ア 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材が確保できるよう、あらかじめ必要な物資の洗い出しを行い、物資の備蓄・調達計画を作成しておく。
- イ 町は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

#### (2) 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県に応援を要請する。

#### (3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、鬼北町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成する。
- イ 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

### 2 他機関に対する応援要請

町は災害応急対策を実施するにあたり、必要と認める場合は、次の機関に対して応援を要請する。

#### (1) 自衛隊災害派遣要請

自衛隊の災害派遣要請については、風水害等対策編第3編第29章「自衛隊の活動」に関する計画に定めるところによる。

#### (2) 応援協定等に基づく応援については資料編のとおり。

資料編 <3-17-1>災害時応援協定一覧表

### 3 帰宅困難者への対応

- (1) 町は、住民に対して「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。

## 第7章 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

### 1 避難指示等の発令基準

地域住民に対する避難指示等の発令基準は、原則として次のとおりとする。

また、避難指示等は以下の基準を参考に、総合的に判断して発令する。

種別	基準
高齢者等避難	1 強い地震（震度5弱程度）を体感した又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表されたとき。
避難指示	1 強い地震（震度5強以上）若しくは長時間のゆっくりとした揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき。 2 非常に強い地震（震度6弱以上）を体感した又は長い時間ゆっくりとした強い揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき。

### 2 避難対策等

地震発生時においては、家屋倒壊、火災、がけ崩れ等が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、町等は、避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努める。その際、要配慮者についても十分考慮する。

また、避難対策の周知にあたっては、住民に対し避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を実施すること、及び地域の防火活動に参加することを啓発する。

なお、具体的な避難対策等については、風水害等対策編第2編第13章「避難対策」に定めるところによる。

### 3 水道、電気、ガス、通信関係

水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設の事業者・管理者が地震等による被害を軽減又は復旧するための必要な措置については、風水害等対策編第3編第30章「ライフラインの確保」に定めるところによる。

### 4 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

#### (1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

#### ア 各施設に共通する事項

- (ア) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (イ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (ウ) 出火防止措置
- (エ) 水、食料等の備蓄
- (オ) 消防用設備の点検、整備
- (カ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、IP告知システム、テレビ、ラジオ、インターネットなど情報を入手するための機器の整備

#### イ 個別事項

- (ア) 診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
  - (イ) 学校等にあつては、避難の安全に関する措置及び当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
  - (ウ) 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
- なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 町は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、町本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- (イ) 無線通信機等通信手段の確保
- (ウ) 町本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は(1)のア又は(1)のイの掲げる措置をとるとともに、町が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断する。

## 5 消防機関等の活動

町は、消防機関及び消防団が円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点にその対策を定める。

- (1) 地震情報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 避難誘導
- (3) 自主防災組織等の避難計画作成等に対する指導
- (4) 救助・救急等
- (5) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

## 第8章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

以下の事業について、具体的な目標及び達成期間を明示した事業計画の策定に努める。

- (1) 建築物、構造物等の耐震化・不燃化
- (2) 避難場所の整備
- (3) 避難経路の整備
- (4) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設  
消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設
- (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- (6) 通信施設の整備

## 第9章 防災訓練計画

- (1) 町及び防災関係機関は、本編で定める南海トラフ地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。
- (2) (1)の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努める。
- (3) (1)の防災訓練は、大規模地震発生時の災害応急対策を中心として実施する。
- (4) 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
- (5) 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
  - ア 職員参集訓練及び町本部運営訓練
  - イ 要配慮者等に対する避難誘導訓練
  - ウ 災害の発生の状況、避難指示等、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

## 第10章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。なお、今後、国や研究機関等から新しい情報が公表されることが予想されることから、教育及び広報にあたっては、必要に応じて最新の情報を反映した内容で行う。

### 1 町職員に対する防災知識の普及

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災知識の普及を各部、各課、各機関ごとに図る。防災知識の内容は次のとおりとする。

#### ＜主な防災知識の内容＞

- (1) 南海トラフ沿いで発生した既往地震及びその被害の歴史に関する知識
- (2) 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (5) 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの
  - ア 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
  - イ 膨大な数の避難者の発生
  - ウ 被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響
  - エ 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
  - オ 電力・燃料等のエネルギー不足
  - カ 帰宅困難者や多数の孤立地区の発生
  - キ 復旧・復興の長期化
- (6) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (7) 南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (8) 南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (9) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (10) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

### 2 地域住民等に対する防災知識の普及

町は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、地域住民等に対する防災知識の普及を図る。

防災知識の普及は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行う。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教

育を行う。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 地震発生時における地域の災害危険箇所
- (3) 過去の地震災害の事例及びその教訓
- (4) 地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難指示等の発令基準など避難に関する知識
- (5) 家庭における災害予防や安全対策（食料や生活必需品等の備蓄、非常持ち出し品の準備等）
- (6) 災害発生時の行動（家族の安否確認、出火防止等）
- (7) 緊急地震速報の受信及び対応
- (8) 住宅の耐震診断・耐震改修の必要性（家具の固定、ブロック塀の倒壊防止対策等を含む。）
- (9) 南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの
  - ア 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
  - イ 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
  - ウ 電力・燃料等のエネルギー不足
  - エ 帰宅困難者や孤立地区の発生 等

### 3 学校教育における地震防災上必要な防災知識の普及計画

町及び学校等においては、阪神・淡路大震災及び東日本大震災を踏まえ、次の事項について、関係職員及び児童生徒等に対して地震防災教育を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。

- (1) 教育・指導（防災訓練の実施を含む。）の内容
  - ア 南海トラフ巨大地震等に関する知識
  - イ 地震・津波及びそれに伴う原子力災害に関する一般知識
  - ウ 地震発生時の緊急行動
  - エ 応急処置の方法
  - オ 教職員の業務分担
  - カ 児童生徒等の登下校時等の安全確保方法
  - キ 学校に残留する児童生徒等の保護方法
  - ク ボランティア活動
  - ケ その他
- (2) 教育・指導の方法
  - ア 教育活動全体を通じた児童生徒等への地震防災教育
  - イ 研修等を通じた教職員への地震防災教育
  - ウ P T A活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底
- (3) その他  
防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化

#### 4 相談窓口の設置

町及び県は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

## 第11章 支援・受援体制の整備

### 1 相互応援体制の整備

町は、平常時から防災関係機関や民間事業所等と相互に協定を締結するなどの連携強化に努める。また、企業やNPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。

さらに、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、防災総合訓練等において応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。このほか、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、支援計画や受援計画を策定し、それぞれ鬼北町地域防災計画等に位置付けるよう努める。

- (1) 町は、県や他の市町村への応援要求を迅速に実施できるよう、あらかじめ災害対策上必要な資料の交換を行うほか、県や他の市町村と連絡先の共有を徹底するなど、応援受援体制を整える。
- (2) 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- (3) 町は、相互応援協定の締結にあたって、近隣の市町に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。
- (4) 町は、広域防災体制の確立を図るために、県が行う広域防災拠点のあり方（場所、備蓄庫、ヘリポート等の機能）の検討について、必要な協議を行う。

### 2 支援体制の整備

#### (1) 人的支援体制の整備

町は、保健師、土木、水道関係等、派遣可能な専門職員の人数をあらかじめ把握するなど、災害時に被災地へ迅速に職員を派遣できる体制を整備する。

#### (2) 被災者受入体制の整備

町は、大規模災害の発生や原子力発電所事故による大量の被災者を受入れる体制・整備を県と連携して進める。

### 3 受援体制の整備

町は、町内において災害が発生し、町又は県では応援措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、都道府県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けられることができるよう整備する。

#### (1) 災害時に要請する応援業務

町は県と連携し、災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）を整理しておく。

#### (2) 受援環境の確保

町は、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車両の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。

### 4 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については、風水害等対策編第2編第6章「ボランティアの防災対策」に定めるところによる。



## 第12章 広域避難対策

町は、町内における被害が軽微な場合は、甚大な被害を受けた県内の他市町及び近隣県等からの避難者の受入れ及び生活支援を行う。

### 1 広域避難者の受入体制の整備

町は、町内における被害が軽微な場合、甚大な被害を受けた県内の他市町及び近隣県等からの避難者の受入れ及び生活支援を行う。

南海トラフ巨大地震等の発生や原子力発電所事故等による大量の被災者を受入れるための体制整備を県、関係市町と連携して進める。

また、大量の被災者を長期間受入れる場合、賃貸住宅のあっせん等について事業者と協議を進める。

### 2 広域避難者への対応

町は、県、社会福祉法人、NPO団体、ボランティア等と連携して、広域避難者に対する訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、避難者のニーズをきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続きなど生活全般について対応する。

# 原子力災害対策編



# 第1編 原子力災害事前対策

本町に最も近い原子力発電所は、四国電力株式会社伊方発電所である。

しかし、本町は国が定めるPAZ（予防的防護措置を準備する区域）やUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）には含まれていない。

その一方で、原子力発電所における緊急事態や、緊急事態により発生しうる災害に対しては、住民の関心が高いことや、隣接している宇和島市がUPZ内に含まれていること、緊急事態発生時には、本町への避難の可能性があるため、町は、県や関係機関等の協力を得て、事前対策の取組みを推進する。

## 第1章 本町の役割

原子力災害対策における町の役割は以下のとおりとする。

- 1 原子力災害発生時における広域避難者の受入計画の策定及び実施に関すること
- 2 重点市町における緊急事態応急対策の応援に関すること
- 3 原子力災害に関する広報の実施に関すること

## 第2章 災害応急体制の整備

### 1 町の防災体制の整備

原子力発電所における緊急事態は以下のとおり分類される。

町は、以下の各状況、県の活動体制に応じた防災体制をあらかじめ定めておく。

町は、原子力災害発生時における広域避難者の受入にに必要な体制、手順等を整備しておく。

町は、事態が長期化した場合に備え、職員動員体制をあらかじめ整備しておく。

#### (1) 警戒事態

対象事象等：警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）が発生した段階

概要：その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の準備、施設敷地緊急事態要避難者（避難行動に通常以上の時間を要し、かつ、避難により健康リスクが高まらない要配慮者（高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者、その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）並びに安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者の内施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階

県の活動体制：警戒配備体制（警戒配備、特別警戒配備）

#### (2) 施設敷地緊急事態

対象事象等：特定事象（原子力災害対策特別措置法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）が発生した段階

概要：原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階

県の活動体制：県本部

#### (3) 全面緊急事態

対象事象等：原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し、又は最小化するため及び確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

概要：原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

県の活動体制：県本部

### 2 緊急時モニタリング体制の整備

町は、原子力発電所からの放射性物質の放出に備え、緊急時モニタリングに必要な装備・備品の確保、モニタリングの実施場所の確保に努める。

### 3 緊急物資等の確保

災害が大規模となり、被災地において緊急物資の不足が発生した場合、又は、消防・救急等の即時対応が要請された場合に速やかに対応できるよう、あらかじめ県と調整し、必要な物資・資機材等の確保に努める。

### 4 緊急輸送道路・避難道路の確保

被災地への人員・物資等の輸送や被災地からの避難者の移動、負傷者等の搬送等に備え、県とあらかじめ緊急輸送道路・避難道路の確保に努める。

## 第3章 防災知識の普及

### 1 町職員に対しての防災知識の普及活動

町は、県の協力により、以下に掲げる事項について、必要に応じて職員を対象に研修を行う。

- (1) 放射線及び放射性物質の特性
- (2) 原子力発電所施設の概要
- (3) 原子力災害とその特性
- (4) 鬼北町地域防災計画（原子力災害対策編）と県の原子力防災対策に関する知識
- (5) 原子力災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (7) 家庭及び地域における防災対策
- (8) その他必要な事項

### 2 住民に対しての防災知識の普及活動

町は、県の協力により、以下に掲げる事項について、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため広報活動を実施する。

- (1) 原子力災害に関する一般的知識
- (2) 原子力災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (3) モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護方法等に関する知識
- (4) 防災関係機関等の防災対策に関する知識
- (5) 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- (6) 指定避難所、その他避難対策に関する知識
- (7) 非常持出品の準備等家庭における防災対策に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 要配慮者等への配慮に関する知識
- (10) 災害復旧時の生活確保に関する知識
- (11) 被災時の男女のニーズの違い等に関する知識
- (12) 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスに関する知識

## 第4章 原子力防災訓練の実施

町は、必要に応じて、県や国が行う防災訓練に職員を派遣し、技能の習得・向上に努める。

## 第5章 広域避難者受入れ体制の整備

原子力災害の発生に備え、愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）及び愛媛県広域避難計画に基づき、避難者の受入体制を整備する。

なお、風水害や地震、津波及び原子力災害が同時に発生した場合には、避難者が大量に発生する可能性があるため、複合災害の状況に応じた柔軟な対応を行うことを前提とする。

## 第2編 緊急事態応急対策

### 第1章 応急措置の概要

#### 1 町のとるべき措置

町は、原子力発電所における緊急事態の発生を覚知したときは、危機管理課を中心に以下の活動を行う。

- (1) 情報収集活動
- (2) 緊急時モニタリング
- (3) 広報・広聴活動
- (4) 被災地への応援協力活動

### 第2章 情報収集活動

#### 1 県からの情報収集

放射性物質の大量放出による影響が周辺地域に及び、又は、及ぶおそれがある場合、知事（県本部長）は、必要に応じて町に情報の提供を行うこととされている。

町は、県からの第一報を受けた場合、継続的な情報収集に努めるとともに、今後の町の対応、住民への広報内容等について、県と調整を行う。

### 第3章 広報・広聴活動

#### 1 町の広報活動

町は、事故・災害等の概況、その他必要な事項について住民に対して、継続的に広報を行う。広報にあたっては、正確な情報をわかりやすく伝えることに努め、デマや風評に惑わされず、冷静沈着に行動するよう促す。

また、緊急事態に対して不安を抱く住民の問い合わせ等に対応できるよう、相談窓口の設置を検討する。

ボランティアの募集を実施する場合は、社会福祉協議会とともに、募集内容等の広報を行う。



## 第4章 緊急時モニタリング等の実施

### 1 町内の放射線量の観測

知事（県本部長）から、放射性物質の大量放出の連絡を受けた場合、町は独自の判断で、速やかに緊急時モニタリングを実施する。また、必要に応じて、町内で生産される農水産物や工業製品等（地域生産物）の放射線量の計測を行う。

モニタリングの結果は、定期的に住民に公表する。

## 第5章 住民避難等の実施

### 1 避難所の設置

町は、県と連携し、緊急時に必要に応じ避難及び避難退域時検査等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難場所、避難所として開設する。

町は、県と連携し、それぞれの避難所に受入れている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。

### 2 広域避難の受入れ

町は、知事（県本部長）から要請を受けた場合、鬼北町地域防災計画に定める指定施設を提供し、必要な協力活動を実施する。知事（県本部長）また、町は、重点市町と連携して、避難者把握や秩序の保持に努める。

### 3 避難の長期化への対応

町は、国、県及び関係機関と連携し、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服薬状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

## 第6章 被災地への応援協力活動

### 1 応援要請への対応

被災市町や県から、緊急物資の供給等の応援要請を受けた場合、可能な範囲で対応する。

### 2 緊急輸送における緊急輸送道路・避難道路の確保

町内を走る道路を緊急輸送道路・避難道路として利用することとされた場合、警察により交通規制が実施されることがあるため、住民に関連する情報等の提供を行う。

また、交通規制等によりその他の道路において交通渋滞が発生する可能性があることから、不要不急の外出を控えるよう、広報に努める。

### 3 ボランティア活動支援

被災地におけるボランティアニーズは県、国、関係団体が把握する。

町は、これらの情報を基に、社会福祉協議会とともに、必要に応じてボランティアを募集し、被災地等に派遣する。

# 第3編 原子力災害中長期対策

## 第1章 汚染の除去等

### 1 継続的な環境放射線モニタリング

放出された放射性物質による健康への影響が長期間に及ぶ可能性があるため、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した後にも、継続的な環境放射線モニタリングの実施に努める。

モニタリングの結果は、定期的に住民に公表する。

### 2 除染

環境放射線モニタリング（緊急時モニタリングを含む。）の結果、住民の生活に影響のある放射線量が観測された場合、町は、県や国、その他関係機関と連携し、区域を設定し、除染作業を行う。

## 第2章 風評被害等の影響の軽減

町は、風評被害等の防止又は影響を軽減するために、必要に応じて町内で生産された地域生産物の放射線量の計測を行い、その結果を公表するとともに、県と協力し、国、関係機関、報道機関、業界団体や市場関係等に情報を提供する。